

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録
目 次

第1号（6月15日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	13
3. 欠席議員氏名	13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	13
5. 議会事務局職員出席者	13
6. 開 会・開 議	14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2 会期の決定	14
9. 日程第3 報告	14
10. 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について	14
11. 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	16
12. 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて （志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につ いて）	18
13. 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて （令和2年度志布志市一般会計補正予算（第19号））	18
14. 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて （令和3年度志布志市一般会計補正予算（第1号））	21
15. 日程第9 議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	23
16. 日程第10 議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	24
17. 日程第11 議案第37号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について	25
18. 日程第12 議案第38号 財産の取得について	28
19. 日程第13 議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について	30
20. 日程第14 議案第40号 市道路線の認定について	32
21. 日程第15 議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	32
22. 日程第16 議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	38
23. 散 会	39
第2号（6月16日）	
1. 議事日程	40

2. 出席議員氏名	41
3. 欠席議員氏名	41
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	41
5. 議会事務局職員出席者	41
6. 開 議	42
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	42
8. 日程第2 報告	42
9. 日程第3 一般質問	43
小野 広嗣	43
野村 広志	70
小辻 一海	92
10. 延 会	110

第3号（6月17日）

1. 議事日程	111
2. 出席議員氏名	112
3. 欠席議員氏名	112
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	112
5. 議会事務局職員出席者	112
6. 開 議	113
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	113
8. 日程第2 一般質問	113
西江園 明	113
岩根 賢二	127
南 利尋	143
小園 義行	161
9. 延 会	180

第4号（6月18日）

1. 議事日程	181
2. 出席議員氏名	182
3. 欠席議員氏名	182
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	182
5. 議会事務局職員出席者	182
6. 開 議	183

7. 日程第1	会議録署名議員の指名	183
8. 日程第2	一般質問	183
	鶴迫 京子	183
9. 日程第3	事件の撤回について	199
10. 日程第4	事件の訂正について	205
11. 散 会		207

第5号（6月29日）

1. 議事日程		208
2. 出席議員氏名		209
3. 欠席議員氏名		209
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		209
5. 議会事務局職員出席者		209
6. 開 議		210
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	210
8. 日程第2	議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	210
9. 日程第3	議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	211
10. 日程第4	議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について	212
11. 日程第5	議案第40号 市道路線の認定について	213
12. 日程第6	議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）	214
13. 日程第7	議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	218
14. 日程第8	議案第43号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	220
15. 日程第9	陳情第1号 弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書	227
16. 日程第10	陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、 2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	228
17. 日程第11	陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	229
18. 日程第12	発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	230
19. 日程第13	発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書について	231
20. 日程第14	発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	233
21. 日程第15	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	234
22. 閉 会		234

令和3年第2回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
6月15日	火	本会議	開会・議案上程
16日	水	本会議	一般質問
17日	木	本会議	一般質問
18日	金	本会議 委員会	一般質問 予算審査特別委員会（現地調査）
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	委員会	常任委員会
22日	火	委員会	予算審査特別委員会
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	
25日	金	休 会	
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
29日	火	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度志布志市一般会計補正予算(第19号))
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算(第1号))
議案第35号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第36号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第37号	志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
議案第38号	財産の取得について
議案第39号	曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
議案第40号	市道路線の認定について
議案第41号	令和3年度志布志市一般会計補正予算(第2号)
議案第42号	令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議案第43号	令和3年度志布志市一般会計補正予算(第3号)
陳情第1号	「弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書」
陳情第2号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
陳情第3号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
発議第2号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
発議第3号	教職員定数の改善に係る意見書について
発議第4号	志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)	
事件の撤回について	
事件の訂正について	

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 政治姿勢について	(1) 下平市政が誕生して、既に1期目の最終年度を迎えている。これまでの市政運営の総括（公約等の達成状況）と、2期目となる次期市長選挙への出馬について考えを問う。	市長
	2 避難行動要支援者の支援強化について	(1) 災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が5月20日に施行された。災害時に支援が必要な高齢者や障がい者等、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなどが柱である。本市の避難行動要支援者への支援強化対策について問う。	市長
	3 デジタル弱者対策について	(1) 総務省は5月18日、高齢者等がデジタル化から取り残されないようにスマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教える「デジタル活用支援員」について、2025年度までの5年間の事業構想を公表した。デジタル庁の9月発足を控え、デジタル化から取り残される住民がいないようにするのがねらいである。本市のデジタル弱者対策について問う。	市長 教育長
	4 メディアリテラシーについて	(1) テレビやインターネットを通じて手軽に大量の情報が手に入るようになった現代、身の回りにはあふれる情報を正しく理解し活用する能力（メディアリテラシー）が問われている。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内外はもとより、本市でも多くのデマや不正確な情報が拡散された。本市のメディアリテラシーに関する取組について問う。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
1 小野広嗣	4 メディアリテラシーについて	(2) インターネット上でのフェイクニュース横行などもあり、メディアリテラシー教育の必要性は一段と高まっている。SNS（会員制交流サイト）などで手軽に情報発信できる環境が広がる中、情報を発信する責任も求められている。本市のメディアリテラシー教育の取組について問う。	教育長
2 野村広志	1 農業政策について	(1) 新型コロナウイルスの感染拡大は、本市の基幹産業である農業分野においても多くの影響を及ぼしている。現在の状況や、支援等の対応策について示せ。 (2) 持続的な発展と継承において不可欠な要素として「儲かる農業の構築」が挙げられる。そこで、今後本市が描くべき農業施策の将来像について考え方を示せ。 (3) 国は農林水産物・食品の輸出拡大に向けた実行戦略において、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく基本方針を新たに改定し、輸出産地の育成や、生産から輸出に取り組む事業者らを束ねた「品目団体」の組織化等を盛り込んだ。それに伴い、本市において企業や品目が選定されたとの報道もあったが、今後の本市の具体的な動きについて問う。 (4) 本市でも有害鳥獣の駆除に取り組んでいるが、食害は一向に減っていない現状にある。現場からは、農業者の減少や高齢化によって農地の管理が行き届かなくなっているとの声を聞くが、今後の具体的な対応策について示せ。	市 長 市 長 市 長 市 長
3 小辻一海	1 津波対策について	(1) 市民の参加が減少傾向にある地震・津波防災訓練の在り方について問う。	市 長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5 岩根賢二	1 野良猫対策について	(3) 野良猫を増やさないために、地域猫の不妊・去勢手術の費用を助成する考えはないか。 (4) 行き場のない猫と地域住民の共生を目指す観点から、「里親探しの会」を開催するための場所を単発的に提供できないか。	市長 市長
	2 行政運営の在り方について	(1) 「行政事務連絡員」と「自治会長」の役割は違うとしているが、実際には兼務している例が多い。また、「行政事務連絡員」は、市長が委嘱しているながら報酬は支払われないことになっている。このような分かりにくい制度を改める考えはないか。 (2) 補助金申請時における納税状況の確認方法について、申請者の「同意書」を添付することにより、市長が確認する方法に改めることはできないか。 (3) 「おくやみ窓口」設置についての調査・研究の進捗状況を問う。	市長 市長 市長
6 南 利 尋	1 経済対策について	(1) 現在、市が取り組んでいる「志布志市中小事業者管理コスト支援事業給付金」の申請状況はどのようになっているか。また、その現状について市はどのように捉えているか。	市長
		(2) 本市における新型コロナウイルスのワクチン接種が進んでいる中、接種後の本市の経済活性化に向け、どのように取り組む考えか。	市長
	(3) 官民一体となったスピード感ある経済の底上げを図るため、全市民へ商品券を配布するなどの取組は考えられないか。	市長	
	2 観光振興について	(1) これまでも、夏井地区の国道沿いにある廃墟について撤去を要望してきたが、その後の進捗状況はどのようになっているか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
6南 利 尋	2 観光振興について	(2) インフラ整備が進みつつある中、今こそ観光客誘致を進めるべきだと考えるが、夏井地区の廃墟を道の駅のように整備するなど、本市の経済が潤う取組をすべきではないか。	市 長
	3 環境行政について	(1) 増えつつあるごみの不法投棄に対し、本市ではどのように取り組んでいるか。また、今後、不法投棄を減らすための新たな取組はあるか。 (2) 本市のごみの出し方については、これまでも賛否両論、様々な意見を聞いている。「志布志モデル」の意義を再認識してもらおうとともに、全市民が共通理解の下、リサイクルを推進できる環境を整えるべきではないか。	市 長 市 長
7小園義行	1 共生・協働・自立のまちづくりについて	(1) 校区公民館活動と地域コミュニティ協議会活動のそれぞれの役割と今後の市としての方向性を問う。	市 長 教育長
	2 会計年度任用職員制度について	(1) 昨年度から始まった会計年度任用職員の具体的な雇用条件について、フルタイム及びパートタイム職員の業務や任期、手当支給、社会保険などの内容について問う。	市 長
	3 福祉行政について	(1) 敬老祝金を節目支給ではなく、予算の範囲内で75歳以上全員に支給するように見直す考えはないか。	市 長
	4 保健衛生について	(1) 小学校でも始まったフッ化物洗口の実施状況を問う。	市 長 教育長
	5 学校教育について	(1) 山重幼稚園の廃園が提案されているが、経過を問う。 (2) 学校における生理用品の提供の現状と、女子トイレに生理用品を置いて児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする考えはないか。	市 長 教育長 市 長 教育長
8鶴迫京子	1 一般質問の経過について	(1) 令和元年12月定例会で、津波対策について質問したが、その後の検討結果について問う。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
8 鶴迫京子	1 一般質問の経過について	<p>(2) 令和2年9月定例会で、歯科衛生士の採用について質問したが、その後必要な専門職の採用が検討されたか。</p> <p>(3) 令和2年12月定例会で、ICTを活用した観光コンテンツの先進事例に倣い、バーチャル志布志城としてサービス展開を図る考えはないかと質問したが、その後の検討状況を問う。</p> <p>(4) 令和3年3月定例会で、遊具施設移転について質問したが、その後の検討結果について問う。</p>	市 長 市 長 教育長 市 長 教育長
	2 少子化対策について	<p>(1) 本市の産後ケア事業の実施内容や利用状況等について問う。また、課題をどう捉えているか。</p> <p>(2) 安心して産み、子育てする環境整備のために、出産前後1年間、日常生活に支障が生じた場合に、食事の世話、洗濯、清掃などの家事や、助言相談等を行うホームヘルパーを派遣する制度の創設は考えられないか。</p>	市 長 市 長

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和3年6月15日（火曜日）午前10時05分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度志布志市一般会計補正予算（第19号）)
- 日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度志布志市一般会計補正予算（第1号）)
- 日程第9 議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第37号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第38号 財産の取得について
- 日程第13 議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第14 議案第40号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	教 育 長 福 田 裕 生
総 務 課 長 北 野 保	財 務 課 長 折 田 孝 幸
企画政策課長 西 洋 一	情報管理課長 岡 崎 康 治
港湾商工課長 假 屋 眞 治	税 務 課 長 濱 田 茂
市民環境課長 留 中 政 文	福 祉 課 長 木 村 勝 志
保 健 課 長 川 上 桂 一 郎	農政畜産課長 大 迫 秀 治
耕地林務水産課長 小 山 錠 二	建 設 課 長 鮎 川 勝 彦
松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎	有 明 支 所 長 重 山 浩
水 道 課 長 新 崎 昭 彦	会 計 管 理 者 和 佐 浩 教
農業委員会事務局長 小 野 幸 喜	教 育 総 務 課 長 萩 迫 和 彦
学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲	生 涯 学 習 課 長 江 川 一 正
危 機 管 理 監 萩 原 政 彦	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時05分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第2回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と福重彰史君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの15日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から6月29日までの15日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第2号及び第3号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志市都市開発公社から令和2年度事業報告及び決算書並びに令和3年度事業計画予算書及び資金計画案、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（東 宏二君） 日程第4、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。
報告第2号、繰越明許費繰越計算書につきまして説明を申し上げます。

令和2年度志布志市一般会計予算及び令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を、繰越計算書のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） それでは、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について補足して御

説明申し上げます。

一般会計及び工業団地整備事業特別会計の令和2年度から令和3年度への繰越明許費の繰越額が確定しましたので、御報告申し上げます。

議案の繰越計算書をお開きください。付議案件説明資料は1ページから3ページになります。

繰越計算書の翌年度繰越額につきまして、繰越額の確定に伴い、上から4行目になりますが、6款、農林水産業費、1項、農業費の畜産クラスター事業を11億135万6,000円に、次のページになりますが、下から4行目の11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費の農地・農業用施設災害復旧事業は5億5,892万5,000円に、下から2行目の2項、公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は6億4,085万6,000円に、最後の行になりますが、3項、文教施設災害復旧費の文教施設災害復旧事業は326万5,000円に、それぞれ減額しております。

なお、その他の事業につきましては変更ございません。

全体で22件、35億4,948万1,000円の繰越額でございますが、繰越額の財源内訳は、既収入特定財源が959万2,000円で、未収入特定財源が34億7,259万円となり、このうち国・県支出金が28億4,195万3,000円、市債が5億6,290万円、その他の財源として基金が6,773万7,000円でございます。

また、一般財源が6,729万9,000円でございます。

次のページになりますが、工業団地整備事業特別会計でございます。

2款、事業費、1項、事業費、志布志市工業団地整備事業1億2,020万円を翌年度へ繰り越したものでございます。繰越額の財源内訳は、市債が1億2,020万円でございます。

以上が、繰越明許費繰越計算書の内容でございますが、繰越理由、進捗状況及び完成の見通しにつきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

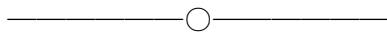
日程第5、承認第4号から日程第8、承認第7号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から承認第7号までの4件については、委員会への付託を省略し、こ

れから本会議で審議することに決定しました。



日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第4号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市税条例等を改正する必要が生じ、同日に志布志市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めらるるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） それでは、承認第4号、令和3年3月31日に専決処分の承認を求めらるることについて、補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の4ページをお開きください。

志布志市税条例等の主な改正内容についてですが、はじめに1の個人市民税、(1)ですが、税関係書類の電子化を進めるため、給与等の支払いを受ける者がその支払者に対して源泉徴収に関する各種申告書の紙面による提出に代えて電磁的方法により行う場合に必要とされていた、税務署長への事前承認手続きを不要とするものでございます。

同じく個人市民税の(2)は、住宅ローン控除の特例の延長についてですが、控除期間を13年間とする特例の適用期限を2年延長するもので、所得税から控除しきれない額は、控除限度額の範囲内で個人市民税から控除することとなっております。

(3)については、議案第35号の関連でございまして、その中で説明いたします。

2の固定資産税及び都市計画税、(1)の土地の負担調整措置についてですが、現行の負担調整措置の仕組みを3年間延長すること、令和3年度に限って、課税標準額が増加する土地については、令和2年度の税額に据え置く措置を講ずることとなっております。

5ページをお開きください。

3の軽自動車税、(1)の環境性能割の見直しについてですが、軽自動車を取得した際にその取得価額に対して課税される環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分の見直しが行われております。また環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減を9か月延長し、令和3年12月末までに取得したものを対象にすることとされております。

同じく軽自動車税、(2)のグリーン化特例の見直しについてですが、軽自動車の所有者に対して毎年課税される軽自動車税種別割の税率を燃費性能により初年度課税分に限り軽減するグリ

ーン化特例について、電気自動車、天然ガス車等については、75%軽減が継続されますが、その他のガソリン車等については、50%軽減、25%軽減の対象を営業用の乗用車に限定し、2年間の延長となっております。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の6ページをお開きください。

まず、第1条関係の新旧対照表でございますが、第36条の3の2及び第36条の3の3については、それぞれ扶養親族申告書の提供方法を定めておりますが、申告書の提出に代えて電磁的方法で行う場合の事前の税務署長承認手続きを不要とするものでございます。

7ページをお開きください。

第53条の9については、退職所得申告書の規定でございますが、電磁的方法により提出する場合の規定を追加しております。

次に、附則の改正でございますが、第10条の2から11ページの第13条までは、固定資産税の特例措置に関する改正分でございます。

12ページをお開きください。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例に関する規定でございますが、第2項から第4項までは、既に経過した分を削除し、令和3年度以降分については、13ページから14ページになりますが、第6項から第8項までが新設され、電気自動車等に限定するなどの重点化が行われた上で、特例適用期限を2年延長し、令和5年度までとされております。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除税額の特例に関する規定ですが、控除期間13年の特例期限を延長し、令和4年12月末までの入居者が対象となっております。

次の第2条関係についてでございますが、地方税法改正に合わせ、項のずれを反映させたものとなっております。

補足説明は以上でございます。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第4号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

○

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（東 宏二君） 日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、緊急に志布志市都市計画税条例を改正する必要性が生じ、同日に志布志市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

内容につきましては、地目ごとに課される都市計画税の特例措置の期間の延長、引用している法律の改正に伴う項ずれの修正等であります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第5号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

○

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度志布志市一般会計補正予算（第19号））

○議長（東 宏二君） 日程第7、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第6号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、地方交付税の額、地方債の同意額の確定等に伴い、緊急に令和2年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年3月31日に令和2年度志布志市一般会計補正予算（第19号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第6号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第19号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5,643万9,000円を追加し、予算の総額を375億8,820万2,000円としております。

補正予算書の5ページをお開きください。

第2表、地方債補正ですが、地方税の収入が標準税収入額を下回る場合に、その減収を補うために発行できる減収補てん債を4,010万3,000円追加し、また起債同意額の確定に伴い、合併特例事業など6件の地方債を総額1億2,660万円減額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算についてですが、補正予算書8ページになります。

2款、地方譲与税から17ページの9款、環境性能割交付金は、国の交付金額の確定に伴うもので、8ページの2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税は221万5,000円減額、9ページの2項、自動車重量譲与税は1,730万4,000円増額、10ページの5項、特別とん譲与税は333万8,000円減額、11ページの3款、利子割交付金は8万7,000円減額、12ページの4款、配当割交付金は260万1,000円増額、13ページの5款、株式等譲渡所得割交付金は338万3,000円増額、14ページの6款、法人事業税交付金は935万7,000円増額、15ページの7款、地方消費税交付金は2,773万3,000円減額、16ページの8款、ゴルフ場利用税交付金は2万7,000円増額、17ページの9款、環境性能割交付金は1,664万4,000円減額しております。

18ページになりますが、11款、地方交付税は、交付金額の確定に伴い、特別交付税を1億8,302万1,000円増額し、交付総額は65億9,953万3,000円となりました。

19ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、国からの交付決定通知に伴い、1億60万円増額しております。

20ページになりますが、18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、外山木材株式会社からの林業振興への寄附金を100万円、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの教育振興への寄附金を5万円、白水興産株式会社からの港湾振興への企業版ふるさと納税寄附金を100万円、一般社団法人鹿児島県治山林道協会からの災害復興支援への寄附金を60万円、総額265万円計上しております。

21ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、財源調整として1億2,594万円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、寄附金との財源振替として5万円減額しております。

22ページになりますが、22款、市債は、事業費の確定に伴い、2目、農林水産業債を490万円、3目、土木債を970万円、5目、教育債を260万円、6目、災害復旧債を1億940万円、それぞれ減額、13目、減収補てん債を4,010万3,000円計上、総額8,649万7,000円減額しております。

次に、歳出予算についてですが、23ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、公共施設の将来にわたる維持管理等を図る観点から、施設整備事業基金への積立金を6,413万9,000円増額しております。

25ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、事業実績の確定に伴い予防接種等事業を864万3,000円減額、令和元年度感染症予防事業等国庫負担金返還金を94万3,000円計上しております。

また、その他の歳出補正予算については、増減はなく、歳入の地方債及び寄附金の増減に伴う財源振替と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充当実績に伴い、ふるさと志基金との財源振替を行っております。

以上が、承認第6号の概要でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） 1点だけですけれども、今回減収補てん債が発行されておりますけれども、ただいま説明がありましたように、この地方税の収入が標準税の収入を下回ったときに、それを補うための起債であるということございまして、簡単に言うと、一般財源の不足をこれで補っていくということであろうかというふうに思いますが、そういう中で、まず地方税の減で何が一番影響を受けたのかということが一つ。それからもう一つは、この資金調達については、考え方として民間の資金を活用するつもりなのか、あるいは政府資金を活用する考えであるのか。それから3番目には、この起債の交付税の措置率はいくらであるのか。その3点についてお願いします。

○財務課長（折田孝幸君） 今、減収補てん債の件について質問がございましたが、議員がおっしゃるように減収補てん債は、一部の税目について普通交付税の決定後に、当該年度の基準財政収入額と税収額との差を精算するために発行するという地方債でございます。これにつきましては、政府資金で対応するということになっております。それと充当率100%で75%の交付税措置率ということですので、非常に有利な起債となっておりますので、それを一般財源だけで対応するより、起債してそういった25%で抑えられるということですので、今回これを活用して起債するということになっております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第6号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

○

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第1号））

○議長（東 宏二君） 日程第8、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第7号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ひとり親世帯分、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等の実施に伴い、緊急に令和3年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年4月21日に、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 承認第7号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について、その内容を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億1,773万円を追加し、予算の総額を259億7,773万円としております。

それでは、予算書の3ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を2,420万円増額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）補助金を4,230万円、事務費補助金を131万2,000円、総額4,361万2,000円計上しております。

3目、衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金を3,805万

3,000円増額しております。

7ページをお開きください。

19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として1,186万5,000円増額しております。

8ページになりますが、22款、市債は2,420万円増額し、総額で16億5,520万円としております。次に、歳出予算でございますが、予算書は9ページ、付議案件説明資料は20ページをお開きください。

3款、民生費、2項、児童福祉費、6目、ひとり親福祉費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）を4,333万4,000円計上しております。

予算書は10ページ、付議案件説明資料は21ページをお開きください。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制構築に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を3,705万3,000円増額しております。

付議案件説明資料は22ページになりますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制の一部を個別接種から集団接種へ見直したことに伴い、新型コロナウイルス予防接種事業の予算を組み替えております。

予算書は11ページ、付議案件説明資料は23ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農林水産施設災害復旧費は、令和2年度発生災害箇所のうち未着工地区について、令和3年度当初予算で計上してはりましたが、被災箇所を再調査した結果、箇所数が大幅に増加し、既定予算では不足することから、農業用施設災害復旧事業（単独）を3,734万3,000円増額しております。

以上が、補正予算（第1号）の内容でございますが、詳細につきましては、付議案件説明資料を御参照ください。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 付議案件説明資料でいうと20ページですけど、この子育て世帯生活支援特別給付事業ということで、対象者がここにありますが、これは申請をしなくても当局で把握された上で、きちんとその対象者のところへ案内がいくというふうに理解していいですか。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

付議案件説明資料に給付対象者が記載してございますが、まずアの「令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者」とある方につきましては、把握をしておりますので、もう5月11日に支給済みでございます。イトウにつきましては、今支給を受けて、支給が支給制限限度額を上回っている方につきましては、今、支給を受けていない方もいらっしゃると思いますので、こちらの方で公的年金を受けている方とか、所得超過で支給が停止になっている方とかは把握してござい

すので、そちらの方に案内を送りまして、こちらは申請をしていただきまして新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変しているということを審査する必要がありますので、そちらの申請を受けてからまた審査をして支給をするという形に今進めているところでございます。

○19番（小園義行君） 今この給付対象者で、アとイはすぐ当局でよく分かるわけですね。そしてこのウの「令和3年4月分の児童扶養手当の支給は受けていないが」というところでは、ここは対象になるのかどうなのかというのは、その御家庭を含めて判断が非常に難しいですね。そこについてはきちんと親切な対応をしていただいて、当然、ひとり親の家庭では「自分ところはどうかだろうね」ということで、申請が分からないと思うんですね。このウのところが一番難しいのではないかと思います。そこについては、当局として説明なり、そういったものについてはお知らせをするとともに、きちんとした対応が求められていると思いますので、そこについての考え方をもう一回お願いします。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

今申されましたとおり、ウの方につきましては非常に分かりづらいというところがございます。うちの方では、所得超過により停止という方につきましては把握をしておりますので、そこの方につきましては散らし等をお送りして、対象であれば申請をしてくださいということで対応しているところでございます。

今もしひとり親で、例えば児童扶養手当の申請をされていない方とかもいらっしゃる場所もございますので、そこにつきましてはホームページ、広報等を含めまして周知徹底して、申請に來られた場合には対応を丁寧にしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第7号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定しました。



日程第9 議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第35号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲の明確化及び特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（濱田 茂君） 議案第35号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明を申し上げます。

付議案件説明資料に基づき説明を申し上げますので、資料の4ページをお開きください。

1の個人市民税、(3)のセルフメディケーション税制の見直しについてでございますが、このセルフメディケーション税制については、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの特例ということで、健康の増進及び疾病の予防への取り組みとして、特定健康診査等の一定の取り組みを行う者が医療用から転用された、いわゆるスイッチOTC医薬品を購入し、その年間の購入費用合計額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額を所得控除する制度となっております。今回、対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、適用期限を5年延長することとされております。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたしますので、付議案件説明資料の24ページをお開きください。

第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条については、個人市民税の均等割、所得割の非課税の判定に用いる扶養親族の範囲が明確化されたものでございます。

25ページをお開きください。

附則の第6条については、セルフメディケーション税制に関する規定でございますが、改正内容としましては、対象をより効果的なものに重点化し、適用期間を5年延長しようとするものでございます。

本条例の施行日は、令和4年1月1日でございますが、扶養親族の範囲の明確化関連については令和6年1月1日施行となっております。

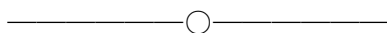
補足説明は以上でございます。御審議よろしくようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第36号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制

定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律における、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料の徴収を市に委託して実施することができることとする措置が講じられたため、手数料を徴収する事務から、個人番号カードの再交付に係る事務を削るものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（留中政文君） 議案第36号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の26ページをお開きください。

国において、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カード（マイナンバーカード）を発行するものとして明確化されたことに伴い、個人番号カードの発行に係る手数料の徴収の事務については、同機構から市町村に委託することができることとする規定が盛り込まれたため、3、個人番号、個人番号カードの再交付手数料の欄を削り、区分の欄が1行ずつ繰り上がるものです。

なお、この条例は、令和3年9月1日から施行するものであります。

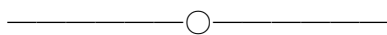
以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第37号 志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第37号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日から休園中の山重幼稚園につきまして、今後も新入園児が見込めな

いことから、同園を廃止するものであります。

内容につきましては、条例第1条中の幼稚園の字句及び別表1の幼稚園の表を削るものであります。

また合わせまして、附則に、今回改正によって不要となる志布志市立幼稚園保育料徴収条例を廃止すること及び志布志市一般職の職員の給与に関する条例中の幼稚園長の職務を削ることを規定するものであります。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） この件につきましては、先ほど全員協議会でいろいろ説明があったわけですが、今後の活用方針ということで学童保育を行うというふうな説明もございました。学童保育事業につきましては、学校の空き教室を利用しているところと、自分で事業者がそういう施設を建設して事業をしているところ、両方の形があるわけですね。今後の活用方針をいろいろ決定していく中で、そのことについてのやはり整合性というものを十分配慮して、検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

今回、閉園についての議案を提案させていただいております。もしこれが可決していただきましたら、今後7月に不動産運用検討委員会を開催する計画でございます。その中におきまして、土地建物等の貸し付け等につきましての在り方を検討していきますので、その中で検討されるというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今後のことなんですけれども、現在でもそういう不公平感があるのではないかなということも憂慮しておりますので、それらについても十分検討していただければと思います。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 不動産運用検討委員会の中におきまして、福祉課等とも連携を図ってまいりますので、十分協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 今、岩根委員からも出ておりましたけれども、少し関連して質疑をさせていただければと思っています。

いわゆる山重幼稚園の跡地利用というか、その後の利用ということで検討していただいた結果、放課後児童クラブとして存続を図っていくということでもありますね。この件に関しては、一般質問の通告が出ておりますので詳しくは述べませんが、先ほどから全協で出ておりましたように、いわゆるこの貸し付けをするという考え方、これはその施設があるわけですので、公の施設として現在存在していますので、そこを貸し付けるということになっているわけですが、実際今もありましたように、民間においては自前でそういった施設を新たに造って、児童クラブを受けていくと。そしてまた民間の建物をお借りしてやっているところもあつたりもすると。形態

は様々あるわけですね。そうした中に、あくまでも放課後児童クラブというのは公的機関が委託事業としてやっているのですよ。そこを少し整理されているのかなというのを全協で聞きながら思っていたんですけども、いわゆるこういった公の仕事を放課後児童クラブ委託事業としてやっている、公の側から見たときの公平性、そういったものをしっかり担保できるのかということ、いろんな議論はされていくべきだろうと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

現在市内には16クラブ、23支援単位あるところでございます。そのような中で小学校の余裕教室を利用したり、今議員が申されましたとおり、保育園の所有施設等を使ったり、民間施設を借り上げていたりしているところでございますが、この事業が始まる中で、今申されましたとおり、当然市が委託をしているということは、もう重々承知をしているところでございますけれども、今やっている中では現在こういう形となっておりますので、また今回山重幼稚園を活用した放課後児童クラブ委託して、また貸し付けるのかとかいうことにつきましても含めまして、また検討したいとは考えているところでございますが、今までの流れとしては、現在は小学校利用も4クラブに留まっているというような状況でございますので、今はそういう状況でございます。

○15番（小野広嗣君） 民間の事業者に委託をするということで、民間の事業者もそれなりのお考えがあって、その児童クラブの場所をどこにするのかと、より安全性の高い、例えば学校の一部であれば移動もそんなにかかりませんので、学校外からみえる方の移動というのも当然あるわけですけども、そういったことを考えていったときに、民間は民間で知恵を絞って、様々な児童クラブの形成を図っていきとされるわけですね。そうしたときに、今後借りるとか、あるいは今後自前でそういった建物を建ててやるという方向性も、お聞きしている部分もあるものですから、そうした場合に、やはり先ほど申し上げました公的機関がやる事業として、公平性が担保できるような協議というものをしていく、あるいは山重幼稚園にしてもどこかの事業者が手を挙げていただいて頑張ってくださいということになるんだろうと思うんですけども、そうした場合に、そういった方々に寄り添うような形で協議をしていっていただきたいと思うんですね。でないと、やはり同じ事業者間に負担がすごく生じる場所もあれば、貸し付けですっといく場合もある。本来はそういったことの方が一番いいんでしょうけれども、それが全部できるかというところとそうでもないから、今の志布志市内の形態になっていると思うんですね。そういったところをしっかりと公平性を保てるように、公の仕事を委託しているんだという自覚の下に、これを進めていっていただきたいと思いますが、どうなんですか。

○福祉課長（木村勝志君） 今申されたとおり、市が委託をしている事業ということでございますが、現在の形態といたしましては、このような状況になっているところでございますが、申されましたとおり、もともとある施設で運営されている場所もあれば、今回例えば新規に建てられるところとか、様々な形態になっているところでございます。一気にこれを解消するというのは、なかなか困難なところでございますが、そこを理解しながら今後進めさせていただければと考えております。

○市長（下平晴行君） 先ほどありましたように、公正という立場で申し上げますと、学校の空き教室を使っているところがあれば、プレハブを設置しているところもあるということになりますと、プレハブ等については国・県の補助等の活用もさせていただいているわけではありますが、やはり委託という考え方でいくと、おっしゃいましたとおり、そこはしっかりと対応していかなければいけないというふうに思っておりますので、内部で十分方向性を協議して対応していきたいと。それと、先ほどもありましたとおり、不動産運用利活用検討委員会の中で、しっかりと定めていかなければいけないんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第12、議案第38号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第38号 財産の取得について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第38号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、財産の取得につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市消防団中央分団が使用する消防ポンプ自動車を買収するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） それでは、議案第38号、財産の取得について補足して説明申し上げます。

今回取得する消防ポンプ自動車は、志布志方面隊中央分団に配備するものであります。現在、同分団に配備されている消防ポンプ車は、平成6年度に配備され27年が経過しようとしており、老朽化に伴い、今回更新するものであります。

付議案件説明資料の31ページをお開きください。

車両の型式は、キャブオーバー型ダブルシートの2輪駆動式であります。車両の重量は5 t未満で、変速装置はオートマチックトランスミッションで、乗車定数は5人となっております。

装置としましては、アルミ製高圧二段バランスタービンポンプを装備し、毎分2.6 t以上の放水能力を有することとしております。資機材を収納するためのアルミシャッター扉の収納庫を備えております。

次のページには、装備される資機材の規格と数量をお示ししております。

また、完成のイメージとして、昨年度購入した有明方面隊第2分団の消防ポンプ車を載せておりますので参考としてください。

以上で、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（八代 誠君） 何点か質問させていただきます。

議案書の方に、3番として買収の方法ということで、指名競争入札だったということで記載があるわけなんですけど、今回のこの入札は、何者による入札であったのか。またここに、買収の価格ということなんですけど、これは税抜き価格なのか税込み価格なのか。それと、本市が予定していた予定価格はいくらなのか。その3点についてお示し願います。

○総務課長（北野 保君） まず指名競争入札の応札者の数ですけれども、5者で指名競争入札を行いまして、そのうち2者の応札があったところでございます。

価格につきましては、税込み価格となっております。

予定価格につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

○7番（八代 誠君） それでは、この議案が可決された後の流れについてなんですけど、更新するというので、古い車が平成6年購入で27年経っているということになるわけなんですけど、入れ替えのタイミング、更新するというので、この新しい車が納入される時期というのはいつ頃になっていくのか。

それから、こういう消防自動車の更新する基準というんですか、先ほど課長のお話の中では、「27年経過して老朽化のため」ということでお答えをいただいたんですが、こういった特殊車両を更新する基準というものは、どんなものがあるのか、その2点についてお示しいただきたい。

○総務課長（北野 保君） まず、先ほど御質問がございました予定価格でございますけれども、2,750万円でございます。

更新の基準でございますけれども、購入年度の古い順から更新するように計画をしているところでございますが、おおむね25年程度の運用が可能というふうに判断しておりますので、25年を経過したものを基準に考えているところでございます。

納入時期でございますが、なるべく早い時期にと考えておりますが、年内に納入ができればと思っているところでございます。

○7番（八代 誠君） 予定価格も税込みということによろしいですか。2,750万円は税込みなのか、税抜きなのか。税込みであればちょっと比較対照ができませんので、税込みであればこれで構いません。税抜きであれば、税込み価格をお示しいただきたいと思います。

○総務課長（北野 保君） 大変失礼いたしました。税込み価格で2,750万円でございます、税抜きですと2,500万円になるところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） ちょっと関連してですけれども、指名が5者、そして応札したの2者ということだったかと思えますけど、3者については、これは辞退であったのか棄権であったのか、どちらですか。

○総務課長（北野 保君） 3者につきましては、辞退届が出されたものでございます。

○20番（福重彰史君） 辞退ということですが、5者指名されて3者が辞退されたということについて、どのようにお考えですか。

○総務課長（北野 保君） 仕様書を確認されて、納品が見込めるかどうかを判断されたと思うんですけども、それが見込めないというふうに判断されたものと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

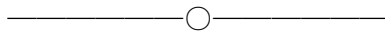
これから採決します。

お諮りします。議案第38号は可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は可決することに決定しました。



日程第13 議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第39号、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託につきまして説明を申し上げます。

本案は、大崎町に曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の一部を委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において、準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 議案第39号、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料33ページを御覧ください。

現在、曾於南部地区におきましては、平成29年4月から国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）を導入し、大崎町が鹿屋市と志布志市から事務委託を受けて代表事務を行っております。

この国営造成管理体制が、令和3年度新たに創設された水利施設管理強化事業に移行することに伴い、大崎町へ水利施設管理強化事業の事務の一部を委託するものでございます。同様に、鹿屋市も水利施設管理強化事業の事務の一部を委託し、大崎町におきましては、水利施設管理強化事業の事務の受託を議案に提案しているところでございます。

関係土地改良区といたしましては、曾於南部土地改良区となります。受益面積は4,000ha、面積割合は記載のとおりであります。受益農家数は5,668戸で、施設としましては、幹線導水路97.8km、揚水・加圧機場13か所、管理所1棟、ファームポンド15か所、調整池1か所となっております。

事業目的としましては、水利施設管理強化事業で国庫を導入し、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ることとしております。

事業内容は、記載のとおりでございます。

概算事業費としましては、令和3年度当初予算で、国営造成管理体制として計上している1,354万9,000円が、水利施設管理強化事業に移行することになります。

説明資料の34ページになります。

負担割合は国営造成管理体制と同じく、国が50%、地元が50%となっております。地元負担割合は2市1町の面積割合で負担しており、負担額は記載のとおりでございます。

事業効果といたしましては、これまで国営造成管理体制の強化支援費で補助されていた対象経費について、引き続き水利施設管理強化事業の補助を受けることにより、曾於南部土地改良区に係る地元負担額の縮減化が、これまで同様、継続して図られるものと考えております。

規約につきましては、第1条で目的、第2条で委託事務の範囲、第3条で経費の負担、第4条で予算の繰越しを定めております。

なお、この規約につきましては、議決の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 1点だけお願いします。

これは大変苦勞されているということで、こういう形にされているわけですが、この受益面積の4,000haはほとんど変わらないわけですよ。その下のいわゆる受益農家の数というのが、この10年ぐらいでどんなふうに変遷したんだろう。その数が最終的にどんと落ちてしまうと、この4,000haはもう計画に入って事業をされている。あとの受益農家が本当にどんと減ったときに、最終的にはこれはどうなるんだろうという心配があるんですけど、もし分かっていなければ委員会等でも、その受益農家の数の変遷ということについてちょっとお示しいただければ有り難いと。今、分かっていればお願いします。無ければ後でいいです、委員会でいいです。

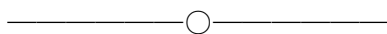
○耕地林務水産課長（小山錠二君） お尋ねの受益面積につきましては4,000haと、そして受益戸数については5,668戸ということですが、大変申し訳ありませんが、これまでの経緯としましては、今私の方の手持ちにはございませんので、また委員会等でも御説明できればと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第40号 市道路線の認定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第40号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、市道路線の認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、東九州自動車道の整備に伴い、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

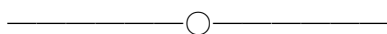
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げま

す。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他の子育て世帯分）、県営土地改良事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億1,175万3,000円を追加し、予算の総額を260億8,948万3,000円とするものでございます。

それでは、予算書の4ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、県営土地改良事業負担金、宇都中学校エレベーター設備等整備事業に伴う合併特例債を総額で2,920万円増額、災害復旧事業に伴う災害復旧事業債を160万円減額するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の7ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、地域女性活躍推進交付金を49万1,000円計上、2目、民生費国庫補助金、1節、社会福祉費補助金は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を773万円計上、2節、児童福祉費補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他の子育て世帯分）を4,250万円、事務費補助金を218万6,000円、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を319万9,000円、総額4,788万5,000円計上しております。

8ページをお開きください。

3項、国庫委託金、1目、総務費国庫委託金は、通知カード・個人番号カード関連事務交付金を186万円増額しております。

9ページになりますが、16款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、生活困窮者自立支援機能強化事業補助金を224万7,000円計上しております。

10ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、五社中舞踊同好会からの新型コロナウイルス感染予防対策寄附金を10万円計上しております。

11ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として355万円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、イベント運営事業及び青少年研修事業の中止に伴う減額とコミュニティ振興助成事業の計上に伴い、合わせて579万円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、修学旅行キャンセル料支援事業等に充当する経費として778万円増額しております。

12ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、コミュニティ助成事業補助金を250万円、市町村振興助成事業補助金を1,580万円、合わせて1,830万円計上しております。

13ページになりますが、22款、市債は2,760万円増額し、総額で16億8,280万円としております。次に、歳出予算でございますが、予算書は14ページ、説明資料は1ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費は、それぞれのライフステージに応じ女性が活躍し、地域経済を活性化させるため、ワークライフバランスをめぐる状況、多様化した家族の状況等の理解を深め、官民一体となった女性活躍の普及を図り、男女が共に活躍できる社会づくりを目指す地域女性活躍推進交付金事業を98万4,000円計上しております。

7目、自治振興費は、住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を図ることにより、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ地域の活性化を図るコミュニティ助成事業を250万円計上しております。

説明資料は2ページをお開きください。

人口減少、少子高齢化により発生する様々な地域課題について、地域コミュニティ協議会等が解決に向けて自主的に取り組む事業に対し助成することにより、地域振興を図り、共生・協働による地域づくりを推進するコミュニティ振興助成事業を1,970万円計上しております。

予算書は15ページ、説明資料は3ページになりますが、3項、戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカードの取得に係る申請サポートの利用促進を図るため、マイナンバーカード推進事業を186万円増額しております。

予算書は16ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活困窮者自立相談支援事業の人員体制及び環境整備の強化を図るため、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援事業）を299万7,000円増額しております。

説明資料は5ページをお開きください。

4目、老人福祉費は、高齢者施設の防災・減災対策を推進するため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業を773万円計上しております。

予算書は17ページ、説明資料は4ページになりますが、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他の子育て世帯分）を4,440万8,000円計上しております。

説明資料は5ページになりますが、4目、保育所費は、保育所、認定こども園における新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、新型コロナウイルス感染症対策支援事業を639万8,000円計上しております。

予算書は19ページ、説明資料は6ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、農地整備費は、国の追加交付に伴い、県営土地改

良事業の事業費が増額したことにより、県営土地改良事業負担金を2,760万円増額しております。
予算書は20ページ、説明資料は2ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、3目、観光費は、実行委員会において、新型コロナウイルス感染防止のため、お釈迦祭りの中止が決定したことに伴い、イベント運営事業を487万1,000円減額しております。

予算書は22ページ、説明資料は7ページをお開きください。

10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育指導費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市の小・中学校が実施を予定している修学旅行の中止または延期に伴って発生するキャンセル料を補助する修学旅行キャンセル料支援事業を331万3,000円計上しております。

予算書は23ページになりますが、3項、中学校費、1目、学校管理費は、学校施設のバリアフリー化を図り、教育環境を充実させる宇都中学校エレベーター設備等整備事業を330万円計上しております。

予算書は25ページ、説明資料は8ページをお開きください。

5項、社会教育費、3目、青少年教育費は、実行委員会において、新型コロナウイルス感染防止のため、海外、国内研修の中止が決定したことに伴い、青少年研修事業を481万9,000円減額しております。

予算書は26ページ、説明資料は6ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、農林水産施設災害復旧費は、令和2年度発生の平山地区直轄災害復旧事業について、事業費確定が令和3年度末となり、負担額確定は令和4年度となることから、農業用施設災害復旧事業（補助）を204万2,000円減額しております。

以上が、補正予算（第2号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○15番（小野広嗣君） 生活困窮者自立相談支援事業の予算が計上してあるわけでありましてけれども、3月定例会においてもこの件で人的体制の整備、様々質問をさせていただきましたけれども、3ページの説明資料の中にあります、「人員体制及び環境整備の強化を図る」ということで、補正を組んでこうやって提案をしていただいておりますけれども、少し中身をお示しください。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

今回の299万7,000円につきましては、人員をまず1名雇用、増加するというので約200万円、あとはパソコンとか机が必要になりますので、そのような形での備品購入、あと相談環境を若干整えるために、カーテンと仕切りを作るということと、1人増えますので、1台車両をリースする形で、そういう整備を図るための費用に約105万円という形になっております。

○15番（小野広嗣君） そういったことで、人的体制が拡充されて、環境の整備というかそうい

ったことですね。そうした場合に、以前も申し上げましたけれども、こういったコロナ禍にあって経済不況に陥って、大変な状況の方々が御相談にみえますよね。そうした場合に社会福祉協議会もそうでしたけれども、どうしても残業時間等が増えていくと。やはりその解消も図らなければいけないということも申し上げたわけですが、そういった点も、この体制で何とかやっつけけるという判断でよろしいのでしょうか。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

この事業を取り入れるにあたりましては、社会福祉協議会と何回も協議をさせていただきまして、今の体制で時間がかかりかかっているとか、そういうのも含めまして協議をさせていただいた結果でございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。そうやって残業時間も少くクリアできると。そして相談体制も厚くなるということで、有り難いなと思うわけですがけれども、よくこういったコロナ禍において経済的に大変苦しいということで、我々のところにも御相談にみえる方が増えているわけですね。そうした場合、生活自立支援センター「ひまわり」に行かれる方もいれば、直接社会福祉協議会に行かれる方もある。あるいは本市の窓口にみえる方々もいらっしゃるわけですね。そうしたときに、我々もいろんなところを御紹介するわけですが、御紹介をしたところでもなかなか話がうまくいかなくて、こちらへまた戻ってくるということも多々あります。そうした場合に、よくあることは、やはりそこでの相談員の方は懇切丁寧になさっているんでしょうけれども、相手によっては、かなりしっかり話し込んでいかないと飲み込めないという方もいらっしゃるんですね。そういった方々がまた私のところへ戻ってきたりもしています。ですから、人的体制もこうやって整備されるのであれば、これまで以上に今までも頑張っていたいただいているんですけども、十分分かってはいますけれども、そこを懇切丁寧に分かりやすく、なぜこの支援ができないのか。切羽詰まって支援を受けたいと行かれるんですけども、支援が受けられないということになってきて、「生活保護に行ってください」と言われる。生活保護の方に来ると、そこでもうまくいかないというケースもありました。ですから、やはりそこらを本人が納得できるような説明の仕方というのを、せっかくこうやって人的体制も増えてきましたので、やっていっていただきたいと要請をしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

今申されましたとおり、相談体制につきまして、懇切丁寧に行うということで、かなり時間がかかる方もいらっしゃるということは承知しております。社会福祉協議会につきましても一生懸命やっただいているところでございますが、やはり人員体制が若干不足しておりましたので、相談を受ける方と支援を行う方が、思うような形で調整ができなかったというのでも聞いておりますので、今回人員を増やすことによりまして、相談をする人、支援をする人という形で、いろんな形で今の相談体制をもうちょっと強化するという形で取り組みを行うということで聞いておりますので、こちらの方もそこをまた一緒になってやっていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） ちょっとお伺いしますが、説明資料の7ページで、宇都中学校のエレベーター設備事業というのが提案されておりますけれども、これは私ちょっと予算の提案の仕方、内容は委員会で聞きますけれども、確認ですけど、いろいろ前回もありましたが、野神小学校の児童が今度中学校に行くということで提案されているのか、まず1点、その確認をいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在、野神小学校に在籍している児童が4月から入学されたということで、このような提案をさせていただいているところでございます。

○11番（西江園 明君） そういう児童が行くというのは分かっているわけですよね。それをあえて何でこの補正での提案なのかなという、こういう教育行政の政策に関わるような、本年の当初予算で計上すべきだったのではないかなと。私はその予算の提案の仕方について、ちょっと疑問を感じるんですけど、何で補正で計上したんですか。当初で計上しなかった理由があるんですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

現在、野神小学校に在籍しております児童が、新年度になりましてから、教育委員会、保護者、そしてまた専門的な立場から意見をいただくということで病院の先生と、幾度となく進路についてはこれまで検討を行ってきたところでございます。そして、ようやく宇都中学校に進学したいということで、保護者、児童の強い希望等もございました。そして、専門的な医師からも地元の中学校に通うことについては問題ないと、ただし、「施設の整備が必要になってきます」という意見がまとまりまして、今回の6月補正という提案となったところでございます。

○11番（西江園 明君） そういう協議が整ったのが、新年度になった4月以降というふうに理解していいんですか。

○教育長（福田裕生君） 進学先を決めるにあたりましては、通常の学校に通うか、それとも特別支援学校という進学先も考えられるわけですので、そういったことを昨年度末から本人、学校、主治医の方とも、相談をしていたところでございます。それらを総合的に勘案した上で、最終的には本人そして保護者の意向を固めて、進学先が決まると、そのための準備を行政としてもしていくということになりますので、そのまとまりが新年度予算に間に合う時期ではなかったと。その後まで要してしまったというようなことでございます。と言いますのも、大学の先生の指示を受けながら、治療を受けながら、通学している子どもでもありますので、そちらの方面の専門的な立場からの意向をしっかりと聞き取りをしなければならないという作業もございました。現在のこのコロナ禍にありまして、直接私どもの担当も、その先生と面会をするという時期等がなかなかうまく調整がなかなかだったというのも、事実でございまして、このような時期での補正でのお願いということになった次第でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第41号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、議員控室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時39分 休憩

午前11時50分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に平野栄作君、副委員長に野村広志君、以上であります。

○

日程第16 議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第42号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険システム改修事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を

経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ125万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,704万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、事業費補助金を62万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を62万7,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費は、介護保険システム改修事業に要する経費を125万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第42号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時52分 散会

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和3年6月16日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 報告

日程第3 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

小 辻 一 海

西江園 明

岩 根 賢 二

南 利 尋

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と福重彰史君を指名いたします。

○

日程第2 報告

○議長（東 宏二君） 日程第2、報告を申し上げます。

第97回全国市議会議長会定期総会において、本議会から2名表彰を受けておられますので、報告いたします。

特別表彰、議員20年以上、東宏二。一般表彰、15年以上、西江園明君。以上であります。ここで伝達のため、しばらく休憩します。

○

午前10時01分 休憩

午前10時05分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ここで、受章されました2名の方から一言御挨拶をいただきたいと思っております。はじめに西江園明君、壇上へ御登壇ください。

○11番（西江園 明君） 西江園でございます。

ただいま名誉ある表彰をいただきまして、ありがとうございます。これも今日まで支えていただきました数多くの市民の皆様のおかげだと心から感謝申し上げます。これからも発展する志布志市のために、一翼を担って頑張りたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 次に、私から申し上げます。

ただいま特別表彰をいただきました東でございます。先ほど西江園明議員も言われたとおり、私一人の力ではございません。市民の皆様の方でこういう表彰をいただいたことに大変喜んでおります。またコロナがまん延しておりますが、議会全員の方で、また執行部と知恵を出し合いながら一生懸命頑張っておりますので、よろしく願い申し上げます。今日は本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（東 宏二君） 以上で、受章者の挨拶を終わります。

○

日程第3 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） それでは皆さん、おはようございます。会派、獅子と公明の小野でございます。

現在、ワクチン接種が本市においても順次進んでおりますが、市民の命を守るワクチン接種がお一人お一人に着実に、そして円滑に実施されるよう志布志市の総力を挙げて必ず成功させていただき、コロナ禍の一日も早い収束と併せまして出水の時期も迎えておりますので、大きな災害が発生しないことを願いながら、質問通告に従い、順次質問を行ってまいります。

はじめに、市長の政治姿勢について質問をいたします。下平市長は平成30年2月、激しい選挙戦を制して当選をされ、市長に就任をされました。それ以降、所信表明と年度ごとの施政方針、一般質問への答弁などを通して、多岐にわたって御自身の政策や思いを語って来られました。早いもので、既に1期目の最終年度を迎えております。今月1日には、明年の市長選挙、市議会議員選挙の日程も発表され、明年1月23日告示、1月30日に投開票と決まりましたので、残すところあと6か月半となりました。当然お互いにそれぞれの立場で、任期期間の最後まで市政に全力を傾注することが第一義であると思っておりますが、最近特に、市中において次期市長選のことが話題として聞かれるようになってまいりました。

そこで、これまでの市長の市政運営の総括いわゆる公約等の達成状況と、2期目となる次期市長選挙出馬への思いを伺いたいと思っております。

次に、避難行動要支援者の避難支援強化について質問いたします。災害時の迅速な避難支援を強化するための「改正災害対策基本法」が先月5月20日に施行されました。災害時に支援が必要な高齢者や障がい者等、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成を市町村の努力義務にすることなどが柱であります。個別計画は、避難先や経路などを事前に定めることで、早期避難を実現することが目的であります。

そこで、本市の避難行動要支援者の避難支援強化対策について伺いたいと思っております。

次に、デジタル弱者対策について質問いたします。総務省は5月18日、高齢者等がデジタル化から取り残されないように、スマートフォンやマイナンバーカードの使い方を教える「デジタル活用支援員」について、2025年度までの5年間の事業構想を公表いたしました。デジタル庁の9月発足を控え、デジタル化から取り残される住民がいないようにすることがその狙いでありました。

そこで、本市ではこの動きをどのように捉えてデジタル化から取り残される住民がいないようにするのか伺いたいと思っております。

次に、メディアリテラシーについて質問をいたします。テレビやインターネットを通じて、手軽に大量の情報が手に入るようになった現代、身の回りにあふれる情報を正しく理解し、活用する能力いわゆるメディアリテラシーが問われております。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、

国内外はもとより、本市でも多くのデマや不正確な情報が拡散されました。様々な情報に翻弄、惑わされることなく、自分の意思をしっかりと持つことが重要であり、メディアリテラシーは、これからの世の中を生きていくために必要な力でもあります。

そこで、本市のメディアリテラシーに関する取組について伺いたいと思います。

次に、教育長に伺います。

インターネット上でのフェイクニュース横行などもあり、メディアリテラシー教育の必要性は一段と高まってきております。SNSいわゆる会員制交流サイトなどで、手軽に情報発信できる環境が広がる中、情報を発信する責任も求められております。

そこで、本市のメディアリテラシー教育の取組について伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず、政治生命についてお答えいたします。私は市長就任にあたり、五つの政策ビジョンを掲げ、その実現と市政発展のため、熱き思いで市民に身近な市政の信念の下、この3年間市政運営に全力を尽くしてまいりました。この間、市民の皆様から多大なる御協力と御理解をいただくとともに、市議会の皆様からも御尽力をいただきながら、本庁舎移転をはじめ、様々な施策の推進を図ることができたものと考えているところでございます。

私の市長任期の最終年度を迎えているところでございますが、これまでの市政運営の総括というところでございますので、五つの政策ビジョンに基づき申し述べさせていただきます。

まず一つ目は、住みやすい、魅力ある新しい志布志づくりであります。企業誘致環境整備につきましては、これまで臨海工業団地の1工区から3工区までの分譲が完了し、順次操業を開始しており、新たな雇用も見込まれているところでございます。広域道路網の整備促進や市道香月線の延伸により、物流拠点である志布志港へのアクセス面で優位となっていることから、企業からの事業用地の求めに対応するためにも、残された区画の早期分譲に向けて事業の推進を図ってまいります。

また、企業支援のための窓口を設置し、相談体制の充実を図るとともに、総合支援事業やスタートアップ商工業者応援事業等の補助事業を活用することにより、起業しやすい環境を整備したところでございます。

次に、二つ目は安心して子育てができるまちづくりでございます。子育て支援の充実を図るため、学校給食費の無料化と保育料の軽減を目指してまいりました。学校給食費につきましては、コロナ禍で様々な支援策を講じていることや、今後の財政状況を踏まえ、児童・生徒の保護者負担の半額助成を実施するところでございますが、引き続き完全無償化に向けて全庁的に取り組んでまいります。

保育料につきましては、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる0歳児から2歳児までの住民課税世帯に対し、国の保育料基準額の4割軽減から更に2割軽減の上乗せを行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ったところでございます。

また、移住・定住の取組につきましては、仕事・住まい・子育て、地域活動など移住から定着

までの移住者のニーズに対応し、ワンストップで支援する拠点として、移住交流支援センター「エスプラネード」を開設したところでございます。

コロナ禍を機に地方移住への関心が高まっていることから、この機を逸することなく、移住につながる支援策に取り組んでまいります。

次に三つ目は、身近で安心な医療体制の充実でございます。緊急医療体制の充実につきましては、曾於地区医師会及び広域市町と連携を図り、緊急医療の維持確保に努めてまいりました。また、ひとり親家庭医療費助成制度等の申請方法につきましては、医療機関等との窓口での対応が可能となり、手続きが簡素化され、利便性の向上が図られたところでございます。

次に四つ目は、海外市場も視野に、基幹産業及び商工観光業等の振興でございます。志布志港における農畜産物等の輸出拡大に向けて、輸出促進支援事業補助金やコンテナターミナル利用促進事業助成金を有効活用することにより、事業者の輸出促進を支援するとともに、県のポストコロナ農業生産体制革新プログラム事業補助金を活用し、メロンの輸出先の販路開拓に新たに取り組むところでございます。引き続き、関係機関等と連携を図り、輸出拡大に向けた取組や支援策を検討してまいります。また、コロナ禍におきましては積極的なトップセールスに取り組むことができない状況でございますが、収束を見据えて準備してまいります。

次に五つ目は、一期ごとに支給される市長退職金でございます。これまで市長退職金の見直しを行うため、どのような手法や手続きが必要か調査・研究に努めてまいりました。今後は議員報酬等、審議会の意見を踏まえた上で、9月定例会におきまして、市長給与の関係条例の一部改正の議案を提案させていただきたいと考えているところでございます。

これらの五つの政策ビジョン以外にも、私の政策の柱であります市役所の庁舎の在り方につきましては、本年1月1日に中心市街地や志布志港に近い志布志支所に本庁舎を移転しました。経済発展の核となる拠点として、本市の更なる発展につなげてまいります。

また行政改革の推進につきましても、「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

最後に市政運営にあたりましては、「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の四つの行政経営指針を示し、行政運営の効率化を図るとともに、「市民の皆さんに与えたいこと」、挨拶、態度、笑顔、対応、一生懸命、言葉、徳を持って市民目線で、市民の立場に立った市民が主役のまちづくりを推進してまいりました。

以上、五つの政策ビジョン等に基づき、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指し、取り組んでまいりました。これまでの3年間を総括しますと、市民の皆様への負託に応えるべく市政運営の重責を担ってまいりましたが、厳しい財政状況や新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全ての政策ビジョンを達成するまでには至っていないところではございますが、おおむね達成できているものと考えているところでございます。今後は残された6か月余りの任期の市政運営に全力を尽くし、引き続き本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて取り組むとともに、市民の皆様と約束した

施策の総仕上げを図ってまいります。

次に、次期市長選挙への出馬に対する考え方でございますが、ただいま市政運営の総括につきまして申し述べさせていただいたところでございますが、次の4年は、コロナ禍後を見据えた大変重要な時期になるものと考えておりますので、引き続き市民目線で、市民の立場に立った、市民が主役のまちづくりをより一層推進し、市民生活の利便性の向上を実現するため、五つの政策ビジョンを更に高め、新たな政策ビジョンを設置することにより、市民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指して、粉骨砕身で2期目となる次期市長選挙に臨む覚悟でございます。

続きまして、避難行動支援者の支援強化についてお答えいたします。

5月20日に施行された災害対策基本法の改正では、個別避難計画の作成が努力義務化されたところであります。これまでも法改正が行われてきたところでありますが、本市の取組状況につきましては、平成21年度に災害時要援護者避難支援プランを策定し、平成24年度から平成25年度にかけて、自治会長や民生委員などに個別避難計画の調査・作成を依頼、平成26年度にその個別避難計画のデータベース化に取り組んだところであります。また、平成27年度には、災害時要支援者避難支援プランを要配慮者避難支援プランに改め、現在、新たに該当する方に個別避難計画の作成について調査・登録に係る依頼文書を送付し、希望する方から回答を得ているところであります。

続きまして、デジタル弱者対策についてお答えします。

本市のデジタル弱者対策につきましては、4月に情報管理課内にデジタル推進係を設置し、同月に開催した電子自治体推進会議におきまして、国が示す自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、取り組むべき事項を着実に実行するため、庁内の情報化推進体制を整備したところでございます。その中で社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差の解消につきましても、併せて取り組むべき事項として推進していくこととしており、今回総務省が公表しましたデジタル活用支援推進事業を踏まえ、誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、実情やニーズを適切に把握しつつ、支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

続きまして、メディアリテラシーについてお答えいたします。

メディアリテラシーとは、令和2年度版情報通信白書によると、放送番組やインターネット等、各種メディアを主体的に読み解く能力やメディアの特性を理解する能力、新たに普及するICT機器にアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを創造する能力等々を定義されております。本市におきましては、市民の皆様に向け直接的にメディアリテラシーの向上につながるような施策を行ってはいないところございますが、今後ますます社会のデジタルトランスフォーメーションが加速し、ICTの利活用も進む中、その重要性を十分認識しながら、啓発や教育を進めていく必要があると認識するものであります。

なお、本市のメディアリテラシー教育の取組につきましては、教育長がお答えします。

○教育長（福田裕生君） はじめに、デジタル弱者対策についてお答えいたします。

教育委員会では、生涯学習のまちづくりを推進するため、「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマに、市民の生涯にわたる学習活動を支援する生涯学習推進事業を実施しております。昨年12月に閣議決定されましたデジタル社会の実現に向けた改革の方針の中で、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」が掲げられていることを鑑み、デジタル弱者といわれている高齢者等向けに、スマートフォンの基本的な操作方法や無料通信アプリLINEの使い方など、短期講座として本年度中に実施する予定でございます。

今後も教育機関や法人等とも連携を図り、専門性を有する方や若い世代の協力を得ながら、高齢者やデジタル機器が身近にない方々にも、気軽に相談したり学びの場を得たりできるような取組を進めていきたいと考えております。

続きまして、メディアリテラシーについてお答えいたします。

メディアリテラシーとは、新聞、テレビ、ウェブなど、メディアが発する情報を主体的、能動的にかつ批判的思考を用いて、どのような意図・意味を持って発信されているかを読み取り、それをそしゃくし、自分の意見を含めて発信することができる能力・スキルのことです。新学習指導要領では、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含め、必要な情報を主体的に思考・判断・表現・処理そして創造し、受け手の状況を踏まえて発信できる情報活用能力を学習の基盤となる資質能力の一つとして位置付けてあります。本市の小・中学校においても、情報教育全体計画を作成し、各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、全ての教育活動を通してその資質能力の育成に努めているところでございます。

メディアリテラシーの育成については、主に道徳や特別活動、総合的な学習の時間などを中心に小学校1年生から系統的に学習が進められるようにしております。これらの学習を通して、情報活用の基盤となる情報手段の特性の理解をさせ、受け手として情報の正確さや意図を読み解き、送り手としての情報モラルや責任ある情報の表現・発信ができる資質能力を育みたいと考えているところでございます。そのことが、ひいては次世代を担う人材を育成することにもつながっていくと考えております。

○15番（小野広嗣君） ただいま市長、教育長の方から、それぞれ答弁をいただきましたので、まず市長に政治姿勢について今5点にわたって答弁をいただきました。コンパクトにまとめたいただいた答弁だったかなというふうに思っていますけれども、先ほどの答弁をお聞きしまして、これまでの総括と市長選への出馬の思いをお聞かせいただいたところでもありますけれども、引き続き市政運営のかじ取りを、これまでの5点にわたった公約を、更に推し進めていきたいという観点で答弁をされたのかなと理解をしたところでもありますけれども、はた目から見ていまして、この市長職というのは大変な仕事だなと思うんですね。そこにやはり精神力であるとか体力であるとか、そういった忍耐力であるとか、様々なものをクリアしていかないと、なかなかやり通すことができない大変な職務であろうと思いますけれども、市長はかなりエネルギッシュな方ですので、年齢を感じさせない体力で、また頑張っていこうという思いがあられるんだろうと思いますが、先ほどもお聞きをしていたんですけれども、任期があと6か月半という状況になってきて、

このマニフェストの5点にわたっても、それぞれに御努力をされて取り組んできた。満点ではないけれども、ほぼ9点台というか、そういったことになろうかと思うわけですが、やはりこのまだ道半ばであるなという感じは禁じ得ないなと思っております。この残り6か月半で、やはりこのマニフェストを基に、市長は3年半前に市長選を勝ち抜かれたわけですから、極力この4年間でそれが完結できるとは言いきれませんが、なかなか難しいと僕も思います。だけれども、やはりそこへ向けて満点に近づくという努力をされていくべきであろうというふうには思うわけですが、それもまた一方ではなかなか至難の業かなと理解をするところもありますけれども、現時点での市長のこの満点まではいかないけれども、あと6か月半でどこまでたどり着けるのか。そこら辺について真摯な思いをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたとおり、残り任期6か月余りでありますが、残りの市政運営に全力を尽くしてまいりたい。また、五つの政策ビジョンを掲げて、ほぼ取組をしました。しかしそれ以外に見えていないものも、実は職員の皆さんと一緒にやって、もちろん議会の皆様の御理解も含めて実現をした事業もいっぱいあるわけではありますが、ただ、やはり公約ということであると、これは市民の皆さんと約束をした事業でございますので、これはしっかりと総仕上げをして、事業実施に向けた取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 冒頭でも答弁をいただきましたけれども、再度確認の意味で答弁を求めたところであります。市長の今の答弁は理解をするところでありますので、具体的に少し触れさせていただければと思います。

当然様々な施策を展開し、市職員とチーム一丸となって実績を積んでこられた部分も当然あるかと思っております。そういった部分にも今後少し触れていきながら、答弁を求めたいと思っておりますけれども、まず施政方針の方で、本年度をいいますと、市民目線で市民が主役のまちづくりを推進するというので、政策の柱である市役所の本庁舎を志布志支所に移転したと、先ほど述べられたとおりであります。そして市長任期の締めくくりにして、「市民の皆さんと約束した施策の実現に向けて」とはっきり言われていますが、市民一人ひとりが誇りと愛着、夢と希望が持てる志あふれる志布志市を目指すんだと、そして先ほども言われている、至るところで言われておりますけれども、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指していきたい、つくり上げていくんだという思いの表れでしょうけれども、この点ですね、いわゆる市民一人ひとりがこの志布志市に誇りと愛着、そして夢と希望を持つ、そして住んでよかったまちだと自信を持って言える、その市民の皆様あるいは移住して来られた方々、そういった方々と触れ合ってどう感じていらっしゃるかを、市長自らが聞き取りをするといえますか、そういったことはしっかりとなさって、肌感覚ではどう受け止めていらっしゃるのかお聞かせをください。

○市長（下平晴行君） 私は、自分の思いを実現するために市長に挑戦し、市長をさせていただいているということでございます。市民の皆さんには大変感謝をしているところでありますので、だからこそ市民の皆さんの声にしっかりと耳を傾けて、肌感覚で対応していかなければいけないと

いうことで実践をしているところでございます。また、職員の皆さんに、市民目線で、市民の立場に立った取組として、「市民の皆さんに与えたいこと」と称して、挨拶、態度、笑顔、対応、一生懸命、言葉、徳をもって市民の皆さんが気軽に相談でき、気持ちよく接することを指示しておりますので、自らもこのことをしっかり守って声掛け、聞き取りをしているというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長の答弁はそういった答弁でしょうけれども、実際まちなかを歩かれる、各種会合等に出られる、そういった中でそこに参加される市民とか各種団体の方々が、この志布志市に対して愛着を持つ、「住んでよかったな」そして「行ってみたいまちだな」と言えるような、そういう声を聞けるような素晴らしいまちになってきているのかなというのが、やはり市長自らがしっかり市民にお聞きをして、そこでいろんな意見も出るでしょうから、そのことも参考にしながら市政にやはり政策として入れ込んでいくということもすごく大事だと思います。そういった各種団体、市民の声を聞かれて、この3年半、市長が自分の施策の中に取り入れられたことはどういったことがあるのか。そして答弁を返す場合でも短期で返せる場合、すぐ実現できること、中長期でないと実現できないこと、様々あると思うんですね。そういったことに対してもどういう返し方をしてきたのか、そこもお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、いろんな会合、団体の総会等に出席をさせていただいたときに、いろんな声を聞く機会があるところでありますが、これらの市民の声を、例えば月曜日の課長会等で、実はこういう声を聞いたということで職員、私は最終的には関係課の対応になろうかと思うんですが、これを全課で取組もうということの話をしております。そういう情報共有をした上で様々な協議をして、市民の皆さんの考えに、負託に応えるということをしております。

どういうことをしたかと申しますと、例えば私は行政経営指針の四つを挙げております。この四つがいわゆる行政効率を高めると、それと市民に与えたいことと、これは私が職員の皆さんの評価も挨拶、態度、笑顔、言葉、この四つが非常大事だということで、職員の皆さんがいつでも頭に入れることができないかと考えたのが「与えたいこと」ということでございます。この七つをもって職員が市民に接する、先ほど言いましたように、相談あるいは対応の仕方、これをしっかりとこの七つをもってやっていくということを重点的に取組をしたと。職員に私は最初に、「トップが変われば職員が変わる、職員が変われば市民が変わる、市民が変われば地域が変わる、地域が変われば志布志市が変わる」と言っておりました。これはどういうことかと申しますと、やはり職員の皆さんが市民に目を向けてやることで、市民の皆さんは何もかも行政でやるのではなくて、自分たちでやることは自分たちで取組もうよと、私はそうなったときにまちの活性化が始まるだろうなという思いで、こういうことを提言して政策を取組んできたということでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、後段で市長が述べられたやり取りは、3月もさせていただいたところであります。四つの経営方針の最後をめぐっていろいろお話をさせていただきました。その際

も近江商人の経営哲学である「三方よし」という話をさせていただきました。そして、いわゆるサービスを提供する市役所の職員が素晴らしい、そしてそのサービスを受ける市民も満足をしている、そのことによって志布志市に誇りを持って生活ができる。こういった在り方が一番いい在り方だなど、市長も当然そういった方向を目指しているというやり取りがここでできたと思っておりますので、今後ともそういった方向で頑張っていたきたいと思いますが、少し気になっていることがあります。第2次志布志市総合振興計画の前期基本計画の最終年度ということもあって、この目標値の達成に向けて着実に施策を推進することが重要になってきているんですね。そうした場合、市長はこう言われているんですよ。「庁内の横断的な連携を図り、情報共有・分析に努め、行政サービスの更なる充実や地域の課題解決に向けて全課で取り組んでまいります」これは先ほども言われたとおり、全庁を挙げてという表現になろうかと思えますね。そうしたことを述べられておりますので、少し伺いたいんですが、市長が市長に就任されて以降述べられておりました、僕なんかにもすごく期待をいたしておりましたけれども、このグループ制の導入については、はた目から見ていてなかなか進んでいないような気がするんですが、ここはどういった課題があるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） グループ制については、私が就任してすぐ係制をグループ化にしたところでもあります。これは、市民の皆さんが来られたときに、担当者がいないということじゃなくて、全員でその事業に関わりを持つというのがグループ制の考え方でもありますので、今グループ制の移行につきましては、特に検討をしているところではありますが、そういうことを含めてグループ制のメリット、デメリット等を把握して、課題を踏まえた上で職員間の連携強化につなげるための組織再編の協力体制の構築を目指して、庁内横断的な組織の設置に向けた協議を行っているところでございます。

そして、次期の私が取り組む2期目のその中でも、グループ制の導入ということで掲げているところでございます

○15番（小野広嗣君） ですから、はた目から見ていて内部で調整もされていて、前へ少しでも進んでいるんでしょうけれど、はた目から見ていてなかなか見えてこない。そういう意味では、先ほど市長がいろんな実績がある中のこれは道半ばかなというふうに思う課題ですよ。ですから、ここはまた今市長が、2期目へ向けてしっかり取り組んでいくということなので理解をいたしました。

あと冒頭も少し市長が述べられましたけれど、今後地方交付税が確実に減少していく中で、いわゆる市長が言う「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針とされている。事務事業の優先度評価とかいっぱいされていますね。所期の目的の達成した事業の整理統合、縮減等を徹底していくと。そして継続して実施する事業についてもゼロからの積み上げ、俗にいう先ほど冒頭の答弁で言われたように、選択と集中によるメリハリのある予算編成というのに取り組んでいらっしゃるけれども、その取組の成果と進捗状況が分かれば、簡潔に答弁を求めておきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、様々な施策の推進に影響を

及ぼしているところでありますが、経済活動の回復や新しい生活様式への対応を目的とした施策に集中的に取り組むため、新型コロナウイルス感染症に対応した地方創生集中戦略を策定し、緊急経済対策として真に必要なかつ効率的な事業の選択と集中に取り組み、メリハリのある予算措置を講じてきたというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 道半ばではあろうと思えますけれども、今市長が答弁された効果は、着実に表れているという理解でよろしいんですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○15番（小野広嗣君） では引き続き、似たような観点からお聞きをしますけれども、総合戦略を掲げていますけれども、ここに位置付けられた政策が様々あって、その進捗状況というのはその時々に応じて、我々議会の方にも全員協議会等で企画政策課の方から報告があります。そういった中で、途中途中で見直しを図らなければいけない事業とか、もっとスピードアップして進めなければいけない事業とかあると思うんですね。そういった部分で特異な部分としてそういったものがはっきり見える形で出てきているようなことがあれば、お示しをいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） コロナ禍における新しいスタイルの確立やテレワークの普及など、国民の意識や行動変容に伴う地方移住への関心が高まってきているということで、今後もそのようなことが予想されております。

本市におきましては、こうした状況を的確に捉えながら、切れ目のない施策の推進を図っていきたくと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 先ほどもそういった答弁をされていますけれども、総合戦略の中で各種施策を打っていますね。そして、そのいわゆる達成状況の検証というのもされているわけです。その検証の結果、見直しを強られるということも出てきますね。そういった部分が大きな部分で出てきているのかどうか、そこが少し分かれば、担当課でもいいです。

○企画政策課長（西 洋一君） 総合戦略につきましては、現在第2次の総合戦略の計画期間になっております。その中でそれぞれ生活指標KPIを設定して取り組んでいるところでございます。

令和2年度の達成状況については、現在集約をしている状況になっておりますので、まだその内容については把握しておりませんが、これまで市長任期としましては、平成30年度からについては第1次、それから令和2年度からについては第2次の戦略ということで、4年間の任期で二つの戦略ということで取り組んでおります。

それぞれの達成状況については、例えば政策実施に伴う移住者数であったり、新規就農者数であったり、そういった成果指標を設けてございますので、その指標を基にまた次年度以降の計画を作成するというので、今回の第2次の戦略につきましては、総合振興計画の前期基本計画の終期と同じ設定にしております。ですので、令和4年度からの後期基本計画の中に包含するという形になっておりますので、また今後策定作業を進める中で、令和2年度の実績を踏まえて検討を重ねていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 理解をいたしましたので、次に進みたいと思いますが、市長、先ほど冒頭答弁で、このマニフェストの5点にわたって答弁をいただいた。それぞれに選挙公約でもありますので、手を付けていない問題は一つもありませんね。それなりにしっかりと手は付けていらっしゃるかもしれませんが、その中でもやはり難しい、下平市長でなくても誰がやっても難しい問題なんだと思うんですけれども、この身近で安心な医療体制の充実を図るという点が、すごく難しいなというふうに思っているんですけど、率直な思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 昨日も有明病院のことで協議会を開いていただきました。有明病院も閉院して曾於医師会立病院へ吸収合併されることとなりますと、曾於医師会立病院が充実することとなります。そのためには、災害対策を含めた都城志布志道路を活かした医師会の在り方が望まれるのではないかと考えているところであります。衆議院議員の森山先生も5月の連休にワクチンの件で帰省されたときに、病院の在り方についてお話をされました。これから2市1町での協議ができればというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 大変大きな課題であることは重々分かっておりますので、何とか市長のリーダーシップをもってこれを進めていっていただきたい。曾於医師会立有明病院の件も昨日報告を受けて、やはり明かりが消えると寂しい思いをするわけですね。そういった中で、やはり皆さんに安心安全な医療をお届けするという立場からしたときに、そういった市長の動きが見える形で推し進めていっていただければと思います。

当然2期目を目指すということは、やり残したこともあるわけですよ。あるから2期目を目指されるんだろうと思うわけなんですけれども、そういったことを考えたときに、2期目に対する思いというのも当然市長は持っていらっしゃると思います。政策的なものもですね。それを考えたときに、やはり志布志市の未来はこうですよと、希望あふれる志布志市にしていきますよというプラン、そういったものを市民あるいは市役所職員に示して、そしてチーム志布志市として頑張っていく。そういうリーダーシップを持った方を市民はやはり選びたいを思っていると思うんです。そういう意味では、具体的にここで何と何と何とということはないのかもしれませんが、現時点でお考えになっている2期目のプランとしてお出しできるものがあつたとすれば、できればおしをお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は先ほども、自分の思いを全うするために市長に挑戦したということで本庁舎の移転ができたと思います。今度はこの本庁舎の充実をしっかりとしていきたいということで掲げております。それから先ほどの緊急医療体制の充実ということで、これもしっかりと次期で何とかできればということで思っています。

それから、少子高齢化対策であります。これは、もちろん子育て支援、移住・定住促進、それから団塊の世代があと2年、3年後には後期高齢者の年齢に達する見込みで、そこも含めた取組をしていかないといけないというふうに思っております。

それから、小・中学校の統廃合でございます。これは一定数の生徒数が出ないと、子どもたちの将来のためにもということを考えますと、しっかりとこの統廃合をしていくべきだというふうに

思っております。

それから、港の利活用に伴う機構改革でございます。やはり港を利用する商社が何を求めているのかというようなことも含めて、できれば港課みたいな部署が設置できればというふうに考えているところであります。このことは基幹産業、商工観光の振興にもつながるものというふうに思っているところでございます。

先ほど言いましたグループ制導入、これもしっかりとして取組をしていかなければ、全体の人口が減っていく、これは減らないための子育て支援をしていかなければならないわけですが、そのための職員の数等々も含めて市民のサービスを図る上でもグループ制導入は必要かというふうに思っております。

それから、地域コミュニティ協議会の設立を今3校区がしているわけですが、これをしっかりと充実をさせて、行政と一緒にした取組をしていこうと。いわゆる公民館との違いは何なのかということもありますが、やはりあらゆる団体、企業等も加入して、一緒になって地域を盛り上げていこうと。そのためには稼げることもできるというような取り組み、それから予算の一元化等々も含めて取組をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長のそれぞれの2期目へ向けての思いというのも、しっかりと市長の中で構築されているんだなということは理解をいたしました。どちらにしても、市長の自己評価と市民の半年後の評価というのはそれぞれでしょうから、それはここで触れるわけにはいきませんので、最後にこの政治姿勢を問う中で、やはり先ほども申しましたけど、地方交付税が確実に減収になる、そしてこのコロナ禍において未曾有の厳しい財政状況を強いられている。そういった中でも市民の皆さんの命と健康、それを守って幸せな暮らしを送り届けなければいけない。その意味ではこのワクチン接種をはじめとした感染症対策の強化、これはまだ引き続きありますよ、この問題。そして低迷している経済再生の実現を最優先に、大きく言えばこの2点ですね。市民生活に最も身近な基礎自治体としての志布志市でありますので、全力でその使命を果たしていく、その決意を最後にお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、コロナワクチン接種の対応についても、保健課の方で一生懸命対応してくれております。私はやはりテレビ等でも前もこの話をしました。国民の皆さんがどの自治体が何をしているという、どういうことを実現している、市民のためにいかに早く対応ができるかというのは、市民の皆さんがよくテレビや新聞等で感じておられるというふうに思います。私もそのことを課長会等でも話をするわけですが、いかに市民の声を聞いて、その対応が早くできるかということも含めて、ワクチン接種についても、今国がオリ・パラのことを話をして、話題になっておりますが、そのことも含めてワクチン接種をすることによってのいわゆる新型コロナウイルス感染症の抑制につながるんだということでもありますので、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから、財政的なことになろうかと思いますが、私も「入るを量りて出ざるを制す」と、これは西郷隆盛の哲学でありますので、やはり予算をどう得て歳出を抑えるかということが予算の

使い方の基本でありますので、「あれもこれも」じゃなくて、「あれかこれか」の事業をしっかりと選択をして、選択と集中という言葉も言いましたけれども、そのめり張りのある対応の仕方をしていく。そのためにはやはり議会の皆さん方の御協力も必要になろうかと思いますが、まずは市民の皆さん方がやはりそのことを理解していただくための情報提供をしっかりとやっていかなければいけないなと思います。いろんなSNS等で批判等々も来るわけではありますが、これは一つは、やはり情報不足ではないのかなというふうに思うところでもありますので、情報提供をしっかりとしながら、そして私どもは、市役所は市民の役に立つところだということも含めて、そして公務員というのはその市民の皆さんに対して、市民が思っていることについての対応をしっかりとやっていくという役所でございますので、そのことを職員の皆さんと一緒に、「入るを量りて出ざるを制す」政策に全身全霊で取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 次に移りたいと思います。

冒頭答弁をいただきましたけれども、本市は個別避難計画については一部作成というふうになってきているわけでありましてけれども、現状におけるその中身と先ほど時系列では少しお示しをいただきましたけれども、本市のこの個別支援計画づくりがなかなか進まない。その理由をどのように捉えていらっしゃるのか。または、何が問題だと市長は考えていらっしゃるのか、そこをお示しくください。

○市長（下平晴行君） 個別避難計画を作成することは、より良い避難を実現しようとする趣旨であることの周知、計画作成にあたっては、避難支援者のなり手不足や個別避難計画の作成を支援する体制の不足が考えられるところでございます。また、情報の更新や取扱い、各関係機関との連携など課題となっているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 当然、こういった質問をする以上、様々な課題があり現場は大変苦勞されているということは、十分承知しながら質問をしているわけでありましてけれども、やはり手をこまねいてはいけないなというのが実感であります。市長、10年前に起きた東日本大震災、ここでは死者の約6割が65歳以上の高齢者でした。そしてまた障がいがある人の死亡率は、被災者全体の約2倍でした。その後様々な災害がありましたけれども、同じような傾向が続いて、昨年の豪雨もありました。令和元年の東日本の台風でも浸水被害が多かった。高齢者や障害のある方で自力で避難が困難な避難行動要支援者の方々が大変な被害を受けられました。多分、市長も記憶に新しいと思いますけれども、その中でも福島県いわき市で、水が自宅に押し寄せて溺死した足の不自由な方がいらっしゃいました。奥さん1人ではベッドの上に避難させるのも困難だったと。奥さんに「長いこと世話になったな」と言い残し、泥水に沈んでいったという痛ましいニュースがありました。少なくとも我が市においては、こういったことを絶対発生させてはいけません。そういったときに犠牲者の多くが要支援者で占められている事実というのは、ずっとここ10年、分かっているわけですね。そして要支援者の避難問題というのは、防災において最重要の問題なんです。個別計画推進というのがなかなか進まない、それを進めていく鍵というのは、災害犠牲者を1人も出さないという考え方、亡くなるリスクが高い人、ここから救うという視点に立

って発想を転換してやっていかないとこの問題は解決しないんですよ。市長、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） それはもうおっしゃるとおり、やはり体の不自由な人たち、先ほどお話がありましたとおり、台風による自宅への浸水で亡くなられた。これは健康であれば助かった、足腰が弱い障がいを持った方だったからこそ、ああいう形で亡くなられた状況であります。そのことについては、しっかりと私どもがこういう健康な体であることは、そういう人たちのためにもしっかりと目、耳を傾けて対応していなければいけない。そのためにはやはりおっしゃいますように、個別の避難計画をしっかりと早急に対応していくべきだというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長も今答弁いただきましたけれども、共通認識だろうと思います。やはりこの個別避難計画は、様々な課題があるにしても進めていかなければいけない。そういった中で、特に災害時の危険性が高い、この浸水想定区域あるいは土砂災害警戒区域など、ここに居住する要支援者の方については、何においても個別避難計画を急がなくてはいけないというふうに思っています。だから内閣府も改正法と並行して、危険な地域に住んでいる介護が必要な高齢者など推定250万人の計画作成を優先するとしております。そして、作成経費を支援する新たな地方交付税措置がされていますね。そして、これはポイントなんですけれども、日常的にそういった要支援者と関わっている介護職員であるとか福祉の専門職員であるとか、そういった方々の協力をいただきながら計画を作成する。そのために、いわゆる福祉専門職の参画に対して、報酬や事務経費など一人当たり7,000円程度を要するものと想定して、国は交付税措置をするというふうにしているわけです。そういった防災と福祉が一体となった取組が求められていると国は言っているけれども、そこについて市長は情報をもう得られていると思いますので、どういうふうにお考えなのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 先進事例では、防災部局と、今おっしゃいました福祉専門職や社会福祉協議会などが連携して取組をしているということでございます。これまでの災害において、高齢者や障がい者などの方が多く犠牲になっている状況から、より一層連携が必要になっているというふうに思うところでございます。このような先進地の取組事例などを調査・研究し、本市においてもどのような形で円滑な推進体制が整備できるのか、早急な対応をして検討してまいりたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 先進事例の件に関しては、担当課の方で市長にもお示しがあつたと思うのですが、この大分県別府市であるとか兵庫県であるとか、この高齢者・障がい者等の個別避難計画に関する防災と福祉の連携についてということで内閣府が出しています。こういった中に、しっかりとモデル事業が掲載されています。だから、本当に今は便利な時代で、こういったものをしっかりと学ぶことができるんですね。今市長の答弁のとおり、こういったものも本当に参考事例として様々な自治体の事例も載っていますので、そういった本市で取り入れられるような事例等も結構あるように僕は拝見をいたしました。今市長の答弁で、そういったものも参考にしながら取り組むということで理解をいたしました。

あと今回の改正法で、自治体が発令する避難情報について、避難勧告を廃止するわけです。そして避難指示に一本化をすると。なぜかというとな本来避難を始めるべき避難勧告のタイミングで避難をせずに、いわゆる災害に巻き込まれた人たちが多発しているからなんです。ですから、従来の勧告の段階からすぐ避難指示を行うということになっています。情報を分かりやすくするというのが狙いなんですね。先ほど冒頭で言いましたように、本当に出水の時期を迎え、台風の時期を迎え、災害が発生する時期が近づいてきておりますので、この点に対しては本当に市民に分かりやすく工夫して、周知徹底をお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、私もテレビ等を見て、避難勧告から避難指示に一本化されたということでは、いろいろあるようでございます。避難をして何もなかったということがテレビでもあったようではありますが、それではなくて、やはり自分の命を守るためには、そういう避難指示ですぐ行動してもらおうということも含めて対応すべきではないかというふうに思います。

これは、先ほど言いましたように5月20日に施行されたので、それに合わせて市報やホームページなどで周知をしているところでございます。またケーブルテレビ等の放送を予定しているところでもございます。避難に関する情報が分かりやすく、市民の避難につながるのではないかといいところでございます。

○15番（小野広嗣君） この件に関しては、市長も理解をされておりますので、そういった取組をお願いしたいと思います。

少し角度を変えて質問をさせていただきます。福祉避難所についてでありますけれども、本市は福祉避難所を指定、または協定を締結しておりますけれども、現在7施設ということになっております。公の施設と民間の施設が混在しておりますけれども、民間の施設が協力をしていただいている、そのことに対しては本当に感謝をするところでありましてけれども、今後のことを考えたときには、この協定の締結を更に推し進めていっていただきたいなというふうに思うんですが、そこらについてはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今後、個別避難計画の作成が行われる中で、直接福祉避難所への避難が必要な場合も予想されますので、受け入れ先となる福祉避難所とも事前に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 受け入れ体制を、福祉避難所を増やしていく努力をしていただきたい。これは職員の側も大変だろうと思うし、そのお話をいただく施設の側も大変だろうと思いますけれども、やはりこれは進めていっていただかないといけない。今市長も少し触れられましたけれども、今回国が様々な報告書を出しているわけですがけれども、その際、災害の種別に応じて安全が確保されている福祉避難所への直接避難を推進していくということが適当である。そして福祉避難所に受け入れる対象を特定する公示制度の創設が提言をされているんですよ。そうした場合、この報告書を僕は読んでみましたけれども、こう書いてあります。「福祉避難所ごとにあらかじめ受け入れ対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して、規定す

る新たな制度を創設する」と。これを踏まえて福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進めていただきたいというふうに言っているわけです。本市も福祉避難所を対象者のみを受け入れる公示制にして、支援を必要とされる方が確実に福祉避難所への直接避難ができるようにする。これまではできていないんですから、できるようにするということが大事だと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） これはまさしくそのとおりで、いわゆる障がい者が取り残されないためにもそういう特定の方、いわゆる対象者を明確にして対応するということが望まれるというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 市長がそういう理解ですので、ぜひこの福祉避難所の在り方、協議、そして新たな推進を含めて御努力を要請しておきたいと思いますが、この件に関してはもう1点あるんですね。いわゆる指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合は、緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるから、積極的な活用を検討すべきであると、これが1点。

もう一点が、新しく始まった視点です。令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったんですね。そういった福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能強化にあたって、この緊急防災・減災事業債の積極的な活用をしていただきたいというふうに来ているんです。これについての検討方はどうなっているのでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

大規模災害時の防災・減災のために必要な施設の整備として、令和3年度より災害時に要配慮者対策が必要となる社会福祉法人が整備する社会福祉施設等においても、内容が追加されております。

本市の地域防災計画で掲げている七つの施設のうち、三つの施設は民間の施設であります。今後受け入れ対象者の整備など、個別施設計画等の作成プロセスを通じて、避難施設先における事前の準備を進める必要があると認識しております。

○15番（小野広嗣君） 危機管理監の方でそういった御認識をお持ちですので、専門でもありますのでお任せをしたいと思いますけれども、市長、この人材育成という観点からもちょっとお聞きしたいわけですが、やはり国の方も報告書の中で、防災の人材を育成しなければいけない。そうした場合に、自助・共助・公助とありますけれども、例えば共助といっても、その地域をまとめられるような防災のリーダーみたいな方々がいないと、なかなかこれは難しいと思うんですけれども、そこについてのお考えはどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 防災に係る地域のリーダー育成は、課題であるというふうに考えているところでございます。これまでも県の認定する地域防災推進員も、市内に25人ほどいらっしゃいますが、県の研修会に参加できなかつたり、活動の活性化が図られないようであります。また、日本防災士機構による防災士の資格がございますが、資格の取得にあたっては6万2,000円の受

講料などの負担が生じるようであります。県内では助成制度がある自治体はないようではありますが、全国的に助成を行っている自治体もあるようでありますので、先進地の取組事例などを調査し、取り組んでいきたいと考えております。

先ほどの自助・共助でございますが、やはりこれはおっしゃるように一緒に連携をして取組をしていかないと、災害の場合は特に個人個人ではいろんな災害が二重三重になる可能性もありますので、そこ辺も含めてこの取り組み、リーダーの育成は必要ではないかと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） リーダーの育成・養成に関しては、市長も同じ考え方だろうと思いますが、少し市長も触れられましたけれど、人材育成の一つの方法として、やはり補助金等を出していわゆる防災士を育成するという、防災のスペシャリストをつくっていく、それを地域にどんどん増やしていく。そのことがやはり地域の安心安全を構築することになるんだろうと思うんですね。そういう意味では、一考の価値があると僕は思うんです。やはり補助金をしっかり出して、そういった育成をしていく、この点について再度答弁を求めたいと思います。

○市長（下平晴行君） そのことについてはおっしゃるように、やはり防災士が増えることで志布志市民の生命・財産を守るといっても含めて対応していかなければいけないということでございますので、助成をどういう形でできるのか内部で検討してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひ前向きな検討方を要請しておきたいと思っております。

あと大規模災害時には、高齢者、障がい者、また乳幼児あるいは妊婦、そういった方々が避難がしづらいという場合に、コロナ禍のときに、昨年6月にもお話をしましたけれども、ホテル等と締結をして、そこへ避難をしていただくといったこと取組が全国の自治体で今高まってきていますね。鹿児島県においても、鹿児島市がもう2か所のホテルと締結をしております。そういった観点から見たときに、本市でもそういった対応方ができないのか。昨年の6月にも質問をいたしておりますが、そこらはその後の検討状況はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在コロナ禍で、密集を避けるためホテルや旅館などの活用の検討について通知があったところでございます。運営体制やコロナ対策などをどうしていくかなど課題もありますが、先進地の取組事例などを調査させていただいて、考えてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） この点もいざ災害が起きて、そういった場所を確保していなかったということで後悔をすることがないように、前向きな検討方を要請しておきたいと思っておりますが、最後に、前も申し述べているんですけど、下平市長のときではなくて本田市長のときでしたけれども、この災害対策において、いわゆるマイタイムライン、市民一人ひとりが自分の防災行動計画を事前に組み立てていくこと。これをしっかり時系列に整理して、自ら考えて避難行動を起こしていく。そういう取組をやはりハザードマップを志布志市は出していますので、そういったものを活用して、学校あるいは家庭で様々な協議して、自分の身は自分で守るといっても含めて検討方をしてほしいということを過去に述べておりますが、それがなかなか進められていないように感じておりますけれども、そこについてお示しをください。

○市長（下平晴行君） マイタイムラインの作成は、住民一人ひとりが標準的な行動計画を作成することで、自ら考え命を守る避難行動につながるというふうに考えているところでございます。マイタイムラインとは少し違いますが、昨年度配布した志布志市総合防災マップにも避難行動の判定フローがございますので、参考にしていただければというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） マイタイムラインもいわゆる家族で話し合う、そして子ども同士でやはり話し合う、そういったことにおいてはすごく啓発をされるようであります。導入自治体を見ていくと、そのことによって防災の意識が高まっていくということもありますので、活用方も含めて周知を図っていただければなというふうにお願ひしておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、今回この個別避難計画の推進ということが質問の柱でありますので、ぜひともこの避難行動要支援者の皆さんの災害時の安心安全確保のために、市長がしっかりと音頭を取って、この個別避難計画の推進には全力を傾注すると、そういう決意を最後にお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今後の個別避難計画の作成支援、その情報の更新や取扱い、各関係機関との連携など、まずは先進地の取組事例などを調査・研究してまいりたい。また、おっしゃいましたとおり、早急な対応をしてまいりたいというふうに考えております。これは市民の生命・財産を守る市役所の義務がございますので、そこも含めた取組をしてまいりたいと思ひます。

○15番（小野広嗣君） 次へ移りたいと思ひますけど、デジタルデバインド、デジタル弱者対策ということで答弁もいただきました。市長、実は先週の11日、金曜日に朝日新聞の2面ですけど、「時時刻刻」にデジタル格差の問題が大きく取り上げてありました。これはそちらからも見えるんじゃないですかね。「デジタル格差、戸惑う高齢者」。ワクチン予約をとっても、電話を何回してもつながらない、本市もそうでしたね。ウェブ予約をするとつながる。それができないからみんな困っている。支援を受けてやっとできました。スマホの使い方とか教えていただいたり、恩恵が届かぬ人への対応が必要だというふうにあります。だから、国がスマホ講習をやるんだと、5年かけて徹底的にやるんだと。1千万人にやると言っていますね。それを国民運動としてやっていくんだというふうに言っています。やはり僕らの周りでもスマホの使い方が分からないから、ちょっと手を出しにくい。あるいは持っているもどうやってダウンロードすればいいのかが分からない。パソコンにおいてもそうですね。僕の身近な周りでも「そういったものがちょっと使いこなせるようになったら、便利なものにな」とおっしゃる方々もいます。結構本市においてもニーズは高いんですね。ただ、なかなか難しいと思っぺいらっしゃる。だからこそ今回の国の1年間の実証実験を経て、この支援活用員の導入ということをやるとはるので、本市も積極的に早期にこういった支援員の活用を図るべきだと思っぺいんですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 支援員については6月7日に携帯ショップをはじめとする実施団体が公表されたところで、講習会開催や教材提供等の支援を受けることが可能となったところでございます。

本市としましても、積極的な活用を行ってまいりたいと考えておりますので、今回全国展開型の認定を受けた4社に対しまして調査を進めており、うち1社は既に協議を始めているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今協議を進めているということでお示しをいただきましたので、少し安心をするわけですが、この実証実験に自治体でいえば12自治体だったと記憶していますが、そこの中に都城市が入っているんですね。この都城市というのは、今月の財界九州にも特集が組まれていました。どんな特集かという、日本一のDX行政を目指すんだというすさまじい都城市長の意気込みでありました。今日持ってきてもよかったんですけども、煩雑になるので避けましたけれど、本市も都城市と定住自立圏構想を一緒に組んでいるわけですので、そこは情報を共有しながら、切磋琢磨しながら、こういったDX行政を進めていかなければいけないんだろうなと思うんですが、そこに対する認識は、市長どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 都城市は市長とも交流があるわけでありますが、いわゆる地域通貨とブロックチェーン等々も導入した取組をしておりますので、私もすごく関心を持っているところでありますので、そういう連携ができる体制ができておりますので、そこ辺の取組ができないかどうか進めてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） せっかく隣接しながら、一緒に定住自立圏構想で様々な約束事を交わしていますので、ぜひこの問題も一緒に進めていただければなと思っております。このスマホとか情報端末機器を使って、様々な便利な時代になって、その便利さはますます拍車がかかっていくというふうに思います。だけれども、一方ではそういったことによる、そういった知識を持たない方、持っていないが故にサイバー攻撃を受けたり、様々な非難や中傷を受けたり、マイナス面もいっぱいありますね。そうした場合、やはり市民の皆様方が様々な犯罪に巻き込まれないように、しっかりと講習会等も行って、あるいは公民館等でもいいじゃないですか、そういったところで細やかにこういったデジタル弱者に対する手当てというものをやっていかないと、両面ありますので、光と影が。やはり影の部分に対して手当てをしていただきたいと思います。その辺はどうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、そのことで被害を被ったというようなこともございますので、そういう受け入れる体制で、その受け入れたそのものがその方のためになるようであれば、しっかりと受け入れ体制を市としても整備していかなければいけないというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） あと以前もお話をしたことがあるんですが、本市はせっかくこの情報通信基盤が整備されているわけですね。こういうまちは、そんなにざらにあるわけではないわけですよ。そういった中で、しっかりこういったデジタル社会を迎えるにあたって一歩前進しているまちでなければならない。だけれどもワンウェイで終わってしまっている。ツーウェイにこれをしていかなければいけない、双方向ですね。双方向通信ができるようにしていかなければいけないけれども、なかなか進んでいないなと思っておりますけれども、この点についてはいかがお考え

なんですか。

○市長（下平晴行君） 本市としましても社会全体でデジタル化が進む中、情報格差の解消のために双方向の情報通信サービスについては、非常に重要であるというふうに認識をしております。本市の情報通信サービスは、情報通信基盤整備事業で光ケーブルを市内全域に敷設して、行政告知放送やケーブルテレビ等で、行政情報や災害情報等の提供に活用しているところでございますが、双方向の情報通信サービスに至っていないところでございます。双方向の情報通信サービスとして情報通信基盤を活用したコミュニケーションツール等の提供もあるようでございますので、そういった取組に対しても検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） この点も市長がそこに対して造詣がないというのではなくて、一生懸命そこに取り組もうという姿勢はあられるんでしょうけど、なかなか本田市長のときからも進まない、せっかく整備されているのになと思って、もうはた目から見ていてもったいないなというふうに思っていますので、もう少し前向きに取り組んでいていただきたいなと思いますけれども。あと逆に、情報通信機器を持たない、スマホも持たない、まして使いたくないという方も、一定程度僕はいらっしゃると思うんです、今後もね。そうした場合に、そういった方々に対して結局情報提供をする在り方というのもしっかりと工夫をしていかないと、持っている人はどんどん情報を得ていく、それを使わない、持たない方は情報が少ないとなってくると、やはり告知端末、広報、FM、媒体が様々ありますね。こういった媒体から情報を流す、これまでとは違った工夫を一工夫、二工夫していかないと、情報格差が生まれてしまう。そこらについての認識はどうあるのかをお示してください。

○市長（下平晴行君） スマートフォン等の情報通信機器に不慣れな方や高齢者の方につきましては、デジタル活用支援事業を活用して、講習会等の開催を検討してまいりたいと考えております。情報通信機器を持っていない方に対しましては、インターネットに対する安心感や必要性、利便性を教えてくれる体験できる場所、そして身近な人と共有できる仕組みを作ることなど、デジタル化の恩恵が受けやすい環境の整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 少し答弁が、僕が意図していたものと違う答弁でありましたけれども、その答弁は答弁でよろしいでしょう。僕が市長に聞きたいのは、いわゆる情報通信機器を使えるようになっていく人を増やすことも大事です。当然その努力、そのために講習会とか様々やっていただきたい。だけれども、やはり頑として「使いたくない」「もうそんなものに、この年齢だから」と言う人たちもいるわけじゃないですか。そういった人たちに対しては、これまで以上に丁寧、工夫をして情報をつなげていかないと、格差が生まれるよということなんです。そのところを聞いているんですね。

○市長（下平晴行君） これは使いたくない人に勧めるためには、やはりデジタル化を使うことによるメリット、ここをしっかりと情報提供して対応していくということが必要ではないかと思っております。

○15番（小野広嗣君） 一つはですね、そうでない人がそれでも出るわけじゃないですか。

○市長（下平晴行君） それでもない人に、使いたくないという人についてであります。こういうことを使うことによってメリットがあると、それでも使いたくないという方もいらっしゃると思いますが、そのことについては実際例えば身内とか、そういう方々との連携を取っていただいて、その必要性、メリットかデメリットじゃなくて必要性をしっかりとお願いしていく、教えていくというかそういうことが大事じゃなかるうかなと思っております。

○15番（小野広嗣君） 僕が言いたいことは、当然市長がおっしゃるようなことで僕は進めていただきたいんです。だけでも最終的にはセーフティネットを持っておかないと困るじゃないですか。そこに対しての考え方を持っておいてほしいということなんです。最後の最後の手段ですよ。

○市長（下平晴行君） そのような考え方で取り組みてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） あと市長、元に戻りますけど、市長がおっしゃるように「これを使うとこんなに便利だよ」と思っていたくことは大事ですよ。そうした場合、各課が様々な所管で仕事をなさっていて、様々な便利なアプリを開発されていって、それをスマホで使うと便利だよと高齢者の方々が思われたら、ますます増えていくわけじゃないですか。そういった知恵を各所管課が出して、うちとしてはこういうアプリを開発した、あるいはどこから助言をいただきながら出したいと、そういったこともすごく大事かと思いますが、その点どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、その今おっしゃったような具体的に活用の仕方、それはそれぞれの部署によって違うと思いますので、その方々が求めていらっしゃるものをどのように指導といいますか享受していけばいいのか、そこはしっかりと対応していかなければいけないというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 冒頭僕が望んでいた出前講座の件もお話をさせていただきましたので、そういった講座をしっかりと設けて取り組んでいただきたいということと、やはりこういった高齢者や障がい者で活用が難しい方々には十分な配慮をやっていかななくてはいけない。そういう意味では、出前講座も当然大事ではありますけれども、今マイナンバーカードを作るのに、4、5人集まったところにわざわざ出張して一生懸命やっていたら、こういったことを実際このデジタルデバイドを無くすためにやってほしいなど、極端に言うと2、3人でもいい、あるいは個人の高齢者のところでも要請があれば行って、一緒にボランティアの皆さんとでもいいじゃないですか、職員の皆さんとでもいいです、そこでしっかりとお示しを学んでいただくと。なぜこういうことを言うかといいますと、過去であればこれは実現不可能だろうと思います。でも今は、市長も実証的にAIの導入をされていますね。そしてRPAの導入も実証的にされていますね。こうすると職員の皆さんの業務量の縮小ができるわけじゃないですか。これは職員を減らすために導入をされているわけではないわけですので、より市民にサービスをできる体制を作るために、こういったものを導入しているわけですから、そういったことも考えていくべきではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） まさにそのとおりでございます。AI、RPAの導入については、やはり正確に早く対応ができるということと、そして職員の皆さんは実際市民と接する、そちらの方にエネルギーを使って業務をしていただくということも含めて対応しているわけでありますので、今マイナンバーカードの取組もおっしゃったように、何人が集まっていたらということでのお願いもしているところでありますので、そういうこと等含めて、一緒になった取組ができないのかどうか検討させていただければと思います。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。理解できる答弁だったと思いますので、教育長の方にお聞きをしたいと思いますが、教育長、一人1台の端末が活用されるようになって、ある意味で結局情報通信の元年といえますか、昨年以降ですね、そういった時代が教育現場に訪れたわけですね。そうしたときに、結局、この情報端末が使える家庭での通信環境の整備というのが格差があってはいけないということで、国もいろいろと努力をしていますが、教育委員会の現状の在り方と今後の取組はどうなんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

GIGAスクール構想の中で、家庭で学ぶネットワークそして学校の環境の整備等の現状、そして今後の取組についてお答えしたいと思っております。

現状といたしましては、昨年度校内LANの整備、電源キャビネットの整備そして一人1台のタブレット端末の整備とGIGAサポーターの配置などをいたしました。更には遠隔学習授業のためのマイクカメラの整備等を行いまして、今年は5月からタブレットを活用した授業に取り組んでおります。

また、家庭における状況でございますが、昨年5月にそれぞれの家庭にネット環境等についてお尋ねをしたところ、全家庭の約2割です。300世帯ほどだろうと思っておりますが、ネットの環境が十分とは言えないといったような把握をさせているところでございます。

そういったこともありまして今後につきましては、まずは、各学校において一人1台の端末を使用できるようになって、現在学校において児童・生徒が少しずつでもICT機器を使いこなせるような学びを深めていこうと考えてやっているとございまして。一方、それを指導する教職員につきましても、ICT支援員を2人配置しておりますので、彼らを活用した情報教育研修会等を開催しながら資質向上に取り組んでいるところでございます。

併せまして、情報モラル教育というのも非常に重要でございますので、児童・生徒はもちろん保護者への理解もお願いしながら、ますます取組を積極的に行っていきたいと考えているところでございます。その先にタブレットを持ち帰って、家庭でも学習できるような状況というのも、段階的に整備を進めてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。少しその推移を見極めていきたい、見守っていきたいというふうに思っておりますので、鋭意努力をしていただければと思います。

この件に関しては、学校はもとよりなんですけれども、校外学習とか家庭でも学べる、そういったコンテンツの開発といえますか構築をして、プラットホームを整備していく。こういった考

え方は今どうなのでしょう。

○教育長（福田裕生君） 現時点におきましては、タブレットの持ち帰りはしていませんが、実現するためには、どのような条件を整備、課題をクリアしていけばいいかというところを、契約業者等も含めて検討を始めたところでもあります。

具体的なことにつきましては、今後更に研究・検討を進めてまいります。そしてその上で、まずはやはりオフラインでの学習環境づくりというのを整えまして、緊急時等に家庭に持ち帰ってもアプリが挿入されたタブレットを持ち帰って、ドリルやワークシートなどで学習が展開できるような状況を整えてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 教育長の答弁は理解できますので、分かりました。

あと昨年のGIGAスクール構想のときに、こういった関係で3月と6月と2回質問をしたわけなんですけど、その際申し上げた中に、障がいのある子どもさん、この方々の入出力支援機器の整備について、その際も少し述べております。そこについては、今学校側といいますか教育委員会としてはどういう捉え方をされて、導入についてはどういう検討をされているのかお示しをください。

○教育長（福田裕生君） 入出力支援機器の整備のための補助事業につきましては、昨年の時点で必要とする児童・生徒がいなかったために、現時点においては申請はしていないところであります。

しかし、現在活用も進めている中であって、例えば手指の力が弱いとか、そういったことも状況によっては見て取れることがあるだろうと思っておりますので、個々の子どもたちの特性だとかそれぞれのニーズに合わせた様々な支援を今後見極めながら、しかるべき対応を考えてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

先ほどICT支援員の推進ということで少しお述べになりましたけれども、やはりこのデジタル化の推進を国を挙げてやっていく、教育現場もそうってきている。そういったときの教員のスキルアップというのがすごく大事、そこにさっき言われたICT支援員の方々が関与していくわけですけども、これはやはりもう少し人数を増やしていただいて手厚くやっていただかないと、全てが整ってから教材も高レベルな教材が揃いました、ハードも揃いました、そして先生のスキルもアップしました、それから始めますよでは駄目なんですね。いざこういったコロナ禍があって、大変な状況になったときには、間に合わないわけですよ。そこに対しての考え方をしっかり持って、このことは取り組んでいただきたいというのが質問の趣旨でありますので、答弁方よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（福田裕生君） 今年度につきましては、2人のICT支援員を配置してございまして、各学校に50時間程度派遣できるような状況をつくっているところがございます。5月末時点では延べ41回、98時間ほど派遣している状況でありまして、これまでのところにおきましては、年度更新のための作業支援だとかタブレット導入の研修、それぞれの学校での研修であるとか、教師

から課題が提起された際の対応といったことに力を発揮していただいているところでございます。

しかしまた今後活動の状況等によっては、例えば学校現場から不足が生じるような声等も出されてくるであろうということも重々考えられますので、そういったことへしっかりと対応ができるようにしていきたいとは考えております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

次へ移りたいと思います。メディアリテラシーの観点でありますけれども、はじめに市長に、教育長にもお聞きをさせていただきたいデータがあるんですね。日本は、世界の国々の中でもメディアを異常なまでに強く信頼する国民性を持っているという事実なんですね。電通が行った調査では、メディアに対する信頼度はイギリス12.9%、アメリカ23.4%、フランス38.1%に対して、日本はなんと72.5%なんです。総じて東アジアの国は数値が高く、韓国の場合は61.7%、中国が58.4%でした。しかし、社会主義国である中国でさえも6割程度ということを見ると、この日本人のメディアに対する信頼は、もはや妄信と言えるほど強い。こういったデータをお聞きになって、市長はどういった感想をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症に関連して、多種多様な情報が飛び交い、デマによりトイレットペーパーが品薄になるなどの状況も記憶に新しいところでございます。SNSなどにより個人が気軽に情報を発信することもでき、悪意はない発言であっても、思わぬ結果につながる場合もあるようであります。このメディアやICTが発展した社会を生き抜く上では、メディアリテラシーは必要不可欠な能力であるというふうに認識をしているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 今の議員の御質問に対してですけれども、確かに発信されたその情報がどのような意図で発信され、そのような意図を持っているのかというところの読み取る力、そしゃくする力というのが、あのデータからすると十分でないのかもしれないという読み取りもできているとことでございます。ですので、メディアリテラシー教育におきましては、発信されている情報のその意図だとか内容等を、しっかりと我が身に照らして読み取った上で理解をしていく、信頼度がどの程度なのかという判断をしていくということをしつかりと指導していくべきであろうと思っております。そのためには、現時点においては小学校からの教育とはなっておりますけれども、幼児期・保育期のあたりから手に取り出したころから、保護者がどういった与え方をするかといったことも含めていかないと、これは大人になってからこのことを教えたところで、十分でないところも見えてくるような気がしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 教育長、今の答弁は、後ほどまた深く聞きますので。市長もよく理解をされていて、教育長の答弁も当然でしょうけれども、子どもたちにそういったことをお伝えする立場ですので、御理解をされていますので少し質問も省きたいと思うんですけれども、いわゆるどういった意図で情報を発信しているのか、その意図を読み解く力を持っていかなければいけない。このメディアリテラシーというのは、ある意味ではこの情報化社会の中を生き抜く力なんですね。けれども、情報過多の時代になっていて、市民が様々な情報に惑わされていく。そのことに対して人生を誤っていくということにまでつながる場合だってあるわけです。だから、このメディ

アリテラシー教育というのは、社会教育においても生涯学習のことも言われましたけれども、しっかりやっていかなければいけない。この点について、市民に対しての教育の必要性、そこについてのお考えを市長にお聞きしたかったんです。

○市長（下平晴行君） 市民への啓発を進めていく上では、市報やホームページなどの意識啓発をはじめ、セミナーや研修など多様な手法があると考えております。専門家の活用については、人権関連やダイバーシティ関連、デジタル化推進関連など、現行の中で取り組んでいくことも可能と考えていますので、前向きに検討してまいりたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） そういう答弁をいただきたいなと思っていたんですが、実は市長、ワクチンについて、もう直近で厚労省がこれを出しましたよ。厚労省が公式に「ワクチン接種で死者は増えない。ワクチン接種で流産は増えない。接種が原因で人が死んでいるというデマが、SNSやビラで拡散されている」こういった声明を出したんですよ。慎重な厚労省にしては画期的なことなんですが、それほど今の世の中ひどい状態になっている。だからこそ、このメディアリテラシー教育というのはしっかりとやっていかなければいけないということで、このメディアリテラシーを養うためにNPO法人メディアリテラシー協会があります。ここは様々な人を派遣したり、「withコロナの時代 大人がしっとく 子どもとネットのつきあい方」、そして家庭で楽しむ情報モラルということで、「なりすまし 絶対ダメだよ 犯罪だ」など、かるたを使って教えるやり方だとか、そして辞書引き学習法で情報リテラシーを高めるということで、言葉と言葉をつないでいくことによって、そのメディアリテラシーを高めていくという先生のやり方、こういった先生たちを活用しながら、こういった協会が講演をもう北海道から沖縄までやっていますので、こういったものの活用というのをしっかりとやっていただきたいなと思うのですが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、これは全体的には市民を守るということも含めて、やはり情報過多が市民にそういうマイナス要因を与えては困る世の中というのはいまうまいかないわけでありますので、そこ辺も含めたいわゆるメディアリテラシーの取組をしっかりとしてまいりたいと考えています

○15番（小野広嗣君） 市長にあと一点お聞きしたいんですけども、本市でもこれまで数回にわたって炎上騒ぎがあって、そのたびごとに非難や中傷あるいは善意の下の苦情もありますよね、悪意に満ち満ちた苦情もありますよね。そういったことを受けたときの電話の対応方も大変だということで、市長がそのスキルアップを図りたいということを過日の全協でも申されたと思います。そういったことから考えたときに、受ける側ではなくて本市は情報を発信する側でもあるわけです。そういったときには、この情報は発信して内外にいいのかどうか、そこを精査しなければいけないですね。そういったことを考えると、職員のメディアリテラシーはすごく大事だと思うんですが、この職員へのメディアリテラシー教育については、やはり徹底を図ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは市民の皆さんに向けての取組と同様に、しっかりと職員にも検討

してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） なぜこの徹底を申し上げるかといいますと、様々なことがあって、そして抗議があったりいろいろして、職員の皆さんも御苦勞があるでしょう。それはそれで理解をしますけれども、現実には、そのことを外に行きたくて拡散している職員までいるんですよ。そして言った相手は、世間でNHKと言われるような人たちがいっぱいいますよ。そういった方々にわざわざ話をしに行っている。そして拡散しているんですよ。こういった職員が本市にいるということが、僕は残念でならないです。ですから、これは徹底して教育をしてください。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 議員おっしゃるように、職員はまずは守秘義務があるわけでありましたが、そのようなことを漏らすようなことは絶対にあってはならないことでもあります。注意どころかそこはしっかりと対応してまいりたいと思います。

またメディア対応という能力については、時代の流れとともに新たに求められることとなったとも言えます。学ぶ機会を設けることもまた必要と考えますので、研修などを通じて職員の資質向上につながるよう努めてまいります。また、先ほど言いましたように、守秘義務というこのことをしっかりと職員一人ひとりの教育と申しますか、これを再度対応してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） そのようにお願いしたいと思います。

あと教育長にお聞きをしますけれども、インターネットを利用している現状について、国のデータ、県のデータがありますけれども、国とすればもう8割を超えているという状況ですけれども、本市の現状をお示してください。

○教育長（福田裕生君） 令和2年度インターネット利用等に関する調査をいたしました。平日にインターネットを利用している小学生は79%、中学生は98%に及んでおります。また平均して2時間以上利用している小学生が17%、中学生が52%に上っているところでございます。各学校においては児童・生徒への指導とともに、学校保健委員会であるとか学級PTA等で、保護者にもこういったインターネット活用についての学習の機会を設けて、その使い方についての指導・啓発を図っております。

○15番（小野広嗣君） 今、教育長も言われましたけれども、このスマホなどを2時間以上使うと睡眠時間が減るんですよ。データにも載っていますよね、睡眠時間が6時間いかない。目も悪くするし、頭がぼろっとして勉強にもいそしめない。ここらについては、こういった徹底をされているんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今御指摘があったように、この調査からも2時間、4時間、5時間と多い子どもはやっている状況がある中において、学習に集中できないであるとか、それから睡眠不足であるとか、イライラ感が募るとかいったような状況等を示す子どもたちが、中学校においては半数、小学校においてもそれに近い数が示されたところでございます。

そういったことを受けまして、学校におきましては各教科道徳、特別活動、総合的な学習の時

間などの情報モラル等の学習の中で、段階的に系統だった指導を重ねております。また保護者に対しても指導・啓発は欠かせないという思いから、それぞれの学校においてはPTA総会、家庭教育学級での講話、それから市教育委員会で作成しております「志アップ子育て手帳」の中に、このインターネットとの付き合い方についての項目も新たに盛り込むなどして、指導・啓発に重点を置いているところでございます。

それから本年7月11日に、キラリ輝く「しぶしっ子」育成講演会というものを開催する予定にしておりますけれども、先ほど議員の方からも御指摘のあったNPO法人のネットポリスの代表の方を講師に招へいたしまして、より専門的な立場から正しい使い方、より良い使い等についての御教授をいただくような計画を立てております。

○15番（小野広嗣君） そういった計画を立てていらっしゃるということで、有り難いなと今お話をお聞きしたところでありますが、先ほど教育長は、この使用時期が低年齢化してきていると言われてますね。そういった中で、子どもたちを守るためにはこのインターネットに触れる前ですよ、触れてからではもう遅いんですね。触れる前に注意を喚起しなければいけない。そうした場合に、その便利さの裏にどういった危険性が潜んでいるのか、そういったことをしっかり教えていかなければいけないですね。ネットを通じたいじめがいかにか陰湿か。また遊び半分で載せた画像が人生を大きく狂わせることもあったりもするわけですので、先ほど言われたように、これは低年齢化していますので、これはしっかり守っていかなければいけない。だから、幼稚園、保育園、その保護者、子ども、そういったところにもしっかり教育委員会を通じて徹底方をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） おっしゃるとおりだと思っております。成長段階にある子どもの健康を守るためには、小さいうちからメディアとの付き合い方を大人がコントロールしなければならないという意識にしっかり立つ必要があると思っております。本市においては、就学時健康診断の際にメディアが脳に及ぼす影響についての講演会も実施しており、保護者にもその啓発を促しているところでございます。また、教育委員会が実施しております、幼稚園、保育園、小学校の教員の連携研修会においても、正しいメディアの付き合い方について情報交換を行っているところでございます。

今後も、関係各課としっかりと連携をいたしまして、子育ての早い時期からこの対策が講じられるよう、指導・助言を重ねてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 理解できました、よろしくお願ひしたいと思います。

旧町時代から2回ほどこういった質問をしているんですが、新聞を活用したこのメディアリテラシー教育、NIEですね、これは本当に新聞を教材として学校教育に役立てようということで、児童・生徒の社会への関心を高め、情報を読み解く力、考える力、そういった問題を解決する力を身に付けてもらうことが目的となっております。各学校取り組んでいただいていることは承知しておりますけれども、学校間格差があるということも伺っておりますので、そこらについてお示しをください。

○教育長（福田裕生君） 本市のN I E教育についての取組は、それぞれの学校で進めているところでございます。本年度は最初の教頭研修会の折に、N I Eの推進について本県の南日本新聞社の担当の方にお出でいただいて、その進め方等についてのアドバイスもいただいたところであります。また本市の1校につきましては、新聞社がアプリを開発したという情報がありましたので、それらについての情報を御提供いただきながら、モデル的にその活用の在り方について検証実験として取組を進めていただいているところでもあります。

今後もこのことにつきましては、情報をいかに読み取って、そして自分のこととして受け止めて、そしてそのことをまた自分なりの情報として発信してくと、そういう学習にしっかりとつなげていくために重要だと思っておりますので、いろんな場をもって学校には啓発を図っていきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） いろいろをアンテナを張っておられるということをお聞きして安心をしたわけですが、東京のMMDという研究所がまとめた調査がありまして、スマートフォンを所有する中高生1,248人のうち26.3%がフェイクニュースにだまされた。逆にそれを拡散したというのが27.3%あるんですね。自分自身もSNSでフェイクニュースを拡散させたことがあると。だから、スマホがあれば小学生でも簡単に膨大な情報に接する時代なわけです。そうしたときに、その利用者の趣味に合わせて、嗜好に合わせて、情報が自動的に表示される機能がありますよね。そうするとついだまされてしまう。だから、常に情報の真偽を見極める癖を付けることが重要だと言われております。ますます教育現場というのは大変なことが強いられているなと思っておりますけど、教育長、この点についてお考えをお述べください。

○教育長（福田裕生君） 令和2年度にインターネット利用等に関する調査を行った中で、「ネットを通じて悪口や嫌なうわさ話を受けたことがあるか」という問いに対して、本市の小学生においては2%、中学生においては4%、グループからの仲間外れ等で困った小学生は1%、それから中学生も同じように1%程度いたということ把握しております、本年度になりましてからも既に数件そういった類いのことが、報告を受けているところでございます。

このことに関しましては、総務省、文科省が作成している資料であるとか、本市全校が活用しているデジタルコンテンツ等も活用しながら、トラブルの未然防止、それから情報モラルの更なる強化を図っていく必要があると考えているところです。

例えば5年生の社会科の学習においては、放送と新聞との産業の学習があるわけですがけれども、そういったような教科の中で位置付けられた学習の中においても、モラルの件であるとか情報の受け止め方、発信の在り方については、取り立てた指導というのも重要になってくるであろうと思っております。

○15番（小野広嗣君） 教育長には、もう言わずもがなのことですがけれども、この社会を生きていく力、情報化社会の時代を生き抜いていく力というものは、このメディアリテラシーというのは基礎の基礎ですからね。これを片手間でやるということではなくて、しっかりと位置付けてやると。やはり情報化計画の中にも位置付けているということですので、それをしっかりやっ

ただきながら、取り組んでいっていただきたい。子どもたちに教えていくことによって、結果大人もそのことを学んでいくということにもなりますので、教育現場でしっかりとこういったメディアリテラシー教育を充実させていただき、そして本市においても市長部局においても、こういったことを情報化社会を生きていく大切な教育の一環なんだということを理解して、工夫をしながらこの教育を前進させていただければと思います。

時間も来ておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。午後は1時5分から開会いたします。

○

午後0時03分 休憩

午後1時05分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 改めまして、皆さんこんにちは。志みらいの野村でございます。

今年は例年になく早く梅雨入りをいたしまして、昨年、一昨年と続いた長雨、豪雨災害による復旧がまだままならない、復旧がされていない現在において、非常に憂う日々が続くのかと心重たくもなりますけれども、願うことであれば、今年こそは災害のない梅雨明け宣言を待ちたいものだなと強く思っております。そう言いましても、災害はいつ何時発生するかも分かりません。取り得る最大の備えを怠らずに、万全を期して準備していただきたいものだと願っております。

また、昨年以降悩まされ続けております新型コロナウイルス感染拡大におけることにおいては、多くの犠牲が払われて、今までの生活様式や社会の構造までも大きく覆すほどの衝撃と変化を強いられております。我々は遭遇したことの無いような経験、未知のウイルスと戦い続けているわけですが、その中においても最前線で防御や医療に携わっておられる方々には、心から深く感謝を申し上げたいと思っておりますし、その勇気と御努力には敬意を表したいと思っております。

質問前に、こうして憂うこと、心配されること等を述べるのが毎回続きますけれども、次回からはできることならば、こういったことを冒頭発言せずに、本来の質問に入れることを願いながら、今回の質問に入りたいと思っております。

今回、農業施策全般においてお聞きをしております。本市の基幹産業である農業分野において今お話をしましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大による各方面様々な影響が及ぼされております。直接的な影響もさることながら、間接的、風評的な影響まで考えますと、大きな打撃が強いられているのではないのでしょうか。

そこで、まずはお聞きいたしますが、本市の農業分野におけるこの新型コロナウイルス感染症等々による影響について、まず現状をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置などにより、インバウンドを含む外食の機会が減少している状況でございます。農業分野におきましては、依然として厳しい品目があるものの、昨年度よりは全体的に回復傾向にあるようでございます。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対策としまして、国の支援である高収益作物次期作交付金、経営継続補助金、持続化給付金、市独自の支援としまして、原料用さつまいも次期作対策事業、農業経営収入保険加入推進事業、茶生産継続応援事業、肥育経営緊急支援対策事業、繁殖経営継続応援事業等を支援したところでございます。

○6番（野村広志君） 昨年度より全体的には回復傾向にあるのかなということで、少し安心はしておりますが、ではもう少し詳しくお聞きしてまいります。

まずは、農業の生産量について特に大きな影響があったものについて、まずは品目をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症による生産量につきましては、外食の減少により、焼酎用かんしょの契約面積の削減、加工用野菜の契約数量減少があったと聞いておりますが、その他の作物への影響は少なかったのではないかとこのように考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 外食の減少により、焼酎用のかんしょ等々ということでありましたけれども、では、この農業者の所得の推移から見たとき、特に影響があったものとかいうのはどうでしょうか。昨年との対比なども分かれば少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 農業所得につきましては、現状個別農家の聞き取りによる把握が主となっており、昨年との状況と具体的な数字としての把握はできていないため、新型コロナウイルス感染症による影響について比較できないところでありますが、茶、牛肉、花き等について昨年新型コロナウイルス感染症の影響により、価格が大幅に下落したため、所得は減少しているというふうに思うところでございます。

○6番（野村広志君） 農業所得については、品目別に大きな差があるから、なかなか把握しづらいというのは十分に理解するところでありますけれども、では、農業者の所得申告から見た場合、ある程度把握がしやすいのかなと思っておりますが、そこについてはどうでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 申告によります農業所得につきましては、令和元年度が前年比87.2%、令和2年度が前年比71%と減少しているところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響もございますが、風水害であったりとかかんしょ基腐病の影響もあるかと認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） 今課長から数字をいただきましたけれども、この数字だけではなかなか一概に言えないのかなとは思いますが、所得申告から見たときには、昨年より少し減少しているようでありまして。その他にも農業を取り巻く環境の中では、コロナ禍だけの課題だけではなくて、自然現象であるとか病気等々ですね、予測や予防にも限界があるものも多く存在してい

るのかなとうかがえたところでありました。

次に、労働環境のところで、農業従事者の推移等についての統計がございましたか。そこをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の影響による農業従事者の減少等は特に聞いておりませんが、外国人技能実習生の受け入れが思い通りにいかず、労働力不足のため計画していた作付けができなかったということは聞いております。

またかんしょ基腐病により、かんしょ栽培を断念した農業者がいるということは聞いております。

○6番（野村広志君） 今市長の答弁がありました、大変心配されますかんしょ基腐病についてでありますけれども、今回これについては特段触れておりませんけれども、栽培を断念せざるを得ないような状況等も起きているようでございますので、このことについてはまた折を見て、しっかりと対策や支援策について改めてお聞きしたいと思っております。

今出ました外国人技能実習生についてですけれども、就業状況のところで少し現状をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 市内の個人、法人において、外国人技能実習制度により東南アジアから外国人を受け入れているところではありますが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、予定どおり外国人の受け入れができなかったため、計画どおりに作業を進めることができなかったというふうに聞いているところでございます。

また、今年度においても外国人技能実習制度により、外国人受け入れを要望しているが、現在のところ不透明であり、作付け計画ができないということも聞いているところでございます。

○6番（野村広志君） 影響があるのかなと思っておりますが、少し担当課といろいろお話をした中でも、この外国人技能実習生が何名入ってくる予定であり、またそれがどれくらい入って来てどうだったのかという数字はなかなかつかめないというようなことでありましたけど、では、今ありました営農計画の中で作付けを予定していたものが予定どおりにいかなかったというような答弁もあったわけですが、そのような影響を受けたところについては、何か相談等はありませんでしたでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 具体的にかんしょ基腐病であったりとか、野菜等につきましては実際大きな影響を受けた、また和牛についても影響を受けたということで、市の独自の対策であったり国のいろんな事業も使いまして、それぞれ農家の状況に応じて相談に乗りながら支援をしたところでございます。

○6番（野村広志君） 具体的には外国人技能実習生が直接入って来られなかったことでの影響についての相談というのは、あまり直接的にはなかったという理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 直接は相談を受けていないところですが、何件かは話を聞きながら来ないとか、来なかったことによって今来られている方が継続して雇用できたとかいう話は聞いているところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。

では引き続き、この農業分野において特に本市の影響が著しいと思われる品目別、様々な品目がございますけれども、各品目それぞれの相場があらうかと思っておりますけれども、この相場の変動についてお聞かせいただけますか。特に変動が激しかったものとか影響があったものについて、お示しいただければいいかと思っております。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた品目については、牛肉が令和2年4月以降、大幅な価格下落となり、後半持ち直してきたものの、最終的に2020年度の牛枝肉価格は前年比92.9%、子牛価格は94.4%となったところであります。またお茶も前年比74.8%と大きく落ち込み、花きについても聞き取りによるものですが、冠婚葬祭自粛のため前年比90%から95%と厳しい状況であるということがございます。

○6番（野村広志君） なかなか厳しい現状をお示しいただきましたけれども、では少し中身に入ってまいりたいと思っておりますが、この枝肉価格について、前年比92.9%ということでは今御答弁いただきましたけど、ちなみにこの枝肉のkg単価の推移というのは、昨年と比べながらも単価的にはどうなんでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） コロナの影響を受けた牛枝肉でございますが、昨年の4月が最も安かったというところがございます。具体的な数字としましては、1kg2,027円という数字が出ていたところがございますが、令和元年度同月と比較しまして、令和元年度につきましては2,742円という数字が出ております。また、併せまして令和3年4月につきましては、現在2,808円ということに戻ってきているということがございますが、併せて令和3年5月につきましては2,679円ということで、若干下がってきておりますが、緊急事態宣言の延長であったりとか、梅雨に早く入ったとそういったところも影響しているのではないかと考えております。

○6番（野村広志君） 今数字をいただきました。この枝肉価格、子牛価格共に連動するような関係性があるわけですが、これはやはり今少しお示しもありましたけれども、コロナ禍により巣ごもり需要の影響等々によるもののでしょうか。そのあたりの見解、どのような分析が詳しくされているのかございますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 直接はしていないところなんですけど、全国的な流れの中では、当然外食によって減ったというところではございますが、具体的にはやはり巣ごもりという家庭内での消費が増えたことによるものと、それから売り方を工夫して、インターネットであったりとか、そういった取組が功を奏してきているのではないかと認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） ではもう一点、お茶についてもお聞きをいたしますが、近年、価格が非常に低迷していて悩まされ続けてきたわけですが、前年比で74.8%という答弁でありましたけれども、大きく落ち込んでいるなと思っておりますが、これは令和2年度の実績ということですか。そこはどうですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） これは、令和元年度に対しての令和2年度の実績ということでございます。

○6番（野村広志君） 令和2年度の実績ということ、昨年度の実績ということですね。では、今年度も一番、二番という形でお茶も摘んでおりますけれども、どのような状況でしょうか。分かればお示してください。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 令和3年度の一番茶につきましては、例年より1週間ほど早く始まったところでございますが、1kgの単価が1,629円ということで、令和2年の1,495円という単価に比べますと109%と増えてきているところでございます。ただ、前々年度令和元年度の1,813円と比べますと90%ということでございますので、まだ戻り切っていないのかなという認識でございます。

また、二番茶につきましては957円ということで、昨年525円と比べて179%と増えてきておりまして、直近5年の中では最も高い単価となっている状況でございます。

○6番（野村広志君） お茶はここ数年、非常に価格が低迷していたというような状況がありましたので、少し今年度戻したようでありまして、まだまだ戻り切っていないということもこの数字で表れているのかなと思っております。二番茶以降、大分持ち直しておりますので、期待をしまいたいなと思っております。お茶に関わる方々も非常にたくさん本市にはいらっしゃると思いますので、注意深くこのことは見ていきたいなと思っております。

では、現在取り引きされております農産物の輸出についてですけれども、この影響についてはどうだったか、そこについてお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 全国的に見て、新型コロナウイルス感染症の発生当初や品目によっては影響を受けたようですが、令和2年全体を通して見ますと、世界的な巣ごもり需要や販売方法などの改善などで農産物の輸出は伸びているようでございます。

○6番（野村広志君） この農産物輸出のところについては、また後で詳しくお聞きいたしますけれども、全体としては先ほどからあります巣ごもり需要等々で持ち直してきたということではないでしょうか。

もう一点、近年積極的にこの導入等が叫ばれております、国においても様々な支援策、後ろ盾を進めておりますAIやICTの活用によるスマート農業の構築についてですけれども、こういった気運について、このコロナ禍で取り組める意欲であるとかそういった気運がどんな状況なのか、ないしは高まってきているのかどうか、そこについて見解があればお示しいただけますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） スマート農業につきましては、曾於地域の方で推進協議会を設立しているところがございます。実証であったりとか研修を中心に広域的な取組を進めているところがございます。市内におきましては、お茶であれば自動摘採機であったり畑かんの散水の制御装置であったり、畜産であったら発情また病気の発見システム、ドローン等を使った防除、そういったものが進んでいっているところがございます。また市内においては先進的な農家がございまして、農水省が取り組んでおりますスマート農業実証プロジェクト、ここにつきましてはお茶であれば鹿児島堀口製茶さんがローカル5G等を使った大規模なスマート茶業であったり、志布志のピーマン部会がこれも実証プロジェクトでございますが、統合型の環境機器を使ってピ

ーマンの栽培等の実証を行っております。こういった先進的な農家がけん引しながら、機運は高まっていくものと認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） これはコロナ禍だけのあれではないんでしょうけれども、そういったスマート農業への構築という形で気運が少しずつ高まっていきながら、本市農業にも導入が進んでくれば理想的なのかなと思っておりますので、担当課の方また市の方でも、しっかりと支援していただければなと思っております。

では次に、対策や支援策について現状をお聞かせいただきたいと思っております。国や県、市の単独であったりとか、様々なこのコロナ対策における支援策等がとられているようでありますけれども、市内農業従事者に対する説明会等々も様々実施されたということですが、そこについて少し状況を教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど八つの支援策に対し、関係機関と連携しながら支援策ごとに行くつかの事業説明会を実施し、農業者の受け付け、申請事務等を行ってきたところでございます。

○6番（野村広志君） 前段八つの支援策が述べられましたけれども、各々説明会等が実施されたかと思っておりますけれども、対象者となるこの農業従事者の中で、大体何割程度の方々がこの説明会等に参加されたかというのはお分かりでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 畜産それからお茶に関しましては、ほぼこちらの方で実数を把握しておりますので、大概の方に説明ができたものと思っておりますが、野菜、それからさつまいも等につきましては、若干その把握をしておりますので、具体的にはしっかりと広報であったりとか、そういった周知を図りながら、何回かに分けて説明会を繰り返したところでございます。実際、高収益作物次期作支援交付金、野菜等の支援で国の事業でございますが、ここにつきましては5月から7月にかけて、延べ18回、415の方が参加をいただいております。また、ここにつきましては、見直し等の説明もありましたので、追加で10月、11月にかけて延べ6回の228人の参加があったところでございます。また、さつまいも関係の事業でございますが、ここにつきましては、2月ぐらいに説明会を実施したところでございますが、延べ3回、127の方が参加しているところでございます。

○6番（野村広志君） かなりの数の説明会をしていただきまして、周知を図っていただいたということで参加者も非常に多いようでありますけれども、実際にこの参加された方々というのは、対象になるかならないかということもあったでしょうけれども、実際に申請をされた方というのは何名ほどいらっしゃるかというのは、実績がありますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） まず先ほど説明しました高収益作物次期作支援交付金につきましては、実際に申請をして採用された方が約204名ということでございます。ここにつきましては、実際なかなか国の制度が定まらなくて二転三転したということもありますので、最終的に説明会には来たけれども、対象にはならなかったという方もいらっしゃいますので、約半分ぐらいの方が申請したというところでございます。

また、さつまいも関係の市の単独事業でございますが、ここに関しましては延べ127名の方

が参加しておりまして、申請は161件というところでございます。ここにつきましては、説明会の中でも知り合いの方に「何度も来てください」ということでお勧めした中で、口コミ等で直接申請に来られた方もいらっしゃいましたので多くなったというところでございます。

○6番（野村広志君） 申請をされなかったという方は、そういった要件にあたらなかったというこの理解でよろしいわけですね。実際にその要件に達していても、申請をされなかったということはないというこの理解でよろしいですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 説明会に来られた方につきましては、ほぼ申請していただいたのかなというふうには認識しているところなんですけれども、いろんな告知で説明会をしておりますが、漏れている可能性もあるのかなというふうには認識しているところでございます。

○6番（野村広志君） 実際にこれはもう申請が終わっているということは、もう交付実績はあるということでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 令和2年度の事業ということでございます。高収益作物次期作支援交付金につきましては、交付実績としまして8億7,790万6,420円の交付額になっているところでございます。また、原料用さつまいもの事業につきましては、補助額としまして2,929万500円の交付ということになっているところでございます。

〔野村広志君「交付されたということ」と呼ぶ〕

〔農政畜産課長「はい」と呼ぶ〕

○6番（野村広志君） 担当課においてもできる最大の方策を練りながら、国の支援で補えないものについては市単独等で手当ををしていただきまして、大変頭が下がる思いでありますけれども、一方で行政は申請主義であります。このようなコロナ禍で苦境にあえいでおられる農業従事者の方々をどれだけ理解をして、気持ちに寄り添って支援ができるかということ、まさに行政の底力からが試されているのかなというような気もいたしておりますけれども、市長、これまでもそうですが、これからについても普段に立ち返り市民に寄り添い、施策の展開を期待いたしますが、市長のお気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますように、私どもはできるだけ多くの農業従事者に申請をしていただけるように、自治会使送、それから行政告知放送、団体への郵送と可能な限り周知し、説明会を実施してきたところでございます。また説明会参加者に対して、知り合いへの周知を繰り返しお願いをして、申請をしていただけるようお願いをしているところでございます。

○6番（野村広志君） もう一つ市長、このところで最後にお聞きしますが、このコロナ禍の下に先ほども触れましたとおり、近年の気象変動であるとか高齢化や後継者不足と、農業を取り巻く環境は決して明るい材料ばかりではないのかなと思っております。

そこで、本市農業従事者の方々、基幹産業でもあるということ踏まえながら、農業への向き合い方、マインドとでも申しましょうか、そういった気持ちがこのコロナ禍等々で低下していないか、しっかり向き合う気持ちをしっかり持ちながら農業に従事していただいているのか、そこ辺の市長が思っている、感じていらっしゃる、見解について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） これは、いろんな事業があるわけでありますが、特に農業者においては、私どもの生命を支えていただいている大変重要な産業であるというふうに理解をしているところでございます。先ほども話がありましたように、できるだけそういう申請をしていただいで、生産者の理解をし、また生産者の仕事があまくできるような体制づくりをしっかりとしていかなければいけないというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長の気持ちは十分に理解をいたします。農業従事者の方々がこのコロナ禍の影響によって、離農したりとかやる気がそがれるようなことにならないように、しっかりとサポートしていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思います。

では、次に移ります。本市の基幹産業であるこの農業分野において、やはり持続的な発展と継承において不可欠なこととして、「儲かる農業の構築」が上げられるのではないかと考えております。

そこで、まず本市が描くべき農業施策の将来像についてお考えをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 持続的な発展と継承においては「儲かる農業の構築」は必須であります。また安定したゆとりある生活を送る上でも、もうかる農業経営を行うことが重要であるというふうに認識をしているところでございます。

議員お尋ねの本市の農業施策において望むべき将来像につきましては、志布志市農業経営基盤強化促進基本構想でも目標として掲げております、農業経営において地域の他産業従事者と均衡する年間労働時間、主たる従事者一人当たり2,000時間程度の労働時間で、地域の他産業従事者と比較して遜色のない生産所得に相当する年間労働所得、主たる従事者一人当たり420万円程度の所得を確保できる農業者の確保ではないかというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 他の産業と同等程度ということで、労働時間年間で2,000時間、従事者一人当たり420万円程度の所得をとということで掲げていらっしゃいます答弁がありましたけれども、では、この平均的な農業所得の推移というところで、先ほど農業者の所得はなかなか把握しづらいというようなことがあったところですが、近隣自治体と比較したものが何かございますか。国が示している等々が以前あったかと思っておりますけれども、そういったものが分かればお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 農業所得につきましては、現状個別農家の聞き取りによる把握が主となっており、近隣自治体と比較したものはございません。県内及び近隣自治体と比較する参考資料として、市町村別農業産出額があります。昨日公表された令和元年度推計では、全国で志布志市は45位、都城市が1位、鹿屋市が9位、曾於市が12位、大崎町が18位、出水市が21位、指宿市51位、霧島市65位となっているようでございます。

○6番（野村広志君） これは担当課といろいろやり取りをする中で、平成30年度産出額についての情報をいただきましたけれども、今回の発表の下、これは昨日出たということでしたけれども、1年前のものということで、志布志市は前年は全国で13位であったというような情報があったところでした。今回、全国で45位に後退したという形になりましたけれども、何か大きな要因

がございましたでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 令和30年度につきましては、全国13位、411億5,000万円ということですが、令和元年度が全国45位の246億5,000万円と大きく下がったところがございます。

特に畜産部門が下がっているところですが、豚の産出額が特に大きく減少しておりまして、原因としましては、本市の豚の産出額の大部分を占めます法人の本社が、本市から他町へ移ったということが一番大きな要因であると思っております。平成30年に移転した時点では、想定はしていたのですが、ここまで大きな影響があるというふうには認識はしていなかったところがございます。

また、肉用牛の産出額も大きく減っているところがございますが、実際に志布志市では毎年農業粗生産額ということで、現状の数字等をつかんでいるところがございますが、ここの中では平成30年度から令和元年度にかけて、減ってはおりますがそれほど大きな減少ではなかったために、何ぶん昨日公表ということでしたので、まだ実際つかみきれていないところが現状でございますので、早急にまた現状も調査していきたいと考えております。

○6番（野村広志君） この市町村別の農業産出額というのが、全ての市町村の農業の実態を表しているものではないかとは思いますが、一つの目安としてこういった数字がやはり示されるということは、各方面にも様々な影響もあるのかなと思っておりますので、しっかりと調査をしていただければなと思っておりますが、この農業法人等で民間企業により、大きく変動してしまうこの産出額については、非常に歯がゆい思いもあります。外的要因ということもありますので、なかなか対処が難しいところもありますでしょうか、しっかりとした分析をいただきたいものだなと思っております。

あと、今答弁ありました南九州地域全体として見たときも、この農業産出額については全国的に見てもかなり上位になるのかなと思われましても、その要因についてはどのような分析をされているのか、そこについてお示しをいただけますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農業産出額を分析しますと、南九州地域の鹿児島、宮崎につきましては、畜産が主でございます。約6割ぐらいの割合を占めているところがございます。また鹿児島県におきましては、さつまいもやお茶そういったところが全国でトップクラスというところで、施設系につきましても増えているという状況でございます。

南九州地域につきましては、シラス等の火山灰性不良土壌が広く分布しているということと、大消費地から遠く離れているという不利な条件がございますが、早くから行政と生産者とJAなどの関係機関が一体となって強化を図ってきたというところが、こういった上位になっている原因ではないかと分析をしているところがございます。

○6番（野村広志君） この数字を見ますと、まさに南九州の農業を経営していくという点においては、非常に整っている地域なんだろうなということが容易に予測がつくわけですが、今、担当課の方で答弁いただきました様々な要因があるのかなということを思っております。

では、実際そういったことがこの南九州では、持続的に農業を経営していくということがふさわしい環境にあるということ認識をしているわけですが、当局が実際にそのことで「儲かる農業の構築」にどう結び付けていくのかと、何が不可欠なのかということを持ちながら経営指導していただいているのかということについて、もうかる農業について何が不可欠なものなのかということについて、見解をお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） もうかる農業の不可欠なものにつきましては、農業で安定した生活を送ることができるよう、まさしくもうかる農業を営むことができるすぐれた経営感覚を持った農業担い手の確保とともに、消費者ニーズに対応した売れる農畜産物の生産を行うこと、農地の集約化や農業労働環境の改善など、効率的に持続できる農業経営環境の確保を図ることではないかということを考えております。先ほどありましたように、やはり生産者と行政との連携等々をしっかりと取って対応していかなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今言われたことは十分に理解をします。そういった指導であるとかもうかる農業への導き方についてでありますけれども、今ありました特に農地の集約等について、なかなか進んできていない現状もあるかと思っておりますけど、そこ辺の現状について、農地の集約化等々については、どのような見解をお持ちですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農地の集約化につきましては、農地中間管理事業につきまして、市の方が主体的に取り組んでいるところでございます。

現状としましては、この集約の件数につきましては増えてきているところでございますが、内容としましては相対が多いというところの中で、実際に集約を図って、国が求める本来の集約となるとなかなかまだ難しいところではございますが、市としましては、各地域等に入りながら話し合い活動を進めて、そういった集約化に向けて取組を進めているところでございます。

○6番（野村広志君） 空き農地であるとか耕作されていない農地等々も見受けられて、そういったところが上手に集約されてくれば、こういったことが解消できるのかなというような気であるわけですが、そういったこともしっかりと情報を取りながら進めていただければなと思っております。

このところで最後にもう一つお聞きいたしますが、当局として本市農業施策において描くべき将来像についてということでは、冒頭先ほどお聞きいたしましたけれども、様々な課題を加味してこの描くべき将来像に近づけるためにと申しますか、具体的にどういったところを目指してこの農業を取り組んでいけばいいのかということについて、どういったことが重要なのかということを考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 農業で安定した生活を送ることができるよう、まさしくもうかる農業を営むことのできる農業担い手の確保を図ることが第一であると考えています。一方で高齢農家等の生きがいがづくりとして、また生涯にわたって持続的な農業経営を行っていくための一環として、経営規模にかかわらず継続できる農業の確立を図ることも重要ではないかと考えているところで

ございます。

○6番（野村広志君） 農業の担い手の確保であるとか生きがいつくり、持続的な農業経営ということで、今非常に難しい問題なんだろうと、分かったようで分からないような状態でありませけれども、関連性もありますので引き続きまいりたいと思いますけれども、では、先ほどお聞きしたもうかる農業戦略においても、重要なポイントになると思われております農林水産物食品の輸出戦略についてお聞きしてまいります。

国は促進法に基づく基本方針で、新たに輸出産地の育成や生産から輸出までの事業者を束ねた品目団体の組織化等を盛り込まれたものを改定いたしました。それに先立って、鹿児島県内ではまずは12品目62産地が重点品目として輸出産地に選定登録され、本市においても輸出産地実施主体としていくつかが対象となっております。

そこで、地元自治体としてこのことについて具体的にどういった動きをしていくのか、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 国は、令和2年11月末に農林水産物食品の輸出拡大実行戦略を策定し、27品目の重点品目を選定の上、その輸出産地のリストを公表したところでございます。

本市においては、牛肉・豚肉・茶・焼酎の2企業2団体が輸出産地リストに掲載されておりますが、そのうち茶については市も積極的に関与し、輸出産地としての認定を受けたもので、既に茶の団体は、国の直接採択事業に採択され、市場調査やPR活動を行っております。

今後は茶で培いましたGFPを活用した輸出産地認定までの手法を他の品目でも活用し、本市産畜産物の更なる輸出拡大に努めてまいります。また、協議中の内容を含むため詳しくはお話できませんが、志布志港を活用した輸出の拡大に関しまして、近隣市と広域で取り組む方向で協議をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 重要品目に指定された品目はいろいろあるかと思えます。産地や団体について既にもう協議が始まっているということでもありますけれども、この輸出産地実施主体として本市の中にも何社か選ばれているようです。どういった企業・団体が指定を受けているのか、詳細がお示しできますか。

○市長（下平晴行君） 茶の鹿児島堀口製茶が実施しているグローバル産地づくり推進事業にオブザーバーとして参加し、技術的助言を行っております。

輸出産地の事業主体でございますが、志布志市内では牛肉、豚肉、これはサンキョーミート食肉輸出推進コンソーシアム、茶については鹿児島堀口製茶有限会社、株式会社和香園、焼酎については株式会社太久保酒造、株式会社若潮酒造。それから県内の広域指定ということで、かんしょ加工品では鹿児島県経済連、有機抹茶で鹿児島県経済連というところでございます。

○6番（野村広志君） 団体であったりとか企業をいくつかお示しいただきましたけれども、これは指定されることによって、どのようなことがこの企業・団体に求められるわけでしょうか。

○市長（下平晴行君） 農林水産物の輸出に関しましては、輸出先のニーズを的確に理解し、その国の残留農薬基準等の基準を満たしたものとすることが必要になってまいります。また、生産

者が直接輸出を行う場合は、商習慣の違いによる決済リスクを事前に把握し、リスクを回避する方策を検討する必要があります。大きくはこの2点が輸出に臨むにあたっての必要知識となり、生産者から求められているものになっております。

○6番（野村広志君） 求められていることというのが、今お示しいただきましたけれども、この求められていることについて、志布志市として地元の自治体としては、どのような支援策を設けていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 生産者へは農林水産省が実施しておりますGFPへの登録や、ジェトロ鹿児島等の輸出支援団体を紹介しております。また生産者が輸出産地計画を策定する場合は、作成支援を行ってまいります。加えて農畜産物輸出拡大施設整備事業を実施し、ハード面での支援も行っております。

また輸出に関しては、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルを発着する船舶を利用して、輸出入を行う事業者へ助成を行っております。更に、志布志港湾振興協議会では、食品、農林水産品の輸出貨物に対して助成を行っているところでございます。このほかジェトロ鹿児島と協賛し、輸出貿易セミナー等を毎年実施をしているところでございます

○6番（野村広志君） 今答弁の中にございましたGFPというのが出てきたかと思いますが、これは平成30年度から農林水産物の食品輸出プロジェクトの略称として「Global Farmers/Fishermen/Foresters/Food Manufacturers Project」ですか、何か長い略語で進められている支援登録団体という形ですけれども、少しホームページで調べてみましたところ、これは登録することによって海外輸出をしたいとか、そういった希望を持っている企業に支援をしていただけるということで、専門家により無料で輸出の診断をしていただいたりとか、GFPコミュニティサイトで事業者同士の直接マッチングがあったりとか、輸出商社の商品リクエストの情報の提供があったりとか、バイヤーとのマッチングがあったりとか、様々な支援が受けられるようであります。これ2、3日連続でホームページを確認しますと、毎日この登録数というのは伸びてきて、毎日変化します。昨日確認したときに4,948名の登録会員があったところでしたけれども、先ほど本市堀口製茶以下様々な企業・団体がこの品目の産地団体に指定されたということでありましたけれども、当然こういった企業団体についても、こういったGFP等々に登録をしていただいて、支援を受けながら輸出に向けて取り組んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 当然輸出をされる方については、そういった意識がございしますので、市等においてそういった相談があった場合については、今GFPに登録するように指導もしているところでございます。また、独自のそういった情報をつかみまして、独自で登録をして指導を受けている生産者等もいるようでございます。

○6番（野村広志君） 農水省が実施しているものということで、非常に効果的なものかなと私も感じたところでした。ぜひ、そういった相談等があったときには、しっかりと登録を勧めていただきまして、支援をしていただければいいのかなと思ったところでした。

では、今答弁もありましたけれども、農畜産物輸出拡大施設整備事業を実施して、ハード面の

支援を行っているということでしたが、少しこの詳細が述べられますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 農産物輸出拡大整備事業につきましては、国の強い農業づくり交付金から発生した事業でございます。特に輸出に特化して平成27年度に始まっているところでございます。

整備できるものとしましては、育苗施設であったり農産物処理加工施設、集出荷貯槽施設などがございます。補助率が2分の1以内ということで、事業費は原則として5,000万円以上となっております。志布志市においても1法人が採択をされております。令和2年度の繰越事業として輸出向けのでん茶の生産のために機械導入を進めているところでございます。

○6番（野村広志君） てん茶ということでしたね。取り組んでいる事業主体もあるということですので、進めていただければなと思っております。

では、併せてお聞きいたしますが、鹿児島県の本年度の当初予算の中で、農林水産業の中で稼ぐ力の向上に力を入れた農林水産物輸出の目標額を大きく増額した輸出戦略促進の事業費を6,464万円計上してありました。その中で青果物の輸出には、県内の港湾を活用するということを目指しており、輸出スキームの構築と検証に向けて、更に473万円の予算も充当させておりました。このことは大都市からトラックで運んだ後、輸出用の船舶に積み替えるという従来のルートでは、鮮度の低下や横持ち運賃のコストがかさむため、牛肉やブリや高級果実といったものに比べて青果物については付加価値がなかなか見込めないということで、現在まで輸出の取組が進んでこなかったということが背景にあるようでございます。

現在、本市では東九州自動車道の志布志インターチェンジまでの開通が7月17日に控えておりますし、また都城志布志道路の志布志までの開通もあり、道路網の整備はまさに佳境を迎えているといえます。

そこでお聞きいたしますが、こうした動きが港湾管理者の県にもあるわけですので、港湾を抱えている地元の自治体としても更に積極的に情報を取りに行ってください、県や関係団体と協議をしていただく必要があるのではないかなと強く思っております。まさにこうした取組が農業者、農家の所得の安定につながり、もうかる農業の足掛かりになるのではないかなと思っております。そこで、市長、この輸出戦略における考え方についてお考えをお示しください。

○市長（下平晴行君） 国の輸出戦略の具体的な展開方法については、今後示されることになっておりますが、農産物の輸出拡大については農家所得の安定、向上の観点からも、更に取組を強化していかなければならないというふうに考えております。

現状では、生産者の輸出リスク軽減の観点から、間接輸出に係る商社とのマッチング支援や、国際物流港湾を要している本市として、海上輸送を優先して支援をしているところであります。

今後も国の事業を活用し、輸出に耐え得る農産物の生産体制づくりの支援を行いながら、市内で輸出に取り組む生産者の現状や課題等について情報の収集、分析、庁内での情報共有を図り、国・県へしっかりと伝えていく体制を構築してまいりたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 市長とは何度もこの一般質問の場でも、この輸出に向けた考え方について

て議論をさせていただいておりますので、同じ方向を見ながら思いを共有できているのかなと思っておりますが、先般ある農業関係の団体の方と協議をする機会がございまして、その話の中でもあります、農産物の海外輸出戦略を進めていく上で、やはり主体的に動ける組織体と拠点となるべき施設が必要ではないかという話になったところでした。

そこで、昨年の12月の一般質問の中でお聞きいたしました、海外輸出戦略に特化した組織体について協議会等々について、その必要性和意義については市長も十分に理解をいただいたところで、その認識を持っていただいたところでしたけれども、その後、この国や県、関係団体と、そういった組織体の必要性についての何らかの議論というのは進みましたでしょうか。お示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 協議会の設置につきましては、前回お答えいたしましたとおり、協議の場の必要性を十分理解しているところでございます。

これに伴い、国・県・市の3者協議により、国・県、近隣市町や企業等を含む広域での取組が重要となることから、去る4月20日に志布志港における輸出促進に向けた意見交換会を実施し、今後も継続をしていくことになったところでございます。今回は海上輸送に関しての意見交換会であったわけですが、輸出に係る輸送方法は、海上輸送、航空輸送と二通りの方法がございまして、引き続き協議を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 意見交換会ができたということですので、まずは大きな第一歩だったのかなと感じております。港湾を抱えている自治体の長として、主体的に先陣を切って働き掛けをしていただきたいものだなと思っております。

では、具体的に今答弁いただきましたこの志布志港における輸出促進に向けた意見交換会ですね、この協議会が進められたということでもありますけれども、ちなみにこの構成メンバーみたいなものは、どういった方々が構成されているのかお示しいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） この農林水産物輸出促進に向けた意見交換会ということで、これにつきましては、4月20日に実施をしております。

メンバーとしましては、国の志布志港湾事務所、県の志布志駐在、そしてそこには県の農政課のかごしまの食輸出戦略室の方もアドバイザーで参加していただいております。それから志布志市の港湾商工課、そして参加者としては港湾振興協議会の中から希望された方々に参加いただきまして、その中から18社が参加ということで開催したところでございます。

○6番（野村広志君） 18社の参加ということで、多くの方々に声を掛けていただきまして進んできたのかなと非常に期待をするところですが、この協議については、どれぐらいの周期で進めていかれるおつもりなのか、そこ辺について今イメージされているものがあればお示しいただけますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まずこの意見交換会をしようといったきっかけは、当然いろんなやり取りもありましたし、それから国の方が2030年度に5兆円の農畜産物を輸出するんだということがありまして、志布志市も港を抱えているということで、何とか港を活用した輸出とかが

できないかということがございました。

しかしながら、元々港の港湾管理者は鹿児島県です。整備をするのが国と県、そこを利用するのが港湾関係者とかいろいろございました。その中でなかなか集まる機会のハードルが高かったんですけども、今ありました5兆円とかいう国の動き、そして鹿児島県が今度県知事も変わって、PPIHと協定を結んでいろいろ一新しています。そういう流れの中で、集まって問題点の意見交換会をしましょうということになったところがございます。そういうことでいろいろな意見が出まして、最終的には今後も議論を重ねていきたいと思いますという前向きな取りまとめで終わったところです。ですから、今度は集まるにしても議題がないのに集まるのはおかしかろうということがありまして、どういうテーマがあったというときに集まろうということで、いつ集まるということはまだ決めていないところがございます。

○6番（野村広志君） 議論が進んだということは前進だなと思っておりますが、テーマがなければ確かに集まっても意味はございませんので、テーマというか、クリアしていかなければならない課題はいっぱい担当課でも分かっているかとは思っていますので、そういったことを一つずつ潰していくといいますか、クリアしていくということで協議が進められるといいのかなと思っておりますので、ぜひこの協議をしっかりと積み上げていただきまして、結果に結び付くような協議会にしていいただければなおお願いをしておきたいと思っております。

あと今も港湾商工課長の答弁でしたけれども、前回の質問の中で、仮に組織体ができれば港湾商工課が担当することになるということの答弁でしたけれども、この協議会とか意見交換会についても、所管課は港湾商工課でよろしいということによかったですか。

○市長（下平晴行君） 現在は港湾商工課と、先ほども私は次の任期において、港の利活用に対する機構改革をしていきたいという考え方を持っておりますので、その時点はそのときで変わろうと思っております。現状では港湾商工課ということでございます。

○6番（野村広志君） 現在のところは、港湾商工課ということで理解いたします。先ほど市長が小野議員の質問の中で、港課とかいうことも将来的にはということもありましたけれども、そのところで農林水産物食品の海外輸出戦略においては非常に専門性も高いと思われまます。また各課横断的な施策になるのかなと考えております。港湾に関することは確かに港湾商工課でございますし、農林水産物の輸出になると農政畜産課であるとか耕地林務水産課等の所管にも関わってくるのかなと思っております。今すぐとは申しませんが、先ほど港課というような話もありましたけれども、将来には専任して取り扱うような海外輸出戦略室のような部署を新たに配置するようなことも視野に入れながら進めた方がよいのではないかなということをおもっております。それはどこに付属する室になるのかどうなのかということは、機構改革等を進めながらこれから議論していただければなおと思っておりますけれども、そういった考えというのは、市長は十分に持っていらっしゃるというふうな御理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおりでございます。いわゆる農産物あるいは食品をどうやって輸出入をしていくのか、それは背後地にある農産物のいわゆる活用にもつながって

くわけでありますので、そういう全体的なものを見ながら取り決めをしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） しっかり状況を見ながらそういった適材に機構改革の中で議論していただければなお願ひしておきたいと思ひます。

ではもう一点、拠点となる施設についてであります、コンテナ船による農林水産物の輸出を増やそうと国土交通省では2021年度から、冷凍・冷蔵保管ができる集荷施設を港湾に整備をするという民間事業者への財政支援をしております。このことは、温度管理ができる施設が足りていないなどの課題があり、一旦ほかで保管をして別のトラックで港まで運び直す場合もあるそうあります。やはり産地から届く小口の荷物を1か所で集積し、温度管理をしながら通関手続きをし、多品目を混載してコンテナへ積み込む流れを想定しているようであります。まさしく農産物の産地から輸出先まで鮮度を維持するコールドチェーンを確保することを目的とした支援であるようであります。

またこれは得する点といたしまして、従来では港湾管理者、この志布志港では鹿児島県になりますけれども、この港湾管理者が整備する場合のみが対象であったものが、本年度から自治体と連携をして取り組む卸売業者や物流業者も対象に加え、財政支援をするとのことでありました。こういった支援策を上手に取り入れながら、輸出に向けた基盤整備を整えていくことも理想なのではないかなと考えております。

それともう一点、提案でございますけれども、多機能性を加えた拠点施設の整備ができないものかと考えております。例えば、海外輸出入に機能を備えた総合型選果場の整備であります。南九州の農産物を現在整いつつある道路インフラに乗せて、志布志港の港に集積をし、国内はもとより海外への選果機能と輸出機能を兼ね備えた総合型の選果場を先ほどの冷凍・冷蔵庫の施設等と併せて整備することにより、その機能性を最大限に発揮できるものになるのではないかと考えております。

市長、こういった考えに立った拠点施設の整備については、どのような考えをお持ちなのかお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 海外への選果機能と輸出機能を兼ね備えた総合型選果場の整備についてでございますが、生産者の現状や課題、要望をはじめ、JAの意向等も確認しながら検討してまいりたいと思ひます。

また国は、令和2年度補正予算で農畜産物輸出拡大施設整備事業を示し、農協等の生産者団体が総合型選果場と冷蔵施設が併設する集出荷施設を整備することを後押ししているようあります。整備については、数十億円の規模の事業となり、応募する事業主体が少ないことから国において金融、税制を含めた更なる支援が検討されているようありますので、動向を探ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市としてもしっかりと情報を持っていらっしゃいますので、安心をしておりますが、このこと自体は市が主体的に進めるということよりも、先ほども少し触れました新

たな組織体みたいなもので進められることが望ましいのかなとイメージをしております。重要なのは市当局がその調整役として、その第一歩を踏み出せるかどうかにかかっているのかなという気がいたしております。これがもし実現するとすれば、国や県、関係団体、様々な思惑もあろうかと思えますし、また利権等がうごめくものになるのかなと、大きなプロジェクトになるんじゃないかなと思えます。しっかりと本市の中においてはあらゆる面において環境も整いつつあります。機は熟しているような気がいたしておりますので、ぜひとも市長自らが先頭に立って、旗振り役になっていただきたいものだなと思えます。市長は、「コロナ禍でなかなかトップセールスができない」というような答弁もありましたけれども、こういった旗振り役については、可能な限りできるのかなという気がいたしますので、可能な範囲でぜひ先頭切って頑張ってくださいなと思っております。

それと、前回質問した際に出ましたパン・パシフィック・インターナショナルホールディングスによる農産物の輸出に向けた商品調達について言及がなされましたけれども、こういった海外に直接販路を持っている事業者も名乗りを上げているわけでございます。そういった報告もされておりますので、また地元にも現在少ない量かもしれませんが、輸出に向けた商品づくりに取り組んでいる企業や、また将来輸出に向けた商品づくりに取り組む企業も、目指している企業もあろうかと思えますので、今国が総力を挙げて先ほど港湾商工課長からもありました、5兆円という大きな目標を持ちながらつき進めているこの農林水産物食品の海外輸出戦略に力を注いでおりますので、今、道路インフラや港湾インフラといった、市長もよく言われます、志布志市は地理的優位性に非常に恵まれた土地でございます。本市の状況を十分に捉えていただきまして、積極的な展開を期待いたしますが、市長、もう一度港湾を抱えている地元の自治体の長として、これからできることは何だとお考えなのか、そこを含めながら市長のお気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） まず私が港湾の機構改革と申しますのでは、やはり商社等が志布志港で目指すもの、求めているものは何なのかということも含めて、そういう先ほどありましたように、意見交換等も含めた流れの中で対応してまいりたいと思えます。

そういう中で、志布志市は重要港湾である志布志港を擁して、その背後地にも日本有数の農林水産物の生産地帯を抱えております。農林水産物の輸出にはすぐれた地理的優位性を持っております。農林水産物の輸出については、これを最大限に活用するためには、輸出に前向きな生産者の掘り起こし、輸出に耐え得る農林水産物の生産体制の確立等の生産対策と、量の確保のための保管施設を兼ね備えた収集出荷施設の整備、コールドチェーンの確立等の流通対策が必要であります。

先ほど答弁しましたとおり、本年度はこれらに関する生産者、事業者の調査と各分野の意見交換等を実施してまいります。また意見交換会につきましては、国・県と協議の上、共同開催し、生産者、流通事業者等にも入ってもらい、その中で明確になった課題やその解決案を国・県にボトムアップしてまいりたいと考えております。なお、意見交換については、より実効的な内容と

するため、第一弾として生産分野、流通分野での意見交換会の開催、第二段階として両分野の統合した意見交換の開催を検討してまいります。先ほどありましたとおり、市が調整役を担ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 今後進めていく大きな課題でありますので、あまり拙速な回答は望んでおりませんが、市長、あまり時間はございません、無いと思います。全国にも本市と似たような環境で虎視眈々と準備を進めている自治体もあろうかと思っておりますので、ぜひ国がこうやって大きくかじを切っている今ですので、本市もぜひ名乗りを上げてその一翼を担っていただければと、強くお願いをしておきたいと思っております。

では、次にまいります。4番目の有害鳥獣のところまいります。本市でも有害鳥獣の駆除が進む一方で、食害は一向に減っていかない現状があるようであります。現場からは、農業者の減少や高齢化で農地管理が行き届かなくなっているとの声を聞く中で、今後の具体的な対応策についてお聞きしてまいります。

この有害鳥獣対策については、同僚議員から一般質問でも多く取り上げられておまして、市当局としてもその対応に十分な配慮と大きな御苦労があるのではないかと考えております。

そこでまずお聞きしますが、駆除は進んでいるけれども食害は減っていかないという点について、その現状をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 現在、志布志市においては有害鳥獣の捕獲実績は増加傾向であります。イノシシ、アナグマ等による農産物の被害は、山間地域を中心に市内全域で発生しており、被害の減少には至っていないところでございます。

今後の対策としては、捕獲による個体数を減らす取組をはじめ、農業者や地域住民による侵入防止柵の設置、収穫残さの適正処理の徹底や追い払いによる鳥獣を寄せ付けない対策など、複合的な取組を推進していく必要があると考えております。また志布志市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、市職員のうち狩猟免許保持者及び農政畜産課職員を中心とした16名で、鳥獣被害対策実施隊を設置しており、猟友会等との関係機関との連携をより一層図ってまいりたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 少し具体的にお聞きしてまいります。この個体数と捕獲数のバランスについてでありますけれども、この個体数については県が数年前に調査した数値があるかと思いますが、なかなかこの現状を把握することは難しいようであります。比較的に現状把握できているものとしては、やはり駆除数になるのかなと思います。

そこでこの個体数の推移と駆除されている数が適正に推移しているかどうか、非常にポイントになるのかなと私自身も考えておりますが、当局としてそこはどうでしょうか。バランスということでの見解はどのようにお持ちですか。

○市長（下平晴行君） 個体数については年々増加しておりますが、駆除依頼が減っていかないことを鑑みると、適正に個体数が減少しているとは言えないと認識をしております。猟友会による捕獲であるというふうに認識をしておりますが、しかしながら、高齢化による広範囲を請け負

う捕獲従事者が減少しており、担い手確保が課題となっているところでございます。

今後は各地域において捕獲従事者、狩猟免許保持者を増やすことが重要であり、今後更に猟友会や地域との密な連携が必要と考えております。

○6番（野村広志君） これですら確認いたしますけれども、食害が一向に減っていかないということで苦情等もあろうかと思っておりますけれども、このこととしては全体として個体数がやはり増えていると、減っていかないということで、この個体数のコントロールということがなかなかできていないという認識でよろしいわけですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのような認識であると思っております。

○6番（野村広志君） 食害を減らすためにということで、この個体数を減らしていく、すなわち駆除数を増やすということが必要なのかなと思っております。当然そのほかにも寄せ付けないであるとか、侵入防止をする等々もあろうかと思っておりますけれども、駆除数を増やすということが一番有効的な手段として、当局が考えていることがいろいろあろうかと思っておりますけれども、先ほど答弁の中で、市の職員による鳥獣被害対策実施隊なるものが16名で編成されているというような答弁があったところでしたけれども、この取組について、実際に活動実態について少しお示しいただけますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） この実施隊についてでございます。ここにつきましては、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に規定されたものでございます。実際16名の市職員及びそういった狩猟免許を持っている職員によって設置されているところでございますが、具体的な活動といたしましては、鳥獣の生息状況及び被害発生時期の調査に関する事、それから有害鳥獣捕獲に係る関係機関との連絡調整、被害防止施策の遂行に必要な事項に関する事、被害調査に関する事、また有害鳥獣の捕獲状況の確認に関する事などが挙げられますが、具体的には、特に民家であったりとかそういった公共施設等に来た場合に、まず現地に行って確認をして、場合によっては安全を配慮しながら追い払いであったりとかそういった取組をしておりますし、特に農作物の被害等におきましても、現地確認をしながら情報を仕入れて猟友会との連携を図る、そのつなぎ役的な仕事をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 現地調査業務みたいなもろもろ今報告をいただきましたけれども、実際にこれは駆除に関わるとか、担当課の方には、どこに出たからとかいうような連絡もあろうかと思っておりますけれども、そういったものを猟友会につないだりとかされるかと思っておりますけれども、この実施隊なるもので、実際に駆除業務を行うというようなことはないということでよろしいですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 実際に駆除業務は行いません。

○6番（野村広志君） わなを仕掛けたりとか、そういったこともないということですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） そういった免許を職員は持っておりませんので、この実施隊としては行っておりません。ただ、職員の中に2名ほどそういった免許を持っておりますので、猟友会の活動として実施しているところでございます。

○6番（野村広志君） 分かりました。それでは市の猟友会の方々の活動ということについてお聞きしますが、この活動の実態について少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 志布志市猟友会の会員数としては、現在97名となっております。また、活動率につきましては、平成30年度が68%、令和元年度が60%、令和2年度が63%となっているところでございます。

○6番（野村広志君） 猟友会については、ほとんどがボランティア的な活動の中で尽力いただいておりますことを大変感謝いたしておりますけれども、この今答弁がありました活動率というところが、どのような活動の実態を表しているのか少し分かりづらかったわけですが、少し補足していただけますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 活動率につきましては、なかなか出しづらいところではございますが、こちらとしては母数を猟友会の会員数、先ほど97名ということではございましたが、その年度の会員数と実際に捕獲した有害鳥獣を持ってきていただいたその人数の部分の部分を調整しまして、その割合で出しているところでございます。

○6番（野村広志君） 捕獲報奨金の全体でそれを割るということですかね、そのパーセンテージを出すということですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 猟友会の会員数と、実際に捕獲した人数の割合で算出しております。

○6番（野村広志君） ということは、予算を100%とするということですね。予算を100%としてその予算の中で68%、60%というのが、活動率として見るということの捉え方でいいわけですか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 会員数を100%とするものです。

○6番（野村広志君） 先ほども申しましたとおり、猟友会の方々にはボランティアという形で活動いただいておりますので、大変感謝いたしておりますが、この猟友会の方々からは、何か具体的にこの捕獲数を増やしていくという新たな提案とか、そういったものというのはいくつか出ておりませんか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 猟友会とは定期的に協議等を重ねているところでございますが、猟友会からの特に会長さん方からの提案といたしましては、減らすという取組の中で、現在捕獲報奨金を支払っているところでございますが、猟期間中については支払いがないところでございますが、特にこの猟期間中におきましてちょうどお腹の中に子どもを抱えている、それが春先に子どもを産んで増えているという現状もあるので、猟期間もそういった検討をしてほしいというような要望もあるところでございます。

○6番（野村広志君） 捕獲数が上がってこないと言は減っていかないというような現状については、同じように認識があるわけですので、具体的な手立てについてももう少し考えていかないといけないのかなと思っておりますが、例えば、捕獲担い手の方々の取組のハードルを下げてあげることも一つの手立てかなと思っております。少し分かりづらいたすけれども、この捕獲担い

手ということをどのようにして増やしていくのかということでありますけれども、以前これは同僚議員の質問の中にも少しありましたけれども、私もやはりわなの購入補助について考える時期に来ているのかなと感じております。以前の答弁の中では、その時点では考えていないということでしたけれども、現状を鑑みるとそういったことも更に考えていかなければならないステージに変わってきているのではないかと感じております。

現在、国等の補助事業を活用した対策に市の単独の追加的な補助の制度を設けて取り組みやすくすることにより、元来自分の農地は自分で守るといような観点に立ち返るといことを考えたときに、農業従事者自身が捕獲の担い手として取り組みやすい制度設計をしていただければ、捕獲のすそ野は広がってくるものと考えております。現在、市が進めておりますこのモデル地区での防除柵設置事業についても、大変有効な方策であると思われませんが、個体数は減っていかない現状があります。また違う場所に出没してしまいます。食害等の被害が出てくる可能性も否めませんので、捕獲数を上げるためには捕獲担い手としてなるべく多くの方々に捕獲活動に参加をしていただき、全体としての駆除数を増やしていくと、個体数を減らしていくという方策しかないのかなと思っております。そのためには繰り返しにもなりますけれども、取組へのハードルを下げるという意味合いで、ぜひとも免許の取得費用等々と捕獲報奨金等もありますけれども、その補助に加えてわなの購入補助も新たに考えていただきたく考えておりますけれども、市長の考えをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 現在、国の鳥獣対策実践事業のうち推進事業を活用して初心者講習会受講料の2分の1以内5,000円を助成しているところでございます。今後、わな購入補助も含めて猟友会と協議していきたいというふうに考えております。

それから、先ほどありました猟期間中の補助の支援の在り方等についても、協議していかなければいけないなというふうに思ったところでございます。それと併せて、駆除に対する補助の在り方もいろんな他市等でもやっているような状況があるというふうに思いますので、そこ辺も含めた支援策を検討していかなければいけないというふうに思うところでございます。

○6番（野村広志君） 猟友会と協議をしていくということでありますので、一步二歩前進かなと思います。市民から非常に多い要望というか、苦情も非常に多い案件でありますので、市長、どうか今述べられましたことをなるべく早急に対応していただければなど、制度設計していただければかなと思います。有害鳥獣が増えてきて、田んぼや畑に被害を及ぼす食害が発生するというのは、実際にこれからだと思えます。ぜひそういった制度ができることによって、農業者のやる気をそぐようなことにならないと思えますので、ぜひとも一刻も早くそのことに取り組んでいただければかなと思っております。お願いをしておきたいと思えます。

あと一点、いわゆる捕獲担い手のプロと申しまししょうか、猟友会の方々は比較的容易に捕獲が可能かもしれませんが、今後捕獲担い手として活動していただけるとするならば、この農業従事者の方々をはじめとする一般の捕獲者の方々にもこの捕獲のテクニックとでも申しまししょうか、コツのようなものの講習会を更に定期的を開催をしていただきたいと思います。捕

獲担い手としてのスキルを上げることによって、この捕獲についてはなかなか箱わなであるとかワイヤーであるとか、いろいろあるようでございますけれども、なかなか簡単ではないということもお聞きしております。猟友会以外の方々にもぜひそういったレクチャーをしていただきまして、捕獲活動に参加をいただき、捕獲数を上げていく、個体数を減らしていくという活動に参加していただきたいなと思っておりますけれども、そこについてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいましたとおり、捕獲担い手の育成をどういう形で取り入れていけるかということで、猟友会等との協議もしながら、このことがいわゆる農業生産者に相当な影響を及ぼしておりますので、早急な対応というか協議をしてみたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） では、このところで最後の質問になりますが、以前、これも一般質問の中でありましたけれども、設置するのであれば、広域に県や関係市町村並びに捕獲団体と協議をして推進しなければならないとしていた捕獲鳥獣処理加工施設についてでありますけれども、その後何かこのことについての進展がございましたでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成29年度に県地方自治促進懇談会や大隅総合開発期成会に広域的な取り組み要望、また近隣自治体との情報交換を行い、検討した結果、広域化となる場合、運搬に長時間を要することから、衛生管理上、現在のところ広域としての取り組みは現実的には厳しいとの認識に至ったというところでございます。

○6番（野村広志君） では、本市としてはこの加工施設の整備については、その必要性についてはどのようにお考えですか。

○市長（下平晴行君） 近年、全国的に野生鳥獣肉を地域資源として活用することについて関心が高まり、処理加工施設が増加傾向となっていることもあり、必要性は感じているところであります。

しかしながら、捕獲鳥獣の安定的な供給、商品開発、販路の開拓など様々な課題があり、また処理加工施設の設備投資、維持管理に伴う費用、経費等を鑑み、現実的に厳しいものであるというふうに認識をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 当局としての見解は理解をいたします。これは仮でありますけれども、仮に鳥獣被害防止関連施設整備等ということで取組を進めるとすれば、国の方で捕獲活動支援として一頭当たり単価も7,000円から9,000円に見直されるというようございまして。これはあくまでジビエの利用をした場合ということでありまして、また食肉利用施設等の整備については、1㎡当たり24万8,000円、焼却施設については1㎡当たり38万1,000円の補助も設けられているようであります。こういったことが本市だけでなく広域の関係市町村、関係団体と協力して取組が進められれば、理想的なのかなと考えておりました。

しかし、その一方でこの通告書を提出してから、いろいろと私自身も調査をしたところでした。現在、県内には6か所のこの加工処理施設があるようでありました。2、3か所電話を差し上げましてお話を聞かせていただきましたが、様々もろもろ課題を抱えているようでありました。統

計では、全体でこの捕獲頭数の約3%程度しかこの処理加工施設に個体が回ってこない、そういったような問題等も相まって、事業推進がなかなか困難になっていると。困難になっている施設の維持もなかなか難しいということもあるようでございました。今後の動向のいかんにもよりますけれども、慎重に議論をしていただきまして、賢明な判断をしていただいた方がいいのかなという思いに至ったところでした。市長、最後にどうですか、もう一度御見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今議員がおっしゃいましたとおり、いわゆる課題として約3%の個体しか出てこないということでもありますので、これは十分内部でも協議して、その方向性がどういう形で進めばいいのか取組をしてまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） その必要性については、市長も認識されているということですので、私もその必要性はあるのかなと思いますけれども、今の現状と鑑みたときに、そういった判断も十分に熟慮していただきましてというような判断をしていただければと思っております。

今回、農業施策全般についてお聞きをしてみました。コロナ禍で、農業従事者の方々も大変な思いをされながら、本市の基幹産業発展のために尽力をされておられます。そのことについては十分に敬意を持ってあたらなければならぬと改めた感じたところでした。また、現在ワクチン接種が急ピッチで進められておりますが、市当局としても大変御苦労されていると伺っております。市民が安全安心に生活できる普段の生活を一日でも早く取り戻すことができるよう、今しばらく御理解いただき、崇高な使命の下職務にあたっただけいてるものと思ひ、願いを込めてお願いをしておきたいと思ひます。

最後になりましたが、重ねて新型コロナウイルス感染症の対応にあたっただけいておられます医療従事者をはじめ、関係されている全ての方々に深く感謝を申し上げ、私の一般質問を終わりといたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで10分程度休憩いたします。

—————○—————

午後2時46分 休憩

午後2時54分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 改めまして、皆さんこんにちは。会派、獅子と公明の小辻一海でございます。先般通告しておりました津波対策、教育行政について質問してまいりますので、市当局側におかれましては、市民の心に響く温かい答弁を期待して質問に入らせていただきます。

まず、昨年からはじめて世界に脅威をもたらしている新型コロナウイルス感染症は、本市でも発生しており、その脅威がごく身近なものになっています。市当局におかれましては、順調にワ

クチン接種が進められていると思いますが、一層の防疫体制強化を図り、侵入防止を進められるよう御期待申し上げまして、質問に入らせていただきます。

それでは、南海トラフ巨大地震津波に備えて、地域住民の皆様から私に寄せられました津波災害への恐怖、事前防災等々の避難対策に対しての不安の率直な声を代弁し、私見を交えて質問してまいります。

今年の3月11日で、東日本大震災が起きましてちょうど10年を経過いたしました。地震・津波防災対策や避難訓練等に震災の教訓が活かされているかということについては、非常に疑問に思っているところです。市民の生命・財産を守るため、実施した避難訓練にもかかわらず、最近市民の参加が減少傾向にある地震・津波防災訓練の在り方について、まず市長、教育長のお考えをお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の質問にお答えいたします。

地震・津波防災訓練につきましては、例年11月5日の津波防災の日を中心に実施しているところであります。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、これまでの住民が参加する津波避難訓練を行わず、シェイクアウト訓練、消防団・大隅曾於地区消防組合・志布志警察署などによる広報活動訓練、防災関係機関情報伝達訓練などを実施してきたところでございます。また、道路啓開訓練として、大隅河川国道事務所によるがれきの撤去訓練、消防署・警察署及び消防団による救助活動訓練を市文化会館駐車場で行ったところであります。

これまで実施した全ての訓練は実施できませんでしたが、住民の意識の向上や各関係機関の連携強化が図られたというふうに考えております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今年度本市の全ての小・中学校において、20分程度の短い時間での避難訓練も含めて、年3回以上の避難訓練を実施しているところでございます。

内容につきましては、火災、地震、津波、風水害、土砂災害、不審者対応、Jアラート発令時の訓練など、多岐にわたっております。「自分の命は自分で守る」という認識の下、沿岸部の小学校においては、津波の危険が差し迫った際、高台へ児童がここに非難する、いわゆる「津波てんでんこ」や保護者への引渡し訓練、訓練実施を予告せずに実施する予告なしの訓練、市防災訓練と連携した避難訓練など、各学校が毎年工夫して実施しているところでございます。

現在、地域と一体となった避難訓練を実施している学校は、21校中8校でございます。今後地域と一体となった避難訓練を実施することを検討している学校は7校でございます。

今後、更に自然災害等から命を守るための防災教育と、地域と一体となった避難訓練の更なる充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） それぞれお考えをお示しいただきましたが、これまでも多くの同僚議員が防災訓練について質問をされております。それだけ関心が高く、防災訓練は必要であると認識はされていますが、防災訓練が毎年同じような繰り返しで行事化し、市民の参加が少ないとの質問もあったようです。このようなことから、市民の皆さんに危機意識が浸透していないように感

じ、果たして市民参加が減少傾向にある訓練でいいのだろうかと危惧しております。先日、地震・津波防災訓練への参加者数、ここ5年間の資料をいただきました。この数字から見ても、避難訓練への参加者がだんだん減少傾向になってきています。

そこで、本市の第2次志布志市総合振興計画の中で、令和3年度の防災訓練参加者の目標数値を2,000人という具体的な目標が挙げられています。これは県、市、消防、警察等の関係団体を除いた一般市民の参加者の目標数値なのか。また、この目標数値が設定された根拠をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 令和3年度の目標値の2,000人につきましては、住民、関係機関など合計して目標を定めているところであります。これまでの実施状況を基に意識啓発を図りながら、参加者の増加を目指すことで、この目標値となったところでございます。

○8番（小辻一海君） この目標数値で市民に危機意識が浸透して、市民の生命を守ることが十分であるか少し疑問に思ったところです。せめて全人口の1割程度を目標数値として設定してほしかったところでした。

では、令和2年度に鹿児島県が実施した新たな津波浸水想定に基づき、今年の3月26日に志布志市が津波災害警戒区域に指定されました。また、市長は施政方針の中で、「新たな津波浸水想定に基づき、避難施設の構造・規模等の再検討を行い、整備に向けて取り組んでまいります」と述べられておりますが、どのようなことが具体的に再検討され、整備されたのか。未整備であればどのように整備されていくのか。また、それに伴って避難訓練に影響が生じてくるのか、そのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで既存施設の活用や道路改良に合わせた避難階段の整備、避難経路の手すりの設置、標高表示板の設置などを行ってきたところであります。また、志布志市街地においては、高台への避難に余裕がない場合には、緊急的に退避する津波緊急退避ビルを7か所指定しているところでございます。

現在のところ、既存の施設を活用する形で避難体制を整えております。新たな避難施設の整備については、これまで特に実施していないというところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。そのあたりの対応をしっかりと取り組んでいただくことを要請しておきます。

では、政府の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が30年以内に起きる確率について、これまでより高い70%から80%に見直し、専門家は「いずれも非常に高い確率であるので、地震への備えを進めてほしい」と話されていますが、地震、津波はいつ来るか予測できません。

そこで、大変失礼とは思いますが、市長、教育長は、津波が来る事前予防対策か、起きた後の反省に伴う事後対策か、どちらが大事と思われますか。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは事前対応をしっかりとしていかなければいけないというふうに感じているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 事前対応がまず第一だというふうに捉えております。

○8番（小辻一海君） おっしゃるとおり、私もどちらかという津波が来る事前の予防対策だと思います。市長、教育長は、津波が来る事前予防対策として、避難タワーの設置とかハード面の整備を図られると思いますが、施設やハード面の整備が図られても想定外ということが起きるので、大事な命を守ることを考えますと、まず高台に逃げることが一番だと思います。そうなってくると、日頃の避難訓練が重要になってくるわけです。実際に津波が来た場合に避難する人が少なかったり、避難に混乱を招くようなことになると、日頃の避難訓練が無意味になってしまうのではないかと考えます。

住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自ら命と生活を守るよう訓練への参加を増やす避難訓練の方策や、学校での防災教育による津波避難訓練について、具体的にどのような協議が進んでいるのか市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） 津波浸水想定区域やシミュレーションを基に、まずは避難困難区域の解消に向けて、高台などの整備が考えられるというところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、一つには社会教育面での取組ということを充実させるべきであるというふうに捉えております。まちづくり出前講座におきましては、消防署に協力をいただきまして「災害から身を守る」「地震から身を守る」「愛する人を救えますか」の三つの講座を開設してきたところでございます。

講座の内容といたしましては、これは津波も含めてですが、防災に対する備え、消火器の使い方、避難時における注意事項、人工呼吸の実技講習など、防災意識を高めていただくような内容を盛り込んでおります。ちなみに令和元年度の参加人数は6講座で120人、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症予防等の対策もございました影響で、7講座予定中2講座は実施され、127名の参加予定ではございましたが実際は37名という少ない参加者でございました。

また、市内の小・中学校におきましては、先ほども申しましたように、1単位時間使ったの避難訓練は3回以上どの学校も実施をしております。各学校の立地条件によって、様々な避難訓練を計画しておりますが、火災・地震そういったもののほかにも、状況によっては津波であるとか自然災害であるとか、その年その年の状況を十分に踏まえた上で、毎年工夫を加えた訓練を実施するよう指導それから啓発をしているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市民の命を守るためには、避難訓練でいかに市民の参加を増やしていくかが課題になってくると思いますが、私が思うに防災訓練1か月前頃から、津波災害警戒区域の沿岸自治会に出向いて行って、地域住民と徹底して膝を交えた意見交換や訓練参加の動機付けとなる災害映像を見ていただくと、災害イメージができ、避難しなければいけないという危機意識が浸透して、避難訓練に参加する人が増えてくるのではないのでしょうか。このような草の根の地域説明会開催の積み上げや、先ほど教育長が申されました生涯学習課が開催している出前講座等を活用して、市民への徹底した防災情報提供や防災教育こそが、地震・津波対策の礎になるのではないのでしょうか。

市長、教育長のお考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 訓練前にそのような研修会や説明会を実施し、意識啓発を図ることも考えられます。他の自治体においても様々な訓練が行われておりますので、そちらの状況も確認しながら、どのような形が良いのか検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今議員がおっしゃった訓練の前の動機付け、これは非常に重要なことだと思っております、各学校における訓練の前には、実際に起こった状況を映像で見せたりとか、また教師が講話で伝えた上で、危機意識をしっかりと醸成させた上で訓練に臨むような体制も取っているようなところでございます。

今、私をもっと大事だと思っているのは、学校単独での訓練はもちろん大事なんですけども、学校周辺の地域の方々の御協力、御理解をいただきながら、場合によってはPTAの方々であったりとか子ども110番の方々とも一緒になってとか、校区公民館の方々の御理解もいただきながら、同じ時間帯に同じような訓練をしていくということも、今後はもっと大事にしていくべきではなかろうかと思っております。実際のところ、そのような取組を進めている学校も、市内はもう数校ありますので、今後も本市が作っている志布志市立学校10の防災指針といったものにしっかりと則りながら、マンネリ化しない訓練、実効性の高い訓練の在り方を模索すべきだと考えております。

○8番（小辻一海君） それぞれが必要があると理解されているにもかかわらず、地域の津波避難訓練がなかなか参加者が少ないということは残念ですので、そのあたりはしっかり取り組んでいただきたいと思っております。地域との地震・津波についての意見交換会や災害映像での学習会等をよく開催して、避難訓練の参加を強く呼び掛けていただくことを強く要請しておきます。

避難訓練の参加は、自分の命を守るということで非常に大事でございますので、強くそのあたりは周知方よろしくお願ひします。

気象庁の情報で、大雨・台風等はある程度予測できますが、地震・津波はいつ発生するか分かりませんので、避難訓練は非常に大事であることは十分理解されていると思っております。

そこで、同僚議員の一般質問の中で「天候に左右されない避難訓練の実施をすべきではないか」という質問に、市長は「訓練というのは、そういう天候によって中止とか時間を遅らせるというのではなくて、何があっても実施する、実行するということがいいんじゃないか」と答えられていますが、天候に左右されない、先ほど教育長が申されました現実に則した避難訓練に向け、防災会議なり庁舎内での協議が何回開催されたのか、お示しただけないでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

教育委員会部局と私ども総務課の危機管理担当課とそれぞれ事務レベルでは協議を行っておりますが、申し訳ございません、回数まではちょっと把握していないところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。このことについては質問があったわけですので、そのあ

たりもしっかりと議論していただき、前向きな取組をお願いします。

では、令和2年度に鹿児島県が実施した新たな津波浸水想定に基づき、これにより浸水域の変化が生じる地区も出てくると思いますが、従来指定となっている避難路・避難場所の再度点検と、避難誘導街路灯における夜間対策などの取組が、今後更に重要になってくると考えます。

そこで、夜間におけます本市の避難場所・避難路における避難誘導街路灯の設置基準は決められているのか。併せて、夜間における避難通路・避難場所を指し示す命のともしびとも言える避難時の街路灯の設置数、管理団体及び管理状況そして街路灯の耐水性についてどうでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

災害上の避難は夜間も起こりますので、非常に注視して考えていかなければならないと思っております。自治会等が設置します防犯街灯、道路施設等に付いております街路灯等、それぞれ管理基準といたしますか、自治会で設置しているものについては自治会で維持管理を行っていただいていますし、道路等につきましては、市の方で管理を行っているところです。

また、高台に上がる際の通路の一部でございますけれども、停電等が発生した場合でも、太陽光ソーラーで照明が灯るような誘導灯も設置しているところでございます。

自治会で管理する防犯灯が現在2,522件、建設課で管理しております街路灯が1,980件ございます。

○8番（小辻一海君） 夜間における避難通路、避難場所を指し示す命のともしびとも言える避難街路灯になりますので、担当課は自治会と協議をしていただき、街路灯の設置、点検にしっかりと取り組んでいただければと思います。

それでは、高台に避難するため避難場所や施設の整備に向けた取組について質問してまいります。想定される津波の到達時間内に浸水域から離れることができない、逃げることができない方々の地区を「避難困難地域」として設定してありますが、避難シミュレーションによる本市の津波避難困難区域の抽出については、具体的にどのような方法によるものか。また、避難困難地域に設定されている地域は、どのあたりになるかお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 津波からの避難は、早く高いところに逃げるとともに、早く海や川から離れることが基本であることが、東日本大震災から学んだことであります。県において平成24年度から平成25年度にかけて作成された地震等災害被害予測調査により示された津波浸水想定区域や、これまでの避難訓練の結果などを参考にしながら、既存施設の改良や道路改良に合わせた避難階段の整備、避難経路の手すりなどの設置などを行ってきたところであります。

高台の整備につきましては、津波浸水想定区域や平成31年3月に策定した市津波防災地域づくり推進計画において、避難困難区域の把握を行ったところでありますので、まずは監視を優先して、事業を進めていく必要があると考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

では、津波避難困難区域の避難対策ですが、これまで津波避難困難区域の基礎的調査も終了したとお聞きしております。調査の内容を受けて、市長御自身がこの避難区域に対する避難の在り

方、そういうものをどのように考えていらっしゃるか。例えば避難タワー、緊急退避ビルの指定であったり、県の方で計画をしている避難高台施設の整備などの必要性をどのように認識していらっしゃるのかそのあたりはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは東日本大震災でもいわゆるてんでんこ、高いところに誰よりも早く逃げるといことでありますので、やはり今議員がおっしゃいました、避難所の設定やそういう避難所の訓練等々をして、自分の命は自分で守るんだというそういう意識付けをしていくことが必要だと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長の避難困難区域に対する避難の在り方の考えについては理解いたしました。

そこで、避難困難区域に指定されている志布志港周辺の若浜地区、新若浜地区においては、県の管理区域ですので、5月31日に大隅地域振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関に出向き、担当者にお話をお聞きしましたところ、若浜地区の津波避難困難区域の対策として、さんふらわあの事務所西側の緑地用地内に、900名の避難スペースを確保する避難高台施設を整備中で、来年度には完成の予定とのことでした。一方、新若浜地区については、西側に若浜地区の避難高台施設より高い緑地があるため、これを利用して階段、スロープ、避難スペースを整備する方向で、若浜地区の避難高台施設完了後に着手の予定とのことで、県では着実に整備が進められています。

そこで、本市の押切西地区も避難困難地域に設定されていますが、今までの一般質問の中で何回となく津波避難タワー設置の件で議論され、未だ設置の結果に至っていません。この地区においてはワークショップも開催され、建設計画が整ったということで、その後も何名かの同僚議員が質問され、市長は「南海トラフ地震防災推進計画と整合性を合わせているところで、なるべく早い期間、短期間で整備が整うような手法を検討していきたい」など、質問のたびにいろいろと前向きに答えられていますが、その結果からすると今年ぐらいには工事が始まるのではと思っておりましたが、今年の予算にも具体的な裏付けられたものも計上されていない。そこで押切西地区の津波避難タワーは、設置目標である令和4年度に整備可能になるのか。また具体的に高さ、幅などを含め、どんな手法を検討されているのかお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 地域の方々とワークショップを開催し、御意見をお聞きする機会を設けさせていただいたところであります。国・県の補助事業の採択要件もございしますが、伺った御意見も参考にしながら、令和4年度での完成を目標に採択に向けて国・県と協議してまいりたいと考えております。

施設の整備でございしますが、現在、盛土による高台の整備を計画しているところであります。整備計画地の地盤により、約5m盛土して標高を8m30cmとし、100名程度の避難が可能となるように整備をする計画でございします。

○8番（小辻一海君） 押切西地区の方々は津波を大変心配されておりますので、しっかりと進めていただきたいと思ひます。

では、津波避難タワーの基本構想、基本計画を作成されたと思ひますが、本市の東西海岸から

市街地を含め、市全体で避難タワーの設置、緊急退避ビルの指定や避難高台施設への整備等を何か所に計画されているのか。併せて地区、場所が分かっているとお示しいただけないでしょうか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

押切西地区の避難タワー整備構想を主体としまして、まずは避難困難地域の方々への解消を先に考えてきたところでございます。現在、志布志市街地におきましては、一部高台まで時間を要する地域がございますが、近くのビルやマンションの一部を津波緊急避難ビルに指定させていただいております。なお、通山地域の避難階段につきましては、東日本大震災発生後一人でも多くの市民の命が守られるよう、県の御理解により整備いただいたものでございます。あくまでも避難の際の間に合わない最終手段として、近隣の住民の方々自主避難階段として認識していただいているものと思っております。

○8番（小辻一海君） ただいまお示しいただいたのですが、この整備計画で市民の生命を守っていけるのか、非常に危惧しているところです。安心・安全を考えますと、まず高台へ避難することが一番ですが、津波の到達時間内に浸水域から離れる、逃げるできない方々の緊急避難所になり得る高い建物が、安楽川から前川の間市街地は、駅前と市役所周辺に高い建物があるだけで、それ以外の地域は少ない状況です。この市街地周辺に点在する公有地を利用して、一日も早い避難タワーの設置と避難タワー並みの高い建物の調査を進めていただき、緊急退避ビル等の指定を早急に取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在、公共施設や民間の施設を津波の避難場所としているところであります。令和2年度末に津波浸水想定区域の見直しが行われ、シミュレーション結果もございまして、まずは避難困難区域の解消を優先として取り組みたいと考えております。

現在、津波緊急避難ビルの新たな指定は計画していませんが、令和2年度に津波浸水想定区域の見直し結果が発表されましたので、シミュレーション結果と合わせて検討してまいります。

また避難タワーの整備については、現在のところ計画はないところでございます。

○8番（小辻一海君） ぜひ検討をよろしくお願いします。避難タワーや退避ビルなどは、最後の手段と思いますので、津波到達時間に余裕があれば、まずは高台に逃げるのが一番だと思います。そのことは周知を徹底していただきたいと思います。

あと避難場所について、志布志市街地は津波浸水想定が約3mから6mの中にあつて関屋口の信号から前川間は津波退避ビルというような大きな建物がなく、津波避難施設は不足しており、地域の皆さんが大変心配されておりましたので、公民館長さんへ適当な場所はないかお聞きしたところ、現在、志布志地域の防災訓練集合同所になっている時見坂入り口から、約30m上がった西側の個人有地の竹山を公園として整備していただくと、用地も広く避難高台施設として利用できるのではと話されましたので、現地確認へ行ってみました。現在、県が整備中の避難高台施設よりも高いところに位置し、広い大地となり竹山になっておりましたが、ここを公園として整備すると、津波の避難高台施設として十分利用が図られると思ったところでした。ここを公園として整

備に取り組んでいただく考えはないか、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 関屋口から前川までの地域について、公共施設や民間施設を含めて活用できる場所がないか確認をさせていただきたいと思います。

まずは、その場所が地震や津波の際の避難に適した場所であるのか、確認をさせていただきたいと思います。山崩れ等が起きないのかも含めて確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番（小辻一海君） 答弁をいただきましたが、市長、この地区の避難場所だけの問題ではないです。予定地の東側が市街地から中学校の通学路となっていて、現在は中学校グラウンドからの排水路に蓋がかぶさり、そこを通学路として生徒が利用している状態で、大雨のときなどは非常に危険であり、そこを公園として整備していただければ、県道の方から安全性のある通学路も確保できると思います。また、公園となれば避難タワーや避難ビルに比べて、工事費用や完成後の維持管理費用もかなり安く抑えることもでき、耐用年数も避難タワーの約40年から50年に対して、公園は半永久的です。更に、避難タワーは通常安全上の理由により地震の発生時しか使用はできません。それに対して公園は普段も市民の憩いの場として利用できますので、ぜひ用地確保と公園整備を図り、津波避難高台施設として整備に取り組んでいただきたいと思います、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、今言われる場所がそういう避難場所に適しているのかどうか、そして危機管理監の方で、その場所がどういう場所として定めてあるのか、その辺も答えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

御質問のありました時見坂でございますが、ここ辺りの山の斜面は一体的に急傾斜地特別警戒区域及び急傾斜地警戒区域の範囲に入っている部分があるものと認識しております。

周辺の状況をしっかりと把握しながら、地震や津波の際の避難に適した場所となるのか、新たな整備が必要となり、どのくらいの事業費等が必要となるのか、これから考えていきたいと思っております。

○8番（小辻一海君） 今の答弁ですけど、急傾斜地警戒区域ですか、そこを通学路として中学生が通っているんですよ。そういうところを通学路としていいんですか。教育長どうですか。

○教育長（福田裕生君） 通学路というのは、安全安心で、命を守る状況を維持できることが非常に重要だと思っております。時見坂の問題につきましては、様々な視点からもう一度しっかりと検討しながら、より安全性を確保できる通学路となるような状況を検討していくべきであろうとは思っております。

○8番（小辻一海君） 市長、本日は地域の皆さんも大変心配され、傍聴にお越しであります。この地域は昨年の9月1日現在、683世帯1,164名が住んでいらっしゃいます。午前中にもありましたが、災害となると高齢者など避難行動支援者の皆さんが多く犠牲になるというようなこともあったようです。この地区にはそういう高齢化率42.4%で、少子高齢化が年々増加している状況

です。また、病院移設等も抱え、訓練の際は車いすで集合されるともお聞きしております。防災訓練の集合場所まで狭い路地になっていて、車では行けない状況で、避難時に大変混乱を招くおそれがありますので、津波からこの地域の大事な命を守る避難高台施設として、もう一回確認をして、公園整備にスピード感をもって取り組んでいただきたいと再度要請しますが、前向きな答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほども言いましたように、いわゆる急傾斜地域ということもあって、たとえ整備しても二次災害が発生したら、これは元も子もないようなこととなりますので、十分内部を調べて、その場所が適当なのかどうか。これはおっしゃるように、私も避難場所は絶対必要だというふうに理解を十分しているところでありますが、ただ、先ほど言いましたように、そういう二次災害の発生があってはならないということと、高齢者、障がい者の方々がスムーズに避難できる場所の設置が、これはもう本当に望ましいというふうに思っておりますので、そこ辺の確認をしっかりと、避難所がどこに必要なのか、今の場所がもし危険とすれば、ほかの場所を模索して取組をしていかなければいけないというふうに考えておりますので、確認をして対応してまいりたいと思います。

○8番（小辻一海君） 先ほど述べましたが、私は素人なんですけど、私も現地へ行ってみました。竹山で台地が広く、そこを今までそういう崩れたとかそういうのはないような状況で、そこに住んでいらっしゃる方もそれは大丈夫というようなことを言われましたので、そのあたりは先ほど市長も答弁されましたように、しっかりと確認していただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思いますかどうか。

○市長（下平晴行君） 議員以上に、前向きに取り組んでまいります。

○8番（小辻一海君） 地域の皆さんもお聞きになっていましたので、安心されたと思います。前向きなお答えとして、スピード感をもって取り組んでいただきたいと思います。

では、新たな高台へ避難経路を確保する考えはないかということですが、前川を道なりに津波が押し寄せてきた場合、高台へ逃げるとなると、前川から東側は天神の高台へ逃げることはできますが、西側の志布志東町郵便局から金剛寺周辺では、高台になると国の史跡指定の新城、高城、ほかに高台として西谷と沢目記ところにある松尾城、若宮小淵、大性院の裏にある内城になってきますが、あの周辺の皆さんは高台への避難所がないわけです。それぞれの四つの山城へ行く三差路や使われていない旧山道を調査していただき、草払いなどしていただき、利用可能になり国史跡の山城の観光散策路にも活用でき、その地区の皆さんの避難経路として利用もできます。山城へ行く山道を整備する考えはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 教育委員会に確認をさせていただきましたが、これまでも必要に応じて伐採をしており、対応は可能ではないかと聞いておりますので、今後所管課と協議してまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 国の史跡の山城の観光散策路にも活用でき、その地区の皆さんの避難通路にもなりますので、そのあたりも含め避難通路の確保について早急な対策をお願いします。

それでは、志布志港に集積されている輸出木材について、津波による市街地への流入を防ぐための対策について質問してまいります。

環境省は、東日本大震災で福島県、宮城県、岩手県3県から流出した震災がれきは、約500万tと推定し、そのうち約7割は港湾、漁協などの沿岸部に沈積し、洋上漂流したものは約150万tとみているようです。このようなことから南海トラフ地震を想定され、埠頭用地の貨物コンテナや外港地区に集積されている木材を目のあたりにされたとき、市長はどのようなお考えか見解をお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志港に集積されている輸出木材については、想定されている南海トラフ地震などの影響により、津波が襲来した際、沖合及び市街地へ流出する可能性が考えられております。本市では、市内の港湾利用者等で組織する志布志市港湾振興協議会において、令和元年8月に「国土強靱化に向けた志布志港の機能強化について」と、令和2年7月に「南九州の物流拠点港志布志港の機能強化について 強靱な地域づくりのために」と題し、大規模自然災害が発生した際の影響を鑑み、物流施設の耐震強化岸壁の早期事業化や原木流出防止対策等の機能強化への早期着手について、県へ要望書を提出しているところであります。

○8番（小辻一海君） 市長も大分懸念されているように、志布志港に集積されている輸出木材、貨物コンテナが津波によって市街地へ流入すると国道220号線や市街地はパニック状態になり、市民の生命・財産を守れるか危惧するところです。木材の流入・流出を防ぐ対策として、今、市長から国の方へお願いしているということですが、そのほかに回答等はないわけですか。

○市長（下平晴行君） 要望書ですので、これは県内の数か所がこういう状況であるというようなことで、今提出をしている、お願いをしているというところでございます。

○8番（小辻一海君） 前回の一般質問のときもそのような質問が出て、国・県に要望をしてもまだ回答がないということで答弁されましたが、まだその後も、国・県からその回答後は何も無いんですか。

○市長（下平晴行君） 今の回答でございますが、県へ確認したところ、今後外港地区の地震・津波時の影響を把握する原木流出シミュレーション調査を実施するとのことですので、そういう回答であります。

○8番（小辻一海君） 今の国の協議が進められているというような話ですので、少しは安心しましたが、国・県には強く要望をしていただきたいと思います。

次に、教育行政について質問してまいります。児童・生徒数の減少は、全国的な傾向で、本市においても減少傾向にあることは薄々知ってはいましたが、現在、国の基準である適正規模の学校が無くなり、本市全体が小規模校と過小規模校であることをお聞きし、驚いたところでした。今後も更に児童・生徒数が減少して、大変な時期がやってきます。この状況が進んでいくと、近いうちに学校も閉校となり、このことにより校区公民館が衰退していく可能性も予測されますので、20年後、30年先のことまで考えますと、今後の志布志市のまちづくりに大きく影響してくることが考えられます。

そこで、年々児童・生徒が減少している本市の小・中学校について、学校教育の在り方や今後の具体的な取組について、市長、教育長のお考えをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことにつきましては、本年5月に開催しました総合教育会議で協議し、情報共有を図ったところでございます。現在、本市の小・中学校には、12学級から18学級までの適正規模校はなく、小学校は16校のうち6学級から11学級までの小規模校が10校、5学級以下の過小規模校が6校となっております。また中学校は5校全てが小規模校となっております。

小学校の児童数の現状としましては、本年4月現在は1,760人となっておりますが、住民基本台帳の数値からしますと、令和8年度には1,519人となり、241人の減少が見込まれるということでもあります。

これらを踏まえて総合教育会議の中で、学校数や規模について調査・研究をする時期に来ているのではないかとの意見もあったところでございます。学校再編につきましては、統廃合や一貫校、特認校制度の維持など様々な方法がございしますが、それぞれの地域や校区の特性に配慮した方法とする必要がございますので、教育委員会を中心に調査・研究に取り組んでもらうよう協議をしてみたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） ただいま市長の答弁にもございましたが、5月の総合教育会議で教育委員を含め協議し、情報の共有を図ったところでございます。今後は市長部局と協議を行いまして、どのような方法がそれぞれの地域や校区の特性に合うのか、また何よりも次の時代を担う子どもたちが、心豊かに生きる力を育むことができるよう、本市の今後の学校の在り方等については、関係課とも十分に連携を図りながら、調査・研究に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 市長のお答えの中に、統廃合ということが出てきたわけですが、統廃合となると、なかなか地元の御理解がすぐには難しいとは思いますが、ぜひ地元の住民の皆様とゆっくり話をし、学校教育に取り組んでいただければと思います。

先ほど数字をお示しいただきましたが、本市の令和3年度の児童数は1,760人、中学校はお聞きして835人とのことでした。学校当たりの学級数で、国の基準を満たしている学校の適正規模の学校はなく、小学校16校中小規模校が10校で、過小規模校が6校、中学校5校では全校が小規模校とのことでした。

それでは、今後の市内の小・中学校の児童・生徒数の推移を把握されていると思いますので、その数字をお示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今、議員の方からもお示しがございましたけれども、平成28年度と令和3年度を比較いたしますと、横ばいでもございましたけれども、令和8年度におきましては、小学生が1,519人で13.6%の減少が見込まれております。中学校におきましては、平成22年度と比較しましても全体で8.8%、約10%ほど減少していくようなことを見込まれているところでございます。

○8番（小辻一海君） ただいま児童・生徒数の推移をお聞きしましたが、児童・生徒数の減少は、全国的な傾向だと思います。本市では、現在過小規模校が小学校6校とのことです。そこで、

本市の第2次志布志市教育振興基本計画の中では、小規模校は一人ひとりの状況が把握しやすく、きめ細やかな指導ができるなどの利点があるものの、社会性の関与や多様な考えに触れる機会が少ない、切磋琢磨する教育活動ができない等々の指摘もされ、今後はへき地小規模校教育の振興などを、どのように図っていくかが大きな課題であるとされています。先ほど市内の児童数5年間の推移から見ても、資料をいただいた中でも過小規模校が増えることが予測されます。また、志布志中学校を除いたほかの中学校は、生徒数の減少により部活動等に支障を来しているともお聞きしています。早め早めの対応を進めていかなければ、もう時は待ってくれないという状況です。

先ほど教育長も少し述べられましたが、教育委員会として全体的に児童・生徒数が減少していく将来を見据えて、具体的などのような手立てを考えておられるのかお聞かせいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、それぞれの学校の特質を生かしながら、いわゆる特色ある教育活動を仕組みまして、児童・生徒の確保であったり、特に特認校におきましては他校区からの流入も含めた学校状況をつくっているところでもあります。しかしながら、一方では人口減少というままならない状況も続く中においては、これ以上増えるような状況は見込めないというのも十分認識しているところでございまして、今後につきましては、先ほども申し上げました現在の児童数、それから将来における児童・生徒数の推移等について、まずそれぞれの学校長に説明をし、そしてそれぞれの学校長から職員そして保護者、地域の方々に、今後の状況の説明をしていただこうと思っております。その中において、また地域からのいろんな声も拾い上げ、地域の皆様が現在の自分たちの学校のことをどのように思っておられるのか、将来についてどのような思いでおられるのかを丁寧に拾い上げていきたいなと思っております。

一方で教育委員会といたしましては、学校教育についての今後の在り方を様々な視点から十分に検討していかなくてはならないと思っておりますので、学校の在り方の検討に向けての準備に着手していく、そういう手はずを整えていこうと考えております。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

では、志布志市内の中でも特に児童・生徒数は減少していく小・中学校であります。このような小・中学校への手立てを急ぐ必要があるのではないかと思うところです。市内の小学校で児童数が減少して、「複式学級の学校は何校あるのか」と尋ねたところ、本市の過小規模校6校が全て複式学級であるとお聞きしましたが、複式学級もこれから年々増えてくる方向だと思います。

先ほど少し触れられましたが、これまで教育委員会として、へき地等過小規模校の教育課題解決にどのような検討がされ、どのように取り組まれてきたのか具体的にお示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

特に過小規模校につきましては、特認校制度という制度を設けて取り組んでいるところでございまして、年々その数は増えておりまして、本年度におきましては43人が森山小、田之浦小、潤

ケ野小学校に通学しているところでございます。

その一方で、本来通学すべき学校の児童数が、特認校の方に流れていっているという現象もございまして、やがてそのことが本来就学すべき学校における学級数、学級編制上に支障を来しかねない状況がそろそろ見えてくるような、そういう危惧もしているところですので、総合的にやはり考えていかなければならないと思っております。

○8番（小辻一海君） へき地等の過小規模校教育に関しては、いろんな取組を検討され取り組まれたようですが、児童・生徒数が減少していく課題の今後の取組について先ほどお示しいただいたのですが、今までもそのことについても取り組んできたと理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） これまでも、この問題については検討をずっと積み重ねてきているところでございます。

○8番（小辻一海君） 分かりました。

それでは、自宅から小・中学校まで遠距離通学となっている児童・生徒の移動網についての質問に入ります。

私は児童・生徒数が少ないことで、学校教育活動全てがデメリットになるとか考えてはおりません。小規模校のメリット、つまりその学校の持っている条件やそこに与えられた環境の強みを生かした中で、一定の教育活動を実施することは素晴らしいことだと思っております。大規模校にはできない良さもあるのではないかと考えております。そこが、現在取り組んでいる特認校児童が増えている要因ではないかと思っているところでございます。

特認校制度については、児童も増加して授業成果も出ているので、大いに意義ある制度であると思っておりますが、まず市長、教育長に、この制度をどのようにお考えかお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 特認校制度は、豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進とともに自然に触れる中で、学ぶ楽しさと豊かな人間性を培いたいと希望する保護者、児童に、市が特認校として指定した学校に、校区外通学の特例として特別に転入学を認める制度でございます。

現在、特認校として指定している潤ヶ野小学校、田之浦小学校、森山小学校の3校に43人が通学しており、それぞれの小学校の活性化に寄与しているものと捉えております。また地域の方や保護者からも、特認校制度については存続を望む声があるというふうに聞いているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 特認校制度につきましては、自然環境に恵まれた小規模校の良さを生かし、きめ細やかな学習指導等を行うことで、児童一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができっております。併せて自然環境を生かした体験学習、交流活動などを通して、豊かな人間性を培うことも十分にできていると捉えております。

特認校として指定しております田之浦小学校、森山小学校、潤ヶ野小学校につきましては、田之浦小学校においては神楽、森山小学校においては森山太鼓など、地域の伝統芸能の伝承活動、

潤ヶ野小学校においては、地域の人材を活用したふるさと学習活動を行っており、過小規模校ならではの特色ある学習活動が評価され、特認校生を希望される児童が多くなっていると理解しております。

一方で、このことは先ほども申し上げましたが、今後市全体として児童減少が見込まれる中で、特認校生が増える一方で、本来就学すべき学校の学級源、配置教員の減数など、学級編制に影響が出る状況が間近に迫っていることへの理解も大切であると考えておりますので、これらのことは併せて丁寧に説明を行っていく必要があるかと思っております。

○8番（小辻一海君） 地域と学校が連携した素晴らしい制度ですので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、質問の内容に入っていきますが、潤ヶ野小、森山小、田之浦小の3校の小学校に、先ほど言われたように特認制度が取り入れられていますが、ここ数年の特認校の応募状況はどうなっているかお示しいただけないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

平成29年度が3校合わせて16人、内訳は田之浦小6人、森山小1人、潤ヶ野小9人です。平成30年度が30人、田之浦小10人、森山小4人、潤ヶ野小16人です。令和元年度が39人、田之浦小14人、森山小5人、潤ヶ野小20人。令和2年度が49人、田之浦小17人、森山小7人、潤ヶ野小25人。そして令和3年度が先ほどから申し上げているように43人、これは田之浦小11人、森山小9人、潤ヶ野小23人というふうに推移しております。

○8番（小辻一海君） 特認校制度については、応募状況から見ても児童が増加して事業成果も出てきているので、大いに意義ある制度であると思っておりますが、お聞きしたところ、登下校の交通手段に課題があるようです。このことについてはPTA、保護者からの要望・意見はなかったものか。あったとすれば、どのような要望・意見が出されたのか、市長、教育長にお尋ねします。

○市長（下平晴行君） これは、通学するためにチョイソコしぶしあるいは福祉タクシー、そういうものを活用させてもらえないかというようなことでの話は聞いたところでございます。

○教育長（福田裕生君） 今、市長からもありましたけれども、要望としては主に三つ。「スクールタクシーを増やしていただけないか」というのが一つ。それから、「特認校決定の通知をできるだけ早くしていただけないか」ということが二つ目。それから三つ目が、「中学校の通学バスの特認校で利用することができないか」といったような要望がございました。

○8番（小辻一海君） ただいまの答弁のとおりPTA、保護者からはいろんな要望・意見が出されているようです。

では、令和2年1月23日の特認生説明会において、中学校通学バスの特認校通学スクールタクシーとして使えないものか要望がありました。この会には私も出席させていただきましたが、市長、前教育長のお二人もおみえであり、この件は最も早く改善可能な要望だったと思っておりましたが、未だ改善されずそのままの状況ですが、このことについては、協議をされたのかどうなっ

ているのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

運行会社にも問い合わせを行いましたところ、人を乗せるとなると料金が発生するといったようなことをございました。しかし、スクールバスやタクシーを効率的に運行することで、児童・生徒の利便性の向上や費用の削減につながるといった可能性もあると思いますので、今後も福祉タクシーそれから運行会社と協議をしてみたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 委託業者との協議をされたとのことですが、この中学校通学バスの利用は、契約など料金などいろいろと課題もあるとお聞きをしておりますが、田之浦地域の中学校通学バスは、私が朝の交通安全立しょに行くとき、特認校通学スクールタクシーの到着とほぼ同じ時間に田之浦郵便局まで来ています。多分、志布志地区からは誰も乗車しない形で来ると思います。これを志布志地区からの特認校スクールタクシーとして、朝の便に使えないものか。このような無駄で効率の悪い事業が改善されずに運用されていることは、私は不思議でなりません。このことについては、委託業者との協議だと思っておりますので、しっかりと話し合っ前向きな取組を期待したいと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今議員からありましたように、中学校通学バス等につきましては、朝空車のまま田之浦郵便局の方に行っております。7時25分ぐらいに到着をしているというふうに思っております。そして特認校のタクシーにつきましては、7時35分に到着をしていると思っておりますので、契約につきましては、それぞれいたしているところでございますけれども、今後事業者の方と協議をしてみたいと考えております。そういったことも可能かどうかも含めまして、協議をしてみたいと考えております。

○8番（小辻一海君） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思っております。

学校教育というものは、教育の分野だけで完成するものではないと思っております。各所管課が連携して、一つになることが必要になってくると思っております。それぞれの担当課がどんな役割、影響を持っているかということになってきますが、所管課に児童・生徒の遠距離通学の件で、「現在本市が取り組んでいる福祉タクシー、中学校通学バス、小規模特認校スクールバス、スクールタクシーとの連携はできないか」お聞きしたところ、「学校の授業時間の関係で、移動網として連携は難しい」とのことでしたが、このような要望課題について福祉タクシー実証実験をされているデマンド交通の「チョイソコしぶし」など、各課を超えた交通体制の取組について、庁舎全体での協議は開かれていないのか、そのあたりはどうでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 市内の公共交通体系につきましては、民間事業者が運営する路線バスそれからタクシー事業、それ以外に行政が委託して運行しております福祉タクシー、それから現在実証実験を行っておりますチョイソコしぶし、それから通学バス、スクールタクシー等があるということで認識をしておりますが、現在、福祉タクシーとチョイソコしぶしにつきましては、チョイソコしぶしが現在市街地エリアを有償で今年の12月まで運行をしまして、来年の1月から市内全域に拡大すると、これに合わせて福祉タクシーとチョイソコしぶしを一本化すると、

チョイソコしぶしが福祉タクシーのエリアを走るということで検討は行っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市民、PTA、保護者からは日常生活の移動網に関して、いろんな要望・意見が出されていると思います。そのようなことも議論の場に出して、各課を超えた交通再生の取組を進めていただきたいと思います。

そこで、現在実証実験されているデマンド交通のチョイソコしぶし方式が、児童・生徒の遠距離通学の移動網として利用しやすいものになるのではないかと思います。チョイソコしぶしの運行について、先ほど少しお示しいただいたわけですが、利用者や予約コールセンターを含めてどうなっているか、お示しいただけないでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） チョイソコしぶしの概要について御説明いたします。

チョイソコしぶしにつきましては、高齢者をはじめとする市民全体の移動手段の確保のための新しい交通体系ということで、スタートしているところでございます。このチョイソコしぶしにつきましては、二つの側面を持っておりまして、市民が市内の公共施設などを利用できる移動網、それから高齢者の方、障がいをお持ちの方に積極的な外出支援をできるように行う福祉政策、この二つの側面を持っているところでございます。登録できる方につきましては、一般会員といたしまして、小学生以上64歳までの方が公共施設を利用できるということでの一般会員。それから高齢者等の会員ということで、公共施設と最寄りのスーパー、病院、そういった事業所を停留所として利用できるという形で登録ができるものでございます。高齢者等の会員につきましては、65歳以上の方、障がいをお持ちの方、免許返納をされた方が高齢者等の会員というふうな位置付けになっております。

まず、会員登録をしていただきまして、その後会員証が御自宅に届きます。その後に予約専用のコールセンターの方に電話をしまして、乗車場所、降りる場所、利用したい時間を伝えると、そのときの予約状況によりまして時間等が決定し、その日時に利用していただく流れとなっているところでございます。予約可能の期間につきましては、利用日の2週間前から利用時間の1時間前までというふうになっております。

チョイソコしぶしにつきましては、事前予約型相乗り送迎サービスというような運行形態になっております。ですので、当然ほかの一般の方との乗り合い、それから最適なルートで運行いたしますが、実際本人が希望する時間に出発・到着するという時間がルートによっては取れない場合もあるということと、利用料金が1乗車当たり200円必要になるということでございます。

利用時間につきましては、午前9時から午後4時までの運行時間となっております。

○8番（小辻一海君） 今、チョイソコしぶしのシステムをお聞きしましたが、現在高齢者など登録をされて、運用を試験的に行われているというようなことです。小規模特認校通学スクールタクシーや中学校通学バスは、住宅の近くでは乗車できず、一定の場所からの乗車になっているようですが、チョイソコしぶしの場合は、先ほどお示しのとおり、市内の一般ごみステーションが停留所になるわけですから、児童・生徒の住む近くの一般ごみステーション停留所に必ず来る

と思いますので、児童通学路の安全性を確保する意味でも、ぜひチョイソコしぶしを児童・生徒の移動網として運行して、小学校とか中学校に来ていただくと、その空いた時間は交通弱者の交通手段として、病院へ行くとか買い物に行くとか、そういうことの利便性を図っていただく。各課を超えた交通体制にしないと今の特認校通学スクールタクシーや中学校通学バスは、児童・生徒の住宅の近くまでは来れません。だから、そこのあたりの利便性を図った交通体制を考えていただく。要するに通学生の安全性なども考え、通学に利用できる交通手段も考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、それぞれの役割がありますので、そのことが可能かどうか。特にチョイソコしぶしの場合は予約制になっておりますので、そこ辺の対応ができるのかどうかです。これは全体的に精査して、検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 前に、このチョイソコしぶしのことで、私は一般質問をしたことがあるんです。そのときは市長は、「通学それから高齢者、そういう交通弱者に使える誰でもが利用できる交通体制にしていきたい」という答弁だったので、私もそうなった場合は時間等も考えられまして、通学路にも利用できないかなということで今質問をしておりますので、そのことを十分承知いたされて答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 以前スタートした時点と今が若干方向性が変わってきているような状況であるわけですが、ただ、先ほども言いましたように、これは予約制でチョイソコしぶしは動かしている。基本は議員がおっしゃったとおり、いわゆる免許返納をする高齢者が公的機関、あるいは買い物、病院等々にいつでも使えるような体制のできる交通体系ができないのかということで、このチョイソコしぶしを導入したところでありますので、基本的な考え方は今おっしゃったとおりでございます。

○8番（小辻一海君） 先ほど市長の答弁で、「精査して検討していきたい」ということですので、前向きな取組をお願いします。

また本市には三州タクシー、みなと交通、有明タクシーの旅客運送業があると思いますので、チョイソコしぶしを運行することによって、民間会社の圧迫にならないよう、そのあたりの連携もしっかり取って進めていただきたいと思います。

最後になりますが、要望も多分あったとは思いますが、特認校児童の乗車場所ですが、昨年までの乗車場所が児童の乗り降りの際、狭くて危険だったと聞いておりますが、このあたりも教育委員会だけで決めるのではなく、児童の家から乗車場所まで距離もあるので、保護者と協議の中で乗車場所などの設定はできないか、そのことについてぜひ取り組んでいただきたいと思います。どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 通学タクシーにおきましては、時間どおりかつ安全に運行するということが非常に重要になっております。タクシーを利用されている皆様にも御協力をいただいて、バス停の設置場所や数も決めており、バス停以外での乗り降りは今のところは認めていないとこ

るではございますけれども、それぞれの状況をしっかりと見た上で、検討していくことはやってみたいと思っております。

○8番（小辻一海君） 検討していただくとの答弁ですので、スピード感をもって進めていただくことをお願いします。

今回は、津波対策への市民の不安や教育行政について、PTA、保護者からの要望・意見などの声を代弁し、私見を交えて2項目について質問してまいりました。

津波対策については、地域の皆さんが心配をされていまして、津波から市民の大事な命を守る避難訓練に多くの参加が得られる徹底した対策と、避難高台施設や新たな高台へ避難経路の整備や場所の整備を早急に進めていただくことを要請しておきます。

また、教育行政については、今後の児童・生徒の推移から考えても、児童・生徒数が減少して小規模・過小規模校は増加し、大変な時期が予測されます。このような状況が進んでいくと、近いうちに学校が閉校となり、校区公民館が衰退していく可能性も予測されますので、20年後、30年後先までのことを考えて学校教育に取り組んでいただくことを要請したいと思います。

この二つを要請いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後4時28分 延会

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和3年6月17日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

岩 根 賢 二

南 利 尋

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	市 民 環 境 課 環 境 政 策 監 梶 原 豊

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と福重彰史君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、11番、西江園明君の一般質問を許可します。

○11番（西江園 明君） 改めましてトップバッターということで、おはようございます。真政志の会、西江園でございます。

本来であれば一般質問というのは、市長に対して志布志市の未来あるいは今の行政について、大局的見地から市長とやり取りをすべきというふうに私は考えておりますが、今回は今の教育委員会のことについて行政を見てみますと、疑問を感じるが多々ございますので、いつかはただしてみたいと思っていたところでもございました。市民の皆さんやここにお座りの課長にも聞いていただきたいとの思いから、一般質問としてはそぐわないかもしれませんが、具体的にお聞きをしてみたいと思います。

そして、今回の一般質問をするに大きな理由としましては、今回教育長が交代されました。それにあたって、今後も今までと同じような行政というか事務事業を執行していく、継続していくのかを、教育委員会のトップとしての考え方を伺いたいと思って、今回ここに立ったところでございます。市長には後ほど、市長がかねてから言われております現場主義というのが、職員にどの程度浸透しているのかを理解しているのかということ、その辺を突然振るかもしれませんが、市長にはそういうやり取りを聞いていただいて、市長の見解をお伺いしたいと思います。

ではまず冒頭に教育長に伺いますが、先般も教育長は各公民館を訪問されたようです。教育委員会の所管は広範囲にわたります。指定管理者制度をとっている施設もあれば、もろもろの施設は学校助手をはじめ、職員1人の配置がほとんどです。現在は会計年度任用職員の制度をとって、それが配置されておりますけれども、教育長は、今述べましたように所管は広範囲にわたりますが、教育委員会所管の施設の管理、人事管理を含めてどのように今後行う気持ちなのか、まず伺います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在、教育委員会が所管しております施設は、学校をはじめ公民館、図書館、埋蔵文化財センターなど多岐にわたっております。その施設に、それぞれ職員や会計年度任用職員が配置されているところでございます。その職員一人ひとりが市民のために誠実かつ熱意をもって、日々の業

務に取り組んでいただいているところです。

先日6月1日でしたけれども、各条例公民館を訪問させていただきまして、公民館主事の皆さんと直接お話をさせていただく機会をつくりました。その際に市民に一番近い場所で、誠実に職務を全うしていただいていることに対して、まず私は感謝の気持ちをお伝えしたところでございます。その上で、不安に思うことはないかなど業務についての聞き取り等もさせていただきました。そして社会教育施設は、市民の皆さんが集い、学び、結ぶ場であり、そこで働いていただいている皆さんは、そういった場を提供していただくスペシャルな立場として活躍いただきたいという私の願いもお伝えしたところであります。

今、議員の御指摘もありましたように、多くの方は施設に一人で駐在し、仕事をされております。これからも生涯学習課担当職員は、各施設の職員と緊密に連携を取り合い、また私自身も直接現場へ足を運ぶ機会をつくり、より一人ひとりの声を拾い上げ、より良い職場環境づくりと市民サービスの向上に向けた職務のサポートに努めていきたいと考えているところでございます。

○11番（西江園 明君） 今、教育長が各公民館を訪問されまして、お考えをお聞きしました。これからちょっと具体的にお聞きしますので、管理している施設が多いですから公民館を例にとってお話しします。通告書にありますように、ちょっと2番目と3番目、これは関係がありますので、前後するかもしれませんが、事前に打合せをしておりますので、それに則って質問をしていきたいと思えます。

では、まず公民館を利用する場合、無料の場合と有料の場合がありますが、その違いの説明をお願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

条例公民館の使用料につきましては、志布志市公民館条例においてその使用料の額が、志布志市公民館管理規則において使用料の減免について定められております。減免の対象となりますのは、市または市の機関が主催、または共催する行事については全額、市内の高等学校、保育所等が主催する発表会などにつきましては、5割相当額を減免することができるとなっておりますのでございます。

なお、公民館を利用する場合は、公民館使用許可申請書を提出いただきまして、その申請を受け使用料の納付書を発行し、利用者はその納付書を持って金融機関等でお支払いいただくような流れとなっているところでございます。

○11番（西江園 明君） ちょっと質問と違いましたが、いいでしょう。今説明がありましたけど、その有料対象の団体とか個人とかありますけど、今そこでちょっと教育長が触れられました、借りるまでの手続きをもう一回説明をしてください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

公民館を利用する場合は、公民館使用許可申請書を提出していただきます。その申請書を受け、使用料の納付書を発行いたします。利用者はその発行書を持って、金融機関において使用料を納付していただくこととなります。

利用する際は、納入済みの領収書を公民館の受付に提示し、御利用いただいているところであります。

○11番（西江園 明君） 分かりました。

そこで伺いますけれども、通告書にもありますように、数年前手続きの方法が突然変更になりました。今説明がありましたのは現在の形ですよね。それまではどのような手続きだったのですか。併せていつから変更になったのですか。

○教育長（福田裕生君） 平成30年2月8日付の監査の指摘に基づきまして、それまでは公民館窓口での使用料の徴収となっておりました。そこから使用者本人へ納付書をお渡しし、金融機関で直接お支払いいただく今の方法へと変更させていただいたところでございます。

○11番（西江園 明君） 教育長、もう少し自信を持って答えてください。

市長、分かりましたか。今までは手続きが当日一回で済んでいたんですよね。当日公民館に行けば、一回で済んでいたんですけれども、今度から事前に公民館に申し込み、今説明がありましたがそれを公民館から教育委員会に連絡して、使用料の納付書の作成を依頼して、そして申込者は教育委員会に行って納付書をもらうという形。更に面倒くさいのが、今、教育長の答弁ではちょっと抜けましたけど、この今言いましたのは、主事さんが気を利かせた場合にそういう教育委員会に連絡を取ってという形ですよね。実際、本当の条例上というか、松山地域はそういう方法をとっているみたいですが、まず申請者は公民館に行って申請書を記入して、教育長の答弁が抜けましたが、そして使用許可書をもらってそれを役所に持って行って、納付書を作ってもらってそれを受け取って、それを金融機関に持って行ってお金を納めて、領収書を公民館に持って行って、「はい、これが納めたという証拠」と、そういう流れになってやっと公民館が利用できます。今までは当日一回で済んでいたことが、事前に公民館とかそこに行って申請をして、そして今度は役所に行って納付書をもらって、今度はそれを銀行かどこかに行って納めてという、今までは考えられなかった手間がかかっているわけです。これが先ほど平成30年2月の監査で指摘されたということですが、これについては、私は秋頃かと思ったんですが、平成31年1月から「公民館使用料の事前納付に御協力ください」というふうな通知が配布されていますよね。そして公民館主事の取扱いを原則廃止するために、平成31年1月からこのような変更の通知がされています。どうしてこういう年度途中で変更したんですか。その辺のところを監査から指摘されたから、この日に整ったから、1月に変更されたんですか。

○教育長（福田裕生君） 変更が年度途中になりましたのは、納付事務の変更に対応するためでございました。また変更するにあたりましては、使用する方々に御理解と御協力をいただくための周知期間、これを約半年間設けまして、実際に事務を行うための準備期間とさせていただいたところでございます。

○11番（西江園 明君） 監査委員から言われたから、即変更した。私はこれを聞いてがく然としましたよ。議会からも監査委員は選出されておりますけれども、監査委員は、意見として指摘はします。条例や規則に則り、事務事業が適正に執行されているかを監査し、その結果、是正す

べき点があればそれを意見として提出されます。それをどうするかは執行部の皆さんが決めるんです。その執行をするのは市長です。市長に執行権があるんです。監査から意見があったからといって、そのとおり、それは即やらなければならないという決まりは私はないと思います。できないことだってあるんです。こんなに市民に不便をかけるような変更手続きを誰が認めたのか、私は不思議だったんですよね。教育委員会の中でどのような議論があったんですかね。そして先ほどの半年の周知期間ということがありましたけど、どのような議論があったんですか。

○教育長（福田裕生君） 定期監査等の意見を踏まえまして、教育委員会におきましては、公民館主事の会において、現金の取扱いや管理の方法等の聞き取りを行いました。その後、現金いわゆる公金の取扱いの紛失・保管のリスクを極力最小限にするような状況をつくるということと併せて、公民館主事の負担を軽減するということについてどのような手続きが必要か、可能かの協議を行い、現在のような本人が金融機関に直接納入していただく方法となったという流れでございました。

○11番（西江園 明君） いろいろ議論を経て、今の主事の業務を少しでも軽くしようということで、今のような変更になったということですのでけれども、でも現場というか、先ほどありました一人現場では、市民の苦情対応が大変でした。例えば「コンビニ収納はできませんか」と言われても、できないですよね、これは。たった310円の使用料を納めるのに、コンビニ手数料の方が高いから、それは役所は認めていませんよね。役所が払う分が使用料以上にかかるかもしれませんから、税金とかそういうのはコンビニ収納もいいけども、こういう低額の使用料もお客さんは面倒くさいから、「コンビニ収納はできないですか」というようなこともあるぐらいなんです。教育委員会の本庁舎内でも私がこれは残念だったのが、その頃ですから、まだ任用職員ではなくて嘱託職員ですからね、ある補助的事務をする嘱託職員が、市民から廊下で30分ぐらい苦情を延々と言われました。嘱託職員ですから、平謝りの対応しかできません。職員は課長会の報告会か何か分かりませんでしたけれども会議をしていたようで、その嘱託職員が対応せざるを得なかったんでしょう。この状況が、私は教育委員会の姿というふうに垣間見たところです。30分も臨時的立場の嘱託職員が廊下で頭を下げている姿を、誰一人職員が気が付かなかったかというのを言いたいんです。不思議でならないんですよ。たとえ会議中でも、職員がぱっと行って交代して対応すべきと私は思います。またそうあるべきと私は思います。市長の言う現場主義が立場の弱い職員は適用するが、正職員には適用されないのかと思ってしまいます。

そこで伺いますけれども、市長部局、総務課長でも結構ですが、今は会計年度任用職員という制度になっていますが、このような苦情にも責任を持って対応する責務があるんですか。よくある行政に対しての市民からの苦情とかその程度のことではないんですよ、こういう人たちにも制度、仕組みに関するような苦情にも対応する責務があるのですか。

○総務課長（北野 保君） お答えいたします。

各自治体における公務の運営につきましては、原則として任期の定めのない常勤職員を中心に行うべきと考えておりますので、事業の詳細の説明等につきましては、基本的には常勤職員が行

うものと理解をしております。

ただし、常勤職員が不在等の理由で対応ができない場合もございますので、その際には、常勤職員が後で対応できるように、会計年度任用職員に受付等をお願いしている状況はあるかと思えます。

○11番（西江園 明君）　そうですね。受け付けて、「はい、伝えておきます」とかその程度の対応しかできないですよ。それを誰も気が付かないというのが私は不思議だったんですよ。市長、教育長にもお聞きしたいんですけど、総務課長も含めて今言いましたような職員の姿勢というか対応についてどのように思われますか。

○市長（下平晴行君）　ただいま総務課長から話がありましたとおり、やはり職員がしっかりそのことを受け止めて、対応していかなければいけないというふうに思うところでございます。特に施設には1人で駐在して仕事をされる公民館主事、それから読書指導員の皆さんには、市民の声をダイレクトに聞くことも多分多いし、不安に思うこともたくさんあるかと思うところであります。担当職員はそのフォローをしっかりと行い、連携を強化していかなければならないと思っております。

もちろん現場主義というのは、やはり私はいくつもあるんです。現場に現地に出向いて、しっかりとその状況等を確認して対応する。あるいは事業者に対して、事業をしていらっしゃる方々が何を求めているのか、いわゆる一般財源ではなくて、国・県の補助事業等がないのかどうか等も含めて、やはりしっかりと担当者あるいは職員がそのことはしっかりと責任を負うべきだと考えております。

○教育長（福田裕生君）　ただいま議員の方から御指摘いただいたような状況が、過去においてあったということは大変残念に思いますとともに、申し訳なかったなというふうに思っているところでございます。

市民からのいろいろな申出であったりとか相談ごとについては、窓口としては臨時的な職員、会計年度任用職員等も対応できることはあるかと思えますけれども、業務の中身の詳細については、より専門的な知識と知見を持っている常勤の職員がしっかりと対応して、納得をしていただくということが本筋だと思っておりますので、今後におきましては決してそういうことがないように、また状況等に気付いた職員がすぐに対応できるような体制というのは、しっかりと構築をしてみたいと思っております。

○11番（西江園 明君）　今、市長も市民が何を求めているのかということを理解する職員、そして教育長も冒頭にも言われましたけれども、そういう現場の状況を把握したということで、私も今回一般質問するにあたり、私の思いというか私の考えはもちろんですけども、質問するにあたって今回も多くのこういう関係者の方にもお会いして直接話して、私も聞いたから言うというそんないい加減な質問はしておりません。全て裏付けという言葉がいいのかどうか分かりませんが、確認を取って質問をしております。

今ありましたけれども、今回も述べましたけれども、市民が喜ぶような改正とか変更だったら

評価されるでしょうけども、逆だったら現場の方は苦勞します。本庁舎にいる職員は分かりません。身分的に弱い立場の臨時的立場の現場の方が苦勞しているのが現状です。そういう現場のことばかり時間を割くわけにはいきませんが、次に使用料のことについても伺いますけれども、先ほど冒頭教育長からの答弁にもありましたように、条例の中で「使用料は前もって前納して、自己都合によるキャンセルは還付、返還はしない」というふうに定めてあります。これは、条例ですから志布志市独自の法律というふうに理解しますが、これに準じたような上位法というか根拠法というのはないですか。まずはそれを確認します。なければならないで結構です。

○教育長（福田裕生君） 上位法についてはございません。

○11番（西江園 明君） 条例ですから、志布志市の法律ということになりますけども、この先ほどありましたけれども、条例の第11条、使用料の不還付、還付しないという意味ですけれども、第11条に使用料の還付について、返還の定めがあります。今年、先般ですけど、4月に世界のイベントでありますオリンピックの聖火リレーが鹿児島県は志布志市からスタートであったと、我が町にとっては何よりも誇りに思う一大行事であったと思います。コロナ禍での国の事業ですから、非常に事前案内のとおり厳しかったですね。早朝から現場付近もすごく厳しい交通規制がかけられていました。ここからが本題ですけど、たまたま高齢者の皆さんによる同好会の講座を香月公民館に予約してありました。でも今言いましたように厳しい交通規制があり、聖火リレーコース付近にある公民館まで高齢者が運転していくことは厳しいと代表の方が判断されたんでしょう。この日の講座をキャンセルしました。条例上は自己都合です。自分の都合ですから、前もって納めた使用料は還付されません。このような国策であるオリンピックが理由でも条例上は還付されません。そこで公民館の主事さんは気を利かせたというか申し訳ないと思い、この4月分として前納した使用料を5月分に回してやろうかなと思い、教育委員会に相談したところ、担当の方は係長だったんでしょうか、「そうだね」というふうに言ってくれたんですが、その後決済の段階かどうか分かりませんが、駄目だとか怒られたとか、その後特別に結果としては認めてもらったようですけども、何か特別に用紙を出して認めてもらったということでした。

この条例の第11条に定めてある「使用者の責めに期さない理由の場合還付できる」という定めがあるんですが、オリンピックより志布志市の条例が上だと理解してよろしいですか。それをちょっと伺ってみます。主事が気を利かさなければ、このまま還付されないという状況だったんじゃないですか。オリンピックよりも志布志市の条例が上だと思うかどうかを私はそういうふうに理解してしまいますけれども、答弁をお願いします。

○教育長（福田裕生君） ありがとうございます。今、大変具体的なことについてお示しいたきました。オリンピックよりということにつきましては、全くそういうことはないと思っております。今のお話いただいたのは、使用者の責めに期さない場合に相当することですので、当然還付をさせていただかなければならないと思っております。ですので、いろんな状況において、利用を取り下げることになった方々につきましては、今後もしっかりと丁寧にその事由等をお聞きしました上で、適切な対応をとってまいりたいと思っております。

○11番（西江園 明君） 教育長のただいまの答弁を聞いて安心しました。これは主事が黙っていれば、そのままということですからね。その辺のところは十分周知をしていただきたいと思います。

ですから、先ほども言いましたように、以前はこのようなことはあり得なかったんですよ。当日に納付して、公民館主事さんが領収証を発行していました。主事が公金を取り扱うことはまかりならんという監査の意見をそのまま反映して、今の形になったわけですよ。

そこで伺いますけど、松山支所とか有明庁舎が支所になりましたけれども、支所にあった指定金融機関が廃止されましたが、現在は誰が収納事務を行っているのですか。

○会計管理者（和佐浩教君） お答えいたします。

松山支所におきましては、総務市民課において収納事務を行っております。有明支所におきましては、現在、指定金融機関の窓口がございますのでそちらで行っておりますが、6月いっぱいをもちまして閉鎖されることとなっております。7月以降につきましては、会計課において収納事務を行うこととしております。

○11番（西江園 明君） 結局、総務市民課、会計課ということは職員が扱うということですよ。先ほど教育長も、「市民と最も身近に接する公民館主事の業務は多岐にわたります」と、今まで述べてきましたけど、施設の利用の受付はもちろんのこと、我がまちには全国にも誇れるような生涯学習講座があります。この講座の受付も公民館で行っております。この講座は一人でも講座でも受けられますけれども、一講座2,000円の受講料を支払わなければなりません。これは公金ではないという考え方なんでしょう。公民館の使用料はたった310円ですかね、それは駄目。一方2,000円の講座の受講料はオーケー。これも公民館によって差はあるでしょうけども、100件から200件扱う公民館もあるようです。いくら金額になりますかね。そのほかにも主事さんが扱うのは、高齢者学級の会計処理とか。先ほど言いましたように、公民館の施設の使用料なんて、公民館主事が取り扱う金額からいけばほんの数%です。これが現場です。そして、この数%のために市民に不便をかけるような改正を行ったんです。教育長はこのような実情は御存じですか。たった310円。この金額は条例上のを見たんですけど、310円の手数料は取り扱えないけども、公金として捉えていないのかそれはちょっと分かりませんが、生涯学習講座の2,000円は扱っている実情というのは、教育長は御存じですか。

○教育長（福田裕生君） その現状については、承知をしているところでございます。公民館の使用料についてはたとえ少額であっても、やはり条例に沿った取扱いはしていくべきであろうというのが私の考えでございます。

一方、生涯学習講座につきましても、この扱いにつきましても、今後はしっかりともう一回検討していくべきであろうというふうに感じております。

○11番（西江園 明君） 今教育長が条例に沿って取り扱うという答弁がありましたけど、そして不思議なことに、使用料は前もって納めますよと。でも今こういう時期ですから、エアコンを利用すれば、当日に利用するかどうか申し込みの段階では天候とかいろいろあるから申し込んで

いません。キャンセルしても返ってこないから、全て大体当日精算という形で、当日に利用すれば、その使った時間分だけ追加料金を払わなければなりません。この分は、当日に現金でのやり取りです。同じ使用料なのに、片方は前もって納めなさいと条例に定めてあります。条例上は空調設備を利用した分も100分の200というふうに納めなければなりませんと書いてあります。でも、使うか使わないかは利用者が当日に決めるから、当日に使った後主事さんが聞いて「使いました」と言ったら「いくらです」というふうになっています。これは問題ないんですか。同じ条例上のやつが、片方は前納しなさいと条例に沿った手続きを今教育長が答弁されました。この空調設備を後から当日精算するというのは問題ないんですか。

○教育長（福田裕生君） 利用される方が当日の利用の延長であるとか、急きょ空調設備を利用する場合につきましては、追加の料金が発生し、その利用者の利便性に考慮するという立場に立って、現在のところはその場での現金での支払いを受け付けているところでございます。前もって払っていただいたものは、前納制をお願いしているんですけれども、当日に発生したのにつきましても、少し利用者の利便性に配慮するという観点から、当日での支払いにさせていただいております。

○11番（西江園 明君） そう言わざるを得ないですよ。でも、同じ公金ですよ。片方は主事さんが扱えないから前納してくださいとしていて、ここの追加の部分は当日、同じ公金、条例上に則る定めたものですよ。利便性という言葉を使えば配慮したというふうに言わざるを得ないでしょう、今の形はですね。私はこれがやっていることがばらばらで、一貫性、整合性が取れているのかという疑問でならないんです。

では、ここで総務課長でも結構ですけれども、今まで出ました会計年度任用職員は、地方自治法ではどのような身分になっているんですか。

○総務課長（北野 保君） 会計年度任用職員の身分でございまして、一般職の非常勤職員として位置付けられておまして、営利企業への従事等の制限を除き、地方公務員法の適用を受けることとなります。

○11番（西江園 明君） 結局、今ちょっとありましたけれども、副業規定はちょっと差はありますけれども、一般の職員と同じ身分ということですよ。原則同じ身分です。

では伺いますけど、公民館主事は、地方自治法で皆さんと同じ身分ということですよ。そして地方自治法、そして志布志市の財務規則にもありますように、出納員として委任することはできないんですか。先ほど会計管理者からありましたけれど、7月から有明支所も、既に松山支所も職員がそういう分任出納員とか委任出納員とかいうあれはありますけれども、そういうのを任命というのを受けて現金を取り扱っているというのが今の形です。同じ身分なのに会計年度任用職員には、そういう身分を委任するということはできないんですか。まず伺います。

○会計管理者（和佐浩教君） お答えいたします。

会計年度任用職員につきましても、出納員の委任は可能でございます。

○11番（西江園 明君） 可能なんですよ。可能なのにそれをやっていないんですよ。だから

こういう不都合なことをしているんですよ。今答弁がありましたように、一般の職員はできるから同じようにできるはずなんです。誰が監査を受けたのか疑いたくなる、不思議でならないんですよ。その定例監査のときに、多分そのことを指摘されたんでしょう。ですからそのときに「公民館主事も出納員に任命しています」とか「来年から任命します」とか言えば、済むことだったんですよ。それを全てそういう答弁をしていないから、是正を促すような意見が出てきているんですよ。できることをどうして私は気が付かなかったのか不思議でならないんですよ。ですから数年前、このように市民に不利益になるような、先ほども聞きましたけれども、改正する前にどんな議論があったのか不思議でならなかったですよ。教育委員会の中で議論があったときに、この方たちを出納員に任命という言葉がいいのか、それはちょっと分かりませんが、そういうふうな議論がなかったのか、本当に私は不思議でなりません。そして、教育委員会の所管する中には、指定管理者制度をとっている施設も多いですよ。そういう施設では従来のおり後納というか、当日精算という形がほとんどですよ。ですから公民館を利用するのは前納、指定管理者をとっているところは昔みたいな従来の当日払い、当日精算ですよ。私はやっていることがばらばらと思うんです。

ちなみに、隣の曾於市は後からの精算、当日の精算です。私も聞いてみました。どうしてもキャンセルがあったときなど、市民に不利益になるので後払い精算制度を取っているんです。市民のことを考えて、市民に不利益にならないように。曾於市にはできてどうして志布志市にはできないんですか。私はこの条例とかやり方を見ていると、上目線の行政としか思えません。非常に残念です。

市長に伺いますが、市長は昨日の小野議員の一般質問に対する答弁の中でも、市民目線の行政を引き続き担っていきたいという立候補の表明がございましたけれども、今のような市民目線に則った行政運営がされていると思いますか。これは市長の見解を伺います。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も当初は監査委員から指摘されて、その年度内になぜ対応するのかということは申し上げたところでありますが、その中で先ほどから教育長の方から答弁がありましたとおり、そういういわゆる現金の取扱い等の対応あるいは延長とかというものの議員が先ほどおっしゃいますように、そのことが主になって対応したということで、基本的にはおっしゃるように、市民目線で市民の立場でということで、私もこういうことで変えていく中であれば、例えばカードで利用するとか、何らかの形で市民の皆さんが使い勝手のいい取組はできないのか、そこは十分検討するよという話をしてきたところであります。

しかし、今おっしゃるように現実としてこういう対応をしたということでは、私はすごく責任を感じておりますので、もちろん市民の目線、市民の立場に立ったという基本的な市民が主役のまちづくりというのを進めておりますので、再度原点に戻って取組をしてまいりたいと考えております。

○11番（西江園 明君） 市長の答弁を大いに期待申し上げます。数年前までは当日払いだったわけですから、数年前に返せばいいことだけなんです。今、会計管理者からありましたように、

出納員に任命すれば済むことなんです。だからどうしてそういう発想がなかったのか、市長が原点に戻るといふ答弁がありましたので、期待を申し上げます。

では、次に移りますけれども、教育委員会の中には会計年度任用職員や臨時職員が今いるんですか、ちょっと分かりませんが、この弱い立場の方たちの人事異動についてであります。

人事権に関することですが、我々議会にはそれはありませんけれども、監視、聞くことはできますのでお聞きしますが、度々教育委員会においては先ほど言いましたこういう弱い立場の職員、公民館主事とか図書館にいる読書指導員の主事、学校助手など、冒頭に言いましたような会計年度任用職員や臨時職員の人事異動に疑問を感じる場合があります。人事権を持っている人が行っているのか、所管の課長が一つの権力と勘違いして行使しているのか分かりませんが、この方たちも毎年辞令交付がございまして、この辞令交付は教育長がやはり行っているというふうには、教育長名で行っていると思っておりますけど、確認ですけどどうなんですか。

○教育長（福田裕生君） 会計年度任用職員の辞令交付は、任命権者であります教育長が行っております。しかしながら、昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染症予防のために、全員を集めてということができませんでしたので、担当課長が出向いて行って、辞令を交付したところでございます。

○11番（西江園 明君） 市長部局の場合、そのようなことはないんですけど、こういう会計年度任用職員の方たちや嘱託職員についても、課長がその方に来年の働く意思確認程度の面接という聞き取りぐらいだったんですけど、どういうわけか教育委員会は、数年前というか突然毎年面接をするようになりました。皆さん大変ですよ、たった10分か15分のためにリクルートスーツを着て、学校助手なんか極端に言えばジャージが働く姿のような制服みたいな、学校助手なんかはそうですね、大変です。ですから面接はリクルートスーツを着て面接をして、終わったら慌てて車の中でジャージに着替えて帰る。こういう姿を教育委員会はすごく上目線というか、人事に対して毎年行って、最近では会計年度任用制度になったせいかな、ちょっと変わってきたように思いますが、何でこんなに人事にこだわるのか、人事権を持っている人がするんだしたら私は分かるんですけどね。

以前もある人が、自己申告書にも書き、面接でも「まだここ年数もないから、異動したくありません。どうしても私を異動させるのであれば、私は切ってください。私はやめます」というぐらいの強い意思表示を覚悟でお願いしたんですが、異動でした。本人はその後何にもなかったから、まさか異動になるというふうには思っていなかったらしくて、そういうこともありました。市内を全て見てバランスのとれた納得のいく人事異動だったら本人も諦めるでしょうけども、そんなに冷たい職員がいるというふうには、本人は涙していました。そして、ある公民館の図書館の職員に3月中旬頃、突然訪問して「あなたは今月いっぱいまでやめてください」という通告がありました。

総務課長にお聞きしますけれども、あとひと月もないのに退職させることができるんですか。

○総務課長（北野 保君） お答えいたします。

雇用主からの解雇につきましては、労働基準法により30日前までに予告をする必要があります、本市におきましても、法に抵触しないよう同様の取扱いとされているところでございます。

○11番（西江園 明君）　そうですね、できるはずがないですよね。これが事実なら、本当は給料を補償しなくてはなりません。そんな予算も組んでいないでしょう。また組めないでしょう。議会もそんなことは認めないでしょう。できるはずがないんですけれども、教育委員会ではできるんです。でも、働いている人は皆さん生活があるんです、生活設計があるんです。職員はそんなの関係ないでしょう。今年も教育長は2月から就任されましたけれども、4月に立場の弱い人たちの人事異動がありました。一応3月に、公民館主事を一堂に集めて説明会はあったようですが、そのときも開口一番、「原則全員異動です。そのつもりで準備してください」と言われたそうです。出席していた皆さんは、あ然として、中には市役所職員の冷酷な態度に、自分の不安に対して涙を流した人もいました。私も聞いてみました、不安だったと。職員は自分に関係ないから冷たいんですよ。先ほども言いました市長部局の方は職員の人事異動というのは、職員の配置転換等によって、それを補充するような形で人事異動があります、当たり前のことです。教育委員会のようなこのような人たちは全て一人です。一人現場です。市長部局の方は休んだりとか忙しかったりしたら、隣に誰かいます。手伝ってくれる人がいるんです。教育委員会所管の場合は一人です。先ほどもありました、皆さん地域や学校のために必死です。教育長は先般も言われましたけど、全ての公民館を訪問されたようですが、私は聞いたことがなかった、初めてじゃなかったかと思うんですけれども、教育長が訪問したとき、教育長の感謝の言葉があった文書が皆さんに配布されていました。教育長の感謝と思いが書かれた文書ですけれどもですね。これにも「公民館は、地域の場、地域を集う、学ぶ、結ぶ」というふうにあります。そして、「皆さんはスペシャリストです」とあります。「市役所は市民の役に立つところですから、その一翼を担っているという職責感を持って仕事をしてください」と書いてあります。私もそのとおりだと思います。でも、あなたの部下が行っていることは適正とお考えですか。今後も今のような形を継続するつもりか伺います。

○教育長（福田裕生君）　今、職員の配置のことについてのお尋ねだったというふうに理解をしているところでございます。

一つの部署に、ある一定期間働いていただくということは、非常にまた大事なことであろうかと思っております。その部署での様々な状況をしっかりとつかみ、そして市民のために力を発揮していただくという点においては、有り難いことだし、そのような資質アップのためにも意味があることだろうと思っております。

しかし一方で、あまりに長い期間同じ部署で仕事をさせていただくことによって、仕事への慣れということが負の状況につながりかねないといったようなことも時として起こり得るということも、我々は視野に入れておくべきであろうというふうに考えております。

職場の活性化を図り、そして違う部署への配置もある一定期間の後に行うことによって、新たな気持ちで業務に従事していただいたり、その土地で、その部署で、新たな出会いを得ていただ

いて、仕事への喜びや発見も持っていただくということが、いわゆる高い資質を身に付けていただいた上で、志布志市民のために専門性を発揮し、力を発揮していただくことになると考えております。

今後につきましても、ある一定期間その部署で勤めていただいた後には、別の部署への配置ということも考えておくべきであろうと私は思っております。

○11番（西江園 明君） 教育長も職員に聞きながら、そういう答弁を作られたと思います。でも皆さん、職員はですね、本当に多くの部署を経験していただかないと、上の方になったときとか市民に対してのあれは出てくるとは思いますけど、一人現場の方が部署が変わってもやっていることは同じなんです。それを一定期間とかいう表現が私はちょっと理解できないんですけど、それはお聞きしませんけど、果たしてその一定期間が3年なのか5年なのか、10年なのか分かりませんが、今回、このような私もちょっとこういう意地悪な質問はしたくなかったんですよ。でも前もこういうことがあって、今回も公民館には公民館主事という表現しますけれども、公民館主事と図書館の主事がありますよね。こういう人たちを同時に異動させるのかとかいうような、一部の職員の中での話し合いでそういう意見が出て、公民館主事も図書館主事も、「一緒に動かさん方がよかね」とかいう意見も出て「いや、そんな関係ないんだが」と。そのくらいの軽いつもりで人事権を持っていない人が行っている。こんないい加減な形で人事をされると、現場の方はかわいそうですよ。市長や教育長が言っているのと全然違うんですよ。だから、私は今回、本当は以前も言いたかったけど、ちょっと触れないかなと思ったけど、また似たようなことをしていると思ったから、あえて今回教育長が交代しましたので、事実を理解していただいて、これが継続されるのかどうかをお聞きしたかったんです。

そして、今教育長も数年経ったら異動というのも活性化ということで答弁がありましたけれども、こういう現場の方たちの苦労というのも大変です。ある学校助手の方は、学校助手さんというのは、学校の苗を種から植えますよね。そして花を育てます。慣れていない方がいたのかどうか、途中で病気が入ったのか、花が咲く時期に間に合わなくなって、その方は全て苗を1万円以上自分で買って弁償したというようなこともありました。そういう現場も責任を持って仕事をしているんですよ、現場の方たちは。職員の皆さんそんなことないでしょう。そして今回の異動でも、今教育長が年数が経ったとかおっしゃいましたけれども、図書の読書指導員か図書の主事と私はここで言わせていただきますけれども、1年間で動かしたりしていますよね。ですから、現場の方たちは「根拠が理解できない」と言っているんですよ。そして今年度から、図書の主事を3か月ごとに巡回させる業務形態をとることになったようですが、現場が分かっているのかと疑問を私は感じました。皆さん、先ほども教育長がスペシャリストというふうに言いますけれども、いかに利用者に喜んでもらえるとか、図書室のレイアウトを考えたり、今言いましたように教育長の言うスペシャリストとしてのプライドを持って仕事をされています。子どもに対しての読み聞かせ会とかいろいろ行事がありますけれども、数か月前からお手伝いをもらうボランティアの方たちと打合せをしながら、準備に相当な時間を要することもあります。そういう現場を知っ

ていれば、どうして3か月交代なんて発想が出てくるのか、私は不思議でならなかったのですが、私も聞いてみました。「現場はこれで回るんですか」と言ったら、「とてもじゃないが回りません。でも上の言うことですから仕方がないです」ということでした。これが現場です。弱い立場の方たちですから、意見は言えません。到底現場の声を反映した変更とは思えません。

教育長はこういう形態を御存じでしたか。この取組については早々に相談した経緯がありましたが、その後聞いておりませんので、この3か月交代、現場は不満たらたら形態を予定どおり実施されるのか伺います。

○教育長（福田裕生君） 私もちちらに就任させていただいて、このことを知らされたところでございます。図書館本館と松山・有明分館の勤務体制の違いによる不均衡の解消だとか、連携強化のための交代制の実施を考えていたということでもございました。

しかし一方で、職員の意向だとか職員のキャリア、仕事への習熟の程度等、いろいろ勘案する中でしっかりとミーティングを含めて、思いを集約する必要があるだろうということもありまして、現在のところは、そのことについては行っていないところでございます。

○11番（西江園 明君） 現在は行っていないけど、今後は行うんですか。今年はまだやめる、この方式は原点に戻ってやめるということですか。ただ、今は一時的にやめたということですか。

○教育長（福田裕生君） 現時点においてはやめましたけれども、一方で職員の方から違う部署でやることへの効果といいますか、そういった声もあるやに聞いておりますので、ここは実際に仕事をしているその職員の意向をしっかりと反映させた上で、対応を考えていくことが重要であろうかと思っております。

○11番（西江園 明君） 先ほど教育長が答弁されました一定期間働いてうんぬんという、そういう活性化を図るんだと。でも現場は1年間で動かしたりしているわけで、これは教育長が来てからのことですから、今年の4月にあったということですね。ですから、そこまで人事管理の細かいところまでは、教育長はもちろん分からなかったでしょうから、本当はまだまだお聞きしたいんですけども、一人の現場ですから、いろいろ現場ならではの苦労もあります。職員の皆さんは「昼になったラーメンでも食いにいって」でも一人現場のところは、とてもそういうのはできないですよ。ですから、こういう現場ならではの苦労というものもあります。

この件については最後です。市長に伺いたいと思っておりますけど、冒頭にもちょっと触れましたけれど、市長は先ほどの繰り返しになりますけども、「現場の声が反映される行政に取り組む」とかねてからおっしゃっていますけれども、今までの教育委員会のやり取りを聞いて、市長の言う現場の声が反映されているというふうに思われましたか。

○市長（下平晴行君） 今話を聞きますと、例えば3か月とかということは基本的にはちょっとおかしいのかなと。私はやはり1年更新ということで考えますと、事前に勤務状況はこうなるんだということをやはり提示して、採用すべきではないのかなというような、今話を聞きながら思ったところであります。

これは、今おっしゃるように市民に直接関わる業務をされておられますので、そこ辺も含めて

しっかりしたその採用の在り方あるいは勤務体制の在り方にしていかなければいけないんじゃないかというふうに思ったところでございます。

○教育長（福田裕生君） 一人で勤務をされていらっしゃる方々の思いというのは、本当に時によってはつらい状況もありますし、相談相手も近くにおられないというのがあるというのは重々承知しているところございまして、今回6月の初めに各公民館を回らせていただいたのは、そういった方々の思いをしっかりとくみ取ろうという思いで実施させていただいたところでした。

それぞれの学校におきましても、また一人職の方がおられますので、こちらについても私自身が出向くこともありましようし、担当課が出向いて直接いろいろ話を伺う中で、寄り添えるような形をとっていきたいと思っています。ひいてはそのことが市民のためになっていくわけですので、議員から御指摘のあったことは、これからも大事にしながら私は努めていきたいと感じているところです。

○11番（西江園 明君） 教育長が言うスペシャリストを育てるのであれば、それは一朝一夕に育ちません。やはりそれだけの期間もかかると思います。このことについては終わります。ちょっと聞きにくい質問だったかもしれませんが、次に移ります。

以前にもこのことについては一般質問したことがございましたけれども、学校のトイレの洋式化の進捗状況について伺います。小学校、中学校別に分かっていたら、その整備率と伺いますか、割合をお願いします

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

市内の小・中学校におけるトイレの洋式化率につきましては、全体では50%以上を洋式化することを目標として取り組んでまいりましたが、令和2年度末時点において42%となっております。平成27年度末時点の26.5%と比較いたしまして、5年間で15.5ポイント上昇したところです。

最新のデータによりますと、令和2年9月に出された全国平均では57%、県の平均が42.6%であり、ほぼ県と同じ水準に達しつつあるといった状況でございます。

○11番（西江園 明君） これは小・中学校合わせた平均ですよ、今の整備率42%というのは、そういうことですね、はい、分かりました。今の子どもたち、皆さんの年代もそうかも分かりませんが、生まれたときからほとんど洋式だったと思うんですよ。ですから、私も子どもたちに聞いてみたことがありました。「短い休憩時間に洋式のトイレが空いていないときにはどうするんだ」と聞いてみたら、「次の休み時間まで我慢する」というふうに答えた子どもがいました。そして、「でもぎりぎりまで待ってる」「授業に間に合わないこともある」という子もいました。こういう状況で、整備されていないことによって授業に集中できるのかなど。先ほども言いました今の子どもたちは家庭はもちろん、幼稚園、保育園などでもトイレは洋式です。なぜ小学校に入ると、急に和式が出てくるのか理解できません。これが日本の文化だったのか分かりませんが、今教育長から答弁がありました今後の早急な整備を期待しますが、今後の計画をお示しください。できるだけ詳しく分かりましたら、期待が持てるような答弁をお願いします。

○教育長（福田裕生君） 現在、市内21校全てのトイレの洋式化率を把握しておりますので、今

後は一つの洋便器の使用人数の割合を各学校算出いたしまして、一つの洋式便器の使用の人数の高い学校から年次的に計画的に洋式化を進めてまいりたいと考えております。

現在、把握している中で、それぞれの学校における一つの洋便器を何人の児童・生徒で使用しているかの割合でございますが、その割合率が高いのが香月小学校、安楽小学校でございますので、洋式改修工事を予定しているところでございます。今申し上げたのは、令和3年度の改修予定でございます。

そのほかにも老朽化した和便器の取り換え等も出てまいりますので、そういった場合は洋式便器に取り換える修繕等の実施をしていく予定にしております。

なお一方で、高学年等になると洋式よりも和式を選ぶ子どもがいるというのも実はありまして、完全に和式を撤去するという状況がつかれないというのも、学校の実情としてあります。

○11番（西江園 明君） そういう和式がいいという子どもがいるんでしょう。でも、例えば志布志市の体育館なんかは、大学生がキャンプとか夏休みに来ますよね。それとあそこは、最近ちょっと見ていないんですけど洋式が無い頃は、大学生もそういう経験がないものだから、どこに座っていいのかというのが分からなくて、全て汚したという例もあって、苦情を聞いたことがありました。ですからやはりそういう時代に則した整備を期待申し上げます。

本日は、市民目線の行政を行っているのかという観点から質問してまいりました。先ほど市長から原点に返ってというような答弁もありましたので、納付書による納付方法が、今の形が市民目線に沿ったことなのかどうかも含めて、ここではするかしないかという議論をしなければいけないでしょうから、答弁は求めませんけれども、ちょっと一般質問にはそぐわない形だったかもしれませんが、教育長が交代されましたので、「行政は継続なり」とよく言いますが、極端に変更されると市民は不安になります。教育長が今後もどのような行政を継続して行うのかをただしたところです。学校では平等を教えています。一人現場の弱い立場の方々の声が反映される平等な業務が今後行われることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 私は、新型コロナウイルスに感染しているかも分からないということで、私の飛沫を飛ばしたらいけないということで、マスクをしたまま質問させていただきます。執行部の皆さんもほとんどマスクをしたままですので、よく聞き取れていますので大丈夫かなと思っています。聞き取りにくいということがありましたら、指摘していただきましたらまた外したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、市民の皆様から寄せられた様々な御意見や御要望に基づいて、身近な課題について質問をしてまいります。

はじめに野良猫対策についてであります。野良猫に対する苦情が大変多いと聞きますが、本市ではどのような内容の苦情がどのくらいあるのか、まずお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

野良猫に関する相談や苦情の内容につきましては、野良猫のふん尿や餌やりに関することが主な内容となっております。相談や苦情があった場合、現場の確認や関係者への面談を行っているところでございます。餌やりについては、餌をやる行為が飼い主であるという客観的な既成事実となり、飼い主としての責任が発生してくるなどを伝え指導したり、猫の適正飼育について啓発を行ったりしているところでございます。

また、野良猫の侵入が減る高周波音を利用した装置等の貸し出しも行っているところでございます。

件数でございますが、令和元年度8件、令和2年度16件となっております。令和元年度の内容でございますけど、餌やり3件、ふん尿3件、引き取り2件。令和2年度が餌やり6件とふん尿7件、侵入2件、捨て猫1件。令和3年度が餌やり1件とふん尿2件という状況でございます。

○17番（岩根賢二君） まず、どのような苦情がどのくらいあるのかというところまでお聞きしたんですけども、その後の対策までお答えいただきました。私は2回目に、「では、それらの苦情にはどのように対応しているのかお尋ねいたします」ということで、言うつもりだったんですけど、そういうことで大体お聞きしましたけれども、それでは、これまで猫などの小動物に関する問題は、御近所トラブルとか飼い主のマナーの問題と捉えられていましたが、現在では社会問題として捉えられています。国も昨年6月に動物愛護管理法を改正し、対策強化を促しております。その内容をどのように把握しておられるのかお尋ねいたします。

○市民環境課長（留中政文君） 国の方で動物愛護及び管理に関する法律の改正ということで、2019年ではございましたが、幼齢の犬猫の販売等の制限とか、マイクロチップ装着の義務付けというようなことの改正がなされたようでございます。

○17番（岩根賢二君） 今、不妊・去勢手術はおっしゃいましたか。改正の内容がどういうことだということで把握しておられるか、もう一回お聞かせください。

○議長（東 宏二君） 出ますか。

○17番（岩根賢二君） 一般質問の通告をして、尋問ではないですけど聞き取りはありました。私は90%は、「こういうことを質問しますからね」ということで伝えておりますので、明快な答えが返ってくると思っておりましたけれども、ちょっと時間がもったいないので、その改正点の主なものをちょっと申し上げたいと思います。よろしいですか。

第37条に、犬や猫の所有者は、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために不妊・去勢手術の措置を講ずるよう義務付けられました。また第39条の2では、ブリーダーやペットショップなどに限り、犬や猫にマイクロチップを装着することが義務化されましたが、一般の方には、それは義務化ではないですが努力の必要があるということで改正がされております。

また、この中には国そして地方自治体の責務というのも制定されているわけですね。その点を認識しておられないんだったら、やはりこの問題に関する対策が十分練られていないのではないかとということで、大変危惧されるわけです。市長はどのようにお感じになりますか。

○市長（下平晴行君） 私はその中で不妊・去勢ということについては、しっかりと確認をしておりました。ただ、ペットショップ等でのマイクロチップ装置の装着については、市民にとってはそれは義務はないということでありましたので、その確認は今したところであります。

○17番（岩根賢二君） 私は皆さんがその内容を把握していて、答えが返ってきて、それに対してまたお尋ねしようと思っていたんですけども、内容を把握していないんだったら、この改正内容については、市民にはまったく知らされていないということで捉えていいですか。

○市民環境課長（留中政文君） 市民に対しては、動物の適正飼育とかそういったことを広報とかを通じまして、むやみに捨てたらいけないとか、動物は適正に飼育しなさいということは、毎年市報、散らし等を通じまして、皆さんに周知をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今、おっしゃいましたように、チラシ等を配布して市民の方には啓発をしているということだろうと思います。この改正法の中でも、「国及び地方公共団体は動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨に則り、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動を通じて、普及啓発を図るよう努めなければならない」ということでされております。

そこで、私は今課長が申されましたようなチラシあるいは広報ということは存じておりますけれども、今のままの配布回数だとかあるいは広報の回数等については、それで十分だとお考えでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 今の議員お尋ねのそれで十分かということですが、動物愛護月間の2月にも、猫の飼育とか時期を見て広報等は行っておりますけれども、また苦情等があった場合は、その都度市民の皆様には行政告知放送等を通じましてお知らせ、お願いをしているところでございますが、十分かというふうなところでいくと、やはりそういったそれをたまたまそういう知る機会がなかった方もいらっしゃるの、不十分ではなかったかなというふうには考えております。

○17番（岩根賢二君） チラシなんかを配布あるいは広報紙にも毎年9月には動物愛護週間ということで載っていますね。それでは、私は足りないんじゃないかなと思っているわけです。例えば「おじゃったもんせクリーン大作戦」というのがありますけれども、あれは各自治会ごとに取り組む行事ですけれども、ああいう形でこういう猫問題に関しましては、地域の関わりが大変大事だと思いますので、自治会単位で何か猫対策をしてもらえないかというふうな呼び掛けも必要なのではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは地域猫というようなこともありますので、そういう猫によつての迷惑をされている、猫を好きな方はそんな感じないわけにありますので、先ほど法的な改正によつてどう考えるのかとおっしゃいましたとおり、これは鹿児島市と鹿児島県がその一部の補助をしておりますので、そのこちらの提供の仕方ですね、そこを十分いわゆる団体等がおられるわけですけれども、そこ辺も含めて行政がどういう形で支援できるのか、そこを取組をしてまいりたいというふう考えております。

○17番（岩根賢二君） 今のお答えは、この不妊・去勢手術への措置ということだと思っておりますが、それはまた後でお聞きしますので、後でまたお答えしてください。

この動物愛護管理法の改正の第9条の中に「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、その他の必要な措置を講ずることができる」というふうになっておりますが、そのような考えはないものかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃった第9条については、しっかりとその状況を確認等しながら取組をしてみたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 条例について、県内で鹿児島市で条例を定めているということは御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい。承知しております。

○17番（岩根賢二君） 条例を制定することによって、市民への意識付けというのがされると思っておりますので検討方をお願いしたいと思います。

それでは、先ほど市長が一部をお答えになりましたけれども、不妊・去勢手術への助成のことについてお尋ねをいたします。野良猫トラブルを減らすためには、猫の数を減らすことも対策の一つですが、だからといって野良猫を殺処分すればいいというものでもありません。猫は、猫なのにねずみ算式に子どもが増えるということで聞いております。例えば、1匹の猫が1年間で20匹になる、2年後には80匹になる、3年後には160匹ではないですよ、2,000匹になる。そういうふうな増える可能性があるということでデータが出ております。ですから、増える子猫をみだりに産ませないようにすることも、対策の一つであります。

先ほども申し上げましたが、動物愛護管理法が昨年改正されて、第37条で繁殖防止のための不妊・去勢手術が義務付けられました。この経費について補助をする考えはないか、再度お答えをお願いします。

○市長（下平晴行君） これも先ほど言いましたように、今おっしゃった1匹が1年で20匹になり、2年で80匹というように増えていくわけでありまして。その管理をどうやってしていけばいいか、その管理の団体等にその支援ができれば、そういう不妊・去勢の補助の在り方を鹿児島市なり県が対応しておりますので、その現在やっている状況を確認しながら、市ができることはどういう支援策がどの範囲内で行えるのか、そこを調査・研究してみたいと思っております。

○17番（岩根賢二君） それでしたら、今市長が答弁されたことは、そういう他市の状況を見ながら検討していきたいということだろうと思っておりますが、例えば鹿児島市で助成されていますよね。そのことについてはもちろん調べられたと思うんですが、どういう数字だったのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 鹿児島市では雄5,000円、雌1万円助成で、総額で400万円の補助金の実績となっているようでありまして。鹿児島県が令和3年度予算が50万円、手術経費の2分の1以内、1団体上限8万円、それから飼養管理経費として、1団体上限3万円というような支援をしてい

ることをございます。

○17番（岩根賢二君） 再度確認しますが、鹿児島市はいくら出されて、総額いくら年間で使っておられますか。

○市長（下平晴行君） 雄5,000円、雌1万円助成で、総額で400万円の補助金の実績となっているようをございます。

○17番（岩根賢二君） 鹿児島市で予算が年間400万円ですね。予算に達したらその後はまた次年度ということみたいですが、それでは鹿児島市の人口は何万人ですか。

○市長（下平晴行君） 60万人弱だというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） 人口割でこの猫の手術があるということには限らないと思うんですけども、鹿児島市が人口60万人、志布志市は今人口約3万人ですよ。20分の1です。予算額でしたら400万円の20分の1はいくらでしょうか。

○市長（下平晴行君） 20万円ということになるんじゃないかと思います。

○17番（岩根賢二君） 人口比で算出すればそれくらいで済むんじゃないかなということ、予想して申し上げているわけですが、それぐらいの金額を市の方で補助をしていただけないかなというこの質問であるわけですが、この数字だけ聞いて市長はどう思われますか。

○市長（下平晴行君） そういう野良猫によっていろんな迷惑行為等もあるというふうにお聞きしておりますので、この額で対応できるのであればそこの支援の仕方なんです、そこは今「します」とかは言えませんが、できるだけそういう方向にはもっていきたいというふうには思います。

○17番（岩根賢二君） できる方向でという前向きな答えをいただきましたので、あまり追及はしたくないんですけども、例えばこの件に関しましては、前の市長のときに、同じような質問をされた議員がおられまして、そのときには全く考えていないということでしたけれども、今の下平市長の答弁では、前向きに考えてみようということみたいですので、ぜひそっちの方向に行くようお願いをしたいと思います。

ちょっと参考までにお聞きしますが、私が質問通告をしてから、例えば市内の獣医師の皆さんとかあるいは県だとか、そちらの方に何か問い合わせをしたとかということはないでしょうか。

○市長（下平晴行君） それはしませんけれども、いわゆる避妊については2万円、去勢については1万円かかるということで、猫をすごくかわいがっている関係の方々から確認をしたということをございます。

○17番（岩根賢二君） 私の考えますところ、前向きに検討されるということですので、その費用をどこから捻出したらいかなるところまで考えていたんですが、市のホームページにふるさと納税の使い道の一つとして、観光及び生活環境に関する事業というのがあります。広い意味で住環境の改善につながると思いますので、このふるさと納税を活用してもよいのではないかなと考えたわけですが、市長いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 支出についてはいろんな方向から考えて、取組をしてまいりたいと思

ます。

○17番（岩根賢二君） 市のホームページを見ますと、市長のふるさと納税に関するコメントの中に、特に市長が認めた事業というのがあって、市長のコメントが「やりたいこと、やらなければならないことがまだまだたくさんあります。どうぞ私市長にお任せください」とありますので、ぜひ検討方よろしく願いいたします。

それとこの猫の問題に関しまして、もう一点。先ほど申し上げましたように、猫はねずみ算式に増えるということで、無秩序な繁殖によって産まれた子猫をむやみに殺処分することはできません。また、そのような行き場のない猫と地域住民の共生を目指す観点から、里親探しの会を開催するための場所を単発的に提供する考えはないものかお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） 地域猫活動を行っていくには、地域住民、ボランティア団体、行政が共同して行うことが重要であるというふうに思いますので、飼い主のいない猫を減らしていくためには、おっしゃいました里親探しの会などの開催をするための場所についても、ボランティア団体等と協議をしながら、検討していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そのことに関しましては、今、端的にボランティア団体の方と相談をしながらということですので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは、次の項目に入りたいと思います。行政運営の在り方について、市長は、「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」という四つの行政経営指針を掲げ、「市民目線で市民が主役のまちづくり」を政治理念として行政運営に取り組んでおられます。このうち、「顧客満足度志向」については、市役所は市内最大の行政サービス企業の拠点であるという考え方の下に、顧客である市民のニーズにしっかり応えていくことだと理解をしております。それでは、市民の皆様が主役になっているか。行政が市民の皆様のニーズにしっかりと答えているかという観点に立って、三つの項目について質問をいたします。

1点目として、行政事務連絡員制度についてであります。議員の皆さんの中にも、現在自薦・他薦は別として、自治会長としてまた行政事務連絡員として活躍しておられる方もあるかと思えます。私自身も実は来年度その大役が回ってくるということもありまして、この行政事務連絡員の在り方について、確認の意味も含めまして質問をしてみたいと思います。

現在この行政事務連絡員については、自治会長との違いが分かりにくいという指摘があります。行政事務連絡員の手引きというのを見ますと、その違いが詳しく説明してあります。「自治会長は、民間組織である自治会の代表者で、自治会の様々な行事や活動の中心となる方である」また、「行政事務連絡員は、一言で言えば自治会と市役所の連絡係であり、行政から送られてくる公文書や広報紙などを自治会員に配布するのが主な仕事だ」と説明がしてあります。ここまでは理解ができるとして、問題はその後であります。「行政事務連絡員は、自治会の推薦に基づき、市長が委嘱する」とあります。更に、「現状としては、自治会長が行政事務連絡員を兼ねている自治会がほとんどである」との説明があります。

ここでお聞きしますけれども、実際に現在自治会長さんと行政事務連絡員が別の自治会というのは何か所ぐらいあるんですか。

○市長（下平晴行君） 今のところは自治会と同じ、兼務というのはないということで381人ということでございます。

○17番（岩根賢二君） 行政事務連絡員という人が別に設定されているというのは1か所もないということですね。

そこで、この手引きの後にこう書いてあります。「市から行政事務連絡員へ報酬は支払わない」。市長が委嘱していながらですよ、市から行政事務連絡員の報酬は支払わないと。そして更に、「自治会の予算から報酬を支払っている自治会もあるようです」と、こういうふうな説明になっています。私はここら辺が非常に納得がいかないというか、市長が委嘱しておきながら報酬は支払わない、しかもその上「自治会の予算から支払っている例もあります」などと、言葉は不適切かも知れませんが、極めて無責任な言い方ではないかなと私は個人的には思っております。

このような行政事務連絡員の制度を見直す考えはないものかお尋ねをいたします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、行政事務連絡員には報酬は支払っていないということでありまして。それは、自治会運営費助成金というものを交付しておりますので、それぞれの自治会で活動方針や実情に応じて行政事務連絡員の配分をしていただくということでの対応をしている。あくまでも先ほど言いましたように、行政事務連絡員は、いわゆる回覧板の配布とかそういうのをしていただくということでの対応でございますので、早急にこれを一緒にということ、今自治会長と行政事務連絡員という名称を出しておりますが、今のところはそういう流れの中で取組をしていきたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 例えば、自治会で行政事務連絡員を誰か別な人をお願いしようかということになって、行政事務連絡員が別に設定された場合はどうなんですか。それでも支払う必要はないということなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、自治会の中で報酬を支払いしていただくというような取組をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） それでしたら、行政事務連絡員を設置するという意味はどこにあるんですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、回覧を回していただいたり、市との文書のやり取り等々の業務をしていただいているということでございます。

○17番（岩根賢二君） 今ほとんどというか全部の自治会が、行政事務連絡員は自治会長が務めておられるということであれば、そしてその文書の配布も自治会長さんがしているという認識はもう市内には広がっているというか、みんな認識されているわけですね。そういう中で、わざわざ行政事務連絡員というものを設定をする必要があるのかなと、自治会長さんにはそういう役目がありますよということであれば、それでもう済むんじゃないかなと思うわけですが、そこら辺の理解をちょっとしやすいように説明してみてください。

○総務課長（北野 保君） お答え申し上げます。

まず自治会長さんにつきましては、任意団体である自治会の長であるということで、行政事務連絡員につきましては、自治会の推薦に基づきまして、市が委嘱するものでございます。活動についてはボランティアでお願いをしているところでございます。

先ほど今年度の自治会長と行政事務連絡員につきましては、全て一緒だということで御回答申し上げましたけれども、令和2年度では、1自治会が自治会長とは違う方を推薦をされているところでございます。したがって、市としましては選択できるというところでお願いをしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） それでは、ちなみにその1自治会は、行政事務連絡員の方には何か別途報酬を支払っているというこの確認はされているんですか。

○総務課長（北野 保君） 市からは、この自治会にはお支払いはしておりませんが、自治会内でどのような取扱いになっているかについては、確認をしていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの答弁の中に、いろいろ自治会に対して補助金を出しているから、その中から支払っていただくということだったですから、別なそういう方を指名しているのであれば、そこら辺の確認はやはりするべきではないかなと思うのですが、それはどうですか。委嘱をボランティアにお願いするというのは、いかがなものかなと思いますが。

○総務課長（北野 保君） 文書の配布の仕方につきましては、それぞれの自治会で異なるところがございます。班があるところにつきましては班長さん方をお願いするとか、そういった形態が違いますので、またその自治会については調査をしていきたいと思っております。

あとボランティアですので、もしケガ等をされた場合については、市の方でかけているボランティア保険の対象になりますので、もしこれが報酬を市の方から支払いをいたしますと、ボランティア保険の適用ができないというような事情もございますので、このような形になっているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今のボランティア保険のことに关しましては、それの方がまた妥当かなと思っておりますけれども、例えば、私がこの通告をした後に、ほかの自治体ではどうなっているのかというようなことで、問い合わせか確認をしたことはないですか。

○総務課長（北野 保君） 近隣の市町の方を調査をさせていただいております。曾於市及び大崎町の方にも行政事務連絡員に相当する制度があるということで、そちらにつきましても、報酬は支払われていないということで確認いたしております。

○17番（岩根賢二君） 私も調べてみたんですけども、報酬を支払っている自治体もあるわけですね。ちゃんと予算化してですね。そこは自治会長さんと行政事務連絡員が重なっているというところでも支払っている例がありました。それは今までの流れというか、行政事務連絡員が委嘱した職員であるみたいな感覚の下に支払われていたというふうな例でございました。ところが、以前は払っていたけれども、令和2年度にその地方公務員法が改正されて、これまで委嘱し

ていたが改正に伴って委託契約になったというところもありました。そこは、委託料を別途ちゃんと支払っているというふうな例もありました。そして行政事務連絡員を委嘱して、その委嘱した自治体に対して交付金を払っている、本市と似たような形かなとは思いますが、いろんな例がありましたので、今の時点では、行政事務連絡員がほとんどもう自治会長さんと同一であるということで、特に支払いはされていないということですが、そこら辺も含めまして、この行政事務連絡員制度そのものが、私は本当に必要なのかなということも考えていますので、そこら辺をまた検討していただく必要があるのではないかなと思いますが、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） そういう他市町の確認もして、行政事務連絡員の役割というのをしっかり定めてありますので、それが必要でないのかあるのかということを含めて、他市町も調査してみたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。

○

午前11時58分 休憩

午後1時03分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○17番（岩根賢二君） それでは、午前中に引き続き、行政事務連絡員のことについて、あと二、三、質問したいと思います。

まず最初に聞いておけば良かったんですけども、この行政事務連絡員というのは、設置してある自治体とそうでない自治体もあるということで、何か上位法というのがあるのでしょうか。私が調べた限りではちょっと見つからなかったんですけど。

○総務課長（北野 保君） 設置に関する上位法はないというふうに認識しております。

○17番（岩根賢二君） 上位法はないということであれば、それぞれの自治体に任せてあるということだろうと思いますので、先ほども答弁がありましたけれども、検討を加えていただきたいということでございます。

それと、行政事務連絡員と自治会長さんの役目は分かっているんですけども、同じ人がしているということで分かりにくいという点で、行政事務連絡員の手引きの10ページに担当課の説明がしてあるところがあります。これによりますと、「自治会送便及び自治会加入（脱退）については総務課、自治会の運営に関することについては企画政策課が担当しています」ということであるわけですが、これは我々議員であつてもなかなか分かりづらい点があると思うんですが、一般の市民の方にはなかなか分かりづらいのではないかなと思っておりますが、このことは、例えば行政事務連絡員というこの制度を無くすというか、そういうことになれば何か統一できるような気がするんですけども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、他自治体等を参考にしながら、急には変えられませんが、今年度しっかりとそこら辺の確認をしながら対応してまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） それでは、分かりにくいというか、そういう例といいますか、例えば今、防犯灯の設置で「LEDに切り替えてください」ということで、今朝も行政告知放送がありましたけれども、今年度の補助金についてはもう予算額に達しましたから、次年度にお願いしますというようなお知らせだったんですが、これの防犯灯の設置事業についての申請は、誰が行うということになっているんですか。

○総務課長（北野 保君） まずLEDの申請につきましては、予算が無くなりましたというお知らせでございますけれども、これにつきましては、新設の予算が無くなったということで、LEDの更新の予算につきましては、まだございますので御活用いただければと思います。

あと申請につきましては、各自治会長さんの方でしていただいているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私の聞き違いだと思います。今総務課長が言われたとおりだということで、申し訳ありません。

今この防犯灯設置事業については、自治会長さんがするということだったんですが、ホームページを見ますと防犯灯設置事業申請の流れというのがありまして、これによりますと、補助金申請には行政事務連絡員と書いてあるんですね、括弧して。これについては、どのようなことでこういうことになっているのかお尋ねします。

○総務課長（北野 保君） 私の方としては、自治会長の方で提出をされている例が多いということで認識をしておりましたけれども、また行政事務連絡員としても括弧として記入がしてあるということであれば、確認をさせていただければと思います。

○17番（岩根賢二君） これはぜひ確認をして、そうでなければ行政事務連絡員ということについては削除をしていただくか何かしないと、こういうことで非常に分かりにくいんですよ。混同しますので、ぜひそこら辺はチェックをお願いしたいと思います。

それともう一点、自治会の使送便では、発送とか回収ができない文書があるということで説明があります。それは郵便法に基づいてということだろうと思うんですが、これの中には、自治会使送便では発送できない文書の一例として、いろいろ列挙してあるんですねけれども、これは個人情報に関することだからだということで私は理解するんですねけれども、市から補助金等が出ますよね、補助金等が決定して、補助金を振り込みましたよという通知が自治会の使送便ではなくて、料金後納、別納で送ってくるというふうな指摘が、ある自治会長さんからありまして、「これは、使送便で送ってもいいんじゃないけ」と「郵便代の無駄遣いじゃないの」という指摘を受けました。端的にそのことについてどうお考えですか。

○総務課長（北野 保君） 個人宛てに配られるものにつきましては、信書便法に該当する文書になりますので、自治会使送では送付できないということになりますので、自治会長宛ての文書であっても、信書ということで各個人宛てに郵便で送られるという流れになっております。

○17番（岩根賢二君） その場合は、自治会長はある一個人だということでそういうことになるんですか。そういう理解ができますかね、一般の方は。それは自治会の仕事としてやっているわけだから、自治会というものに対してのあれだから、使送便でいいんじゃないかなということな

んですよ。全然考慮の余地はないですか。その方も経費の無駄遣いだということをおっしゃっているんですよ、その点ですよ。

○総務課長（北野 保君） 今のところは、個人宛ての文書ということで信書便法にあたるのではないかなというふうに思っておりますけれども、確認をさせていただければと思います。

○17番（岩根賢二君） ぜひ、確認方をお願いいたします。

では、次の質問に入りたいと思います。次に、補助金申請時における納税状況の確認方法についてということでございます。

昨年12月にもこのことについて同じような質問をしたんですが、半年も経たないのにまた同じ質問をということで思われるかもしれませんが、今回は前回と若干内容が違っていますが、そのことについてはお気づきでしょうか。

○市長（下平晴行君） この件につきましては、令和2年12月の定例会におきまして、御質問をいただいたところです。今回の質問の内容については、同意書を添付というようなことでございますので、理解をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今市長がおっしゃいましたように、前回は、補助金申請時に滞納がないことの証明が求められる場合、申請者の了解を得た上で、税務課と関係課が連携して確認する方法に改められないかということで質問いたしました。それはできないということでした。いろいろ理由は述べておられますが、今回は今市長がおっしゃいましたように、同意書を添付することにより市長が確認する方法に改められないかという質問であります。市長の考え方を願います。

○市長（下平晴行君） 12月に答弁したことでありますが、市単独の施設整備事業及び振興事業補助金に係る補助事業者等は、特定の市民に限られているとともに、その補助金は資産の形成や所得の向上等につながり、受益と負担の均衡並びに税負担の公平性を保つ観点から、市税等の滞納がないことを交付要件として証明書を提出してもらう必要があります。その考えは、現在のところ改めることは考えていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） それは前回の答弁と全く同じだと思いますが、私が先ほど申し上げましたように、前回は了解を得た上でということだったんですが、了解ということがちょっと言葉が軽いのかなということで、同意書を添付した上でということで書いてあるんですが、その同意書についての認識はどうか、同意書を付ければいいんじゃないかなということで私は申し上げているんですけど。その点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 本人が自筆した同意書により、補助金申請に基づく税情報の確認を関係課が税務担当課に依頼し、その情報を提供してもらうことはできますが、補助事業の対象者が特定の方に限られること、受益と負担の均衡及び税負担の公平性を保つため、市税等をその財源とする市単独補助事業については、申請者に滞納のない証明書を提出いただいているということでございます。

○17番（岩根賢二君） 特定の方に限られるということに、えらいこだわっておられるように思

うんですが、特定の方というのは、そういう補助を受ける資格があるから申請をされるわけであって、その方が資産を形成するからどうこうというのは、また別の問題ではないかなと私は思うんです。こういう申請をするときに、同意書を添付または申請書の下段に、「この申請をするにあたり、私の納税状況を市長が確認することに同意します」という文言を付けている自治体もありますね。そういう自治体の例というのは、そちらの方では把握していないんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 県外というか他市の自治体の状況で、そういった自治体があるというのは確認しております。

○17番（岩根賢二君） そこで他の自治体のことを確認された。では例えばその自治体に対して、「おたくはどういう形でこれは可能なんですか」と、そういうふうなお尋ねとかはしたことはないんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 我々も規則とか交付要綱とかそういったのを確認しただけで、直接そういった同意書で済ませている団体に対して、その内容をお聞きしたことはないです。

○17番（岩根賢二君） よく市長は、例えば議員がいろんな提案をした場合に、「他市の状況とかを確認したり検討したりして」という言葉をよく発せられますけれども、私が半年の間に2回も質問をするということは、そこにこだわっているわけだから、資産形成にあたるからちゃんとそういう納税証明書を付けなさいということですよ。それと納税確認はたとえ同じ庁舎内であっても、税務課職員以外は公開することはできないと前の答弁でおっしゃいましたね。それで同意書を添付することによってどういう効果が生まれかという、その秘密厳守、守秘義務は回避されるというような理解を私はしているんですけども、その事業の申請をするにあたって税務状況を確認するんだから、ほかのことには使わないわけですから、しかもそれを本人が同意することであれば、その方のこのことに関しての守秘義務は、それで解除されると思うんですけども、そういう考え方はできないですか。

○財務課長（折田孝幸君） 議員がおっしゃるように、申請者、補助事業者がそういった同意書を記入して、税務課に確認してもらうということにおいては、守秘義務は保たれると理解しておりますが、冒頭で市長が答弁しましたように、地方公共団体の事務の中で特定の方のためにするものについては、手数料を徴収することができるということで、うちの条例でも手数料条例の中で、そういった形で証明書を出す場合には徴収するという形になっていますので、自主財源確保のためにも特定の方の行政サービスにおけるそういった負担については、公平の負担の観点から負担を求めているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私は、こういうことをやっている自治体に何か所か問い合わせをしてみました。守秘義務というのは、そういう同意書を添付して納税確認ができるということをやっている自治体に問い合わせをしてみました。そうしましたら、「守秘義務はあるけれども、本人の同意があるからその時点でその守秘義務は解除されますよ」という答えをされるどころ、「通常的にずっとそういうことをやっているから、何でか分からないんですよ」というところもありました。しかし、個人情報保護条例あるいは個人情報保護法ですか、そういうものもあります。

その中で詳しく見ていきますと、法律では個人情報の保護に関する法律は第23条に「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」と。提供してはならないんだけど、本人の同意を得ないで情報を提供してはならない。ということは、逆に言えば、本人の同意が得られれば第三者に提供してもいいということですね。そして志布志市の個人情報保護条例の第8条第2項にも「次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる」とあって、その第1号に「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」とあります。ということは、本人の同意があれば、例えば税務課と関係課でそういう確認ができるということではないのかなと思うんですが、いかがですか。

○財務課長（折田孝幸君） 我々としてはあくまでも税務職員が、その確認は税務職員しかできないというふうに考えておりますので、その同意書を用いたとしても税務課の方で税務課の職員が確認した上で、滞納がないという結果だけを我々は知り得ることは可能であるというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 担当課が知り得るということですよ。では、それ以上に納税証明書というのを添付する必要性はどこにあるんですか。確認できたらそれでいいんじゃないですか。

○財務課長（折田孝幸君） 先ほども言いましたように、とにかく特定のそういったサービス、そういった業務をする場合においては手数料を徴することができるということでありまして、税負担の公平、受益と負担の原則の中でそういった形で現在証明書の提出を求めているものであります。

○17番（岩根賢二君） ということは、守秘義務以外にそっちの方の理由が大きいということですか。

○財務課長（折田孝幸君） 冒頭で市長の方からも答弁がありましたように、市単独の施設整備事業及び振興事業補助金に係る補助事業者等は、特定の市民に限られているとともに、その補助金は資産の形成や所得の向上につながり、受益と負担の均衡並びに税負担の公平性を保つ観点から、その証明書を提出していただいているということで、このことによってまた一般財源も確保できるということもありますので、自主財源の確保に努めるためにも、そういった形でお願いしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 自主財源とか言われると、確かにそうでしょう、手数料が出るわけですから。それがいくらになるのかということは、もうお聞きしませんけれども。私が「他の自治体に確認をした」と言いましたよね。その職員の方がお答えになる中で、こういうのがありました。「私たちは市民の立場に立った事務処理を心掛けています。市民に豊かになってもらうための補助金ですから、申請者に申請時の負担がかからないようにしています」と。このことはいつも市長が言っておられる「市役所は市民のためにある、市民の役に立つところだ」ということをいつも言っておられますが、私はこのことについては逆の方についているんじゃないかなと思いますね。前回の質問のときにも、こういう納税証明書の添付を必要とするというものと必要でないも

のがあったから、必要とする方に統一したと。私は市民のことを思ったら逆の方にいくべきではなかったかなと思いますが、いかがですか。私は、他の自治体の方に電話かけて聞いたんですけども、「わあ、さすがだな」と思いましたよ。市民のためにこういうことをやっていますよということでした。そのことを聞いていかがですか、市長。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど財務課長からお話がありましたとおり、いわゆる市単独事業の補助金は市税を財源としているということで、市税の滞納がないことを交付要件としているということ。それから市単独事業の今までは9件だったわけですが、平成30年度に債権対策委員会でやはり公平という立場で19件にしたところではありますが、これはまさしく、やはりそれぞれの自治体はそれぞれの考え方があるかと思うんですけども、志布志市はやはり手数料条例を制定して、公正に対応していこうという考え方で取組をしているということでございます。

○17番（岩根賢二君） その補助金を出すことによって資産を得る方がいる、だからそれは補助金を受けられない方に対しては不公平だから、納税証明書を添付しなさいということでしょう。そこはちょっと私は納得できないんですけども。

もう一遍市長お願いします。まちによってはこの納税状況確認についての同意を、この申請にあたって同意をしますか、しませんかという選択をさせているところもあるんですよ。

そうしますと、ほかの税金の状況を調べてもらったら困るから、私はちゃんと自分で納税証明書を付けますよという選択をする方もいる。だから、そういう方法に改めてもいいんじゃないですかね。

もう一遍お願いします。

○市長（下平晴行君） これは先ほど財政課長からも話がありました。やはり志布志市のやり方というのは、滞納者をそのまま見逃していいのかということも含めて、納税意識の向上等も含めてこの取組をしているところでもありますので、他の自治体ではそういうことかもしれませんが、先ほど言いましたように、志布志市はそういう特定な事業者に対しての公平性とか、それから納税意識の高揚とか、そういうものも含めて考えると、やはりしっかりと納税証明書を出していただく取組をしていくということでございます。

○17番（岩根賢二君） そのことは市の財政にとってはそうでしょう。でも市民の立場からしたら、市長、市長がもし一市民だったとしたら、どちらの方がいいなと思いますか。

○市長（下平晴行君） 私はやはり市民目線、市民の立場という公平性という立場で考えると、しっかりもらうものはもらう、そして支援というか出すものは出すというのは、それは線引きをしっかりして対応していくべきだというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、この証明手数料、いろんな証明を出すのは手数料をしっかりといただいているわけでもありますので、そこも含めて自主財源もそうではありますが、私は公平性ということも含めて取組をしていかなければいけない。私がそういう立場にいるということはどういうことかという、私も一緒に、それは当然市の考え方というのは、そういう公平性と納税意識

の高揚というようなことも含めて取組をしているところでもありますので、それと手数料条例を定めておりますので、それをしっかり取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○17番（岩根賢二君） 手数料条例は定めてあるから納税証明書を取りなさいということであれば、それはしょうがないことでしょうけど。そのために手数料条例があるんじゃないと私は思っておりますが。

先ほど私が言いましたね、他の自治体に問い合わせをしたときに、同意書を取ってちゃんと納税確認をしている自治体がありました。そこに問い合わせをしたら、「何でそういうことができるんですか」と言ったら、「市民の立場に立った事務処理を心掛けています。市民に豊かになっていただくための補助金ですから、その補助金申請時には市民に負担がかからないようにしています」と、そういうことを言ってくださった方があったんです。そのことについては、市長はどうお考えですか。

○市長（下平晴行君） それは、その担当者の回答でしょうけども。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。そういうことであれば、これ以上は議論の必要はないと思います。

それでは、私がある日、市のホームページを開いて、危険廃屋解体撤去補助事業の補助金についてちょっと調べてみましたところ、この申請書の一番下の方に、本人同意事項というのがあって「市税等の納税状況等について市長が関係当局に報告を求めることに同意します」ということが書いてありました。ここで申請者が同意すれば、このときは市税等の確認が税務課との間でできるということですよ。私が求めているのは、まさにこのような形なんですけど、これが言わば見直しをしたという中で漏れていたんじゃないですか。これで今やっているんですか。

○財務課長（折田孝幸君） 申し訳ありません。ホームページの方の申請書はまだ確認していませんが、補助金交付要綱の中ではそういった形で滞納のない証明書を添付ということで、例規集上はそういうことになっています。

○17番（岩根賢二君） それは、執行部の中ではそうでしょうけど、これを実際申請する人はこれで申請しますよね。それでいいんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、危険廃屋解体撤去補助事業におきましては、個々の交付要領等を設けておりませんので、補助金等交付規則によって交付をしているところまでございまして、納税証明書、滞納のない証明等を提出していただいているところまでございます。

○17番（岩根賢二君） それでは、ただ単に事務的にそういうところまで手が届いていなかったということですか。

○財務課長（折田孝幸君） 議員がおっしゃるとおり、そこまでの確認が取れていなかったということであろうというふうに存じます。

○17番（岩根賢二君） それで確認ができるわけだから、それでいいような気がしますけどね。でも、市長、全然これは検討の余地はないんですか。

○市長（下平晴行君） 検討の余地はないというふうに思ってください。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。私は、市長が市民の方を向いていないということで判断をしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったそれではなくて、この件についてやはり公正という立場とそれから条例制定をしっかりとそれに基づいて志布志市は徴収をしている、補助金交付の申請をもらっているというようなことでありますので、今おっしゃったようなことではないと思います。私はやはり市民目線、市民の立場に立った取組をしているということでございます。

○17番（岩根賢二君） 一応、私が意図しているところには全然いこうともしていませんので、再検討を要請する余地もないということでしょうから、次にいきたいと思います。

おくやみ窓口の設置についてであります。令和元年12月定例会で質問しましたおくやみ窓口の設置について、市長は、「本人の事務的負担や時間の短縮にもつながり、職員の業務負担も軽減され、接遇の改善、向上という点においても期待される。設置するとなると、構築費用や窓口体制の変更などが必要になるので、調査・研究してまいります」と答弁されました。調査・研究したいということではなくて、調査・研究しますということでしたので、調査・研究されていると思うんですが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

○市長（下平晴行君） おくやみ窓口の設置につきましては、令和元年12月定例会で岩根議員から質問がありました。その後、調査・研究を進めてきたところであります。

都城市では、おくやみ窓口で聞き取った内容をおくやみ窓口システムに入力することで、必要な書類が作成され、手続きについては関係課窓口へ御案内する仕組みになっております。本市におきましても、葬祭場の社員から死亡届が出された後、関係課に住民異動届のコピーを渡し、手続きの有無を確認しておき、後日御遺族の方がいらっしゃったときに、手続きが必要な窓口を御案内しているところでございます。高齢者など足が不自由で移動が難しい場合は、各課職員が市民年金係窓口に出向いて手続きを行っているところです。

遺族にとっては不慣れな手続きでございますので、十分な手助けが必要と認識しておりますが、システムの導入には経費の負担も課題としてあるところでございます。一部の手続きでは届出書類を職員が作成し、遺族の記入する手間を省いているものもございますが、今後も引き続き関係課と協議を進めながら、遺族の負担軽減が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） このおくやみ窓口の設置については、政府も推奨しています。この窓口設置のための支援システムというのを政府が提供しているということで聞いておりますが、このシステムの提供を受けて、何か検討されたということはあるのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） 国がおくやみコーナーを設置する市町村に支援ということで、おくやみ設置のガイドラインとか、自治体支援ナビというのを提供しているというのは承知しているところでございます。現在のところ、システムの方は構築とかいろいろございますので、まず身近なところから手続きに来られた市民の方が、なるべく簡単にそういう時間もかからずに簡素化できるような形で進められないかというようなことで、担当の方は考えているところでござ

います。

○17番（岩根賢二君） 市民に負担をかけないようにということで動いておられるということで認識をしますけれども、私がこの令和元年12月に質問したときに、市長が「おくやみ窓口についてもそうだけれども、転入・転出についても同様に調査・研究する」ということをおっしゃっています。これは私は質問していないんだけど、市長はそうおっしゃったんですが、そのことについても調査・研究が進んでいるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 転入・転出時も亡くなられた場合同様、必要な手続きが多いところであり、死亡時同様、関係課の窓口には御案内をしているところでもあります。本年度国において引っ越しワンストップサービスの検証がなされ、令和4年度から全自治体においてマイナポータルを通じたオンラインによる転出・転入予約を実現することを目指しているところでもあります。デジタル化を着実に実現しながら、市民の窓口負担の低減に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） この件については、深く追求するところもないわけですが、遺族の方にとっては大事な人を失った中で、死亡や相続に関する手続きを進めなければならないということで、遺族に寄り添う観点から手続きの円滑化をぜひ進める方向で、更に検討を重ねていただきたいと思いますが、いつ頃までとかいうめどは立っていないのでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） いつ頃までというか、現在のところこの前議員の方から質問通告をいただいてから、またいろいろなところの他市の情報とか調べてみたところでございます。

ある市では、基本情報シートというのを作って、そこに本人が亡くなられたときに記入されます。その申請書の作成シートに職員が入力いたしまして、そこを入力することで亡くなった方の住所とか氏名とか申請者の情報、また口座の情報までそこに入力することによって、いろんなところの手続きが同じシートの中で作成できるというようなことで、そういった仕組みもあるようでしたので、それを関係課と今後協議をして、なるべくサービスにつながるような形で進めていきたいと思っております。時期については、なるべく早い時期にしたいというふうに思っております。

○17番（岩根賢二君） なるべく早くという答えがあったみたいですが、できれば、市長の今任期中にお願いできればなと思っております。

最初の質問でも、不妊・去勢手術への助成金についても検討するというので、前向きな答えをいただきましたので、ぜひ任期中に形を作ってもらえればなと思っております。

申し遅れましたけれども、会派、獅子と公明の岩根でございます。私の質問をこれで終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） 皆さんこんにちは。南利尋でございます。

私事ではありますが、先日久々に会った友人に、マスクを外すといきなり「だいぶ、老けたね」と言われました。私は大きなショックを受けまして、いろいろ調べてみました。皆さんもコロナ

禍で毎日マスクを着け続け、生活することが当たり前の日常になっていると思いますが、マスクを使い続けると、顔のたるみが急速に進むそうです。口角が下がり、ほうれい線がはっきりと出てくるそうです。顔の下部の筋肉の動きが少なくなり、老け顔になるということです。私は、私なりにいろいろと調べてみますと「ニパニパ体操」という体操が予防と回復には効果的だということです。頬筋、ここの筋肉を5秒間上げ続けて、表情があれなんで、5秒間上げ続けて、それを1日10回繰り返すと回復するとのことでした。私も何日か友人に言われたので今一生懸命やっておりますが、結果はこんな感じです。どうでしょうか。今では人生100年時代と言われます。この議場にいらっしゃる多数の方が、私も含め人生の後半戦を頑張っている方々だと思います。いつまでも若々しい表情でいられるように取り組んでみられたらいかがでしょうか。マスクを外して生活できる日常が早く戻ることを切に願っております。

それでは通告書に従って、質問させていただきます。現在、市が取り組んでいる志布志市中小事業者管理コスト支援事業給付金の申請状況はどのようになっているか。また、その現状についてどのように捉えているのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

志布志市中小事業者管理コスト支援事業給付金は、4月26日からスタートした固定経費の一部を支援するためのコロナ禍経済対策事業であります。6月9日現在の申請件数は220件で、給付総額3,838万円、予算執行率は64%となっております。給付事業後は、商工会や関係機関から聞き取り調査を行うこととしていますが、要因の一つには、給付条件でもある令和3年1月から3月までの売り上げが、令和元年の同期間と比較して10%以上減少していない事業者も少なくないのではと推察しているところであります。

第2弾withコロナ応援給付金の申請件数で比較しますと、飲食業及び運転代行業では3割減で、その他の業種については6割減の申請結果となっていることから、詳細な分析を行い、今後の検討資料として活用していきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南利尋君） 新型コロナウイルス感染症の影響を受け始めて1年以上経過したわけですね。私は、ほかの自治体と比べて本市は多くの支援事業を実施していただいていると認識しております。市長はじめ職員の方々が、全力で取り組んでいただいている結果だと思っております。深く感謝しております。

しかし残念ながら、全国的にコロナ禍は収束していません。私は今市長が答弁していただいた今回の支援事業の申請状況を鑑みると、1年以上経過してどの業種が大きなダメージを受けたかということがはっきり分かると思うんですね。今までは民間企業に対して一律いくらということで、1割以上のということでそういう事業内容でしたが、これからはスポット的に、例えば飲食業、宿泊業、その関連する代行業さんですね、そういう方々、コロナ禍でも私もそうなんですけどあまり関係ない人、例えば理髪店とか美容師さんとかは、コロナ禍が続いて「2か月に1回でいいや」みたいな感じのそういう雰囲気もあって、毎月美容室に行っていた方もコロナ禍で外出自粛ということで、美容師関係、理髪店、床屋さん、そういう方々が影響を受けている

ということが申請状況によってはっきり分かると思うんです。だから、このコロナ禍の今回のデータを前回の2回目の支援事業と比較して、そのデータを分析して、その状況で市内の業者のどういうところにダメージがあったかということ、スポット的にこれからは実施していくべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 中小事業者管理コスト支援事業給付金の受付期間が6月15日までだったこともありまして、詳細な分析はこれから行うこととなります。ただ、これまでの申請書類からは、全業種で申請件数が減少していますが、特に飲食業でもテイクアウトを実施している事業所や小売業、建設業などに限っては申請件数が大幅に減少しているところ。当然、それぞれの企業努力による成果もあったり、年度末の売上金が収納されたりと、理由は各事業所によって異なると思うところがございます。コロナ禍によって市民の嗜好や需要も変化しつつある中、これまでの経済支援を実行した結果を分析し、今後の施策に役立てていきたいというふうに考えているところがございます。

○2番（南 利尋君） 本当にコロナ禍が1年以上続いて、大変な状況、思いをされている方が、そういう事業者さんがいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひそのすごいダメージを受けた企業に寄り添った対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また本市における新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んでいる中、接種後の本市の経済活動活性化に向け、どのように取り組んでいく考えかをお伺いします。

○市長（下平晴行君） 日本全国で総力を挙げてワクチン接種が実施されております。本市も65歳以上の高齢者を対象に、ワクチン接種が進んでいるところでもあります。国の動向としては、東京オリンピック開催までには高齢者のワクチン接種完了を目指すと言われてはいますが、65歳未満については医療機関の状況など自治体によって異なり、明確なめどは立っていない状況であります。

仮にワクチン接種が終了した場合でも、抗体が効かない新種の変異株が発生しないとも限らず、国・県及び関係団体が示している新たな生活様式を取り入れた感染対策が必要だと考えているところがございます。

新型コロナウイルス感染症を軽んずることなく、引き続き感染予防の徹底に努めてもらうよう周知を図ってまいりたいと思っているところがございます。

○2番（南 利尋君） 今市長の答弁の中に、ワクチン接種が終わっても安全かどうか分からないみたいな、そういう答弁がありました。国としても分科会としても、とりあえずワクチン接種がある程度行きわたれば、終了すれば、もう心配ないというような発言も結構出ているわけですね。オリンピックとかそういう場面も今国が一生懸命言っているわけです。だから前向きな発想でワクチン接種、本当に志布志市民の方々は感染対策もそうですが、ワクチン接種に対しても前向きに取り組んでいただいていると思います。

例えば、これは一つの事例に沿って質問させていただきますが、飲食業関係に対してですね。コロナ禍が1年以上続き、新しい生活様式の中で家飲みが定着してしまったんですね。自宅や自宅の庭などで飲食などをする方が増えました。私も飲食店よりも家飲みで声を掛けていただくこ

とが多くなりました。友だちや知り合い、近所の方々などで行っている家飲みであります。もう全員と言っても過言ではないんですが、皆さんが口を揃えて言われるのが、「全く飲食店に行かなくなった」、「全く飲食店を利用しなくてよくなった」ということなんですね。これが新しい生活様式で一番変わったことだと、私は飲食業界に対しては、家飲みが定着したということでダメージを受けたという結果だと思うんですね。昔は何でもいろいろ会合があつたりすれば、コロナ禍前は、本音を語るために飲食店を利用しながらいろいろやっていたんですが、もう今はこのコロナ禍の新しい生活様式の中で、何か会合があると「じゃあうちの庭で飲もう」とか、そういう状況になっているわけです。だから、給付金は今まで国もそうです、県もそうです、市もそうなんですけど、事業者に対してそういう持続的な給付金は支給してきたわけなんですね。だけど、給付金だけで持続できることも、何か月かは持続はできるんですが、経済は回らないわけですね。給付だけで持続してもらっても、人が動かなければ、お客さんが増えなければ、市内の経済は全く回らないわけです。国も発信しておりますが、このワクチン接種が終われば、新たに人の動きを活性化するような何とかキャンペーンみたいなものをどんどん取り入れていこうという方針も、ところどころでは報道で聞かれます。だから、ワクチンがある程度接種されたら、飲食店利用を促すような取組も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国も自治体も試行錯誤しながら、様々な支援策を実施しているところがあります。それは事業者にとっても同様だと考えているところでございます。開店していても客足が戻らず、逆にコロナ感染のリスクもある中、売り上げ減少とは別に管理費だけは生じてしまうという現実問題に直面していると思うところでございます。

経営の持続化のためには自助努力も必要不可欠であります。様々な知恵を出し合いながら後方支援していくことは、行政の役割だと思うところであります。官民一体となった経済対策は非常に重要なことであり、飲食店利用を促す取組も含めて商工会、観光特産品協会また関連団体等と一緒に、知恵を出し合いながら今後の対応を検討してまいりたいと思います。

先ほどありましたワクチン接種でございますが、これはテレビ等でありますように、1回目では約58%、2回目では95%以上の抑制効果があると言われておりますので、市としまして、今65歳以上の通知を出して接種券を配布する取組をしています。そして順次、基礎疾患のある19歳から64歳、そして次の段階では60歳から64歳、50歳から59歳という段階を踏まえて接種をしようということでございます。これもワクチンの供給量に応じた取組で対応していかなければいけないということで、集団接種等も取組をしていくということで、そのためにはやはり注射をする先生、看護師等々が必要になりますので、県の方にも要請はしているところでございます。

○2番（南 利尋君） 市長の答弁どおりですね、ワクチン接種が終わればそれなりの抗体ができて95%以上が安全に生活できるということですね。先日菅総理大臣が、「11月いっぱいワクチン接種を終える」ということを発言されたわけですね。ということは、今年の年末に向けては国がそういう発言をしているわけですから、本市でもほとんどの希望される市民の方は、11月いっぱいには私はワクチン接種が終わるという想定で、総理大臣の言葉を信じて11月いっぱいには

終わるという前提で今質問させていただいているわけなんです、私は今市長もおっしゃった、やはりこのコロナ禍を乗り切って活性化し新しい経済活動をつくり上げるには、官民一体となったスピード感ある経済の底上げを図る必要があると思います。全市民に対して商品券を配布するなどの取組を行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、ワクチン接種の終了見込みのめどは立っていない状況であります、商工会や関係機関そして事業所と連携し知恵を出し合いながら、地域経済の浮揚策を講じることは大切なことであると考えているところでございます。

一方で商品券を全市民に配布するということは、生活困窮者に配慮したものだと思うところがありますが、地域経済の循環を考えた場合に、商工業者への支援というより、生活支援を目的とした施策になり、商工業振興と異なるものになると考えております。令和2年12月定例会で繰越明許費予算として議決いただいたプレミアム商品券について、7月11日から販売できるよう準備を進めているところでありますので、まずはヒト・モノ・カネが好循環となるような景気策を行い、ワクチン接種後の景気刺激策については、商工会や関係機関と協議しながら、最良のタイミングと方策を模索してまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 私は、この商品券配布に対しては、3月議会でも同じ提案をしましたら、前向きな答弁はありませんでした。しかし、例えばさっきから飲食業に対しての事例で今話を進めさせていただいておりますが、3月の状況よりも現在の方が利用者は激減しているわけですね。ゴールデンウィークの後、市内でも何例かの感染事例が報告されたわけですね、確認されたわけです。ゴールデンウィーク前は、意外と居酒屋などを利用した一次会で帰っていくような飲み会も結構増えていたわけですね。これがゴールデンウィーク明けに市内でも何例かの感染者が確認された後は、またがたんと落ちてしまったわけですね。1件2件ではないんですが、いろんな多くの事業者の方々は、3月よりも現在の方が最悪の状況になっているということをおっしゃるわけですね。コロナ禍が1年以上続き、飲食業の中には諦めムードも漂ったような感じもあるわけですね。それは何かと言いますと、定休日以外にも休んでいる飲食店もいっぱいあるわけですね。特に雨が降ってしまうと、ほとんどの店が休んでしまうわけですね。ということは、コロナ禍でお客さんが激減した中で、雨が降って今日は状況が悪いから来ないなというのが、もう本当に皆さんが一年通じて、ある程度自分で固定観念を持ってしまったわけなんです。もう雨だから暇だとか、そういうことです。なおかつそれに連動する代行業者も店が暇であることによって大変な思いをされているわけですね。やはりワクチン接種が終わった時点で、ただただ景気回復対策をやるよりも一気に進めていくべきではないかということで、私は提案しております。

例えば、今度「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券」が発行されますが、さっきおっしゃった低所得者とかそういう方々は、1万円で3,000円のプレミアムが取れない方がいっぱいいらっしゃるわけですよ。そういう方々も誰一人取り残さないという観点からも、そういう全員が同じ恩恵を受けて市内の経済活動に貢献していく、その商品券は中山間地域のそういう商店でも使えるし、市内事業者のガソリンスタンドも使えるとか飲食店でも使えるというよう

な、そういう商品券を発行していただければ、例えば今の現金を支給するという事は、1万円ずつ振り込みますということは、余裕のある方は経済に回さないで貯蓄に回ってしまう可能性もあるわけですね。これが期限付きの商品券であれば、経済に還元されるわけです。そういう感覚からも、ぜひ前向きに検討していただけないでしょうか。もう一度見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど答弁しましたとおり、商品券の配布となると商工業者への支援というより生活支援を目的とした施策になると考えておりますので、ワクチン接種終了後のアフターコロナとなる景気刺激策については、商工会、事業者を含めた関係機関と意見を交わしながら、商工業振興策としてより効果的なものになるよう模索をしてみたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 前向きにいろいろ検討していただければ、官民一体となっている事業者、市民の意見をいろいろ聞いていただいて、例えば、今おっしゃった商工会、特産品協会、いろんな方々が一丸となって取り組んでいただくような事業にぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

さっき出ましたプレミアム商品券が、7月11日から「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」が始まるわけですね。これはあくまでもコロナ禍での経済対策ですよ。私がさっきからしつこく言っているのは、コロナ禍が終わりましたと、コロナ禍が皆さんのおかげで収束しましたよ、これからみんなでオール志布志で志布志市を盛り上げましょうという意味の、例えば今のネーミングを例えますと、「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券」ですから、コロナ禍が収束しましたという場面でいけば、「おかげさまでコロナに負けませんでした商品券」のようなものを発行していけば、これでコロナ禍も終わって、みんな自由に、もちろん手洗い、うがいそういうものは日常の所作としてやっていくような場面で、前向きに取り組んでいければけじめがつくと思うんですね。ここから一気に経済活動を自由にやっていいんだよというんですね、やはりどこかで踏ん切りをつけないと、いつまでもある地域ではまだ危ないよとか、あるところでは全然大丈夫だからみたいな感じがある、そういう感覚の経済活動を行っていくと、だらだらしか景気は回復しないと思いますので、できればそういう行政から官民一体となった事業で発信していただければいいと思うんですけど、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど答弁しました商品券の内容という考え方には変わりませんので、同じような答弁になろうかというふうに思います。

○2番（南 利尋君） 堂々巡りではないんですけど、前向きに検討していただけるということですか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように商品券としてなのか、生活支援としてやるのかというそこ辺が、やはり商工観光という部分あるいは商工業者の持続支援給付金という考えでいくと、今の議員の質問の商品券の在り方については、これはちょっと方向が、使い方が違うんじゃないかなというふうに考えているところです。

○2番（南 利尋君） では、9月定例会でも質問させていただきます。

私は、前向きに取り組んでいただくという前提で、これからもどんどんいろいろと提案をさせ

ていただきますので、よろしく申し上げます。

最近一番ダメージを受けているのが市街地の飲食街というか、そういう職業の方々が、本当に被害を受けているという現状は、皆さんが分かっていると思うんですけど、例えばそういう一つの事例として、コロナ禍でダメージを受けている飲食業に対して、ワクチン接種が終わった後、菅総理の発言からいけば12月1日ぐらいからですよ、そういう時期に、そのときが来たら「コロナに勝った」ということですから、「コロナウィナーズキャンペーン」と銘打って、10日間ぐらいどんと半額キャンペーン的なものを行って、その利用者を促すような事業が必要ではないかと考えております。さっきから官民一体となった事業の取組というのは、事例を挙げればこういうことなんですけど、例えば飲食業の方々にはしっかり感染対策をしていただいて、その半額キャンペーンに参加していただくと。その半額分の2分の1を行政がいろいろ検討してみると。例えば、商工会とかそういう特産品協会の方々に対しては、その飲食店をその期間中利用していただければ、その利用者に対して抽選券を配布していただいて、そういう抽選会の景品などを志布志市内の特産物とか、そういう市内でのディナー付き宿泊券などの商品が当たるような抽選会なども開いて、一気に年末年始の経済を加速していくことも大事な、そういうことをやっている自治体はあまりないと思いますので、こういう例えばの話で私はいつも言っているんですが、こういう事業に官民一体となって取り組んでいけば、ほかの自治体にはない志布志市オリジナルの対策事業が打てると思うのですが、どうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍の収束後も新たな生活様式のスタイルは、今後の経済活動においても継続されていくものと考えられます。そのような中で官民共同で市全体が一体となった取組は、地域経済の浮揚にもつながると、大変重要なことと捉えているところでございます。先ほどの答弁と同様になりますが、より効果的な商工業振興策を実行していくために、商工会、事業者を含めた関係機関と意見を交わしながら、最良の方策を模索して取組をしてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ、商工会や関係機関の方々、あと事業者のいろんな意見・要望を取り入れていただいて、本当にどこのまちでもそうなんですけど、やはり飲食店の活気はそのまちの元気のバロメーターだと思うんですね。今志布志市も港が、道路がと、インフラ整備がどんどん進んできております。そういう元気のあるまちのバロメーターは、そういう飲食店の利活用だと思っておりますので、ぜひ前向きな検討をよろしく願いいたします。

次に、観光振興についてお伺いします。これまでも夏井地区の国道沿いにある廃墟について撤去を要望してきましたが、その後の進捗状況をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬周辺の整備につきましては、これまでも答弁させていただいているとおり、ダグリ岬公園周辺整備基本計画に基づき整備を進めております。

まずは、ダグリ岬海水浴場周辺の危険廃屋等の撤去並びに整備を優先的に行ってきたところがございます。旧志布志パラダイスのことと推察される夏井地区国道沿いの廃墟につきましては、以前の定例会においても答弁させていただいていたとおり、基本的には自分の土地、物について

は自己管理しなければならないという考えの下、今後も所有者等と接触を図るなど、景観改善に向け交渉を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○2番(南 利尋君) 本当にしつこく同じ質問を何回もさせていただいております。今言われたように、所有者と協議を行っていくということで、前の答弁も聞いております。

私はちょうど今日で、この質問に対して13回目なんですけど、何で私は同じ質問しかしないかと言いますと、この志布志市民はもちろんなんですけど、近隣自治体の方、本市を訪れる方々も「撤去してくれ」とか「撤去できないのか」等と言われるんですね。多くの方ではないんです、ほとんど全員の方なんです。「あれがあって気持ちいいよね」と言う人は誰もいないんですよ。

「もうあれはどうかでできるのか」ということを、常に言われ続けているわけですね。そういう市民が全市民と言っても過言ではないんですが、そういう方々の意見というのは市長には届いていないのでしょうか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 国道沿いの廃墟につきましては、確かに景観改善は必要と思うところでございますが、多くの市民からの声が私に届いているわけではありません。

○2番(南 利尋君) 届いていないということは、聞いてください。この議場にいらっしゃる方で「あそこは壊しちゃいけないよ、あれは絶対とっておくべきだよ」と言う人は誰もいないと思うんですよ。みんな「あそこが無ければいいんだよな、夏井は最高なんだよな」という方がほとんどそうなんです。だから、もちろん私有の財産でしょうけど、例えば市長がよく言われますよね、「できないじゃなくて、どうやったらできるかということを考えなさいと職員にはいつも言っております」ということをおっしゃいますよね。ほとんどの市民が、あの志布志パラダイス跡をどうかしてくれということを行っているわけですから、じゃあどういうふうにしたらいいかということ私は検討するべきだと思うんです。それが市民の声ですし、例えば、今ダグリ岬周辺の整備事業によっていろんなことが行われているわけですね。海の家を買い取って解体しました、整備しました。落ちないように防護するようなそういうものを造りましたといろいろありますが、いろいろ整備してもあの廃墟がある限りは統一性が図れないわけです。こっちを見たらきれいな海辺でみんなが遊んでいて、こっちみたら廃墟があって大変なことになっている状況では、なかなか訪れた方に対しては、志布志市にもう一回行こうみたいな気持ちは僕は起きないと思うんですね。私がこれまで何人かの方にお伺いしたところ、現状のままでは耐震的に使用できないらしいですね。解体をしようとするれば7,000万円以上の解体費用がかかるということをお伺いしたんですが、私は30年以上放置されている場面が続いているあの廃墟が、例えば民間業者が何千万円かで買い取って、7,000万円以上の解体費用をかけて新たに事業をすることを考えますと、到底、もう大きい企業じゃない無理だと思うんですね。やはり市民の憩いの場所となるようにするには、行政の方でしっかりいろいろ検討していくべきではないかと私は考えます。だから、例えば前向きに今の段階では、今の答弁ではそういう私有のものだから、市がどうこうということは考えていないということをお伺いいただきましたが、どうやったらできるかという観点からも、例えばそれは費用対効果ではなく、さっきの岩根議員もおっしゃっていましたが、ふるさと

納税が50億6,000万円という本当に全国の皆さんから志布志市に対していろいろ協力をしていただいているわけですね。そういう財源の使い道としては、観光に対する使い方ということもできるわけですね。であれば、市が買い取って解体して、まず市民の安全安心、保全管理の観点からも整備するべきではないかと私は考えるのですが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員のおっしゃることはよく分かります。しかし、これは撤去費用がおそらく積算したら3億円以上かかるんじゃないかということでもあります。これは先ほど言いましたように、自分の土地、物については自己管理が基本でございますので、まずは担当課にもその持ち主にしっかりこのことをお伝えして、「撤去なり何らかの方法で処理をしてください」というお願いはしているところでもありますので、そういう多額の費用を市が出して、そういう処理をしていくべきなのか。これは当然できないわけでもありますので、そこは南議員おっしゃるように、私どもはそれ以上に考えているところでもありますので、それは所有者にしっかりと今の状況を伝えて、撤去のお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

○2番（南利尋君） ということは、行政の方の試算ではあそこは3億円以上の解体費用がかかるということですね。私の場合は大分安い業者に聞いたのかもしれませんが、3億円以上かかるということは、あのまま放置するののかということなんです。あれがもう風化すれば、今はまだがっちり建っていますが、あれが麓地区のああいう文化遺産とは違いますので、ああいうものはあくまでも廃墟となりますので、あれをいつかは撤去しなければいけないわけじゃないですか。であれば、どうしたらできるかという観点からも3億円出して何かをしてくれということではなくて、今の所有者と、どうやったらあそこを市民の安全安心を守って、景観を生かせるような状況にできますかということで、いろいろ検討する余地はあると思うんです。それがなければ、それを30年続いて100年も前からありますと言ったら、本当に今以上に市民の安心安全は確保できなくなるんですね。だから、私はいろいろできる方向で検討して、例えばそこをPFI事業とか、今いろんなクラウドファンディングとかそういう手段があるわけですね。それを市の自主財源で全部やりましょうよという話ではなく、やはり今まで放置してきたそういう所有者の方も参加した、またPFIとかPPP事業をしっかりと活用した、どうやってできるかということの流れをしっかりと模索していくことが大事ではないかと思うし、市民の安心安全を守れると私はそう考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、志布志市にある事業者があるものを設置したいという御相談等があるわけですが、今南議員がおっしゃいますように、私もそれ以上にいわゆる何か事業をしたいという方に、パラダイスも含めて購入はできないのかどうかという話もしているところでもありますので、しっかりとその廃墟の対応については、真剣に考えておりますので、そして先ほど3億円と言ったのは、アスベスト等が含まれている場合にはそういう経費になるということも含めて、額を言ったところでございます。

○2番（南利尋君） アスベストの撤去とかいろんな特殊な解体作業だということで、私もちょっと安く発言したんですが、それ以上に結構かかるということは聞いているわけですね。だけ

ど、やはり協議はしていかなければいけないわけなんですよ、本当に。あそこがあの場面で一番景観の良い、利活用のしやすい場所なんです。だから、例えばあの廃墟になっている部分が、いろいろ後で質問しますが、不法投棄があつたりなんかしているわけです。だから、あそこあの場所は真剣に前向きに、どうやったら対策をできるかということをしっかり取り組んでいただくことを強く要請しておきます。

この話で、「あそこに道の駅を造りませんか」という話をしたかったんですけど、廃墟はどうしようもないということで、今ありましたので、あの夏井地区に私は新たな道の駅を整備すれば、今意外と人流も増えておりますので、夏井地区に道の駅的なものを整備するのはどうでしょうか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 道の駅については、そこはいろいろありますのでなんですが、志布志市が所有している土地があります。もともと志布志町時代に道の駅を設置しようと言ったところがありますが、あその土地が買収できればあそこにいわゆるキャンピングカーの設置とか、自由に店等も出せるようなことができないのかどうか、そこはおっしゃるとおり、あその場所の活用をしっかりとできればというふう考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひ前向きにですね、隣の串間市では、24億円かけて駅前に道の駅を整備しました。財源は東九州自動車道対策事業で国から8億円、自主財源が16億円と伺っております。高松海水浴場の広場にオートキャンプ場を整備してにぎわっています。予約も多く予想以上の利用状況であるとお伺いしました。大崎町も曾於市もオートキャンプ場を整備しています。私は、夏井地区の景観はほかの場所と比較しても一番素晴らしい場所だと実感しております。コロナ禍で新しい生活様式に対応した観光事業こそがにぎわいの創出につながる時代です。本市でも新しい生活様式に対応した経済の潤う事業に取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍においてオートキャンプ場が人気があることは、いろんな方面から十分見聞きをしているところでございます。

本市において新たな生活様式に則した観光へ向け、どのような取組が適しているのか、庁舎内に限らず様々な方向からの意見を参考に協議検討し、今年度策定中の第2次志布志市観光振興計画に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 市長にシンプルにお伺いしますが、市長が新しいまちづくりの基本理念として、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」ということをいろんなところで発言されておりますが、市長が今都城市の住民だったとしますよね、今日志布志市に行こうかという話を、誰とでもいいですが行こうかという話になったときに、どこに行きたいですか。

○市長（下平晴行君） まず港ですね、港に行って釣りをしたいです。

○2番（南 利尋君） そういうことですね、そういうことなんです。そういうことですよと言って皆さん分かると思うんですが、そこに経済効果はないんです、市長。市長が都城市から来

られても、ジュース1本ぐらい買っていただけるかもしれませんが、そこに何かを食べに行こうとか、あそこで志布志市のおいしい野菜、肉、何を食べようというそういう発想が出てこないんですよ。それが今の志布志市の状況だと私は思うんですね。

例えば、私は都城志布志道路が志布志インターまで開通したことにより、コロナ禍においても人流が増えたことを実感しております。ストロー効果が顕著に表れています。しかし、残念ながら本市においては、経済効果はさほど現れていないような気がしております。例えば志布志市から都城市方面へ行く方は、ほとんどが買い物や食事に行かれるわけですね。都城市方面から本市を訪れる方は、海や自然の中で、市長が言われた海で魚釣りをするとかですね、自然の中でのんびりできる場所に訪れていらっしゃるわけですね。以前より私は夏井をずっと言い続けておりますので、国際の森とか夏井の海岸はしょっちゅう行っているんです。廃墟などもしょっちゅうあそこに車をとめていらっしゃるんですけど、今は以前よりも宮崎ナンバーとか鹿児島ナンバー以外の車が結構平日でもとまっているわけですね。都城市方面に行く方は経済活動に行きますが、夏井海岸などを訪れる方は、本市を訪れる方々は、例えばさっきの市長が魚釣りに行きたいという場面があれば、みんな都城市で弁当を作ってくるか、買ってきて志布志市に来るとというのが今の状況だと思うんです。だから、経済効果はさほどないといろんな事業者の方にお伺いすると、あまり変わらないよという話をされるわけです。だから、コロナ禍で人流が増えたことにより、一番変わったことはこれは担当課の方もはっきりと現場を見ていらっしゃると思うんですが、一番変わったことは、人流の流れによって不法投棄が増えたということです。これは後で不法投棄の問題に対しては質問させていただきます。今の状況は志布志インターまでの開通により、本市からは都城市方面へ経済活動に行く人が増え、一方では本市へ人流は増えましたが、経済活動はさほど影響はなく、不法投棄が増えたという現状になっているわけです。市長はこの現状をどう思われますか。

○市長（下平晴行君） 交通アクセスの向上により、遠隔地から観光客の増加のチャンスと捉えております。魅力ある観光拠点の必要性も十分認識しているところであります。志布志インターまでの開通により、本市を訪れる方も増え、飲食等をされる方も多くいらっしゃいますが、更に本市での飲食する方や買い物客が増えるよう、本市の素晴らしい観光資源や特性を生かした取組をしていかなければいけないというふうに思っているところです。特に歴史のまちづくり等もこれは観光として国土交通省、農林水産省そして文部科学省等が連携した取組であるわけでありますので、そういうものが志布志市にはあるわけですので、その特性を生かしたイベント等も含めた取組をしていきたいと考えているところでございます。

○2番（南利尋君） 私も一緒に現状を打破するには、観光客誘致というのが大事なんですね。だから、私は観光客というのは経済効果のあるその人流ということですね。だから、現状を打破するためにも夏井地区の景観のいい場所に、PFI事業などを活用して道の駅はさっき言われた串間市にありますので、何km以内には道の駅はできないとかいろいろありますよね。そこは道の駅じゃなくても、道の駅のような商業施設を整備すべきではないかと考えるんですね。現在でも

市内の飲食店や個人事業者の方々が、夏井にそういう施設があれば、ぜひ出店したいと熱望されている方もいらっしゃると思います。漁業関係者の方々と話をすると、「志布志湾も漁獲量が減った、後継者も少ないし、新しい取組をしなければ、志布志市の漁業はどんどん衰退する一方だ」と言われております。私は志布志湾で水揚げされる魚介類などを夏井漁港から直接夏井地区にある道の駅のような施設で販売したり、料理を提供したり、発送などをすれば、消費量も増え、本市の漁業の活性化にもつながるのではないかと考えております。また本市では、各地区で地域コミュニティ協議会が設立されています。協議会の財源確保のためにも、地元で取れた農産物や団子やそば、漬物などを地域コミュニティ協議会で集荷して、道の駅のような施設で販売できるようになれば、その地域コミュニティ協議会の財源確保にもつながりますし、一番大事なのは高齢者の方々の生きがいにもつながるわけです。だから、今有明地域のJAあおぞらの産直部会「甚兵衛倶楽部」ということで、JAあおぞらの方で地元で小規模にそういう農産物を作っている方の野菜とかを集荷して、鹿児島市内のAコープとかで販売しているわけですよ。そうすると高齢者の方々は、元気づけられてしまうわけです。もっと増やそう、もっと増やそう、もっと長く頑張ろうという生きがいも意欲も生まれてくるわけです。例えば市内には、素敵な民芸品を作ったりとか手芸用品を作ったりされる方も結構いらっしゃるわけですよ。だからそういう施設を造れば、ただ業者だけが潤うのではなくて、市民が利活用してまたそういう地域コミュニティ協議会の出店もできたりとか、地域の方々が関わった道の駅のような施設になるわけですね。本当に観光客だけではなくて、地元の市民に愛されたそういう施設ができる可能性があるわけなんです。そういう方向性でぜひ取り組んでいただけませんか。市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃることはよく分かります。限られた財源の中での事業となりますと、道の駅の整備についても整備する場所や施設の規模、費用対効果等の検証を行うとともに、多くの方からの意見等を参考にしながら検討させていただく。併せて、先ほど言いましたように第2次志布志市観光振興計画が今年度中に策定ということでございますので、そこに盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、市民に愛される施設というのは、市民の声の集結した施設になるわけですから、行政が勝手に造ったとかそういうのではなくて、本当に市民の意見を吸い上げていただいて、そういう若い子からお年寄りまで、みんながのんびりできるような施設が、なかなか僕が思うに本市は結構遊ぶところがないんです、リフレッシュする場所がないわけなんです。例えば仕事に対しては、いろんな補助があったり何があったりするわけです。皆さんもそうでしょうけど、一日中働いているわけじゃないんですよね。本当に今日頑張ったというときはリフレッシュしたいわけですよ。それを遠くまで行かずに近場でいろんなリフレッシュができるまちじゃないと、楽しめるまちというのも必要だと思うんです。真面目だけじゃ人は付いてこないし、住みたいまちだとは思わないし、やはりこの近場に自分がリフレッシュできるいろんな場所があって、そういういつでも一生懸命仕事を頑張っていっぱい給料をいただいて、家族にいっぱいサービスして、近場でゆっくりできる、2時間かけてあそこに行こうじゃなくて、その

2時間かけていく場所のそういう同じようなものが、志布志市にはいろんな景観のいい場所がいっぱいあるわけですから、ましてダグリ岬遊園地なんて宮崎県と鹿児島県で1か所しかないんですよ、遊園地というものは。もう長崎県とか福岡県にはハウステンボスがありますよね。熊本県や佐賀県辺りにはグリーンランドがあるわけです。なんと宮崎県、鹿児島県には、ダグリ岬遊園地があるわけです。だからちょうど3分割でそういうのがあるわけですね。ハウステンボス、グリーンランド、ダグリ岬遊園地の三つがあるわけです。だから私が言うように、それぐらいの利用価値のある場所ですから、もっとしっかりとその場所を注視したいいろんな観光事業に取り組むべきではないかということなんですよ。高速道路もできますし、さんふらわあも就航していますし、ただ通りすがりで志布志市を訪れるんじゃないで、志布志市への着地型で観光していただくということもしっかりと考えていかないと、なかなかこのコロナ禍で疲弊した経済状況は回復しないような気が私はしております。例えば、昔は夏井地区にはキャンプ場があったわけですね。町営のキャンプ場があったわけです。すごくにぎやかだったんです。夏場には夜店もありまして、子どもたちは子ども会でよく行って、海岸でタコを捕って、焼きイカ屋のお兄さんが「焼いてやるから半分よこせ」みたいなそういうやり取りやコミュニケーションもあったわけです、いろいろですね。だからそういういろんな触れ合いもあったし、そういう自然体験があったわけですね。だから、そういうものも活用していただきながら、しっかりとした夏井地区に目を向けていただくことをお願いしたいと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員がおっしゃることは、全体的に分かっているところでございます。その夏井地区のいわゆる観光としての位置付けは、先ほど言いましたように第2次の観光計画書を策定するということでもありますので、今言われたようなことも含めて、全体的にその計画書に盛り込んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○2番（南 利尋君） もちろん歴まち整備事業とかダグリ岬周辺整備事業とか、いろいろこの前もしつこく質問させていただいたので、全て把握させていただきましたが、そういう事業がいっぱいあるわけですね。だから、市長からさっき歴まちの観光事業という言葉も出ましたが、人がまず着地してくれないとなかなかそこはいろんなところに行かないんですよ。歴まち事業を今始めましたと、最近6,000人ぐらい増えたという話も聞いておりますが、では、「どれだけの経済効果がありましたか」、「皆さんどこで買い物をしましたか」、「志布志市に泊まられましたか」という話になるわけですよ。そういう経済を潤わせるという状況、そういう観点から考えればですね。だから、やはり私が一番必要なのは、例えばなぜ私が夏井地区のことをずっと言い続けるかといいますと、夏井地区には大きな宿泊施設が二つあるわけです。海水浴場があって、遊園地がありまして、イルカランドがありまして、大隅夏井駅もあるわけですね。志布志市にはさんふらわあが就航しています。これから都城志布志道路が全面開通していくわけですね。東九州自動車道の夏井インターが志布志市にできるわけですよ。そう考えたときに、例えば中部地方にあります富士急ハイランドとか、いろんな山の中にあっても海はなくても、にぎやかなところはその観光のアイデア一つで素晴らしいものが出来上がっていくということなんですね。だから、本当

に私は志布志市の経済を活性化するため、志布志市の観光に対して経済波及効果を生み出すには、私は経済効果の高い着地型観光が重要であると考えています。令和4年度には、市長が先ほどおっしゃいました新たに第2次志布志市観光振興計画が策定されるということなので、ぜひまずはその観光振興計画の中に、市民の意見を8割、9割入れていただいて、あとは法律に則った、オーバーかもしれませんが、皆さんのいろんな事業者の要望とか若者世代、高齢者の要望をがんがんに吸収した中での、市長がよくおっしゃる市民目線の観光振興事業をしっかりと策定していただくことをお願いしたいと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたとおり、現在策定中の第2次志布志市観光振興計画では、市民や志布志市に訪れたことがある方、市内の事業者・団体等、幅広い方を対象に、アンケートやヒアリング調査を行う予定でございます。その中で出た様々な意見を参考に、今後の観光振興につなげるようニーズに合った実効性の高い計画策定に向けた取組をしまいたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、市長が常におっしゃいます市民目線で、全ての事業が策定されることを強く要望しておきます。

次に、環境行政についてお伺いします。6月は環境月間です。そこで増えつつあるごみの不法投棄に対して、本市ではどのように取り組んでいるのか。また今後、不法投棄を減らすための新たな取組はあるのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市内の不法投棄については、平成19年度から環境パトロール員を配置し、不法投棄の見回りや道路などにポイ捨てされたものを回収しているところです。

その回収重量を比較してみますと、平成19年度1万2,578kgありましたが、令和2年度は7,032kgと約45%減っているところであります。一定の成果は出てきているところですが、以前としてなくなるという状況でございます。また「おじゃったもんせクリーン大作戦」や「マイロードクリーン大作戦」等で市民の方々にも取り組んでいただいているところでございます。

現在行っている対策としましては、不法投棄の多い場所への看板の設置や、市民の方から要望があれば看板の設置をお願いするなど、注意喚起を行っているところであります。加えて、環境学習会や市報しぶしに記事を掲載し、不法投棄防止の周知を図っているところでございます。

不法投棄を減らす新たな取組ですが、小・中学生に不法投棄に関する標語等を募集するなど、今後そのような取組も検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

○2番（南 利尋君） いろいろ取り組んでいただいているというのは、私もいろいろ教えていただきたいんですが、昨今不法投棄が増えていることを感じるのは、私だけではないと思うんですね。先ほども言いましたが、市民の憩いの場所でもある夏井地区のダグリ岬周辺や国際の森などでも増えていると、私は実感しております。人流が増えたことに比例して不法投棄が増えています。「捨てるな」の看板などの設置を今行っているというところでしたが、私は「捨てるな」などの看板や立札の周辺にも、不法投棄をよく見かけることが多いんです。私が思うに人の心理の中には、人に命令されたり注意されたら、何か反発するような人もいらっしゃると思うんです

ね。だから、その看板を見て不法投棄をするという人は、意外とそういう反発的な心理も多少は働いているのではないかなと私は考えるわけです。例えば、私が提案したいのは、不法投棄に対して逆転の発想というのも必要なんじゃないかなと思うんですね。もちろんごみは持ち帰ることが基本なんです。持ち帰るということを推奨するわけですね。その中で不法投棄撲滅対策として、管理可能な場所にはごみ箱を設置し、注意書きとか命令的な文言を書くのではなく、不法投棄の実態を啓発するための看板を立てたらどうでしょうか。例えば、大きなごみ箱を置いてその後ろには、「志武士ししまる」と「トン助」が語りかけているようなかわいらしい看板を置いて、「志布志市に来てくれてありがとう。気持ちよく過ごしてもらえるようにきれいにしておきました。みんなが気持ちよく過ごせるようにごみは持って帰ってくださいね。どうしても無理だったらこの箱の中においても大丈夫ですよ。また来てください」というようなですね、おもてなしの心が伝わるようなそういう設置の仕方でも一回試してみたらどうなんでしょうか。例えば、さっきも言ったような「捨てるな」とか何とかするなと言われたら、それはもうずっとあり過ぎて、あまり効果がないと思うんです。逆にどうしても持って帰れないんだったら、とりあえずしょうがないでしょうと。でも「ごみはここに置いて、もうほかのところには捨てないでくださいね」というような発想の下でやっていけば、例えば神社仏閣に行きますと、ごみ箱というのは、「護、美しい、箱」と書いてありますよね。あれは書道で書くと難しいんで、かわいらしく「護美箱」と書けば、家族で行ったときに子どもが「何て書いてあるの」と「ごみ箱の本当の意味はね、美しさを守るための箱なんだよ」みたいなそういうごみ出しに対する教育もできる可能性もあるわけですね。だからそういう「志武士ししまる」と「トン助」の言葉を見て、いろいろ感じなかったことも感じる可能性も出てくると私は思うんですけど、だから、そういう逆の発想で一度試してみてもどうでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在、看板設置や環境学習会及び市報等で不法投棄を含む環境問題に取り組んでいるところでありますが、議員から提案がありました発想の転換で市民に問いかけるような看板の設置については、調査・研究をしてまいりたいと思います。

特に日本の場合は、ヨーロッパと違って一つの島の中で生活をしていると。ヨーロッパがなぜ環境学習が小さい頃からあるかと申しますと、これは隣近所からいわゆる汚いものも水も高いところから低いところへ流れるということで、他人に迷惑をかけないと。これを小さい頃からしているわけですね。日本の場合はそういうことがなされてこなかったということでの反省もあろうかというふうに思いますが、今そういうことも含めて、どういう形で不法投棄がなくなるのか。これは私が取り組んだのは、「混ぜればごみ、分ければ資源」という基本的なことをしっかり分かって取り組めば、何ら不法投棄もなくなるんじゃないかと思うところでもありますので、調査・研究をさせていただきたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） そのとおりなんですね。ただ、今鹿児島県のどこかの島でごみ箱じゃなくて「拾い箱」と書いてあって、島中の観光客もみんなその「拾い箱」に拾ったものを入れるような取組をしているところがあるんですね。それはある人がUターンして帰って来られて、その

方が何十年ぶりに帰ってきた自分の島の砂浜がすごく汚くなっていて、本当に悲しくて、自分が初めて最初に拾ったものを入れる「拾い箱」のようなものを、毎朝やっていったらいいですね。そうするとそれを見た人たちが、近隣の方々がみんながやり出して、今は行政が島中に十何個のそういう「拾い箱」のようなものを設置したみたいなんです。そういう事例もあるわけですよ。だから、昔から「押しても駄目なら引いてみな」みたいなものがあるじゃないですか。だから、「捨てないでください、捨てないでください、捨てないでください」といったら、捨てたくなるんですね、人間の心理っていうのは、悲しいかな。だから、捨てていいですよみたいな感じのニュアンスでいろいろ啓発していけば、「えっ」て思う場面もあるかもしれないですね。だからそういう意味でも、「押しても駄目なら引いてみな」の精神でぜひ取り組んでいただければと思います。

次に、本市のごみの出し方については、これまでも賛否両論、様々な意見を聞いています。志布志モデルの意義を再認識してもらうとともに、全市民が共通理解の下、リサイクルを推進できる環境を整えるべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市は旧町より本格的な資源ごみ分別をはじめ、約20年経過しているところであります。市民の皆さんに御協力いただき、最終処分場への埋め立て量も分別開始前と比較して約8割減となっているところです。現在は更なる最終処分場の延命化を目指して、使用済み紙おむつの再資源化事業に取り組んでいるところでございます。

資源ごみ分別を始めたときには、収集を理解し協力をいただくために、各自治会で説明会を開催するなど、繰り返し説明を行ったところでございます。現在においても、市衛生自治会と協力し、環境学習会を行い、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年より回数は少なかったものの、36団体で環境学習会を開催したところでございます。

令和元年度においては松山中学校、香月小学校、有明小学校では、そおりサイクルセンターの見学会を、志布志中学校、野神小学校では、児童・生徒を対象に環境学習会が行われております。この事業は15年以上行っているもので、子どもたちはリサイクルに関する知識を得ているものと考えておりますが、子どもの頃からの家庭教育が大切だというふうに考えておりますので、教育委員会と連携して、小・中学生に対する環境学習を充実させていきたいと考えております。また、資源ごみ分別は家庭で日頃より行っておりますので、日常生活の中で分別の意識が身に付いているものと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） いろんな取組をされていると思いますが、志布志モデルと言われるごみ出しの在り方については、多くの意見や要望を聞きます。特に若者や子育て世代の意見としては、「分別をもっと簡素化できないか」とか「ごみを置くスペースがないので、ストレスを感じる」とか「衛生面から回収日を増やしてもらえないか」などがあります。都城市や鹿屋市に住んでいる若者たちは、志布志市に住みたくない理由の一つとして「ごみ出しが大変だ」という意見もあります。これは鹿屋市と都城市は焼却炉を持っていて、志布志市よりも分別をしなくてもごみの処理ができるということですね。志布志市は大変だということをおもひながら意見するわけですね。

よく考えてみますと、志布志モデルのごみ出しが始まって16年過ぎたわけですね。ということは20歳過ぎぐらいのその若者たちが、物心がつく前に始まって子どもの小さい頃、何でもこういうパターンでごみ出しをしなければいけないかということ幼稚園の頃はあまり分からなかったわけです。そういう方々が20歳を過ぎて自分でごみを出すようになって、何でもこんなに面倒くさいことをしなければいけないのかという若者が増えたわけですね。ということは、もう一回原点に戻って、何でもこういうごみ出しの志布志モデル、リサイクル事業の取組の意義や社会貢献活動につながるそういう出し方だということ、もう一回全市民、若者に対してもしっかりと周知するべきではないかと私は思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在の志布志モデルを始めたきっかけは、資源のない日本であることで、あるものをしっかり生かすために「混ぜればごみ、分ければ資源」を合言葉に、平成12年度に容器包装リサイクル法の施行に先立ち、平成11年度からですから、もう22年ぐらい経っているわけですね。旧志布志町で資源ごみ分別回収を始め、その後拡大し、現在のスタイルになったところでもあります。また、「美しい地球を子どもたちへ」の気持ちで取組をしてきたところでもありますので、そのこともお願いをしているところがございます。このことは、SDGsによる誰一人取り残さないということでの取組もしているところでもあります。

令和元年度の志布志市のリサイクル率は75.1%で、全国の自治体の中でも4番目、市の単位では15年連続日本一ということでもあります。ただ結果として、リサイクル率が上位であるところで、本来の目的は資源の有効活用でありますので、決して順位が一番とか、それは全く私は考えていないところであります。市民の方に今一度リサイクルの意義を御理解いただくよう、市報、ホームページ掲載などを通じて周知に努めてまいりたいと思います。

また、現在作成しております分別のポスターには、「何は何にリサイクルされています」の記述がいくつかはありますが、どういうふうに変化していくのか等々が説明不足であるというふうに感じているところでもありますので、分別の意義と分別のモチベーションにつながるようなものを見直しを検討してまいりたいと思うところがございます。

○2番（南 利尋君） 本当にもう一回再認識していただかないと、また新たないろんな志布志モデルの中でも、まだ改善するところは改善していくようなそういうものもしっかり取り組んでいただかないと、やはり時代に合ったいろんな感覚というのがありますので、その辺も検討していただくようによろしくお願ひします。

資源ごみがどのようにリサイクルされているのか、具体的な事例をもってお示ししていただけますか。

○市長（下平晴行君） これは先ほど言いましたように、例えば空き缶、アルミ缶がどういう形としてなるのか、これが今どのようなものになって使えるのか、そこも含めたそういうものを絵等でお示ししていければを思っていますので、何とかそこ辺もそおリサイクルセンターとの協議をしながら取組をしてまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） その辺がしっかり理解できれば、「あなたや君が出したペットボトルは、

着ているTシャツがそうなんだよ」とか、「今はいているスリッパは志布志市のごみでできたんだよ」とか、そういう具体的に分かっていけば現実味があるんだけど、ただどこか集めて、どこかで焼却しているんじゃないかという話も出てくるわけですよ。だから具体的に「こうやってこうやって、SDGsに貢献しています」みたいな、そういうものもしっかり提示していかないと、なかなか全市民のそういう共通理解は得られないと思いますので、その辺の取組もしっかりお願いします。

最後に、本市でも高齢化が進み、ごみ出しに苦慮されている高齢者が多くいらっしゃいます。

「分別するのが難しくなった」とか「ごみ出しの日を忘れるようになった」とか、中山間地域では「ごみステーションまで持って行けなくなった」などの意見があります。最近では「ごみ出し難民」という言葉も使われるようになりました。このようなごみ出しに大変苦慮されている高齢者の方々に対しては、どういう取組をされているのかお伺いします。

○市長（下平晴行君） 高齢者の方というわけではなくて、分別ができない人のためには、ごみ出し困難者ということで対応をしております。また、高齢者で分別ができないという方も私はいらっしゃると思いますので、その対応をどういう形で進めればいいのか。例えば、生ごみだけを入れないでリサイクルするものを一緒に入れて、もちろん有料になるわけでありましたが、そういうことができないのかどうか。そして前は、自治会でコンテナ一つが100円とかで処理をしている集落もあったようでありましたので、そこ辺も含めて、先ほど議員が地域コミュニティ協議会という話もされましたが、そういう協議会の中でそのようなことができないのかどうか。これも収益ということでの取組もできるわけでありまして、そういういろんな方策もあるというふうに思いますので、いろんな御知恵をいただきながら、本当に「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、いろんな形で取組をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南利尋君） ぜひですね、本当に多くの高齢者の方々が大変な思いをされている場面があります。ぜひ本市の礎を築いてくださった高齢者に対して、高齢者に寄り添った対応をとっていただくことをよろしくお願いいたします。

私が今回の質問で提案したかったことは、長く続いてきたコロナ禍もワクチン接種により収束が見えてきた今こそ、新しい生活様式の中で全市民が「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」と、心から実感できるような新しいまちづくりに取り組むべきではないかということでした。見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） これは私が望むことであります。「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」、これはあらゆることに通じてくるんじゃないかなと思っておりますので、もちろん移住・定住にしても、子育てされる方にしても、「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」というふうにつながっていけばいいまちができるなというふうに思っておりますので、それを目指して取組をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（東宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時23分 再開

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

このコロナ禍で国がオリンピック・パラリンピックを控えてどうあるべきかというときに、そうした多くの国民の声や野党の国会をずっと開いてという声を言葉は悪いんですけど無視したといいますか、そういう形で国会を閉じてしまいました。議員をここで私も長くさせていただいていますが、私たち議会は決められた会期中で、真剣に当局が提案されたものに対してきちんとやる。そして一般質問等では、議員としての提案を政策論争としてこの場でやる場所です。まさに国民の声を聞かないと、そういった今の与党の在り方というのは、国民から批判を受けても仕方のないことだと私は思います。それはそれぞれ言い分はあるでしょう。でも、きちんと何もない状況の中ではないでしょうけど、少し反省をしてもらいたいものだなという思いがあります。本市のこの議会、私たちは残り任期約半年ぐらいいすけれども、しっかりと議論をして、市長においては2期目の出馬表明と、私にはあまりよく聞こえなかったものですから、そういうことだというふうに今朝の新聞等々も見て受け取ったところでしたが、残り任期、その選挙のことはさておいて、任期いっぱい全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

そうしたところで、通告していました順に質問を始めたいと思います。まず、共生・協働・自立のまちづくりについてということをお願いをします。

市長は、施政方針の中で基本目標6として、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちというそのまちづくりですね、それを述べておられますが、非常に私たち議員としてもそうですけれど、住民の方々からしたら非常に分かりづらいという思いがあります。なぜなら、私たちが住んでいる自治会は帖五区地区公民館活動としてあります。一方では、校区公民館を中心とした地域コミュニティ協議会として新たに組織していくというそういう施政方針を含めてあります。それぞれがどのようにお互いの役割を果たしながら、校区公民館活動としてはそう、一方で地域コミュニティ協議会としてはそれをどう補完していくのかと。また所管としても行政当局としても、校区公民館については生涯学習課が担当されて、地域コミュニティ協議会になるといわゆる企画政策課に移っていくのかなという、「予算と仕事」でもそういうふうに分かれていますね。そういったものについて、それぞれが果たしていく役割とお互いをどう今後構築していったら、「共生・協働・自立のまちづくり」として進めようとされているか、そのことについてまずお願いします。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

地域コミュニティ協議会の役割につきましては、校区公民館、自治会、ふるさとづくり委員会、学校、企業などの各種団体と地域住民との連携を強め、地域内での協議を経て参加者それぞれ得意分野を生かしながら、自分たちの地域に必要なことを自ら決めて実行する、新たな地域の代表組織であります。地域づくりにおける市との協働のメインパートナーでもあります。

今後の市としての方向性は、地域で生活し活動する多くの方が、知恵を出し合い助け合い、まちづくりに参加し地域活性化に取り組む「共生・協働・自立のまちづくり」を目指し、その活動の中心組織として令和6年3月までに市内全域で地域コミュニティ協議会の設立を推進してまいりたいと考えています。

○教育長（福田裕生君） 校区公民館活動におきましては、各公民館長を中心に地域住民に一番近い存在として、市民目線で福祉の向上や防災対策の推進、青少年の健全育成等に御尽力をいただいております。そのことについては、大変感謝をしているところでございます。

市長の答弁にもありましたとおり、地域活性化に取り組む「共生・協働・自立のまちづくり」を推進するために、今後教育委員会としましても関係課、関係団体と緊密に連携を図りながら、その取組を進めていく考えでございます。

○19番（小園義行君） 今答弁がありましたけど、市長の方から令和3年度中に全域にこの地域コミュニティ協議会を広げていくんだということでありました。この地域コミュニティ協議会というのは、例えばAという校区公民館がNOを突き付けられたときに、当局としては、「いやいや、そういうことじゃなくてこうしてくださいよ」というふうにあくまでも上からやっていくという考えなんですか。

○市長（下平晴行君） これは令和3年度中ではなくて、令和6年3月までということでの取組であるということで、また押し付けでもなくて理解していただいて、そういう方向に持っていくという考え方でございます。

○19番（小園義行君） 最近耳がよく聞こえないものですから、6年とおっしゃったのが、発音が悪かったのかもしれないかもしれませんが、私が3年と聞こえたものですから、そんな難しいことを急にやるってトップダウンかなと思ったものですから、令和6年度中に全域に広げていきたいということですね。そこで、あくまでもその校区公民館が自立した活動をこれまでもされていますよね。そうした中で、地域コミュニティ協議会に移っていくにはそれだけ順序を踏んで、合意が得られないとなかなか難しいというふうに思うところです。そこについては、しっかりと担保をされているというふうに理解していいですね。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったようなことはしっかりと理解していただいて、地域コミュニティ協議会の方向に移行していただくという考え方でございます。

○19番（小園義行君） そうしますと、一定期間生涯学習課が所管される校区公民館としての校区の活動の在り方、そして一方では今3地区、モデル地区というふうに表現されていますけど、そこが先に進みますね。そうした中で非常に生涯学習課としては先を見据えての対応の仕方でしょうから、そこについては、地域コミュニティ協議会の設立へ向けて校区公民館活動との関係で、

どういふうに生涯学習課としては、教育委員会としてそれを構築していこうというふうにお考えなんですか。

○教育長（福田裕生君） 従来ある形態から新たな形態への移行ということがありますので、すぐすぐに合意形成ということにはもちろんならないわけですし、それぞれの校区の実情だとか、地域の皆さんのいろんな思いを十分にくみ取りながら、段階的に進めていくことがよかろうと思っているところでございます。

教育委員会といたしましては、庁内での検討会はもちろんのことですけれども、校区公民館の館長さん方の定例会そして研修会におきましても、この地域コミュニティ協議会についての理解を深めていただくような内容を盛り込みつつ、そして課題に思っておられるようなこと、疑問に思っておられるようなことを拾い出しながら、丁寧に説明をしてお返しするような流れをつくっているところでございます。

○19番（小園義行君） それぞれそういう立場で、令和6年度中には全域志布志市としては地域コミュニティ協議会が設立していくということですね。少しその間、令和3年、4年、5年、6年、4年間ありますね。その中で、今校区公民館に対してそういう補助金ですか、支援ですか、そして地域コミュニティ協議会としての支援の在り方はどういふうに違うのか。その違いについて教えてください。

○企画政策課長（西 洋一君） 地域コミュニティ協議会におきましては、その地域全ての方々を対象とした形で今後活動を進めていただくということで、計画づくりをさせていただいているところでございます。

御指摘の補助金等につきましては、公民館の補助金は自治会の加入世帯に対しての積算での補助金になっておりますが、地域コミュニティ協議会につきましては、その地区住民の全ての方が対象になっておりますので、補助金の積算につきましては、未加入世帯も含めた地域住民の世帯数に応じた補助金の算定になっているところでございます。

○19番（小園義行君） そうしますと、校区公民館活動については、それぞれ自治会に加入されているその世帯数に対して支援をしますよと、そして地域コミュニティ協議会は、そこにお住まいの方全員を対象として、支援の在り方がありますということで、それはそれぞれの考え方で生涯学習課としては、この4年間の間でこの合意形成のために努力をしていただくということですよ。この支援の在り方はよく分かりました。

そこで、志布志市全体の世帯数と自治会に未加入の世帯がどれくらいあるのか、ちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 毎年9月1日現在で加入率を集計しており、平成28年に70%でしたが、年1%ずつ加入率が減少し、令和2年度は66%となっているところであります。9月1日現在、全世帯が1万5,493世帯のうち、加入世帯が1万284世帯、未加入世帯が5,209世帯というところでございます。

○19番（小園義行君） 約3分の1が未加入だということですね。そうしますと、地域コミュニ

ティ協議会にどんどん移行していくという状況が、最終的には起きるわけですね。そして校区公民館が発展的に地域コミュニティ協議会になっていくという状況です。この未加入世帯の方々に「自治会に入ってください」と言うのは、非常にそれぞれ法律、憲法、そういったものから見ても、ちょっと難しい部分があるかと思いますね。そこで、この地域コミュニティ協議会という方向性を当局としては取られたんだろうと思うんですね。

そこで、ごみ出しのことで先ほどもちょっとやり取りがありましたけど、校区公民館活動と地域コミュニティ協議会としての支援の在り方は、自治会に加入されている世帯数に応じて校区公民館でありますよ。地域コミュニティ協議会はそこにお住まいの方全員だという、そこでそういう支援の仕方だというふうに変わっていくということでしたので、このごみの処分方法、出し方ですね、これを「共生・協働・自立のまちづくり」と、その視点からしたときにどうなんだろうということ、現状、例えば未加入世帯の方が5,000世帯あるということで、全体の3分の1だということで、私は、自治会に加入しなくていいよということをここで声高に言うつもりは全くありません。立場は、できたら自治会に加入していただいて、一緒に校区公民館、自治会活動、ひいては校区公民館活動、そして市全体の「おじゃったもんせクリーン大作戦」とかいろんなものに協力していただきたいと、共生・協働のまちづくりに一緒に入ってくださいというそういう立場です。でも現状ですね、少しあったときに、ごみの処分方法ということで、未加入の方々に対してはどういう状況になってるんだろうということ、現在の状況をそれぞれの自治会で御苦労されていると思うんですけど、そこについては市長、どういった御認識ですか。

○市長（下平晴行君） 自治会によっては、未加入の方が例えば「年間1,000円払いますので、入れさせてください」とか、「いやうちは絶対入れさせない」とかいう、それは集落によって様々あるようでありますので、今議員がおっしゃったように、地域コミュニティ協議会になりますと一緒にいろいろな事業活動をしなが、そっちの方に引き込んでいくということが、私は可能になるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○19番（小園義行君） 私の自治会も、五十数戸あるんですけど、その中で自治会に未加入の方が何世帯かあります。私たちの自治会は、自治会費というのを月額600円ほどいただいて、年間7,200円ですね。もちろん「自治会加入はごめんなさい」とおっしゃる人にも、「こういう形でみんなで協力していますので、いわゆるリサイクル、生ごみ、粗大ごみを出すのに対して、それ応分の負担をしていただけませんか」ということで7,200円いただいて一緒に活動しているわけですね。でも、自治会に入るという強制はしていないわけです。お願いはしますよ。その中で、例えば今後地域コミュニティ協議会になったときに、今のごみの処分の仕方として、ごみステーションが設置してありますね。そこにこういうふうには書いてあるんですよ。大きく志布志市と書いて、「ここは集落衛生自治会の設置、収集している場所です。ごみを出すときは指定の袋で指定の時間に名前を書いて出してください。この自治会以外の方はごみを置かないこと。不法投棄となりますので警察へ通報します」という志布志市が看板を掲げているんですね。これは市長、「共生・協働・自立のまちづくり」とその視点からしたときに、少し「えっ、駄目なんだね」っ

て、こうなっちゃいますよね。ここについては、私は少し変えていかないといけないと、市長が施政方針でおっしゃっているその立場とは、これは逆でしょう。そこについては、急に撤去しなさいとかいうことも言いませんけど、考え方としてそれがあると、自治会に入っていない人たちは出しにくいですね。それと先ほども南議員の方からあった不法投棄の一つの要因になってしまうようなこともある。だからもし今後、集落から抜けられた人が「収集場所に持っていきたい」としたときに、「自治会に入っていないから駄目だよ」というそういう問題が起きたときに、その自治会にお願いする、地域コミュニティ協議会にお願いする、それだけでは感情的な問題もありますし、いろんなことがあって私は難しいだろうと。そこに丸投げしているような状況でいけないと。だからここについては、これこそ「共生・協働・自立のまちづくり」を掲げる行政の出番だと思うんですよね。その自治会に丸投げする、その地域コミュニティ協議会に丸投げするのではなくて、役所がそこではきちんと行って、そういう人たちとの間に立って、何とか解決する方法はないかというその努力を私はしないと、市長が施政方針で掲げているこのまちづくりには、当然届かないと思うんですけど、それはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 先にこの看板、この表示の出し方ですが、おそらくこれは地域の方々から外から持ってこないようにという、自分たちのステーションを守るということでの多分お願いであったというふうに思います。

これはおっしゃるように、そういうまちづくり、いわゆる地域づくりということで行きますと、これはやはりおかしいと思いますので、これは徐々にこの下の方の警察ということの表現は抜いていきたいというふうに思います。

やはり先ほどもありましたとおり、未加入者対策としては、自治会がどの程度その中に介入ができるかどうかですね、そこは基本的にはやはり志布志市に移住、転入していただいた方は、まずはその地域がどこの集落でという、自治会長を含めて紹介して入っていただくようなお願いをしているわけでありますので、そこを含めて、そして未加入者に対しての対応というのが、おそらく転入されたときに、転入届で自治会に加入しないというようなことに何らかの形であった場合に、行政としての立場でその中に入れることがどの程度できるかですね、これはおっしゃるように、やはり志布志市民として来られるわけでありますので、そこ辺の対応ができるかできないのかというのは、ちょっと内部で十分協議してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ここは市長、とても大事なところで、その自治会に例えば私の自治会の例え話ですよ、皆さん何十年も住んでおられますので、その中でちょっといろんなことがあって抜けますとしたときに、そこに感情的なしこりがあったり、いろんなことがあったりして、「その自治会で解決してよ」と言っても、これは市長、難しいと思うんですよ。そこにやはり行政当局として、例えば、「新しい自治会に入らないから私たちでどこかにごみステーションを作る」、「それは駄目だよ」ということになったときに、そこに捨てさせてあげたいという言葉が悪いですね、そこに持ってきて不法投棄しないようにしたいと、自治会からは抜けるけど家はそこにあるんですね。そういったケースの場合には、「その自治会にお願いをして解決

してよ」と言っても難しいでしょう、それは。やはりこれは当局が努力して、そこに入って、それは当局はできますよね、当然。その役割をきちんとしていくとすることをしないと、今後この5,000世帯の方たちが本当にどうするのとなったときは、これは役所の出番でしょう。ぜひそういう自治会から抜けられた方たちの行き場がなくならないように、それをぜひ役所の方で中に立って解決していったらいいという、それでないと問題は解決しないままになりますけど。そこについては市長、本当に役所の力を発揮するところですよ。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、自治会長と加入する方、加入しない方、そういう問題が生じた場合はそういう行政が入って、中に入ってどの程度入れるか、これはちょっと分かりませんが、やはり口添えはしっかり対応していくべきではないかなというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） 最後です。志布志市は「志あふれるまち」と宣言していますね。ぜひそうした立場からしたときに、新しく入ってくる人に対してももちろんそうでしょう。ずっとおられた方で20年、30年、40年と私なんか69年いるわけですけど、そこから私が抜けたとしても、今おられる方と私もそこに住んでいるのは一緒なわけで、問題が生じたときにその方たちに任せたままで終わらないと、役所がきちんと対応しますよというそこをやはり当局としては考えてほしい。そうしないと問題は解決しないままに、不法投棄になってみたり、そういうことになったら市長が考えておられる「共生・協働・自立のまちづくり」に反しますよ。ぜひ当局としてそれについては責任を持つというぐらいのことはいいですか。

○市長（下平晴行君） 今ありましたとおり、どうしても自治会を抜けなければいけないという何らかの原因があるかと思いますので、そういうときに市が中に入って、そのことが対応できることなのかどうか等含めて、それは先ほど言いましたように、しっかりと聞いて対応していかなければいけないというふうに思うところでございます。

○19番（小園義行君） ほとんど役所が真ん中に立つというのは、私は100%できるというふうに思います。いろんなことがあったとしても、役所がそのことをごみの分別とか求めているわけですから、お願いをして解決していくための、今市長がどこまでは入れるかというのがありました、ちゃんとやるということでしたので、理解をして次にいきます。

それでは、会計年度任用職員制度についてということをお願いをします。

昨年度から始まりました会計年度任用職員制度について、具体的な内容がまだ私たちも1年間どうなるんだろうということずっと見ていましたけど、会計年度任用職員について本市の具体的な職員の雇用条件、そしてフルタイム職員、パートタイム職員の数や任期の在り方、そして手当支給、社会保険などどういう状況になっているのか、その状況をお示してください。

○市長（下平晴行君） 会計年度任用職員につきましては、令和3年6月1日現在で321人を任用しております。その全てがパートタイム会計年度任用職員であります。会計年度任用職員は、任用されますと、一会計年度4月1日から翌年3月31日の間で、必要とされる期間を任期として勤務することになります。会計年度任用職員は毎年度ハローワークを通じて募集を行い、面接に

よる選考を行います。年齢及び性別による制限や任用の回数による制限はございません。

パートタイム会計年度任用職員につきましては、時間外勤務手当等、手当相当額を含む報酬、通勤手当相当分の費用弁償及び期末手当が支給されております。

社会保険及び雇用保険については、一定の条件を満たす方がその適用を受けております。

○19番（小園義行君） 議長、大変申し訳ないんですけどこの椅子が低くて、私、座高が短いものですから立ったままでいいですか。

○議長（東 宏二君） はい、結構です。

○19番（小園義行君） このフルタイム職員はどれぐらいで、パートタイム職員の数というのは分かりますか。

○総務課長（北野 保君） フルタイム職員につきましてはゼロでございます。全てパートタイムになります。

○19番（小園義行君） フルタイム職員は一人もいないということで、全てパートタイム職員だということですね。大変申し訳ないんですけど、それまでの嘱託職員から会計年度任用職員に移行しましたね。そのときに嘱託職員の数というのはどういうふうになったんでしょうか。増えたんですか減ったんですか。

○総務課長（北野 保君） 令和元年度まで嘱託職員、臨時職員がおりまして、その人数が352名、令和2年度で会計年度任用職員になりまして、319名になりまして33名が減少したということになります。

○19番（小園義行君） 今、課長の方から答弁がありましたけれど、これは嘱託職員からそこに移行したときに減ったんですよ、今おっしゃるようになりますね。そうすると、嘱託職員から会計年度任用職員になって、この更新の回数というのは1回きりですか、この会計年度任用職員は1年任期だということになっているんですけど、その更新は何回でもできるんですか。

○総務課長（北野 保君） 更新につきましては制限は設けていないところでございます。

○19番（小園義行君） 制限はないということですよ。もう一つ聞きますね、この給与の格付けはどのようなふうなことになっているんですか。

○総務課長（北野 保君） 会計年度任用職員の報酬につきましては、職員の行政職給料表を使用して、日額に換算して決定をしているところでございます。

職員の場合、高卒で採用されますと、1級5号給15万600円に格付けされますが、会計年度任用職員の場合、1級1号給から1級93号給まで職務に求められる知識、技術に対応して格付けしております。

例えば、一般事務補助は1級1号給の月額14万6,100円、学校支援員は1級28号給の月額18万7,200円、介護支援専門員のグループ長は1級93号給の月額24万7,600円からそれぞれ日額を算定しております。

○19番（小園義行君） 今、ここに会計年度任用職員の給与に関する規則という条例の別表ですね。ここにある最初の1級の5号給が高卒とかそこで、ほとんど1級で該当しているというところ

るでのその見方でいいんですね。

そこで、今うちはフルタイム職員は誰もいないということでした。そしてパートタイムだけですよということです。そこで、パートタイム職員であっても、任期は1年で更新は何回でもいいよということでした。社会保険などはそれぞれ割合が時間で違います。ここで、退職金は当然パートタイムだからありませんよね。期末手当は1年目ちよつといろいろでしょう。1年目、2年目どう変わりますか。期末手当をちよつと教えてください。

○総務課長（北野 保君） まず1年目につきましては、4月からの任用になりますので、6月支給分が減額されることになります。12月分については通常の間額が出ますけれども、2年目からは6月、12月ともに通常の間額が支給されるということになります。

○19番（小園義行君） 支給額は大体、2.6か月ぐらいですか。

○総務課長（北野 保君） 会計年度任用職員の期末手当の支給率につきましては、再任用職員の率と同率となっております、1.45で支給しているところでございます。

○19番（小園義行君） 分かりました。

今全体が少し見えたんですが、私も国の方をお願いしてちよつと資料としていただきました。志布志市は今おっしゃったような数ですね。隣の曾於市は、会計年度任用職員194人のうち、62人がフルタイム職員で32%雇用されています。こういうふうになぞぞれの自治体で違うんですね。

そこで、2017年のこの会計年度任用職員の法律が可決したときに、2017年の4月に国会で附帯決議がされているんです。そこで、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、全会一致です。四つほどあります。

「会計年度任用職員及び臨時的任用職員について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。」、今おっしゃったとおりです。

そして、「人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についても、その趣旨に沿った任用の在り方の検討を引き続き行うこと。」、ということですね。

そして、「現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、厳しい地方財政事情を踏まえつつ、制度改正により必要となる財源の十分な確保に努めること。併せて、各地方公共団体において、育児休業等に係る条例の整備のほか、休暇制度の整備が確実にされるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと」という、国会で附帯決議が、国に対して国会がしたんですね。

それを受けて2019年12月20日に、総務省自治行財政局公務員部公務員課長から、各都道府県を含めて、「会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について」ということで、多分お持ちでしょう。ここで、「会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただく

ようお願いします。」というふうに課長から通知が来ているんですね。これはなかなか親切ですよ。さっき私が国会の附帯決議を読みましたね、これに沿って国はちゃんとやれと国会が決議したもんですから、それを受けて国が各自治体に通知を出している。どういうことかという、一つの例を言いましたね。ここで、本通知は、地方公務員法第59条、地方自治法第245条の4、どちらも技術的な助言とすることができるというふうに法律上なっています。そして、「及び改正法附則第2条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。」と、「あなたのまちで決めていいよ」ということをこれは言っているわけです。国はこうしなさいじゃないですよ。「あなたのまちでちゃんとお金も確保ができたからやってね」ということを、この6項目で言っています。時間の関係で全部は言いませんが「最適な職員構成の実現」ということで、「住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当かを考慮すべきものであること。」ということ。「どれでもいいよ」ということを言っているわけなんです。

二つ目に、「適切な勤務時間の設定」ということで、「会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。」、国がそういうふうにおっしゃっています。そして「また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。」ということなんです。

三つ目です。「適切な給与決定」、全部読みませんね。「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。」

四つ目に、「不適切な『空白期間』の是正」ということで、この間に一定の空白期間を設けてはいけませんよと、そして「適切な休暇等の設定」をちゃんとしてくださいと。「国の非常勤職員には、令和2年1月1日から夏季休暇が措置されるもの」とありました。そしていわゆる年次有給休暇のこともきちんとこれに書いてある。お持ちだから分かると思うんですけど。そして「適切な募集・任用の実施」ということで、今後、「会計年度任用職員の円滑な導入が図られるよう、募集期間や制度の周知期間を十分確保すべきものであること」という、この国が志布志市で決めていいですよと、国会の附帯決議に沿って会計年度任用職員を財政上の理由から、フルタイム職員を雇わないとかそういうことじゃないからねということ国がわざわざ助言してくれているんです。これは志布志市で決めてよいということ国が国会の附帯決議に基づいて2017年に法律ができていますので、2019年にこの通知が来たんです。

ぜひ、今それぞれの中身が明らかになりましたけど、今の会計年度任用職員の皆さんについても、きちんとフルタイムの方をちゃんとしていく。そしてパートタイムということになると時間でまた賃金のそこに差が出てくる。こういうこともこの国の附帯決議によって、きちんと志布志市で決めていいよということをわざわざ国に助言していただいているわけですから、これは市長、ここをよく考えていただいて勤務時間のことや給与のことを、「給与を一律にどんとしなさい」ということを言っているわけじゃないですよ。そこについてはきちんとした対応をしてねということをおっしゃるという形で国からここに通知が来ています。これは今自治体と国は対等の関係ですよ。そういうことでわざわざこれを地方公務員法と地方自治法でこういうことをおっしゃっていますので、ここについて更新が1年となっていますけど、言葉は悪いけど何回でもできるよというそういうこととか、給与の格付けのことについても、ぜひパートタイムということではなくて、そちらの方に移行していくようなことも、少しこの通知に基づいて市長考えていただけませんか。

○市長（下平晴行君） ただいまそういう附帯決議の中で示されておりますので、内部のフルタイムで勤めていただくのか、パートタイムで勤めていただくのか、その職務での対応になろうかと思っておりますので、そこは十分内部の調査・研究をして対応してまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） そういう形にしないと、先ほど条例で1級の1号からそれだけ幅があるじゃないですか。少しもう長く経験をされている方は本当に大変失礼ですけど、正規職員より詳しい人がいるわけですね、そこに長くおられるとね。そこについてはそういう加算をしていくとかいうことも可能だよということを、この通知が求めていますので、ぜひ今市長から答弁があったような対応をしていただきたいと思います。この件については市長の答弁で理解をいたしましたので、次にいきます。

敬老祝金のことについてお願いします。これまでも「節目支給ではなくて、予算の範囲内で75歳以上全員に支給するように見直す考えはありませんか」ということで、何回も質問しました。同僚議員からもそういうことがありました。これまで「支給年齢の開始の問題や金額の差をどうするのか検討させてほしい」という答弁が過去にあったわけですが、私はこのコロナ禍だから、やはり本当にみんな同じようにそういうことがあった方が喜ばれるというか、条例の目的からしても「長く志布志市の発展のために頑張っていた方に、感謝の心を届ける事業だ」と私はいつも言っていますが、そのことをぜひこのコロナ禍で大変厳しい思いをされている高齢の方々に、予算の範囲内ですので、予算を増やしてとかではないですよ。そこについてどういう検討をされたのかをお願いします。

○市長（下平晴行君） 敬老祝金の支給の在り方につきましては、これまでも議員から提案をいただいたところでございますが、令和3年度の当初予算編成の際、一律支給とした場合の支給対象者、支給額、実施時期について協議を重ねた結果、本年度においても現行どおり節目支給で実施することとしたところでございます。

なお、本年度令和4年度から令和8年度までの5年間の第2次志布志市総合振興計画後期基本計画を策定する過程の中で、本市が実施する施策全体の現状と方向性を評価・検討することとし

ておりますので、その中で敬老祝金の支給をどのような形で実施していくかについても、協議・検討させていきたいというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） ぜひ、私は75歳以上と言っていますが80歳でも大体今の77歳、そして80歳から始まっていますので、今の節目支給が80歳からでもいいじゃないですか、そういう形で同じ日にすべからく良かったねというものが思えるようなそういうものにしていくと、ぜひその際には市長、検討をしていく形で、「やっぱり下平市長になって良かったね」という、そういったものが必要ですよ。市民目線ということですので、今年度中にそういうことをされていくんでしょうから、ぜひそこはして、できたら今年度中に「来年度からはこうします」みたいなのがあった方が私はいいと思いますので、ぜひそのことについては最初の年齢をいつにするかというのも含めて、検討してやっていただきたいというふうに思います。そのことについては、市長の今の答弁を理解して、次に進みたいと思います。

フッ化物洗口についてということをお願いをします。昨年12月議会で事業中止を求める陳情が不採択となり、今年の1月から小学校でも始まったところですが、学校からのいろんな声とか含めて、実施の状況がどうなのかをお願いをします。

○市長（下平晴行君） フッ化物洗口の取組は、乳幼児期の乳歯から小学生までの永久歯に生え変わろうとする大事な時期に歯磨きとフッ化物洗口を併用することにより、虫歯のない志布志市の子どもたちを育てていくために大切なことだというふうに考えております。

コロナ禍ではありますが、市内の保育所、認定こども園では、昨年度から13園で感染予防に配慮しながら実施しているところであります。現在、未実施園が5園ありますが、昨年度より園関係者とは実施に向けての協議を進めており、今後保護者説明会の開催やうがいの練習など、実施に向けての準備スケジュールを協議してまいります。

小学校では、本年度より全16校、保護者、学校関係者の御理解、御協力により実施をしているところであります。今後も学校関係者や保護者の意見を確認し、市教育委員会と連携を図りながら、丁寧に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

虫歯の予防のためのフッ化物洗口事業につきましては、令和2年度の小学校への導入に向けて保健課と連携をしながら、歯と口の健康づくりに向けた取組の推進を図ってまいりました。

実施にあたりましては、全ての小学校で保護者説明会を行い、保護者の希望状況を把握するとともに、教職員が安心して実施できる環境づくりを進めた上で、令和2年度の3学期から実施することとしたところであります。令和2年度は全児童の83.3%が実施し、令和3年度におきましては全児童の83.4%が希望をしております。特に小学校新1年生におきましては91.9%という高い希望率となっております。

本年度のフッ化物洗口は、既に15校で始まっており、他の1校は6月末に実施を予定しているところでございます。

教育委員会といたしましては、安全上の確保、実施上の必要な道具の整備等、まずは学校の声

をしっかりと聞き、受け止めながら、子どもたちの健康格差をなくし、生涯にわたる健康づくりを主体的に進められるよう学校歯科医、学校薬剤師、保健所にも協力をいただき、保健課とともに、生涯にわたる歯の健康づくりフッ化物洗口事業を今後も推進してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） これは予算書に消耗品で保健課のところで160万8,000円ぐらいとなっているんですけど、学校から教育委員会にいろんな要望とかそういったものは全く上がってきていませんか。上がってこなければこないでいいんですけど、初めてですので、そういう声というのはどうですか。

○教育長（福田裕生君） 学校説明会におきましては、学校長による説明とDVD視聴を行いましたけれども、実施した後それぞれの学校からの要望としては、一部の学校で「紙コップがあればやりやすいのではなかろうか」といったような声は上がってきているところでございます。

○19番（小園義行君） 学校運営というのは、学校長に全て委ねられていますので、校長先生が一人で肩代わりなんかしてしまって、そういうことは絶対あってはいけないことだと私は思います。この予算として、薬剤分とかそういったことが主だろうと思って、例えばコップ、フッ化物洗口をする子どもとしない子どもを別々な色にすると、また変になりますよね。「あっ、やっていないんだね、おまえ」ってこういうことになると困るから、そこにしっかりとした配慮が必要なわけです。そういったもので今の予算の中で、保健課からいただいているその薬剤の予算プラスいろんなことをするのに、予算的に難しいものがあればきちんと市長部局の方をお願いをするというのは、教育委員会としての基本的な姿勢だと思うんですけど、そういったものは一切上がっていないんですか。

○教育長（福田裕生君） 実際に先ほども申しましたが、「紙コップがあればより使い勝手がよさそうだ」といったような声が出てきておりますので、それらについては担当課と協議をしながら、今後に向けての準備は進めてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） ぜひですね、学校から教育委員会に物を申すと言ったら変ですけど、声を上げるというのは、私は長く議員させてもらっていますが、非常にハードルが高いような気がするんです。学校から、先生たちから上がってくるというのは、それがなければいいんですよ。だからぜひですね、例えを言っているのですが、校長先生が一人で肩代わりをして、コップを30人の子どもだったらそれを買ってきて、「これ使ってよ」みたいな、そういうことにならないように、十分にそこについては市長部局から教育委員会の方には、予算的な措置は十分に、このフッ化物洗口をスムーズに進めるためにされているというふうに理解をしたいものですから、そういうことは大丈夫ですかということを知りたいんですよ。

○教育長（福田裕生君） 昨年度終わった時点で、各学校からは成果だとか課題に思われたことだとか困られたこと等について、しっかりと聞き取りもしておりますので、良かった点は良かった点として、課題として上げられた点は十分にそこが解決できるような方向付けをしているところでございまして、先ほどから話題になっております予算配当につきましても、きちんと担当課と連携を取りながら考えてまいります。

○19番（小園義行君） 校長先生をはじめとして学校の先生方は、何ら心配なくそのことは始められていると、そういうふう理解していいんですね。分かりました、それであればいいんですよ。ぜひ市長部局の方には、教育委員会としてお願いすべきはきちんとお願いして、学校の校長先生以下、先生たちが苦勞しないようにして、新しい事業ですので、それがスムーズに進められて現場でコップ一つでいじめが起きたり、そういうことにならないような対応をしっかりと、そのための予算措置をしっかりと求めてくださいということを僕は言っているわけで、問題がないということで教育長の答弁ですので、よく分かりました。今後そういうのが上がった場合には、しっかりと市長部局の方をお願いをしてください。

次にいきます。学校教育ということで、山重幼稚園のことについて少しお聞きします。今回山重幼稚園の廃園は、いわゆる条例改正が提案されているわけですね。私は少しびっくりしたところなんです。施政方針で「令和2年4月から休園している山重幼稚園につきましては、山重幼稚園利活用検討委員会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、利活用を図ってまいります」と述べておられるわけですね。これは前提としては休園なのに、利活用していくという利活用検討委員会の意見を踏まえてと、ここはいつその閉園とかそういうふうにしたんだろうと、施政方針を見たときに、私はこの「利活用検討委員会の意見を踏まえ」としてあるものだから、「休園なのにもう廃園かね、閉園かね」ってそういうふう理解したものですから、この条例改正が今回提案されるにあたっての経過を少しお聞きします。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

山重幼稚園の閉園につきましては、地域の状況、思いを尊重いたしまして、これまで慎重かつ丁寧に聞き取りや協議を進めてきたところがございます。協議にあたりまして大切にいたしましたことは、その地域におきまして検討していただく期間を約1年ほど設けておりましたので、地域の皆様から御報告をいただきました「学童保育を必須とした施設として活用すべきである」という方針をしっかりと受け止め、その思いに寄り添っていくということにいたしましたところがございます。

それでは、その後の経過について御説明申し上げます。

令和2年10月30日、検討委員会の方から学童保育を必須とした施設として活用すべきであるとの報告を受けましたので、令和2年11月26日の全員協議会におきまして、そこまでの経緯を御説明いたしました。昨年12月23日に庁内において第1回目の政策調整会議を開催し、検討委員会から出された報告内容に基づき協議をいたしました。そこでの協議内容を踏まえて、本年1月6日に市長、副市長と協議、その後2月8日の2回目の政策調整会議を経まして、市としての方針案をまとめたところがございます。

方針案といたしましては、一つ目が「利活用策については、課長会を通じ全課に照会すること」。二つ目が、「市としての活用策は学童保育として利用することとし、閉園については地元へ説明した後に議会へ報告する」と決定したところであります。その方針案を受け、利活用計画を全課に照会いたしましたが、計画についての提案等はございませんでした。

令和3年4月27日の第4回利活用検討委員会におきまして、閉園後は学童保育として利用することを御理解いただいたところでございます。

○19番（小園義行君） 今回の山重幼稚園のこれは今休園をしているわけで、それをどうするのかというのを、当局のどこが中心になって議論されたのかというのが1点、。二つ目に、教育委員会では、この山重幼稚園を休園の状態でするのかという、教育委員会としてどう議論したのかというその二つの答弁求めます。

○企画政策課長（西 洋一君） 施策に関する様々な協議につきまして、企画政策課の方で政策調整会議というものを所管しているところでございます。今回山重幼稚園の利活用については、教育委員会の方から調整会議の依頼がありまして、先ほど教育長から説明がありましたように、2回にわたって協議を踏まえて、最終的に庁議を経て決定をしたという経緯でございます。

○総務課長（北野 保君） 政策調整会議に引き続きまして、市の方針を決定する会議といたしまして庁議というのがございます。5月12日に開催をいたしまして、市長、教育長出席の下、山重幼稚園の利活用方針を決定したところでございます。

○19番（小園義行君） 本来、「共生・協働・自立のまちづくり」を目指しますと、その視点からすると、今休園なんでしょう。これを学校が果たしてきた、山重幼稚園が果たしてきた、その役割をどのようにそれぞれ市長部局、教育委員会は認識されているんですか。

○教育長（福田裕生君） 山重幼稚園が果たしてきた役割等について答弁いたします。

山重幼稚園は昭和46年4月に地域の幼児教育の高まりを受け、旧有明町が設置したものでございます。地域の子育て世代の子育て支援の場、地域住民の憩いの場、山重幼稚園に隣接することから、貴重な異年齢集団との関わりを学んでいく場、またそこで働く雇用の場であったりと、山重校区の核となる施設であり、これまで山重幼稚園が果たしてきた役割は、多方面にわたり多大なものがあったと捉えております。

しかし、少子化により子どもの人数が減少したことにより、合わせて民間事業所のサービスの充実により、山重幼稚園を希望する方が減少したため休園としたところでございます。

それらを受け、今回利活用検討委員会という形で地域のニーズを踏まえ、検討した結果、放課後児童クラブとしての希望が多数出てきたために、その意に沿うような形での提案をお願いしているところでございます。

○19番（小園義行君） 行政というのは継続していますね。これまで四浦小学校、八野小学校、そして田之浦保育所、こういうところが廃校になったり閉所したりしてきた。そういったものを私たちのこのまちは学んできたはずなんです。学校や保育所が地域で果たす役割、そういったものをきちんと考えたときに、私自身はもう少し、乱暴なこういうやり方ではなくて、私たちに示されましたね、これね。全員協議会それから議案上程のときでもありましたけど、行政が一つの政策を示すと、そのときによく議論してほしいのは、利用する人が少なくなったから、学校の人数が少なくなったから、どこかに一緒に、それが無くなったから、もう無くすということとか財源の問題で方向性を出してしまうと、当然そこに住む人は「あっ、もうこれは難しいんだね」

と、思っ、て、次の手を考えちゃうじゃないですか。そういうことではなくて、私たちがすべきは、その地域に住んでいる人の幸福度をいかに上げるのかと、この視点が大事なんですよ。この山重幼稚園を休園していたのを急に廃園にして、やる。当局としてもその視点で議論をどうしたのかというのを、もう一回ちょっと教えてください。そして、教育委員会で条例を提案するにあたって、教育委員会としていつ議決したのか、その二つを教えてください。

○教育長（福田裕生君） 地域住民の幸福度をいかに上げるかということは、大変重要なことだと捉えております。そういうこともありまして、地域住民の意向を十分反映させた上で、今回の提案をさせていただいているところでございます。

教育委員会での議決につきましては、報告という形になっておりまして、議決についてはなされていないところでございます。

○19番（小園義行君） もう一つ、当局は私が言ったさっきの視点で、どこが中心になってこの山重幼稚園を廃園にするとそのことをどう議論されたんですか。これについては一切私からは見えない。利活用検討委員会ってそこだけでしょう。休園していたものを廃園にすることになったというのは、この条例を可決した後ならいいですよ。無くなった後ならどう利活用するかって、逆でしょう。議会が条例がまだある段階でこういうのをどんどんしてしまうと。廃園にするという条例が可決した後なら、利活用検討委員会もあるでしょう。だって八野小学校にしてもどこにしてもそうですよ、条例が可決した後にはどうするのかという議論をされている。条例はまだあるんですよ、ない中でそういう乱暴なことをしていいのかなと、私はこれをいただいたとき、全協でも一つも質疑をしませんでした。議案上程もしませんでした。文教厚生常任委員会の打合せでも一つも質疑はしません。そういうやり方でいいんですかと、報告は求めましたけど。今聞けば、教育委員会で議決もしていないのに、そういうものを提案するというのはとんでもないことでしょう。市長、これどうですか。

○市長（下平晴行君） これは教育長から答弁ありましたとおり、これまで山重幼稚園が果たしてきた役割は、多方面にわたり多大なものがあるというふうに思っているところでございます。

しかしながら、少子化によって子どもの人数が減少したことにより、民間事業所のサービスの充実により、山重幼稚園を希望する方が減少したということで休園をしていたところであります。

今回、先ほども話がありましたように、検討委員会において地域のニーズを踏まえて検討した結果、いわゆる放課後児童クラブとして活用したいという希望がございましたので、そういう意向に沿って利活用していくということでの提案でございます。

もちろん政策調整会議というのも実際実施しているところでありますので、よく分かるんですが、いわゆるこの施設を活用するという観点から、そういう取組をしてきたところでございます。

○19番（小園義行君） 議論するのは大いにしていると思うんですけど、実際にまだ条例がここにきちんと残っていますね。それが廃園、無くしますよと可決した後なら、いろんなことを進めていいでしょう。でも地元の方たちと色々な意見交換をしながらこれを何とか残していく、一つの方法として条例が通った後は、「こうあったらいいね」とそういうことならいいけど、当局

で市長部局でも、休園だけそれをどうしていくのかというのを、当局の中ではなくて、もう決まったように利活用検討委員会を先にどんどん進めている。こういうやり方が僕はおかしい。だって条例がまだあるんでしょう、山重幼稚園は残っているじゃないですか。おかしいじゃないですか。しかも、教育委員会では何らそれを議決していないと言うでしょう。このまま提案して、議会に一旦提案されていますので、それで議会に議決を求めるわけですね、手順が間違っている、瑕疵があるものに僕たちにそれをやれって言うんですか。そんなのは議会として受けられませんよ。だから市長、そのことを聞いているんですよ。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午後4時40分 休憩

午後4時46分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 先ほど教育長も答弁しましたけれども、当初、令和2年4月から休園をいたしておりました。それにつきましては、まず休園をいたしまして、地元の利活用検討委員会を設置して、意見をしっかりと聞きなさいという議論があつてですね、そういったことで進めてきたところです。それにつきましては、検討委員会委員の謝金等も議会の方に予算をお願いをして、議決していただいたところでございます。そのような会を開きながら、10月に学童という方向性で意見がまとまって、こちらの方に報告をいただいたところでございます。

それを受けまして、庁内におきまして政策調整会議を2回ほど開催いたしまして、放課後児童クラブという地元の意向に沿った形で進めてきております。

そして、再度市の方針案として地元の山重幼稚園の利活用検討委員会の方に説明を申し上げて、閉園後は放課後児童クラブとして利用するという御理解をいただいたところでございます。

そのことを受けまして、庁議を市長部局の方に開催をお願いいたしまして、市長、副市長、関係課長出席の下に、閉園して放課後児童クラブということで進めていくということに決定をいたしましたところでございます。

しかしながら、先ほど議員の方からありましたとおり、教育委員会におきまして議決をしていないということでございます。この件につきましては、深くおわびを申し上げたいと思います。

○19番（小園義行君） そういう手順を踏んでいない、これは法令審査会は当然開かれたんでしょうね。法令審査会を開かれたんですか。

○総務課長（北野 保君） 5月10日に法令審査会で審査をしております。

○19番（小園義行君） であれば、その時点で教育委員会が議決したかどうか、そういうことをきちんとしていなかったという点では、瑕疵あるものを議会に提案して、私たちに言葉は悪いけど「黙っとれば分らんとやが」って、そういう問題ではないですよ。「聞かれなかったから答えませんでした」もおかしいですよ。自らは法に基づいて仕事をする、執行していくという、

そういうことじゃないとおかしいわけで、そのことを自らが怠っていたのに議会に黙って出して、仮に議会が議決していた後にそれが分かったらどうなりますか。とんでもないことでしょう。では、この処理はどういうふうにされるんですか。そのことに対して市長の考えもまたどうされるのかも含めて、そして市長、今回のこういうことが起きたということについて、どういうことを思っているのかをお願いします。

○市長（下平晴行君） ただいま教育委員会の答弁で、件名が議案第37号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この理由でございます。

本条例は、教育機関志布志市立山重幼稚園の廃止を目的とするものであるが、当該廃止について教育委員会の会議で議決していなかったために、取下げをする、撤回をするということでお願いしたいというふうに思うところでございます。

よろしくお願いいたします。

○19番（小園義行君） 取下げをされるということですね。基本、私たちは性善説でものを言っています。委員会の審議、本会議の審議も可とするものを前提としてやっています。それはあなた方を信頼しているからですよ。そういう間違っただけの提案をしたり、そういうことの違うことを僕たちのところに提案したり、そういうことがないという信頼の下に、私たちは議案と向き合っています。だから、そこについては、こういうものはやはり真剣に受け止めてほしい。議案の配布があって、これを見たときにいつやったんだろう、本来だとここに絶対どこかで出てくるはずですよ。何もない中でよく出せたものだと思ったものですから、乱暴なやり方だなと思いました。では、取下げをされるんですね。それについては、またこのことについては議論をしたいと思いますが、さっき言いました、私たちはこのコロナ禍で約2年ぐらいいろいろ苦しんでいますよ、皆さんね。公を小さくしたらどんなことが起きるかということ学んだはずなんです。例えば、ここで質問もしましたけれども、国、また地方においてはそれぞれの自治体、県とかが、全国の保健所を半分にしちゃった。そのことがこの予想もしなかったコロナ禍で、保健所の職員が大変御苦労されている。そして電話してもつながらないとか、そういうやはり公を小さくするときは、よく考えてやらないといけないということをこのコロナ禍から僕たちは学んだはずなんです。ぜひ、そこについてはしっかりと新型コロナウイルス感染症が征服できるか分かりませんが、おそらく今の状況だとまたリバウンドとかしていくと思います。でも、このコロナ禍で学んだそのことを踏まえて、いろんな議案を提案したりとか、我がまちをどうするのかというときは、よく議論してほしいものだ。公を小さくしたら必ずしっぺ返しがあります。今、国が法律を通しました。後期高齢者に2割負担をね、そして病院を削減していくと。そんなことを通すような国じゃいけないでしょう。今病院がひっ迫しているときですよ。そういうことも踏まえてよく考えて、これはいつ取下げをされるか分かりませんが、一応市長そういうことですね。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、私どもの大変なミスで、おっしゃるように信頼関係の中でこういう議会での立場でありながらミスをしたということでございますので、これは二度とないように、しっかりと身を引き締めて対応してまいりたいと、大変御迷惑をかけまし

た。よろしく願いいたします。

○19番（小園義行君） これには、関所がいくつかあったはずですよ。その段階できちんとされていたらこういうことにならなかったというふうに思います。ぜひそういう対応をしていただきたい。

では最後ですけど、学校における生理用品の提供の現状ということで通告をしました。先の議会で「学校の状況はどうですか」ということで、教育長が「保健室には突然の生理にも対応できるように準備している。家庭で準備できないことで学校に登校ができない、学ぶ場を逸してしまうことがあってはならない。各課と連携し整備していく必要があると考えている」という答弁があります。そこで、生理の貧困ということで全国的に地球規模でいろいろ広がったわけですが、そういったことを受けて、5月28日は「世界月経衛生デー」という日に指定してあるんだそうです。その日に、生理用品の配布に取り組んでいるというその調査結果を出したんですね。39都道府県の255自治体、これは5月19日時点です。そして文部科学省が4月にこういう通達を出しています。生徒・学生への支援や手に取りやすい場所への設置、保健室のほかに設けたりするなど学校トイレ配備を含む通知を出して、またこれも政府が調査して、学校配布が95自治体、学校トイレに置いてあるのが13自治体と、私も持っていますけど、そういうふうにあるんです。保健室に置いておこなら、学校のトイレに置いてもどこに置くかですよ、子どもが安心して使えるとしたらトイレに踏み込んで置くという、そういう選択肢はありますか。国の保健室のほかというこの通達。鹿児島県はまだどこの自治体もそれをやっているところはないですけど、ぜひ本市が一番先に学校のトイレに生理用品を置いてきちんとやっていく。そのために予算措置もきちんとやっていく。これが何百万円もかかるものではないと僕は思いますけど、ぜひそういう国の通達、そして含めて一步踏み込んで保健室に置いておくんだったら、学校のトイレにもいいじゃないですか。それはどうでしょうか。

○議長（東 宏二君） ここでお諮りします。

本日の会議は、一般質問が終了するまで時間を延長いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○教育長（福田裕生君） 3月議会におきまして、小園議員より、「当たり前の生活の一部が原因で、教育の機会を逸することがあってはならない」というお考えといただいたところでございます。

その後、各学校の状況について教育委員会といたしましても調査をいたして対応してまいりました。保健室に置いてあるところもございまして。状況に応じて児童・生徒が養護の先生へ相談にいった、きちんと渡せる状況も全ての学校においてできております。そこから一步踏み込んでどこに置くかということについても、現在養護教諭の考えを聞いたり、各学校からの状況を今調査しているところでございます。

今後につきましては、どちらのやり方を選択するか、双方二つともそういう場を設けて対応するという事等とも考えられますので、そこにおきましてはそれぞれの学校の状況であったり、規模であったり、いろんなことが絡んでまいりますので丁寧な対応をしていきたいと思っております。

併せて予算化につきましても、現在各学校で年間どれくらい必要になりそうかといったような事等の調査もかけておりますので、そこを踏まえて今後の予算化についても検討を重ねていきます。

○19番（小園義行君） これは各学校の判断をもちろんいろいろ委ねられているけど、方向性としては「教育委員会がこうします」と言ったらそれで終わるんですよ。考えを聞いているんだから、やはり市長、ここは市長の決断ですよ。保健室に置いておくか、トイレに置くかは同じではないですか。子どもが安心してやれると、設置者はあなたです。だから本当に安心して、子どもが先生に「生理用品下さい」と行く機会が要らないじゃないですか。直接そこに行く、もちろんそれ以前の性教育とかそういったものは学校が当然やるべきであって、生理用品を保健室に置いておくか、トイレに置くかは、きちんと設置者である首長がその判断をして、そうしようとしたらすぐできるんですよ、これは意向調査を聞くつもりもない。お金もかからないですよ、いかがですか、市長。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、これは基本的に学校の管理は校長がしているわけですが、そういう今おっしゃった件については私の方でしっかりと指示をして対応すればいいというふうに思っておりますので、そのような取組をするように指示をしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） 市長は、トイレに置くというのはどうですか。

○市長（下平晴行君） これは、いろいろあるかと思いますが、私はやはり養護教員が管理するようなやり方でもいいんじゃないかなと思いますが、トイレに置くというのは子どもたちを信頼しないわけではないですけど、自由に使えるという面ではトイレに置いた方がいいのかなと。そこら辺は、学校の管理の中で決めていただければいいのかなというふうには思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、今市長の思いとしては、トイレに置いた方がよいということとあります。学校とのそういう関係があるというそこはありましたけど、ぜひ児童に寄り添った、そういった対応を私はすべきだと、今の市長のその答弁で少し思いが分かりましたので、ぜひやはりこうありたいと、こうあってほしいというものを持っていないと前に進みませんので、ぜひお願いします。

今回いろいろそれなりに質問しました。「共生・協働・自立のまちづくり」これが今回の視点で分断を生んではいけないというのが私自身がいつも思っていることでして、その立場で質問いたしました。それぞれいろんな間違いがあったり、人間だからあるんですよ。私たちもそうです。でもぜひ市長が目指している「住んでよかったまち」をつくるために、今後残された任期を私たちも頑張りたいと、ぜひ当局もその立場で、議員の方がおっしゃる、提案されることについて

ては真剣に向き合ってほしいと思います。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日18日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後5時02分 延会

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和3年6月18日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

日程第3 事件の撤回について

日程第4 事件の訂正について

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 萩 原 政 彦

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と福重彰史君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さんこんにちは。会派、獅子と公明の鶴迫京子です。

最終の通告者ということで、8人目であります。質問が終わってから大切な案件が残っておりますので、時間を気にしながら進めていきたいと思っておりますので、前向きな答弁が返ってきますようによろしく願いいたします。

早速質問通告に準じて、まず1項目目、一般質問の経過についてであります。私たち議員の任期もあと残すところ半年余りとなり、これまでの一般質問の経過がどのようになったのか大変気になるところです。そこで、令和元年12月定例会、令和2年9月、令和2年12月そして令和3年3月と4回の定例会におきまして、これまで行った一般質問に対しましてどのように検討されたのか、これまでの経過と現状をお伺いいたします。

早速1点目、令和元年12月、津波避難対策についてということで、「香月小学校前の交差点改良事業に伴い、津波時の避難に支障を来すことが想定されているので、既存の歩道橋に連結した形で新たに歩道橋を設置する考えはないか」とただしたところ、「地域からの要望を受け、大隅河川国道事務所に出向き要望した。技術的に可能かどうかは詳細な設計が必要となる」と答弁されました。あれから1年半経過しましたが、工事の概要なども含め具体的な姿が見えてきたのではないかと思います。これまでの検討結果と香月小前の通学路周辺がどのようになるのか、今後の道路計画についてもお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

建物が密集しない避難経路で、斜面を駆け上がる際に無理な勾配ではなく、広く避難先のスペースが確保されている場所の調査・検討を指示したところであります。

現在、津波緊急退避のビルの新たな指定は計画していませんが、令和2年度に津波浸水想定区域の見直し結果が発表されたところであります。このシミュレーション結果と合わせ、引き続き安全に避難できる場所の検討を行っているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今の答弁で、香月小の通学路周辺がどのように変化しているのか、道路計画とかこれまでの検討結果は今市長が述べられましたが、そのあたりもお示してください。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

市道水ヶ迫線を現在改良中でありまして、水ヶ迫線は国道220号線から市道六月坂安良線まで延長約340m、道路幅員9.75mで二車線、片側歩道幅員2.5mを平成24年度から工事着手し、現在も工事施工しております。

今後は国道220号線の交差点改良を行い、令和3年12月の供用開始に向けて、国と連携を図りながら事業を進めているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 12月までの道路計画ということは承知しておりますが、その後の予想といたしますか、その計画はどうなっているのでしょうか。香月小学校前の「ニコニコさん髪」とかありますよね、国道220号線からその香月小学校の避難経路になっているところ、通学路になっているところ、その現在通学路になっているところのあたりのことを、もう少し具体的にお示してください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 「ニコニコさん髪」付近の交差点は現在丁字路になってございますが、丁字路のところに信号機がございますが、今後はその信号機は新たな交差点の方に移行しまして、その丁字路付近の交通規制としましては、国道をまたぐ歩道の廃止、そして旧市道から国道へ右折抑制の対策、国道から市道への右折抑制、串間市側からの抑制をしてまいります。

○14番（鶴迫京子さん） 今のお示しいただいたことがお聞きしたかったことですので、理解いたしました。市道水ヶ迫線と「花遊膳」の方からの清水から町原に向かう丁字路の交差点ということで、そこは小学生、中学生、高校生の通学路として特に登下校時は交通量が多く、横断歩道があっても手前で減速し徐行する車がほとんどといたしますか、少ないと感じます。非常に危険であります。そして以前には車の自損事故とかそういうこともあったと聞いていますし、また子どもたちの「あっ、もう少しで」というようなことが多々あったそうです。信号機設置をそのところに、今「ニコニコさん髪」の前の信号機は、香月小学校前の歯医者さんがあるあその丁字路の交差点に移行するという答弁でありましたが、ここの丁字路のところはないわけですが、今後工事も完了して車の交通量が違ってくると思いますが、香月小学校の子どもたち、それから志布志高校、志布志中学校に通う生徒など、まず子どもたちがそこを利用します。そして、大人の運転といたしますと、先ほど言いましたようなことが起きております。それで、近隣住民の方から教えていただきましたが、警察署に「信号機を付けてください」ということで要望に行くと聞きましたので、私の方からもぜひ重ねてあの交差点に信号機があるわけですが、丁字路でするので押しボタン式の信号機とかそういうことを重ねて要望したいと思いますが、市の方にはそのような声はほかにも届いていないでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 信号機は交通量が多く、交通の対流が多い交差点部を改善するために、信号機の設置の指針に基づきまして、県の公安委員会が設置する判断となっております。

御指摘の丁字路の交差点は、香月小、志布志中、志布志高校等の登下校者が非常に多いのは承知しているところでございますので、また市道水ヶ迫線が開通すればそういった状況を見ながら、我々の方でも公安委員会に要望していきたいと思っております。

現在のところ、丁字路交差点の信号機の要望は建設課の方に直接はないところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 十分担当課の方でも交通量のこととかいろいろ現状を御存じでいらっしゃると思いますので、理解いたしました。それで今後の工事の進捗状況によって、また来年、再来年というようなことになるかと思いますが、ぜひそのことも含めまして注視していただきたいと思います。

それでは、今なぜこういうことを言うかといいますと、やはり子どもたちの安心安全、地震・津波対策のときに、まず道路というのが一番重要でありますし、またすごくネックになるのが道路でもありますので、このことをすごく言いたいと思ひまして質問いたしました。

それでは、香月小の津波の避難訓練の状況について、その令和元年の12月にも質問しておりますので、そのことについてちょっと触れたいと思いますが、今年は避難階段を使わずに、外回りでソーラーがある大黒さんのところですが、ソーラーのある高台を目指し、皆さん実施されたのですが、ちょうどそのときに、子どもたちが先生と一緒に高台の方に避難訓練をしているところに遭遇しました。これまで伊勢神社や町原方向に避難する方法や避難階段を使う方法など、いろいろと学校でも苦慮されまして、何がいいんだろうかということで子どもたちの安心安全を思いながらいろんなことを試されてきました。そういう中で実際に今回避難訓練をしまして、避難場所や避難ルートなど、避難の在り方を学校として今まで実施したこと、そして今度実施したことなどを検証されて、何らかの結論に至ったのか。どういう感想を持たれたのか、教育委員会、学校そして市、事務レベルだと思ひますが、関係機関でいろいろ持ち寄って、そのことをしっかり協議なされたのか、今の状況をお伺ひいたします。

○教育長（福田裕生君） 今議員から御質問がございました件についてお答えいたします。

香月小学校におきましては、様々なパターンの訓練の在り方を試しているというふうな報告は受けているところでございます。そして学校において子どもたちそして職員に、状況に応じて例えば1の避難パターン、2のパターン、3のパターンといったようなことを選択するようなことも、状況によっては出てくるであろうということも含めた協議等がなされているやに聞いているところでございますが、他の部局との協議等については、またこれから進めていくことになるかと思ひております。

○14番（鶴迫京子さん） つい先日の同僚議員の津波対策についての質問で、その教育長の答弁で「各学校の立地条件により、毎年工夫を加えた訓練をするよう実施している」という、今も述べられましたが、また「学校単独の訓練だけではなく、地域と一緒にマンネリ化しない訓練を考えています」ということで答弁されました。このことを踏まえまして、香月小の津波避難訓練の在り方について個人的な私見でもいいですので、今までのそういう事情を鑑みて、どのような津波避難訓練の在り方が香月小学校の子どもたちを安心安全に守るためにはどうなのかということ、感想でもいいですけどどのようにお感じになっていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） 香月小学校の子どもたちの避難の在り方についてでございますけれども、今後につきましては、先の答弁でも述べさせていただきましたが、例えば、これは仮の話です、近くの高校生と一緒にやって避難の訓練をしてみるとか、それから近隣住民の方々の理

解と協力を得ながら、同じような時間帯に訓練を実行してみるとか、これからも様々な想定をしながら、工夫の在り方はたくさんあっていいかなと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 今教育長が、様々なことを工夫しながらということで、再度答弁をいただきましたが、その中で、今津波の避難訓練を実施する時間帯が9時過ぎとか10時とかそういう日中ですよ。そして真夏は夕方まですごく明るくて、日中のような条件になるかと思いますが、津波はいつ起きるか分かりませんので、冬は夕方の4時とか5時でも、その天候によっては暗いときもあります。そういう季節のこととかそういうことも組み合わせて、先ほどおっしゃった工夫の在り方プラスいつ起こるか分からないので、もちろん抜き打ちに避難されているということも、この前の答弁ではあったような気もしたんですが、そういういろいろなことを試行錯誤しながら、そして高校生と一緒にとか、本当に大事なことです。もう一回そこらあたりはどう思われますか。その時間、季節のこととか、その避難訓練の在り方についてです。

○議長（東 宏二君） 鶴迫議員、教育長に通告していませんので、その質問の内容を変えて執行部の方に通告はしてありますので、今のは全部教育長に質問されていますが、この通告書を見ると市長と書いてありますので、市長の方に答弁できる質問をしてください。

○14番（鶴迫京子さん） 大変大事なことを失念してしまして申し訳ありません。

それでは、市長、今ほどのことをどのように思われますか、避難の在り方として。香月小学校のこれまでのいろいろな避難のことがありますので、そこも踏まえまして。

○市長（下平晴行君） このことについては通告されていないんですけども、そこは私は私見での答弁ということですか。

○14番（鶴迫京子さん） 市長、通告していないって、私の通告書には、令和元年12月の一般質問の経過についてということで、ここの令和元年12月で避難経路のことは、香月小の避難訓練のことは一般質問しているわけですので、そこは通告していないということになるわけですか。

○議長（東 宏二君） 津波対策について質問したが、その後の検討結果を問う質問通告になっていますので、検討結果した中身や、どのように検討したのかを尋ねてください。ここについては通告はちょっと結果ということになっていますので、津波対策について質問したがその後の検討結果について問うという通告をしておられますので、そのことについてどういう検討をしたのかという中身や結果を聞いていただきたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 何か納得いかないんですが、まず今のことのやり取りに納得がいかないわけではなくて、通告の在り方ということで、ちょっとすごく疑問に思うところもあります。その検討結果をといたら検討結果だけしか聞けないわけですか、一般質問というのは。

○議長（東 宏二君） だから通告すると、執行部の方は答弁書を作成しますので、その中で作成した中の答弁しか答えられないということですので。だから事前に聞き取りをされると思しますので、その辺は聞き取りしたときに、「こういう質問もしますよ、いいですか」ということでしていただかないと、正確な答弁が出ませんので。そういうことでここでは、津波対策について質問したが、その後の検討結果について問うということを示されていますので、その中身を今後

どういうふうにするのかというのであったら、今言われたように質問ができますけれども、この中で問うということでございますので、その中の内容で質問をお願いしたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） 今一般質問であります。今のやり取りは通告の在り方とかそういういろんな議会運営に関係するようなことになってくるかと思っておりますので、今議長の御指示がありましたので、それを一応この場でとしまして、次に進みますが、何かやはりその通告の在り方ということで、それでは聞き取りが、聞き取りがおっしゃいますけど、その事前に聞き取りをしているというそれが前提で、こう言ったらこう答えると、それだけが一般質問とそういうふうには思っていないんですね、個人的な私見としまして。それはまた違うところでの協議になろうと思っております。

○市長（下平晴行君） 通告というのは鶴迫議員が避難について聞きたいと、市民の皆さんにも伝えたいということで通告されるわけですね。その中で、しっかりと今議長がおっしゃったように、その中身をどう行政はしていくのかということを確認に答えるために聞き取りをしているわけですので、その聞き取りの中身をしっかりとどうしているのかと言われたことをぜひ聞いていただければ、大変有り難いというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） よく理解いたしました。

そしたら中身を聞いていきます。

「国道220号線より北にある志布志市沿岸部ののり面のがけを調べ、頑丈な場所に避難経路用の階段を何か所か確保する考えはないか」とただしたところ、「港では企業が高い土を盛り上げ、避難所を造るとのことである。3階建て、4階建てなどのビルをどう活用していくのか、また避難所となる高台を造る必要があるところはどこなのかを含め、危機管理監へ指示していく」と市長は答弁されました。危機管理監は市長からどのような指示を受けて、どのように検討されたのか、1年半の検討状況の経過をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） まず建物が密集しない避難経路で、斜面を駆け上がる際に無理な勾配ではなく、広く避難先のスペースが確保できる場所の調査、検討を指示したところでございます。現在、津波緊急退避のビルの新たな指定は計画はしていないところではあります。令和2年度に津波浸水想定区域の見直し結果が発表されたところでもあります。このシミュレーション結果と合わせ、引き続き安全に避難できる場所の検討を行っていくということでございます。

それから、「津波避難ビルを増やす必要があるのかどうか」ということも聞かれております。一つでも多くの津波避難ビルを増やす必要があると思っていますところ。指定をさせていただいているビルの所有者には感謝をしております。津波避難ビルの指定におきましては、緊急避難場所、高台への移動が間に合わない場合に、やむを得ず津波浸水想定区域内の中高層建物になります。新たにお願いができる場所があれば、地域防災計画の改定などを検討してまいりたいというふうに考えております。

「今までに新たな津波避難ビルの指定が進まない理由は何か」ということも聞かれております。現在では、津波に対して構造耐力上、安全な建築物であるかの確認や新しく建てられたビル等で

は、セキュリティ上、出入口のオートロック化が進むなど、避難行動者がいつでも確実に高い場所へ安全に上がれる環境が整うことが求められているところであります。そういうことで指定が進まないということでもあります。

それから、「津波が起きてから35分以内に避難しなければならないとのことであるが、高齢者や要避難支援者などの避難がますます難しくなる。少しでも高い場所への避難として新たな階段の整備が必要と考えるが、どう考えているのか」ということでありまして、このことについては、津波警報・緊急速報が出された際には、まずは少しでも高い場所へ、津波浸水想定区域内からまず出ることを普段から考えておいていただきたいということでもあります。そして新たな避難階段の整備であります。市が整備する避難場所としては、そこに集中してしまい逃げきれない方が出たということにならないよう、階段先の安全、避難スペースを確保する必要もあるのではというふうに思っておりますので、十分な検討が必要になるということでございます。

それから「津波から逃れるには、垂直避難が望ましいと考えるが、地域住民から要望等により、津波避難施設を整備する考えはあるか」ということでございますが、志布志市防災会議の審議会や国・県の国土強靱化計画等を基に、市の地域計画等を踏まえながら、段階的に津波防災対策を実施してまいりたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今市長が一般質問をしたことに対しまして、検討結果の報告があったわけですが、まずお聞きしますが退避ビルを指定しているということで、その退避ビルを指定している、そこがどこなのかというのをこの近隣住民は、一番ちょうど国道220号線から下の方々、まして上の方々、その近隣住民にどのような形で周知されているのか。そして、そのハザードマップとかいろんなので退避ビルの番号なども書いてあります。そういうのを見たことがあるんですが、それを一番使うのは市民ですので、その市民に浸透しているのかどうか。自分たちが避難するところのビルが市で指定してあって、そこに自分たちは逃げるんだというその意識、啓発まで進んでいるのかどうか。そういうところはどう思われますか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えいたします。

議員おっしゃいましたように、昨年度総合防災マップを作成いたしまして、新たに地域の方々に防災情報を提供できる素晴らしい冊子が私としては出来上がっていると思っております。

ただ、おっしゃいますように実際家庭に配布されております。自治会等に加入されていない方では、希望される方に配布を行っておりますが、その冊子自体を日々見られているかどうかというところは気になるところでございます。これからは志布志市のホームページ、広報等で活用していただくよう、情報を発信していきたいと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 現状がよく分かりました。その総合マップを市民に使送便で配布したにしても、それを手に取って自治会長さんは一番に来ますので見られるかも分かりませんが、本当にどれぐらいの住民の方々が、津波が起きたときに自分がすぐに遠いところの高台をめがけて逃げればいいのかは分かっているながらも、その時間が無いときもあるかもしれません。35分とかおっしゃいましたが、それも想定でありますので分かりません。そのときに、少なくとも退避ビル

は指定してあるわけですから、知識として意識の中にここだということも頭にあれば、そこにまず逃げて自分の命を守ることもできるかもしれません。知らなかったら命が助かりませんので、まずそこもすごく大事なことで、そういう一つ一つの細かいことが住民の減災・防災のその意識ということの啓発に、そこからしないことにはつながらないですよ。何十年経っても一緒だと思いうんです。訓練をされても訓練にしかならないということで、そして答弁で、ホームページでということ、そしてまたそういういろんなのというのがありますが、本当にメディアリテラシーではありませんが、そういうことのデジタルデバイスを使える人というのは、そういうアンケートも取られたことはないかもしれませんが、本当に志布志市にどれだけいるんでしょうか。何かをしたときにパソコンでって、今のコロナ禍のワクチン接種がそうですよね。コールセンターに電話が殺到するわけです。もうそこに形が出ていますよね。だからやはりその方が早いですよね、ホームページを見てください、こうしてくださいというのはすごく早いです、そこも大事ですがそれを使える人、使えない人がいるわけですから、真っ先に使えない人のことを考えて、使えない人というのはまずそういう命を守るとかいう情報がないわけですので、そこにどう落とし込んでいくかということを実際に考えていかないと、このことは進まないと思いますし、意識の中に「津波来ないだろうな」となってしまうと思います。

そして、退避ビルとかそういうことが指定できない理由ということで、市長が述べられました。指定できない、なかなか指定に至らないということがたくさんあるわけですので、指定してあるビルというのはすごく大事なビルになろうかと思いますが、だから、その周知徹底とか、そしてまた一番危惧することは、今度は本当に行政も市長も頭が痛いことではないかと思いますが、指定したがために今度は反対に二次被害といいますか、それよりも想定外、想定を超えるそういうのが来たときに、そこにあつたがために3階の、2階のとか、そこに避難したがためにそれを超える津波が来て、そこで命を落とすということもあるわけですよ。だからすごく危機管理監にしても市長にしても、行政の方々は本当に苦労する津波対策だとは思いますが、やはりそこには方向性を持って、何が大事なのかということで、あれもこれもと言ったら本当に大変になるかと思しますので、リーダーシップの下、うちの津波対策にとって志布志市民はこうやって守っていくんだよという市長の強い方向性があれば、それに向かっていくと思いますので、どうですか、市長。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、やはり市民の意識を高めなければ、防災マップにしてもいろんな会合等々で、このことをしっかりとマップの見方とか、今おっしゃった避難ビルの在り方が、こういうふうなこういうところに掲載されているとか、そういうことを含めて、いろんな形で周知徹底をしていかなきゃいけないというふうには思っております。

特に、体の不自由な方々というのは同僚議員の質問がありましたけれども、やはりその方たちのためにも、かねてからそういういわゆる避難の在り方というのはどういうことなのか。ビルは先ほどおっしゃいましたように、こういうところにあるからこれを使う、避難する、そういうためにはここにあるんだと、この場所にあるんですよみたいな、具体的にやはりそういうことの周

知徹底をしていかなければならないというふうに思っているところでありますので、いろんな場合と市報等々だけではなくて、会合等々でそのマップの使い方、そういうものをしっかりとそれぞれ全課で取り組んでいかなければいけないというふうに思っておりますので、周知をしていきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 避難弱者や要援護者とか障がい者の方とかが入れる福祉避難所、そういうところも入れる人の名前を指定して、公示するという同僚議員の質問もいろいろやり取りがありまして、そのとおりであります。今度は果たしてそれを皆さん、市民全員といいますか、市民が知らなかったら、その福祉避難所にも健常者の方々が避難所だと、そこまでの情報しか知らなかったら、津波ですので、そのときに避難する方がそこに殺到したりしたら、使える人が使えないということもあろうかと思っておりますので、何が必要かというやはり市民一人ひとりに周知ですよ、そういうことがあるんです、「ここはこういう人たちのための避難所です」ということをしっかりと落とし込んでいかないといけない。そして津波というのは非日常的なことですよ、明日起こるか、35年後に起こるか分からないことでもありますので、非日常的なことを日常に落とし込まないと、絶対その感覚というのは分からないと思うんですよ。だから、万一津波が来た後に検証したりいろいろしてこうして対策を打つとかではなくて、もう日常がその非日常の津波のことを常時みんな考えていて、そしてそれが異常なことではないぐらいに認識できているということになったとき、初めて一人でも多くの命が救えると思うので、そうするにはどうしたらいいのかという全然違った発想で、視点で、その津波対策というのを考えていかないといけないのではないかなと思います。今までの津波対策を同時進行でやりながら、違う視点でやはり一人ひとりの意識啓発だと思います。そしてその意識も正常バイアスが働いたり、いろんなことがあります。そういうことも知らなかったら、自分のあの行動はこういう行動なんだとか、そういうことにつながりますので、やはり知らないということは命を失うということに直結すると思うんですね。ですので、そこを徹底してやっていかないといけないんじゃないんですか。市長、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 行政は市民の生命・財産を守る義務があるわけでありまして、おっしゃいましたとおり、かねてから津波がいつ来るか分からないとの想定の下で、職員全体が市民を守るんだという意識を持って、意識の高揚を図っていくように全体で考えて取組をしてまいりたいと思います。

○14番（鶴迫京子さん） 市長はよくいろんなことを質問されまして、その答弁で「全課で取り組む、全課で取り組む」という答弁をいただきます。本当に有り難いことだと思いますが、その「全課で取り組む」ということの根底にあるというのは、結局全課で何かこういう議題にして取り組むということではなくて私たちもそうですが、一人ひとりの意識の中で自分が防災士と思って、そういうことに日頃気を付けて、意識して過ごすということをしたならば、全課でももちろん取り組むわけですが、それぞれの担当課はいろんな仕事があるわけですよ。そこを遂行していかなければならないわけですので、やはりそのまた意識だと思うんですね。だから一人ひとり

の意識がしっかりなっていったら、何も全課で取り組まないで、一人ひとりが広報マンになればいいし、一人ひとりがハザードマップの地図になればいいわけですし、そういう知識は全部持っていらっしゃるわけですので、そういうふうに意識を変えていていただきたい。その旗振り役は市長としますので、そこをよろしくお願いいたします。表面の言葉だけで終わらずに、全課で取り組むとなればなかなか日常業務をしながらどう取り組むのかなと心配になりますよね。だから、意識を変えるところに力を入れていただきたいなと思います。

それでは、西国領歯科医院付近のがけ地のことで、避難路用の階段を何か所でまだどこをとということには至っていませんので、ちょっとここで私もいろいろ考えていましたので、この質問をするときも考えていましたが、道路工事ができてのり面がちょうど工事できていましたので、その時点では言わなかったわけですが、西国領歯科医院の裏辺りのがけ地を利用して、避難路用階段の設置やスロープの設置は考えられないか。香月小学校や志布志高校の児童・生徒や地域住民の命を守るために、高台に避難する手段として、北の方にがけ地がいっぱいありますよね。だからそのがけ地を使わない手はないと考えます。避難路用の階段として、ちょうど今ここにある避難路用の階段ではないですね、電気の点検をするための階段とお聞きしましたが、それで訓練をしたということですが、これはすごく急なカーブで幅も狭いし危険だということになっていますので、こういう垂直避難だからといって、まっすぐではなくてヘアピンカーブ、くの字に曲がって階段を造っていくとか、そういうようなことを提案したいと思います。ちょうど今通勤で私も使っていますが、本庁舎から志布志市文化会館にかけて、そこに行くのにスロープを通過して階段がいっぱいありますが、あんな感じのがけ地に上に行くための手段としてスロープや階段を使って横にいて階段を設置するというやり方があるわけですが、そうすると割と階段も設置しやすいのではないかと思います、幅も広く取れて安全に避難できる避難経路にもなるのではないかと思います、それもまた調査して、その下のがけ地に何か所かと思いますが、まずはどこか1か所ですね、ヘアピンカーブの避難路用階段やスロープの設置は考えられないかということで、ちょうどニシムタさんの西側にはできていますよね。ですので、今度はサンキューさんの裏側とかそういうずっとがけがあるわけですが、そういうがけ地の中で避難所となる高台がどこかにあれば、要するにその高台まで登り切れて、そこがちょっと避難する人たちがいられるところがあればいいわけですので、そこをお金をかけて何かこうするというところでもないと思うんです。ですので、早急にそういう避難所となる高台はないのか、避難路用の階段が付けられたり、スロープができたりするようなどころはないのか。早急に調査して確保する考えはないのか、同じ質問ではありますが、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） 新たな避難階段の整備ということではありますが、市が整備する避難場所としては、そこに集中してしまい、逃げ切れない方が出たということにならないように、階段先の安全な避難スペースを確保する必要がありますので、それは広報とかいろんなのが出てくるとしますので、その辺を十分検討して、必要になるかどうか、設置ができるのかどうか検討してまいりたいと思います。

それから、私が全課ということについて考え方を、私が関係課ではなくて全課と申し上げているのは、全職員という考え方です。というのは、いろんな事業をするときに、最初は関係課なんですよ。例えば、総務、企画、財務、建設課。それはそれでいいんです。でも、このことを全職員に知らしめるためには全課という考え方で、全職員にという考え方で私は全課と言っておりますので、その全職員がまずは知る。最終的には関係課になります。関係課と協議をして進めていかなければいけないと思うんですが、その段階まで行くのに全課で取り組もうよと、考え方をそれぞれ持っているからその考え方をもらって対応していこうという考え方でございますので、よろしく願いいたします。

○14番（鶴迫京子さん） 市長との距離が縮まった気がしました。全課ということで、しっかり市長の中には、そういう職員一人ひとりの意識向上というかそういうことが頭にあつての全課ということをよく理解しましたので、ぜひそのように頑張ってくださいなと思います。

それでは、先ほどのことも自分といたしましては前向きに調査・研究していくというようなことに捉えたのですが、確かにそれでよかったんですね。

このことで最後になりますが、本当にここに書いてありますが、教育長には通告していなかったんですが、その前のときには通告いたしまして教育長から答弁をいただいているんですね。本当に危惧するところは、私もここがすごくそのとおりでなと思っていて、二度目の質問をしているわけですが、香月小、通山小は国道を渡り避難するという大きなリスクがある。前教育長が就任以降ということで、いろいろ避難の場所が変わったということも含めて答弁されていますが、結局「今学校が考えているのは、横断歩道を渡り避難する方法だが、市道水ヶ迫線ができると地震・津波発生時は渋滞が予測される」、ここなんですよ、国道220号線があるがために、みんな逃げる。東北大震災でも映像を見ました。逃げる、避難する車で、今度は車を持たない住民の方が逃げられない。この横断歩道じゃなくて道路を渡れないという問題がこの沿岸部はあるわけですね。ですので、そこもいろんなことを考えないといけないということで、すごく悩ましい答弁がありますので、ぜひこのことは早急にと申しましたが、調査は早急にしていただいてもいいですが、本当にいろんな角度から考えてしっかりした結論を得ていただきたいなと思います。せめて1本だけでもがけ地に避難路用階段のスロープ設置ができることを期待いたしまして、次に移ります。

2点目ですが、令和2年9月定例会の一般質問で、「歯と口の健康が脳疾患や心臓疾患、糖尿病やリウマチ等にも大きく影響すると言われていています。またフッ化物洗口が虫歯予防の有効な手段として、保育所や認定こども園、また全小学校での取組が始まった。こういう中で歯と口の健康を守るための専門家である歯科衛生士を本市でも採用は考えられないか」とただしたところ、「歯科保健事業の更なる拡大を図るため、必要な専門職の採用を検討していきたい」と市長は答弁されました。その後の検討結果をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 歯と口の健康は、脳疾患や心臓疾患等の生活習慣病の発症や重症化に大きく影響することから、本市の歯科保健事業において、歯科医師や保健師、管理栄養士などの多

職種と連携した一体的な取組が重要であると認識しております。その推進役となる歯科衛生士の職員としての配置が必要と考えておりますので、その取組を今しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 歯科衛生士の採用をしたいということで、告知放送でも募集したり、早速努力されました。それで求人の方にもパートタイムだとか職員とか採用の広告が出ていますが、見込みとしまして、来年度あたりは何とかできそうでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 昨年度採用試験を実施をさせていただいております。試験日が令和3年1月17日に試験を実施いたしまして、その際につきましては合格者はなかったところでございます。

会計年度任用職員につきましても、令和3年度募集をいたしておりますが、今のところ応募がないというところでございます。

今年度も試験の予定をしておりますので、採用予定人数としては1名程度として今募集をかけているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） いろいろ検討されている様子が分かりましたので、ちょうどハローワークも求人ということでですが、今この議場にいらっしゃる方も今歯科衛生士を募集しているんだよということは御存じなわけでありまして、私も質問した者ですので、何とかそういう方がいらっしゃる気をつけながら試験を受けていただけたらなと思っておりますので、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それでは、3点目に移ります。令和2年12月定例会におきまして、「ICTを活用した観光コンテンツの先進事例に倣い、バーチャル志布志城としてサービス展開を図る考えはないか」とただしたところ、「バーチャルには興味がある。市埋蔵文化財センターに内城の想定模型があり、建物の設計図を利用した場合に、安価でバーチャル化ができる可能性があると考えている」との市長の答弁でした。令和3年3月でも一般質問の経過ということで報告をいただきましたので、ある程度は分かっているのですが、また前教育長も、「考古学、建築学、歴史学などの研究成果を総合してできる施策などで、今後、調査・研究したい」との答弁でした。その後の検討状況をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 議員から御提案いただいた後に、調査・研究を進めましたところ、ICTを活用した城に関する観光コンテンツは、全国で40以上が導入されているということが分かったところであります。

現地に行かなくても城を見ることができるものや、現地で現在は無い建物等を見ることができるものなど様々であります。

御承知のとおり、これらのコンテンツには高額な費用を要しますが、既にある図面や模型等の素材を利用して、安価な形で類似の効果を得られる手法についても検討をしているところであります。具体的にはスマートフォン等を用いて、志布志城の現地にいながら、市埋蔵文化財センターにある模型を見ることができるもの等です。今年度中に提供する予定であります。

これにより、現地の地形と比較しながら模型を見ることができます。今後もこのような安価な

形での活用策を実施しながら、バーチャル志布志城の実現に向けて調査・研究を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 志布志城の観光コンテンツの調査・研究につきましては、ただいま市長から答弁がありましたので、私からは教育委員会としての志布志城の活用について説明させていただきます。

児童・生徒が自分たちの校区の中に貴重な歴史遺産があることを知り、興味・関心を持つことは歴史遺産を次世代へ引き継ぐためにも非常に大切なことだと考えております。志布志城をはじめとした地域の宝である歴史遺産については、郷土学習、総合的な学習の時間などで、児童・生徒に知ってもらい、更にそれを活用する機会を提供していきたいと考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） この志布志城のことに対しまして、歴史的遺産をどう生かすかということで、すごく市長も歴史のまちづくりということでコアな方々だけではなくて、その一般市民の方、あまり歴史に興味がなかった方も巻き込んでこの志布志城というか、この志布志の大変価値ある歴史遺産があるということを広めたいという思いは十分分かっているのですが、それでそういうふうに安価でできることが早速そのような方向に進んでいるということで、今報告いただいて大変嬉しく思いますので、ぜひこのことは早く実現できるように待ってたいと思います。

そうすると現地に行って、ただ「ここにあったんだな」という空想の中で可視化するのではなくて、そういうスマートフォンで志布志城の模型、市埋蔵文化財センターにあるのを照らし合わせたりしたら、また違う意味で楽しく空想も広がったりしてとてもいいのかなと思いますし、また教育長の方でも、学校教育の中で歴史教育というのを教えるというか残すということはずごく大事なことであろうと思いますので、ぜひこのことに対しても頑張って、御努力していただきたいと思います。そして安価でない方、少し予算がかかる方ということで、これは時間がかかるとは思いますが、このことも実現できる方向に向かって、一步でも調査・研究してぜひかなえられたらなと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは4点目に移ります。令和3年3月定例会の一般質問で、志布志地域の三角公園内の遊具施設であるブランコと滑り台について、「遊具施設の集約のため、令和3年度に大浜緑地公園アピア下に移設する予定です」と看板にありました。「なぜブランコと滑り台を移設するのか」とただしたところ、「大浜緑地公園の遊具は数も少なく、一つひとつが小さいため、子ども広場の充実を図る目的で、利用の少ない三角公園の遊具を移設するものである」との答弁でした。

「再度全課で向き合い、見直す考えはないか」とただしたところ、「課長会等も含め協議だけに行いたい」との答弁でした。その後の検討結果についてお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 遊具の検討結果については、課長会で協議を行った結果、当初のとおり移設する方向で進めているという状況でございます。現在移設の設計積算を行っております。秋頃をめどに移設を予定しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今報告がありましたとおり、当初予算が出ましてそれを一応議会で認

めたということでありましたので、進んでいっているのだろうなという思いはしていましたが、一応確認のためにお伺いいたしました。

今回市民の思いはかなわなかったわけですが、集約化ということでこれからも似通った事案が出ないとも限りません。市民のためにいろいろと取組をされていく中で、一番重要なことは何なのかと思ったときに、私はやはり市民とのそういう対話だと思います。市民の声にもそれが少数であってもやはり耳を傾けるという姿勢、その真摯な姿こそ大事なことではないか、それが市民の願いがかなうかなわらないは別として、やはりそのお一人お一人いろんな意見を持っていらっしゃるわけですので、その方々の声に耳を傾けて、まず共感して、それでもこういう理由でこうですよというその経過がないことには、とても市民も納得はしないし、一人でもそういう市民の方がいたら、そこに出向いて行ってというわけでもありませんが、やはり対話をして納得をいただくというか、そういうところまでやはり行政というのはそういう姿こそ真の姿ではないかと思しますので、強く要望しておきます。一言このことに関しまして市長、今「対話が大事」と言いましたが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは議員おっしゃるとおり、基本的に私どもは、市民の皆さんがいらっしゃるから私どもはこういう業務をさせていただいているという考え方で、しっかりと市民の皆さんの話を聞いていろんな事業についても取組をしていかなければいけないということを感じているところでありますので、それは重々しっかりと対応してまいりたいと考えています。

○教育長（福田裕生君） 私からは遊具の教育的効果について答弁をさせていただきます。

公園等の遊具につきましては、子どものやってみたいという意欲をかき立て、自発的な運動遊びを誘発する効果とともに、楽しい遊びの中で様々な動きが心身の発達、発育を助けていくという素晴らしい効果があると捉えております。基礎的な運動能力の向上とともに、親子そして友だちと一緒に遊ぶことで、コミュニケーションの能力の向上やマナーを学ぶ場ともなっていると捉えているところでございます。

しかしながら、長期化するコロナ禍によって子どもたちの外遊びの機会が減っていることについても事実でございます。今後新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、以前のように志布志市の子どもたちが元気に公園等の野外で思いっきり遊べるように願うばかりでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 市長と教育長から大変重要な答弁をいただきましたので、よく理解をいたしまして、また今後市政に頑張っていただきたいと思っております。

次に2項目目、少子化対策についてであります。

まず1点目は、本市で取り組まれている出産後の母子の心身をサポートする産後ケア事業についてであります。助産師や保健師が、母親の体調面や心理的なケア・育児相談などを、短期宿泊型、通所型、居宅訪問型で実施されていますが、本市ではまずどの型でしょうか。例えば、宿泊型の場合では、病院や助産所の空きベッドや産後ケアセンターといった施設に母子で数日間宿泊し、授乳や赤ちゃんの世話の方法を教えてもらうほか、母親の休息時間が確保できます。数万円の費用がかかるケースがあるとも聞いております。

そこで、本市で実施されている産後ケア事業の内容や利用状況等についてもお伺いいたします。また、課題をどのように捉えているか、課題があるとしたらお示しください。なかったらそれによろしいです。

○市長（下平晴行君） 産後ケア事業は、分娩し退院した心身の不調や育児の不安のある母子、また家族から十分な支援が受けられない母子に対して、心身のケア、育児のサポートを行うなど、産後も安心して子育てができるよう支援をすることを目的としているところであります。

本市では、令和元年度から助産院での宿泊による産後ケアを開始し、令和元年度の利用者はありませんでしたが、令和2年度は2件の利用があったところであります。

また、助産師、保健師による赤ちゃん訪問の結果、支援が必要なハイリスク者には在宅での産後ケアを実施しているところであります。今後は産婦人科等との連携を密にし、支援が必要な方が安心して子育てができるよう支援してまいります。

内容については、担当課長が説明申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 産後ケア事業におきましては、母子保健法に基づいて市町村が分娩施設退院後から一定の期間、病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所、保健センター等または対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となって母子に対して母親の身体回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着の形成を促し、母子とその家庭が健やかな育児ができるよう支援することを目的としております。

本市におきましては、今市長が申し上げましたように、宿泊型と助産師、保健師の居宅訪問によるアウトリーチ型を実施しておりまして、通所型におきましては、助産院とか産婦人科等で委託をして実施をしているところなんです。本市におきましてそのような施設がないために、宿泊型とアウトリーチ型の居宅訪問という二つの事業を行っております。

○14番（鶴迫京子さん） 産後ケア事業ということで、ちょうど数字があるんですが、本市は、2019年に産後ケア事業を実施した自治体ということで、941市区町村の中で全体の約5割超にとどまっているということでありまして、それまでは市区町村に任されていて、設置するのも任せますよということでしたが、2020年11月に改正母子保健法が成立しまして努力義務になりましたが、本市は令和元年から取組をしていただいて、本当に担当課そして保健師さん、助産師さん、すぐ努力されて先取りでこの50%の中に入るということで、大変嬉しく思っているところであります。

それで、今利用状況をお聞きしましたところ、令和元年は始まったばかりでしたのでゼロということで、令和2年度に2件ということで、数としては「あれっ」と思われるかもしれませんが、その分保健師さんが、在宅訪問とか宿泊型とかそういうところで日常的に努力されて、しっかりと指導されているということにもなるわけでありまして、この産後ケア事業でそういう取組をしていなかったら母子が利用できないということでもありますので、大変嬉しく思っていますが、先ほども別な件で言いましたが、このこともやはり周知というか、今ちょうど産後の方々は保健師さんとか助産師さんなんかがこういう制度があるということで、もう当事者ですので分かっ

らっしゃいますが、市民に情報を周知するという在り方を、もう少し力を入れていただけたら、「ああ、志布志市はこんなに努力されているんだな」ということも分かりますし、「じゃあ、あそこのどこそこの誰々がこれを利用できるよね」とかそういうことにつながってきますので、今後のことで、そういうところはいかがでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今議員おっしゃった、今はコロナ禍であるというところから、妊娠をされた方が、本来であれば里帰り出産とかそういったの予定をしていたのができなくなったという不安とかがあられると思いますので、そういったところもデリケートなことです。やはり産婦人科とうまく連携を密にして、今の社会情勢で普通に出産、その後の子育てというのが難しい状況ということはもう重々承知していますので、そのようなところに取り組んでいきたいと考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 課長の方から答弁がありましたとおり、本当に産科との連携というのはすごく大事で、里帰り出産をしたくても病院が受け付けてくれない。もちろん本市には産科がないわけですが、近隣のところも受け付けてくれないので、実家から相当遠いところに帰ってきてお産をしなければいけないとか、まずその里帰り出産の産院を探すのに苦労されているという実情をお聞きしています。そしてまた今度は帰れないから、こっちからお産の手伝いとかそういうのに行こうかといってもコロナ禍でできない。本当にそういう方々は孤立していますよね。コロナ禍によって普通に恵まれた環境の方まで孤立してしまう。そしてもちろん母子家庭とかパートナーが非協力的だったりとかありますと、本当に一人で産み育てないといけないという状況がいっぱいあるわけですね、このコロナ禍のためにですね。そういうことがあるわけですので、ぜひそこを今おっしゃったように重々理解されていますので、産院との連携というかそういうところをひっくるめて、よろしくお願ひしたいと思ひます。そうでないと、本当に少子化というか、今年はお産する人が少なくなっているという、そういうところに数字で表れてきますよね。だから少子化ということは、いろんな理由があつてそういうことになっていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の2点目に移りますが、現代社会では核家族化が進み、育児のことを遠方の祖父母にも頼れないで、父親も非協力的な家庭では、母親が孤立しがちです。ワンオペ育児と言われていますが、産後は子育てに対する不安や疲労の蓄積によって、抑うつ状態になりやすいと言われています。特に初産の場合、出産後2週間頃に産後うつ発症リスクがすごく高く、重症になると自殺や虐待につながる危険性があると言われていひます。

そこで、安心して産み、子育てする環境整備のために、出産前後1年間、日常生活に支障が生じた場合に、食事の世話、洗濯、清掃などの家事や、助言・相談等を行うホームヘルパーを派遣する制度は考えられないかお伺ひいたします。

このことも今から2年半前の平成30年12月定例会でも、ちょうど研修に行ったんですが、産前産後ママサポーター事業というのを長崎県島原市でやっておりました。本市でもそういう事業を導入する考えはないかと一般質問をしております。全く内容は同じ質問であります。そのとき市

長は、このように答弁されております。「取り組まないということを行っているわけじゃございません。これは総合的に志布志市がどういう形で取り組めるのか、そこを内部でも十分前向きに、私も取り組もうという考え方を持っておりますので、取り組まないという考え方ではございませんので、そこは理解ください」と市長は答弁されておりました。一般質問してから2年半経過しております。二度目の質問であります。今度こそ前向きな答弁を期待いたしまして、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 出産前後における育児支援につきましては、今議員がおっしゃいました平成30年12月議会で島原市の事例で議論をさせていただき、社会福祉協議会等が同様のサービスを提供しているため、その事業の周知を徹底し、産前産後の母親の支援につなげていきたいというふうに答弁をしたところでございます。

各法人が提供しているサービスの令和2年度の利用状況につきましては、全体的なサービス利用はございますが、子育て世帯の利用はないところでございますので、産前産後の母親と対面で接する場面が多い保健師や母子保健推進員などと連携を図り、サービスの周知の強化を図るとともに、サービスに対する意見等をいただくなど、情報収集も行ってまいりたいというふうに考えているところであります。

また、そのことにより、サービス利用が急増することも考えられますので、ファミリーサポートセンターが中心となり、新たな展開についての調査・研究を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 平成30年12月定例会で市長が答弁されましたとおり、今の答弁を聞きまして「取り組まないという考えではございませんので理解ください」ということで、一步また前進かなと、平成30年12月の一般質問のときよりは、調査・研究をしていかれるということで、これで最後になりますが、前向きに一步前進して取り組んでいくということに捉えましたが、よろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今回は津波対策と少子化対策について、これまでの一般質問の経過をたどり、また提案もいたしました。そしてその中でちょっと私の理解不足で不手際がありまして、教育長に通告なしで質問をしたことをお許しください。議長、これからは気を付けたいと思います。申し訳ありませんでした。もう少し勉強したいと思います。それで市長にも御迷惑をお掛けしました。

それでは、二つの一般質問の経過をたどって提案いたしました。この二つの対策は待ったなしの本市の喫緊の課題であります。施政方針に「新たな津波浸水想定に基づき、避難施設の構造、規模等の再検討を行い、整備に向けて取り組みます」また、母子保健推進につきましては、「子育て世代包括支援センターを拠点として、保育所、認定こども園、産科医療機関等との連携を図り、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります」と市長が述べられております。

この施政方針にも述べられておりますが、もう時が経っておりますので、最後に今一度市長の覚悟を生々の声でお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今、鶴迫議員がおっしゃったその件につきましては、しっかりと市民の安全安心ということも含めて対応してまいりたいということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） しっかりと前向きな取組を期待しまして、一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。



日程第3 事件の撤回について

○議長（東 宏二君） 日程第3、事件の撤回についてを議題とします。

事件の撤回理由について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の撤回理由につきまして説明申し上げます。

先に御提案申し上げました議案第37号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして、議案の撤回をお願いするものであります。

同議案は、教育機関志布志市立山重幼稚園の廃止を目的とするものであります。当該廃止について教育委員会の会議で議決されていなかったため、撤回するものであります。

今後適切な議案の提案に努めてまいりますので、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○6番（野村広志君） いくつか聞かせていただきたいと思えます。大変あつてはならないことなのかなということ、昨日の一般質問を含めながら感じたところでした。

3点ほどお聞かせください。まず1点目、御存じのことと確認いたしますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、第29条、地方公共団体の長は、これは市長になりますけれども、「歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見を聞かなければならない」というような法律が定められているということ。これについてその過程を経なかったということの報告でありましたけれども、これが失念した理由について、まずお聞かせください。

2点目ですけれども、当然議案の提出前に法令審査会、昨日もそんな話がありましたけれども、この法令審査会の中では、こういったことに対するチェックについてはどんな状況なのかということが2点目です。

3点目についてでありますけれども、この背景にあったのは、やはり山重保育園の利活用に対する協議があつたのかなと思えます。全部でこの検討委員会は4回、令和2年6月2日から行われておりますけれども、このことが利活用ありきと申しますか、このことは学童保育にするということで、今回の提案でありました条例からその幼稚園の部分削除するというような議案でありましたので、そのことが先にありきで進んだことが背景にありながら、そういったことの失念

につながったのかというようなことも予測されますので、そこについてどうだったのか。この3点をまずお聞かせください。

○総務課長（北野 保君） まず、議案の不備についてでございますけれども、議案第37号につきまして、内容につきまして志布志市教育委員会の行政組織等に関する規則第8条で、教育委員会の設置及び廃止につきましては、教育機関の会議において議決するよう規定されているところでございます。この教育委員会の会議が開催されていなかったということでの失念でございます。

まず議案が作成されて、議案を提出するまでの経過でございますけれども、まず議案の素案につきましては、5月10日に法令審査会で審査をいたしまして、5月12日に市長、教育長が出席の下、庁議を開催して、山重幼稚園の利活用方針の決定をしたところでございます。その後、5月13日に市長の議案ヒアリングを受けまして、議案内容の調整を行っているところでございます。そして教育委員会からの議案でありますので、現在お話がありましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、議案に対する意見聴取の手続きを取りまして、6月4日の議案送付となったところでございます。

あとは法令審査会での意見でございますけれども、これにつきましては、特にこのことについて議論はなかったところでございます。

○教育長（福田裕生君） 撤回に至った経緯について、補足と本件に対するおわびを申し上げたいと思います。

本事件につきましては、5月25日定例の教育委員会におきまして、報告案件として取り扱っておりました。本定例会開会日の翌日、つまり6月16日の午後、担当課である教育総務課において、5月の教育委員会においては議決を要する事項であったことに気づき、議案上程に係る瑕疵が明らかになったところでございます。明らかになった時点で、即刻市長、議会事務局にその旨をお伝えし、議案の撤回に係る協議をお願いするに至ったというのが経緯でございます。

それから、三つ目の御質問にありました昨年度からの山重幼稚園利活用検討会についてということでございますけれども、確かに今反省しておりますことは、廃止の前に利活用、その後の活用の仕方についての協議がどちらかという同時進行でありつつも、気持ちの上では先に進んでいたようなことが、本課の担当の中にもあったかもしれないなというふうに思っております。一方で実はそのことが、地域の方々にとっては一番重要な思いであったことであるというのは、これは明らかな事実でございますので、約11か月ほど公的な会議の中で、そしてまた個々にいろいろ情報を集める中で、地元の方々としては一日も早く次のステップを踏んでほしいという熱い思いがあられたということも、十分担当課が捉えていたということもその背景にはあったかと思っております。とは申しましても、手続き上の大きなミスがあったということは、これは紛れもない事実でございますので、私どもは先ほど申し上げた経緯の中で、私どもの担当が気付いたわけでしたので、そのことについては包み隠すことがないよう、しっかりとお示しし、そして理解もいただきながらおわびを申し上げたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 名称といたしましては、山重保育園の利活用検討委員会という

ことで進めてきたところでございますけれども、当初はどんな在り方がいいのかということで、検討をしましてアンケート等を取ったところ、地元の意向といたしましては、幼稚園ということではなくて学童保育、放課後児童クラブをしてほしいということが圧倒的にあったところでした。そういったことを受けまして、進める中で、私としましてはスケジュール等を確認して進めてきたところでしたけれども、最終的に5月23日の定例の教育委員会において、議決をもわらなければいけないところを報告で済ませてしまったということで、完全に失念をしていたところでございます。

このことにつきましては、今御指摘をいただきましたとおり、あつてはならないというふうに深く反省をいたしております。教育委員の皆様をはじめ、関係者の皆様の方に心からおわびを申し上げますとともに、議会の皆様、そして山重校区の地元の皆様方に深くおわびを申し上げたいと思います。

今回のことを踏まえまして、今後は議会の皆様に御理解いただけるよう、そしてまた地元の方々の思いに応えられるように、真摯に事務に取り組んで進めてまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

○6番（野村広志君） 担当の方も十分にそのことを理解して、昨日も一般質問の中で小園議員からもありましたとおり、やはり間違いもあるということもございますので、そこについては理解をするところですが、もう2点だけもう一度お聞きいたします。

昨日のやり取りをいろいろ聞いた中で、これは市長が答弁をされましたけれども、なかなかこの事の重大さというものが我々に伝わってこなかったというような気持ちで、私自身もそうですし、同僚たちやほかの議員にも少しお伺いしたところ、「感じなかったよね」というような話もあったところでした。非常に事の重大さについて、当局は今答弁がございましたので十分に感じておられるということは理解いたしますけれども、昨日の段階の市長の答弁を含めたところでは、少し感じなかったよねというようなことがあったということで、そこを市長の気持ちを少しお聞かせいただきたいということと、もう一点、こういったことはやはりあつてはならないということで、当然我々議会の中でも、このことで先に議会運営委員会、全協という形で説明がありましたけれども、議会運営委員会の中で我々自身もこの議案の向き合い方についてしっかりとやはり向き合って、「中身についてもしっかりとチェックしていかないといけないよね」という声も中にあったところでした。そういったことも踏まえながら、この再発防止について当局としてはどのように感じて向き合っていくのかということ、この2点お聞かせください。

○市長（下平晴行君） この失念に対して、あまりそういうふうに思っていなかったということではありますが、これは教育長、担当課長が話をしましたとおり、ちょっとしたミスではなくて、このことが今おっしゃったような撤回ということに対する議会に迷惑をかけたということでは、全く同じ考え方でございますので、教育長も副市長併せて、二度とこのようなことがないようにということでの協議もしたところでございますので、二度とこういうことがないようにしっかりと行政の事務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○総務課長（北野 保君） この議案につきましては、政策調整会議、庁議、法令審査会等の協議を経て提案をさせていただきましたけれども、チェック機能が働いていなかったことにつきまして、深く反省をしているところでございます。議会の皆様には、大変な御迷惑をおかけしましたことに心からおわびを申し上げますところでございます。

今後の再発防止でございますけれども、やはりチェックマニュアルのようなものを作成する必要があると考えておりますので、そのような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回のこの撤回ということですが、基本的にこれは教育委員会の問題ではないんですよね。これは市長、提案者はあなたですよ。すべからく教育委員会に丸投げみたいなことをされているけど、そういうことじゃなくて、いわゆる志布志市の条例、そういったものについて市長部局としてしっかりとした考え方があったのかという思いがあります。さっきの質疑、答弁の中で、16日の教育委員会で気付いたということですが、実際、これはこういう大きな政策展開をし変更をしていく際には、設置者として志布志市としてどうするのかという、市長部局のきちんとした対応が求められるというふうに思います。条例を変えるということであくまでも教育委員会にお願いをするといったときに、きちんと市長部局で議論がされて、そしてこういうことをお願いをしたいということであれば分かるけれども、その市長部局での議論は全くされていないような気が私はしました。今回、条例改正の議案を撤回するということが、基本的な条例の改正をする、それを組織として今後どういう形でその条例改正の提案、例えば選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会、それぞれ独立した委員会ですが、提案をされるのは市長ですよ。その中できちんとやっていないと、今後また起こりうる可能性がある。そういう思いがあります。

だから今回の撤回にあたって、そのことがどういう議論がされたのかというのが1点であります。今後そういうことが起きないように、しっかりとどこかの課を中心にして、この政策調整会議という形でここはなっています。どこかの課が中心となって全体の問題としてこれをチェックが入ったり、いろんなことができるような体制をするべきですよ。これは所管が教育委員会だから、「はい、お願い」と、そういうことじゃないと思います。そういうことに対する考え方を二つ目に、この撤回にあたってどういう議論がされて、今日のこの撤回ということになったのか。時間が二日間もありませんでしたけれども、撤回をするという方向が出て、そのことがどうこの二日間間に議論されたのかお願いをします。

併せて、条例が仮にこの定義をずっと見ると、提案したときに否決されるということもあり得るわけですよ。だから条例がまだ議会で議決していない中で、こういう事前着工みたいなことで見切り発車をしてやるようなそういった行政の在り方でいいんですか。まさに議会軽視と言われてもしょうがないですよ、これは。提案して議会が否決したらどうするんですか。この1年間全く何にもとんでもないことをしちゃったということになるでしょう。条例がまだ現に今もあるんですよ。山重幼稚園はあるんです。そのことをよく考えての今後のことについてちょっとかぶる

ところもありますけれども、その二つについてお願いをします。

○市長（下平晴行君） このことについてはおっしゃるとおり、市長部局に責任がございます。私に責任があるということで、今までも失念した背景はどこの責任かというのは、おっしゃるとおりでございます。

これはしっかりとそのことを踏まえて、今2点目のこれを二度と起こさないために何をどうするかということではありますが、先ほど総務課長の方から話がございましたとおり、マニュアル等しっかりと作って、そしてこういうことが二度と起こらないようにそれぞれの部署で担当課長も含めて、全課でこのことは取組をしていかなければいけないというふうに思ったところでございます。

そしてこれまでは、副市長、私、教育長、各担当課長、総務課長を含めて4回ほど協議をして今日に至ったということでございますので、これは二度とこういうことがないようにしっかりと取組をしまいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副市長（武石裕二君） 法令審査委員会につきましては、私の方で管理をしておりますのでお答えを申し上げたいと思います。

条例の改正それから制定等については、上位法の改正があったとき、それから市がどうしても市民あるいはサービス提供のために新たに設置をしないといけない条例等を起案をし、取りまとめをしてこの法令審査委員会にかけ、そして議案として議会の方に上程をするという流れになっておりますが、この法令審査委員会の中で今回については、全く教育委員会の方の決議を経るといふことの認識がその時点でなかったということになると思います。これは非常に責任者として深く反省をしているところでもございます。法令審査委員会の委員については、各職員から各分野、法制にたけた職員を充てておりますが、再度この法令審査委員会の職員にも私も含めてでございますが、法制について再度研修をするということ。それから先ほど質問がございました各行政委員会については、それぞれの行政委員会の決議と議決を経るといふこともあるというふうに思いますので、再度そこについてもしっかりと勉強をし、今後二度とそういったことのないように取組をしまいたいと思います。

それと先ほど総務課長からありましたチェックを何項目か、これが全て協議が済んでいるのかということもございますので、再度チェックの欄を設け、二重三重に漏れのないようにしっかりとした議案に作り上げて、議会に議案上程等をしたいというふうに思いますので、今回については私も非常に責任を感じております。二度とこのようなことがないようにいたしたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○19番（小園義行君） 併せて、これは昨年から廃止を前提としてこういう条例改正もない中で、利活用検討委員会の委員の方々に大変失礼なことをお願いをしたということですね。条例が改正をされていない中で、山重幼稚園が廃園になるという前提ですよ。議会がもう認めるということの前提で、こういう形でされたんですよ。そうでない限り議論なんかできないわけですよ。

そこで、この山重幼稚園の利活用検討委員会の委員の方々に公のところで、当局として言葉は

悪いけどどういう謝罪をされるのかどうか分かりませんが、きちんとそのことが1点と、併せて教育委員の方々も条例改正の提案があったあのテレビを見られたときに、おそらく私たちは何のために教育委員になっているのかというそのことを深い思いがその届いたのかと。市長や執行部のですよ。「私たちがないがしろだよ」と思われても仕方がない行為でしょう。そこについても公のこの席できちんと何らかの言葉が発信されるべきであります。そのことについてどう考えているのか。

併せて、この昨年度の予算、これはもう3月で止まっていますので執行されていますね。ここについてはどういう考え方なのか、そこも併せて3点ほどお願いします。

○市長（下平晴行君） 1点目の山重の利活用検討委員会の皆様には、今おっしゃったようにしっかりとこの経緯を説明していきたいと考えております。

それから2点目の教育委員の皆様には、やはり教育委員の議決ということになっていることを怠慢したわけでありますので、そのこともしっかり伝えて、謝罪をしていかなければいけないというふうに思っております。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 議員御指摘のとおり、予算につきましては昨年度検討委員会を3回開催いたしておりますので、それに関わる謝金をお支払いしております。今様々な御指摘を受けておりますけれども、進め方については順番に問題があったという認識でおります。しかしながら、ここでいただいた意見は意見といたしまして、11月26日に全員協議会でも報告させていただいたとおり、その地元を中心とする検討委員の方々の意見ということで承ったところでございます。しかしながら、進め方に問題があったということで、こういった予算の執行につきましては、おわびを申し上げたいというふうに思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（小辻一海君） 2点ほどお伺いいたします。

先ほど小園議員の方から言われましたが、この山重幼稚園の廃止というようなことを前提におかれまして利活用検討委員会というのがあったような感じがするところですよ。普通、この廃止のことについての委員会というのは、この利活用委員会だけであったんですか。それとも、この廃止を決める前の在り方検討委員会とか、例を挙げますとうちの田之浦中学校の閉校の場合は、最初、田之浦中学校在り方検討委員会という校区の皆さんの代表とかいろいろあったんですよ。そしてそれで審議されて、それから閉校ということになった後にそのまま移って利活用委員会になって、今も継続しているわけなんですよ。だからそういう形だったんですけど、その順序というのは先ほどから利活用委員会、利活用委員会ということだけが出てくるんですが、この廃止の前の委員会というのは何かそういうのがあったんですか。

○教育長（福田裕生君） 今御指摘いただいた点についてでございます。

今回の件を受けまして、本件に関して調べをしてみいましたところ、在り方検討委員会といった会議は設けておりませんでした。ここにおいて、過去に本市においては小学校、中学校の廃止等も経験しておりますので、そのときの経験が行政側の事務として十分に反映されていなかった

たということは、これは本当に心から真摯に受け止めて、深く反省をし、おわびをしていかなければいけないし、今後につきましては、そういったことが絶対に起きないようにチェック体制をしっかりと持ちながら、多くの市民の方々に不審な思いを持たせてしまうことがないように、取り組んでまいりたいと思っていますところです。

○8番（小辻一海君） 分かりました。やはり順番ですよ、在り方検討委員会、閉園するかそういう廃止をするかという検討を先ほど小園議員からも言われるとおおり、そういうのを論議して廃止になった後に、利活用をどうしていくかというのを考えていく手順というのをちゃんとしていられなかったから、こういう問題になったんじゃないかと思うんですね。

今度は逆に、廃止になった後に利活用委員会を望まれて、後のことまで利活用委員会が立ち上げられたわけですけど、この利活用委員会を立ち上げて、放課後児童クラブをぜひやってもらいたいという地域の方の望みで早く利活用委員会を立ち上げられたわけですから、やはりこのことについては、今このことで撤回されたわけですから、遅くなるわけですよ、あの方たちが一生懸命望まれたことがですね。だからそのことは十分協議していただいて、この時点で9月まではもう大変ですよ、今度の議会は9月ですからね。そのことを考えて審議されて早く、この場で教育委員会あたりも開かれて、即そういう対応の仕方をされなければ地区の方たちに大変迷惑になりますよ。そのことは、十分考えて対応していただきたいと要請しておきます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

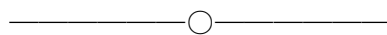
○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています事件の撤回については、これは許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、事件の撤回については、これを許可することに決定しました。



日程第4 事件の訂正について

○議長（東 宏二君） 日程第4、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正理由について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の訂正理由につきまして説明申し上げます。

先に御提案申し上げました議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）につきまして、関連する議案である議案第37号、志布志市立学校条例の一部を改正する条例の撤回に伴い、予算額を訂正する必要があるため、議案の訂正をお願いするものであります。

それでは、訂正の内容につきまして御説明を申し上げます。お配りしました事件の訂正請求に係る新旧対照表の1ページを御覧ください。予算書2ページの10款、教育費の行の補正額257万1,000円を246万2,000円に、計18億3,718万9,000円を18億3,708万円に訂正し、同款、4項、幼稚

園費の行を削るものであります。

新旧対照表の2ページをお開きください。予算書3ページの11款、災害復旧費の行の次に14款、予備費の行及び同款、1項、予備費の行を加えるものであります。

新旧対照表の3ページをお開きください。予算書6ページの10款、教育費の行の補正額257万1,000円を246万2,000円に、計18億3,718万9,000円を18億3,708万円に一般財源マイナス9万1,000円をマイナス20万円に訂正し、11款、災害復旧費の行の次に14款、予備費の行を加えるものであります。

新旧対照表の4ページをお開きください。10款、4項幼稚園費の表が記載されていた予算書の24ページを削り、25ページを24ページとし、26ページ25ページとし、同ページの次に14款、予備費の表が記載された26ページを加えるものであります。

以上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○12番（丸山 一君） 今回のこの件について、減額をするのであれば、やはりこういうのは議案として提案された以上、今度は撤回されるのが当然であって、撤回するのであれば減額修正という形を取るのが当然ではないかと僕は考えるんですよ。実際、合併前の有明町議会におきまして、提案された議案が委員会において否決されて、本会議においては、議員立法による減額の修正提案という形を取ったんですよね。今回の場合は単なる予備費に編入すると、歳入歳出は変化はございませんという、何とか安易な考えがあるような気がするんですよね。ですから、これは撤回するのであれば、減額修正を提案するのが当然ではないかと思うんですけど。先ほど減額されたから深くは追及しませんけれども、そういう考えも実際あるんですけども、そういうところに対する認識をちょっとお伺いします。

○財務課長（折田孝幸君） 御質問にお答えします。

今回令和3年度一般会計補正予算（第2号）におきまして、10款、教育費及び14款、予備費の歳出予算のみで事件の訂正をお願いしたところでございます。このような場合の調整方法につきましては、法的には特に示されていないところでございますが、今回この手法を取りましたのは、予算額の誤りがあった事業の充当財源が一般財源のみであったということ。それと、過去における訂正の場合も、基本的には予備費で対応しているということ。あと今定例会において総額については、既に本会議で説明しておりまして、歳入歳出総額を変更すべきではないという判断に至ったもので、こういった形で事件の訂正をお願いしたところでございました。誠に申し訳ありませんでした。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） 特にこの修正についてのことはありませんけれども、この資料をもらった新旧対照表ですけども、これを見ても先ほどからチェック機能の話ですよ、これを見て、単位が入っていないわけなんですよね。だからこういうことが一つひとつのチェック機能ということになってくると思うんです。実際これに単位が入っていません。だから、出す以上はしっ

かりとチェックをして出してもらいたいと。

○財務課長（折田孝幸君） 議員のおっしゃることも十分理解しておりますが、今回のこの新旧対照表につきましては、元々の予算書のこの部分を新旧対照ということでお願いしているところでございますので、もともと「(千円)」というのは予算書上に表現がありました。その関係でこういった表現になりました。今後はまた分かりやすい表現にできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○20番（福重彰史君） 財務課長、そういうことを言うてはいけませんよ。これは我々は新旧対照表の予算を見る中においては、やはりそういうところまでちゃんと見ていくわけですから、だから今言われるようなそういうことではなくて、やはり出す以上は、ちゃんとそういうところまでチェックしながら出すという、いわゆるそういう小さな小さなチェック機能が働かないから、今回のようなことも起きたんだということにつながるんじゃないかということでございますので、その点しっかりと今後はやっていただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） それは議員がおっしゃるように、その予算書の中にあってもやはり円という数字はしっかりと付けて対応すべきだというふうに思っております。今後、そこも含めてしっかりと対応してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正については、これを許可することに決定しました。

○議長（東 宏二君） 私の方から一言。議案を提案するにあたっては、諸法令での確に手続きが定められておりますので、所定の手続きを怠ることなく、法令遵守の上、慎重を期して提案していただくよう強く要望します。併せて、議決を前提とした事務事業については、議決を経たのちに執行にあたるよう重ねて要望します。

以上でございます。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から6月28日までは休会とします。

29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午前11時57分 散会

令和3年第2回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和3年6月29日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第5 議案第40号 市道路線の認定について
- 日程第6 議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第43号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 陳情第1号 弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書
- 日程第10 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第11 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 日程第12 発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について
- 日程第13 発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書について
- 日程第14 発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第15 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	10番 平 野 栄 作
11番 西江園 明	12番 丸 山 一
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

9番 持 留 忠 義

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 濱 田 茂	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 大 迫 秀 治	耕地林務水産課長 小 山 錠 二
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎
有明支所長 重 山 浩	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 和 佐 浩 教	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、南利尋君と福重彰史君を指名いたします。

日程第2 議案第35号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第35号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第35号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、6月21日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正において、個人の市民税の非課税の範囲が明確化された経緯についてただしたところ、令和2年度の改正において、国の扶養控除関連の見直しが行われ、その関係規定の整理として、令和3年3月に地方税法施行規則が改正された。これまでも控除対象扶養親族及び年齢16歳未満の者は、限度額の計算に含まれており、取扱いは変わらないとの答弁でありました。

セルフメディケーション税制の適用期限を令和9年度までの5年間延長することだが、その影響についてただしたところ、正確な数字は把握していないが、市が申告相談を受けた中では、セルフメディケーション税制を適用したものはなかった。制度の認知度が低いため、今後、広報等周知を図っていきたいとの答弁でありました。

配置薬について、セルフメディケーション税制の対象になるのかとただしたところ、対象となる医薬品については、厚生労働省がリストを作成している。医薬品のパッケージに、セルフメディケーションのマークが表示されているなど、対象となる配置薬もあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第36号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第36号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第36号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市手数料条例から個人番号カードの再交付手数料を削除するという改正であるが、個人番号カードの再交付に係る市民の手数料負担はどうなるのかとただしたところ、令和3年9月1日から個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、窓口での手数料の徴収を志布志市に委託して実施することができることと改められる。本市手数料条例への記載は不要となるが、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することとなるため、市民はこれまで同様、市役所の窓口にて再交付手数料を支払うことになるとの答弁でありました。

個人番号カードの発行枚数及び申請済み個人番号カードの受取状況、再交付の状況についてただしたところ、令和3年5月末現在の個人番号カードの交付枚数は7,840枚で、交付率は25.23%である。地方公共団体情報システム機構から本市に届いている個人番号カードは8,824枚、申請率は28.39%であり、取りに来られていない方には通知を送っている状況である。また、令和2

年度の個人番号カード再交付枚数は23枚で、有明地域8枚、志布志地域10枚、松山地域5枚であったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

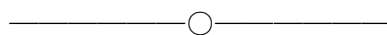
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第39号 曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第39号、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第39号、曾於南部地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、審査に資するため、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本市が大崎町へ水利施設管理強化事業の事務の一部を委託するとの提案であるが、同じく曾於南部地区を構成する鹿屋市は、今後は単独で事業を継続することになるのかとただしたところ、今回、本市と同様に鹿屋市においても、大崎町に対して同事業の事務の一部を委託することについて、鹿屋市議会の6月定例会に提案されているところである。なお、大崎町においては、本市及び鹿屋市からの受託を議案として提案されており、今後は大崎町が全体的な事務を行っていくものであるとの答弁でありました。

本事業の目的は、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ることのようであるが、導入に至った具体的な経緯や内容についてただしたところ、これまでの国営造成施設管理体制整備促進事業は、曾於南部土地改良区と地域住民が一体となった管理体制づくりの活動を推進することを目的としたもので、実際にその対象経費の補助がなされていたが、一部の維持・管理業務については対象外となっていることや、近年多発する豪雨災害等にも対応が必要であることなどから、今後は水利施設管理強化事業に移行することで、施設の役割に応じた補助の活用が可能となるものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

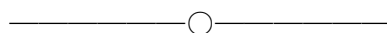
これから、採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第40号 市道路線の認定について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第40号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第40号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、東九州自動車道の整備に伴う市道路線の新規認定であるが、志布志有明インターチェンジ付近は広大な水田地帯であり、道路建設が要因となる流末処理への影響については適切に議論されているかとただしたところ、現地は、東九州自動車道の整備によって水

田地帯が分断される形になったところであり、昨年の7月豪雨災害によって上流の水田が冠水した状況も踏まえ、志陽地区に大規模な流末設備を国が新たに1か所整備した。また、同様に肆部合地区も冠水が懸念されることから、今後は市道改良も含めた排水路の見直しも行っていくとの答弁でありました。

志布志有明インターチェンジの出入口付近に、現在は照明設備が整備されていないようだが、必要性の検討はされていないかとただしたところ、志布志有明インターチェンジの出入口となる4か所については、現在、照明設備の施工中であり、市道に隣接する位置であることから市で発注をしている。照明設備の稼働は、7月17日の開通には間に合わない見込みだが、8月から9月までをめどに整備を完了させたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第40号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第40号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第41号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第41号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志町の上門地区、栗ノ木団地・倉園団地の現地調査を実施した後、6月22日に、執行部から担当課長ほか担当職員の出席

を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバーカード推進事業に会場使用料が計上されているが、マイナンバーカードの出張申請サポートは、どこの商業施設でいつ頃の計画なのかとただしたところ、マイナンバーカードの出張申請サポートについては、サンポートしゅしアピア、サンキュー西志布志店、ニシムタ志布志店の3か所を予定している。議決後、入札・契約手続運営委員会に諮り、粗品の購入準備を進め、令和3年8月以降に実施する見込みであるとの答弁でありました。

あくまでも申請主義であるマイナンバーカードの取得について、申請サポートの利用促進を図る目的は何かとただしたところ、マイナンバーカードの取得については任意であるが、国の施策として、マイナポータルを利用し令和3年10月からの健康保険証としての本格的な利用や、令和6年度末からの運転免許証との一体化などが進められている。マイナンバーカード取得のメリットを生かす目的で申請を希望する方に対して、申請サポートの利用促進を行っているとの答弁でありました。

健康保険証との一体化に関して、市内の医療機関等はどれだけ参加しているのかとただしたところ、健康保険証との一体化に関しては、6月21日現在、鹿児島県内では13医療機関と2調剤薬局が、うち市内では2医療機関が参加している状況であるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和4年度から利便性向上のため、市税等の支払方法を拡充し、スマートフォンアプリ決済を導入することだが、利用方法及び口座振替の状況についてただしたところ、スマートフォンのカメラ機能を用いて、市税等の納付書に印刷されているバーコードを読み取り、その読み込んだデータを基に決済を行うものである。アプリとひも付けられた銀行口座または電子マネー残高から支払われ、市税等の納付が完了する。

また、本市の口座振替率は、納入金の種類により異なるが、納付件数の50%前後の割合で、全国的には30%前後であるので、高い状況にある。一度、金融機関で口座振替の申込み手続きをすれば、その後は自動的に口座から引き落とされるので、市としては口座振替を第一に推進しており、その申込みまでのつなぎの期間として、このスマートフォンアプリ決済を活用してもらいたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、850人の給付対象者を見込んでいるが、申請が不要な方・必要な方とは、どういった基準で分けられているのか。また、今後のスケジュールについてただしたところ、子育て世帯生活支援特別給付金給付事

業の給付対象者は、五つの養育要件のいずれかに該当し、かつ二つの所得要件のいずれかに該当する者となっている。基本的に、養育要件の一つ目の「令和3年4月分の児童手当の受給者」または、二つ目の「令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者」に該当し、かつ所得要件の一つ目の「令和3年度分の市民税均等割が非課税である者」に該当する者は、積極支給となる。申請は不要で市が対象者を把握して7月中旬に支給する予定である。

また、養育要件の三つ目の「令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当の受給資格の認定又は額の改定の認定を受けた者」または、四つ目の「令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当の受給資格の認定又は額の改定の認定を受けた者」に該当する者については、額の改定の認定や新規認定の時期が来た際に積極支給していくよう進めていく予定である。

ただし、五つの養育要件の中で、所得要件の二つ目の「令和3年度分の市民税均等割が非課税である者に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者」に該当する者については、全て申請が必要となるため、申請受付、要件確認後、給付の対象に該当する場合には支給することになるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、予防費の時間外勤務手当100万円の積算根拠及び土曜日・日曜日の勤務の有無についてただしたところ、コールセンターの業務終了後、新型コロナウイルスワクチン接種推進室にてワクチン接種予約者の名簿作成、名簿チェック、予約者への連絡等の業務を行うため、時間外勤務が発生している状況である。また、土曜日・日曜日に勤務が発生した場合は、基本的に半日・一日の区分で振替対応となるが、医療機関等からの突発的な対応で時間が短い場合は、時間外勤務対応となっている。

今後、64歳以下の方のワクチン接種やWEB予約等で業務が増える予想だが、業務改善に努め総力を挙げて7月・8月を乗り切りたいとの答弁でありました。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業について、市内にはほかにもグループホームがあるが、非常用自家発電設備の現状を把握しているのかとただしたところ、ほとんどが簡易な非常用自家発電設備を設置している現状で、長時間の停電に対応することは難しいと考える。別に、もう1件のグループホームから問い合わせがあったが、鹿児島県との協議が間に合わなかったとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志地区で2か所の中山間地域総合整備事業については、造成に必要な土が不足しているため災害関連の残土を活用するようであるが、搬入に至る流れと今後の見込みについてただしたところ、同地区のほ場については、文化財が出土した経緯から、県との

協議により保存のために1 m以上の盛土が必要となったものであり、現在、令和元年度の豪雨災害で発生した災害残土を活用、搬入している状況となっている。

また、地域振興局管内において国、県、市町を交えた残土の利活用のための協議会が立ち上げられており、現段階で不足する盛土については、高規格道路の造成に伴う残土等が本市にも配分されるよう調整が進められているとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧町の消防後援会による退職報償金であるが、合併前から消防団に所属していた団員に対し、勤続年数に応じて退職報償金を支給する消防団員弔慰救済負担金において、今回以降の支給対象者数と金額及び昨年度の退団者数についてただしたところ、今回以降の支給対象者数は126名、金額は約1,838万円であり、昨年度の各方面隊の退団者は、全員で16名であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、コミュニティ振興助成事業について、人口減少等による様々な地域課題の解決に向けて自主的に取り組むコミュニティ協議会に対して、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会が助成することであるが、潤ヶ野校区コミュニティ協議会の事業計画についてただしたところ、今回、交付決定を受けた事業計画では、前川清流公園のトイレ、コンビネーション遊具、遊歩道等の整備や高齢者サロン等の運営が計画されている。また、訪れた方々がSNS等を利用して、情報発信できるようルーター等の環境整備も計画されている。

整備される施設等の維持管理についてただしたところ、コミュニティ協議会が維持管理を行うが、災害等多額の負担が発生する場合は協議を行うとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、お釈迦祭り、志布志みなとまつりが、実行委員会の協議により中止が決定されたが、各種イベントの中止にあたっての判断指針についてただしたところ、イベントの中止等の判断については、国が示した新型コロナウイルス感染症対策や指針等を基に行っており、大規模イベントを実施する場合は、県に相談する体制が取られている。市内でも様々なイベントが計画されているが、開催について相談を受けた場合は、指針等の内容について説明を行っていきたいとの答弁でありました。

次に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、修学旅行キャンセル料支援事業について、9月末までの修学旅行の実施校が対象ということだが、何校が予定しているのか。また、昨年度の修学旅行キャンセル料支援事業の実績についてただしたところ、現在まで7小学校が実施しており、今後7月末までに

2 中学校が予定しているとの答弁でありました。

また、昨年度の修学旅行キャンセル料支援事業の実績については、修学旅行を計画していた11小学校と5中学校の16校において、1学期から2学期への日程変更が9小学校と5中学校の14校、県外から県内への場所変更が8小学校と1中学校の9校、新型コロナウイルス感染症予防に関するバスの大型化に伴う補助が6校、2中学校が実施を見合わせ、令和3年度への日程変更となっているとの答弁でありました。

教育委員会としては、修学旅行を中止する目安等があるのかとただしたところ、修学旅行の実施の判断については、学校長としても非常に難しい判断となる。教育委員会としては、校長への指導として広角的・多角的な視点からの情報収集を行うこと、児童・生徒や保護者、住民の心情をしっかりと把握すること、校長は何よりも柔軟性のある深い思考で最適な回答を見いだすこと、校長同士の相互連携による情報交換が大切であると考えている。保護者、地域住民にもしっかりとしたデータを持って説明できるように、教育委員会としては指導しているとの答弁でありました。

最後に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年研修事業について、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となったが、執行見込み額の8万6,000円の使い道は何かとただしたところ、執行見込み額の8万6,000円については、実行委員会の謝金等の事務費であるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第41号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第41号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第42号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第42号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第42号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険制度の改正内容についてただしたところ、介護保険施設における負担限度額の見直しについては、在宅で暮らす方との食費・居住費に係る負担の公平性や能力に応じた負担を図る観点から、一定以上の収入や預貯金等を持つ方に対して、食費の負担額の引き上げを行うものである。

また、高額介護サービス費の負担限度額の見直しについては、能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯に対して、負担限度額に課税所得380万円から690万円未満、課税所得690万円以上の二つの区分を新たに設けるもので、共に令和3年8月1日からの見直しであるとの答弁でありました。

介護保険システムの改修内容と今後の改修スケジュールについてただしたところ、介護保険制度の改正に伴い、介護保険施設の食費及び高額介護サービス費における負担限度額を見直すため、一定以上の収入や預貯金額、課税状況等を反映させるシステム改修である。

今後の改修スケジュールについては、議決後、入札・契約手続運営委員会に諮り、基幹システム業者と随意契約を締結し、令和3年7月中にシステム改修を終えたいとの答弁でありました。

介護保険施設における食費の見直しについて、入所者・利用者にとって、どれくらいの負担増になるのかとただしたところ、介護保険施設における食費の負担限度額引き上げにより、年金収入等80万円以下の方は、ショートステイの利用で1日当たり390円が600円になり210円の負担増、年金収入等80万円を超え120万円以下の方は、ショートステイ利用で650円が1,000円になり350円の負担増、年金収入等120万円を超える方は、施設利用で650円が1,360円になり710円の負担増、ショートステイ利用で650円が1,300円になり650円の負担増となるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第42号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第42号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

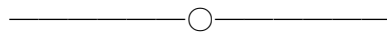
したがって、議案第42号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第8、議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第8 議案第43号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第43号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ260億9,558万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金の民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に対する補助金を594万円、同事業の事務費に対する補助金を16万円、合わせて610万円計上するものであります。

予算書の6ページ及び補正予算説明資料の1ページから3ページまでを御覧ください。

歳出の民生費の社会福祉費の社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る経費を、合計で610万円計上するものであります。この事業は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活に困窮されている方の就労による自立を図るため、また、それが困難である場合は、円滑に生活保護の受給へつなげるために実施するものであります。

予算書の7ページ及び補正予算説明資料の4ページをお開きください。

衛生費の保健衛生費の予防費は、新型コロナウイルス予防接種事業の一部を個別接種から集団接種へ見直しすることに伴い、委託料から報償費へ予算を組み替えするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の方から提案理由等を述べていただきましたけれども、この新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業という長い事業名でありますけれども、この件については、この事業が7月から開始されるという予定であることは承知しておりましたので、せんだっての予算委員会で、課長にこういった事業を展開する上で業務量が増えている社会福祉協議会に委託するのか、しぶし生活自立支援センター「ひまわり」とかですね。「本市の自治体としてしっかり受け止めてやるのか」という確認をさせていただきました。その際、課長の方から「本市でこの事業は行っていく」という答弁でありましたので、少し安心をしたところでもありますけれども、これまでコロナ禍における生活困窮者に対する支援としては、今ありましたように特例の貸し付けがあったわけです。この特例の貸し付けも8月まで延長されていますね。住宅確保関係も9月まで延長されていますね。そういった手当はされていますけれども、貸し付けとなってくると、やはりそこに償還という負担が先に出てまいります。非課税世帯は免除という方向も出ていますけれども、貸し付けを受けて償還をしなければいけないという方々がいらっしゃいますね。そういった方々の中で再申請をし、そしてもうそこで息詰まる、そういった方々に対してやはり給付という形で救済をしていかなければいけないということで、国がこういった方向性を示しているんだらうという理解をしているのですが、いかんせん、この給付水準とか様々なくくりを見ていくと、大変にハードルが高い事業になっていて、使い勝手が本当に悪いなというふうに思ったところです。厚労省の方も、そういったことをやはり想定してQ&Aを作っていますね。多分課長のお手元にもあるのかもしれませんが、58項目にわたってQ&Aを設けています。そういったことを考えて、少しそういった背景を基に質問をしたいのですが、この議案は委員会付託をしない、即決議案ですので、少し詳細にわたって質疑をさせていただければというふうに思っております。

今回のこの支援金の事業は、実際今述べたようにマスコミや新聞報道等でも少し評判が悪いんですね、やはりかなりくくりが厳しいということで。そういったことに対して国はどう言っているかという、いわゆるこの「特例貸付も延長している」、そして「重層的なセーフティネットをやっている」と言っているわけですよ。だけれども全国的なアンケート等を見ると、こうい

った特例貸付の事業があるということを知らないという方々が20%ばかりいるというデータが上がっているんですね。そうすると、こういった特例貸付があることも知らない状況の中で、一方でこういった事業が進んでいくわけですけれども、このことについて、どういう理解を当局はされているのかお示しをいただければと思っています。

あとこの特例貸付の利用が前提ですので、いただいた資料にもあるように、今回の事業の対象となる世帯に対しては、ある程度把握ができるわけですね。そうすると、今回この対象と見込まれている22世帯あるわけですが、ここに対しては申請書の送付であるとかお知らせであるとか、そういったものをいわゆるプッシュ型の方式でお知らせしていく予定なのか、そこも中身を少しお示しをください。

この資料にもありますように、3人以上の世帯で10万円ずつの3か月ですから30万円、こういうことになっておりますが、一律に10万円となった給付を3人以上の世帯にされるということになるんですが、3人以上の世帯となってくると、4人の世帯もあれば5人の世帯もあるわけですね。そういったことを考えたときに、やはり人数が多くなるとかなり厳しい状況になるのではないかなと思うんですけれども、この中ではその世帯数等が見えませんので、3人以上の世帯のこの内訳もお示しをいただければと思っています。

今回のこの自立支援金というのが、今のところ課税対象になるとなっています。こういった支援金が課税対象になるというのはいかがなものかという議論がなされていて、そしてそのことについてはそれを外すように要望も上がっていますけれども、現在この支援金を受けられる方に関しては、そのこともしっかりお示し、お知らせをし、そして国としてこの課税をしないという方向で多分議論になっていると思いますので、そういった直近の情報が入っているのかどうかお示しをください。

あとは追加議案として出されているわけで、この予算が可決するのかどうかというのは、この後の議決によるわけですけれども、当然当局は可決していただきたいということで提案をされているわけですので、今後のスケジュールを当然組んでいращやと思うんです。そういう意味ではこれは7月1日から受付がスタートできるのか、7月初旬あたりになるのか、そういった実施体制のスケジュールについてお示しをください。

今5点ほど述べたと思いますが、まずその点についてお伺いしたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

まず制度の周知等につきましてですが、緊急小口資金、総合支援資金、それぞれ制度が延長になったり貸付額等も増額になったりということで、何回も制度が改正されております。市といたしましては、ホームページ等でお知らせする、来月の広報紙という形で広報はしているところでございます。社会福祉協議会の「ひまわり」等への相談も多いものですから、そこで相談される方も多いということで、その中でも当然これは社会福祉協議会がやっておりますので、社会福祉協議会の方からもPRをしていただいているということで認識をしているところでございます。

申請書のプッシュ型で行うかということでございますが、このことにつきましては、今のとこ

ろはプッシュ型で行いたいと考えておりますが、そのことにつきましては、県を通じて県の社会福祉協議会から情報を得る必要がございますので、そこを得られ次第、プッシュ型という形でこちらの方から案内等を送付したいと考えております。

3人以上の世帯数につきましては、予算説明資料の2ページの3、(1)に書いてあります、現在再貸付等がもう終了されているという方につきましては7世帯ということでございます。その(2)につきましては、特例貸付の決定者のうち、8月までに再貸付の申請が可能な件数と4月以降の特例貸付初回の申請件数ということで23件ございますが、そのうち8世帯と見込んだところでございますが、この23世帯のうち3人以上の世帯は5世帯となっておりますが、今回の予算計上につきましては、どの世帯が来られるかということが予測ができませんでしたので、3人世帯の10万円の10世帯という形で計上させていただいたところでございます。

課税対象となるかという情報につきましては、今議員から御指摘がありましたとおり、国の方でもそのような形で進めているということで聞いておりますが、今のところは非課税にするという形で要望を出しているということで、そこまでの情報しか入っていないところでございます。

申請の受付をいつからするかということでの御指摘ですが、可決後、速やかに申請事務を進めてまいりたいと考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、再貸付終了等の要件の審査にあたりましては、原則は申請者からの添付書類により確認をいたしますが、適切な支援の実施のため、県社会福祉協議会の再貸付に係る情報と、適宜突合しながら審査を行うこととされております。先ほど申し上げました、県を通じて県社会福祉協議会から再貸付等に関する情報をもらう必要もございます。その情報で再貸付情報の確認ができる場合は申請時の添付書類が省略できるなど、申請者の負担軽減にもつながりますので、今後県社会福祉協議会と情報を共有しながら、速やかに支給事務を進めてまいりたいと考えております。

すみません、今、予算の3人以上の世帯を10世帯と申し上げましたが、予算計上では10世帯プラスの5世帯で15世帯ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、それぞれ答弁をいただきましたけれども、この事業プラス特例貸付が延長になっていることに関しては、社会福祉協議会からも情報をしっかり共有しながらやっていると、そしてしっかり広報もしていきますということでありますが、今言われましたこの3人以上の世帯が15世帯と。この15世帯の中に4人以上とか5人以上とか、その内訳がどうなんですかという質疑をしています。これも県社会福祉協議会の方からのデータがないと分からないんですか。そこが一つですね。

それと、今申請とか相談窓口の開設時期、これは7月から受付が開始できるとなっております。これが本市においては7月1日から即スタートできるのか、あるいは初旬なのか、中旬なのか。その開設時期もお示しをいただきたい。僕は全国的なデータをここに持っているんですよ。7月の上旬というところが大体80%、1日からというところがそれぞれ自治体の割合で見たときに40%とかで分かれていますけれども、本市はどうなのかというのをお聞きしたいから質疑をしています。

あとは、先ほど課長も申されましたように、社会福祉協議会に相談に行かれると。市に直接というよりも社会福祉協議会に行かれる、「ひまわり」に行かれるということで、そこでのこの事業の展開ということも当然あるわけです。社会福祉協議会の方では、当然この事業は御存じだろうと思いますけれども、実際は実施主体が本市になりましたので、社会福祉協議会が直接受け付けるわけではないです、「ひまわり」が受け付けるわけでもない。そういったときに、しっかりこちらへおつなぎしていただくということが大事だろうし、大体県の社会福祉協議会からいただいた情報が全部100%一致するわけではないですよ。漏れがあるかもしれませんね。そういったことを含めて、ここはしっかりと精査できるように連携を密にさせていただきたい。ここが一つありますね。

今回の事業の一番のポイントというのは、皆さん生活に困窮されている。困窮されている中でももっと困窮をされているような方々ですね。だからこそ給付のスピードアップというのが一番のポイントだと言われてますね。だから、いつから受付をスタートするのかというのを聞いているわけで、そこについての考え方をお示してください。

もう一点ですね、これも国も理解はしているわけですが、今回のこの対象となる方々の多くは、この自立支援金よりも生活保護を本来は受給することが適当、そういったケースも結構あるんです。そういったことを考えたときに、この生活保護にちゅうちょなく結び付けていく、そういった在り方というのが求められていると思いますが、この支援金事業を進めていく上で、そこについての考え方はどうなのかお示してください。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

3人世帯以上のうち、4人、5人世帯が何人いるかということにつきましては、予算を計上する中である程度の情報が欲しいということで、社会福祉協議会にいただける情報が、3人以上が10万円というのがありましたので、そこで今くりくりをしておりますので、4人、5人かというのは、今手持ちに無いところでございます。

申請の時期につきましては、先ほど申し上げましたとおり、県社会福祉協議会からの情報等もでございます。そちらの方を活用するという事になっておりますので、7月1日というのはちょっと難しいのかなとは考えておりますが、7月初旬には始めたいと考えております。

当然、相談につきましては、現在も特例給付等が社会福祉協議会にいきますので、社会福祉協議会に相談されるということになろうかと思いますが、先ほど申し上げましたプッシュ型方式ということで、案内申請等をこちらの方で行いますので、そこで今回の支援金につきましては市が受付をする、市が支給をするということを明確にしまして、なるべく市の方に来ていただくと。事務方の方では志布志支所、松山支所、有明庁舎全て受け付けるような形で進めるような協議を進めているところでございます。当然スピード感をもってやっていきたいということで考えております。その後、受付をいつからということになりますが、そこにつきましても整い次第という形で、迅速かつ丁寧かつ柔軟に対応していければと考えております。

最後に、生活保護へのつなぎにつきましては、本支援金の目的が当然就労につなげるというこ

とがございますが、どうしてもそれがかなわない場合は生活保護への受給につながるという形になっておりますので、このプッシュ型の案内状を送付する際に、生活保護のしおり等も入れるということになっておりますので、そこを入れて、相談に来られた際につきましては丁寧に対応して、そちらにつながるような形で進めていければと考えております。

○15番（小野広嗣君） 課長答弁であらかた理解はしております。この制度の中身については、もう5月以降何度となく情報を得て、中身については理解をしているんですが、今課長の答弁がありましたように、この3人以上の世帯というのがひとくくりで10万円、10万円、10万円で3か月で30万円となっていますけれども、実際見ていくと4人世帯はどうか、5人世帯はどうかとなってくると、その窮状というのが見えてくるわけですよ。制度ですからそうはいつでも4人世帯であったって5人世帯であったって、今回は30万円の支給で止まってしまうんですが、その後のことを考えたときには、しっかりそういったところも見ていってあげないと、先ほどの生活保護への速やかな移行であるとか、そういったことの視点もそこから生まれてくるわけですので、そこを外さないようにしていただければというふうに思います。

社会福祉協議会ともしっかり連携を取っていただけたらと思うわけですが、支給期間が3か月しかないわけですよ。そうすると、もう本当に困って困って再貸付をお願いされてきた方々です。今回貸し付けがあったにしても、3か月後は大変な状況になると、そういったことを考えたときには、どうしても国が再三言っているように、生活保護への移行というのは本当に大事なんだろうなというふうに思うんですね。3月も一般質問で、「弾力的な運用を」ということでお願いをしていただきましたけれども、その弾力的な運用ということが、しっかり福祉課職員の中に、福祉事務所の職員の中に入っていない。本当に入っていないというのを経験していますから、僕は、やはりそういったことをしっかり職員と情報を共有して、市長もそういったことに関しては、配慮方をしっかりできるように福祉事務所職員の方にも徹底をしていただきたいというふうに思っております。今回のこの自立支援金だけで、全ての困窮者が救済されるのは当然思えないわけですね。それでも、少なくとも今回対象になった、絞られていった方々に対しては、3か月間の救済措置になるわけですので、それ以外に漏れがないように申請に結び付けていかないといけない。これは本当に漏れがあったら大変なことでありますので、そこをしっかりと取り組んでいただきたい、この2点ほどを市長に答弁いただければと思います。

○市長（下平晴行君） 課長の方でも答弁がありましたように、生活保護については円滑に生活保護の受給へつなぐための支援金を支給するということでありますので、生活保護の要件等をしっかり加味して、担当者の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回こういった事業が提案されていますが、これを実際見ると、すごい要件ですよ。さっきもちょっと出ていましたけど、その中で、これは生活保護へのつなぎの状況だというふうに理解をします。そこで、大変申し訳ないんですけど、3人以上の世帯に月10万円、これは生活保護の基準からみても、ここは多分7万円前後だと思うんですけど、生活保護の

お一人、単身世帯でしたときにです。この10万円でこういう状況ではもう、当然生活保護の申請につながるといふそういうものでないと、この支援金の今回610万円ですけど、とてもじゃないけどそういう状況にある人はここに書かれている要件なんて絶対と言っていいぐらいクリアは難しいです。積極的に事業の目的に書いてあるように、その就労支援につながる人はいいけど、そうでない人は生活保護へつながるといふ、もう当局の方からやはり努力をしていくべきだといふふうに思うんです。ここで把握をされている、全ての要件を満たすといふのは困難だからということで、この融資決定件数で計上してありますね、22と。この方々はもう即生活保護へ大変申し訳ないけど、つながるといふことの方が僕は生活を本当に維持していけると、そういう思いがあります。この3人以上世帯の10万円といふのは、これは生活保護基準からしてもおかしくありませんか。国が決めていることだからそれでいいけれども、ぜひ積極的に当局の方で、これは申請主義ですので申請されない方は分からないわけですよ。だからぜひそこについては、生活保護につながるといふその姿勢が僕は大事だと思うんです。ハードル、生活保護も大変高いけれども、こういう現状を国が見てこれをやるといふ、これはあくまでもつなぎだといふふうに僕は思っています。考え方として、当局としてはそういう考えをお持ちですか。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

今議員御指摘のとおり、生活に困窮されている状況の方が、今回支援金の申請をされると認識をしております。まず漏れがないようにやっていきたいと考えております。そのような中で3か月間というのが決まりでございますので、そこをまず支給するのかわかりたいのを考えつつ、当然就労の方も目指していかなければならないということもございまして、そこもまずは目指していきたいと考えておりますが、どうしてもすぐに就労ができない、収入が増加しないという状況がございましたら、当然生活保護の制度につきましても、まず申請の段階から説明をさせていただきます。このような選択肢があるということも十分に説明をさせていただきます。丁寧に対応をしていければと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひそういう立場でやっていただきたい。この求職活動等要件、ここ一つ見ても、月に4回、5回ですよ、そういうことにいっぱいしないといけないという、これは生活保護を申請したときもいろんなのがあるわけですけど、支給されている方々も含めてです。ぜひ今課長が答弁されたように、そういう方々、あなた方が想定しているこれ以上の方たちがおられる。私も1件昨日相談が来ていますけど、実際にこれを見たらアウトですよ、その方。だからぜひ今のこの状況の中で、その方たちをきちんと救っていくという意味で、さっき答弁されたような形で努力をすると、そういう立場でこれは提案されていると理解していいですか。

○市長（下平晴行君） 課長の方でも答弁がありましたように、いわゆる就労による自立を図る、それができない場合、それと併せて3人以上で10万円といふのは、本当に大変だといふふうに理解をしているところでありますので、そこ辺を十分精査の上、生活保護の支給につながるということでの対応をしっかりと取組をしまいたいといふふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第43号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。



日程第9 陳情第1号 弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書

○議長（東 宏二君） 日程第9、陳情第1号、弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました陳情第1号、弥五郎ICと松山ICを繋ぐ道路建設を求める陳情書について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、審査を行いました。

委員間で協議した結果、これまで継続審査としていたが結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

賛成討論として、次のような要旨の討論がありました。

3月18日に、県が東九州自動車道と都城志布志道路をつなぐ曾於志布志道路を設ける構想路線を示した。令和3年3月定例会において本陳情を審査する段階では、そのような見解のない中であり、継続審査の判断に至ったものであるが、県により示された今回の構想を考慮すれば、陳情項目1及び2については、東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジと都城志布志道路の松山インターチェンジをつなぐバイパス道路についての調査要請が大きな柱であることや、曾於市大隅町八合原付近へ新たなインターチェンジの新設を求めることについて、曾於市と本市との間で建設促進協議会が設置されている点を踏まえ、本陳情の趣旨として十分理解できるものとする。

しかし、陳情項目3の道の駅をサービスエリアとして組み込むルート建設を求めることについては、経済効果の特定等は今後の調査や計画の中において事業主体が考慮すべきもので、採択すべきではないと考えることから、本陳情については、陳情項目3を除く、陳情項目1及び2を一部採択すべきである。

反対討論はなく、以上で討論を終え、採決の結果、陳情第1号は、全会一致をもって、一部採

択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は一部採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり一部採択と決定しました。



日程第10 陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（東 宏二君） 日程第10、陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、法の趣旨に基づき、学力向上やいじめ・不登校の解消・改善、体力向上等の教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指す中であって、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現及び教職員の確保と適正配置を行うために、必要な財源を安定的に確保することは重要なことだと考えている。

以上のような点から、義務教育費国庫負担制度の負担割合2分の1復元については、お願いできれば有り難いと思っていると説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、教育の機会均等を図り、誰一人取り残すことのない教育環境を構築するために、人員を含めた財源的な保障が大変重要である。子どもたちの豊かな学びを保障する安定的な

財源の確保を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第2号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

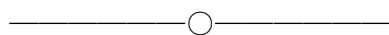
これから、採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



日程第11 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（東 宏二君） 日程第11、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、6月21日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考意見として、法の趣旨に基づき、教育課題の解決と国民の負託に応える教育の振興・充実を目指す中であって、教育の機会均等と水準の維持向上、豊かな学びや学校の働き方改革の実現のために、現在の学級編制の標準を引き下げることが、重要なことであると考えている。

一方、教職員や財源、空き教室の確保、新型コロナウイルス感染症対応等、克服しなければならない課題も多く、国の施策の動向を注視していきたいと考えている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、近年のICT化や新型コロナウイルス感染症対応等を含め、今後の教育現場の在り方を考えたときに、少人数学級の実現に向けた学級編制はもとより、人員配置等の適正化がより図らなければならない。子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、教職員定数改善を要請する本陳情の趣旨は十分理解できるものであり、本陳情については採択すべきである。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第3号については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

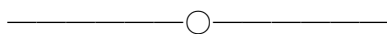
お諮りします。陳情第3号に対する所管委員長の報告は採択であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

日程第12、発議第2号から日程第14、発議第4号まで、以上3件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略します。



日程第12 発議第2号 義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

○議長（東 宏二君） 日程第12、発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第2号、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第2号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっておりましたが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由といたしましては、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であります。更に、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠であります。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、学びの保障や心のケアなど教職員が不断的な努力を続けている現状において、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。義務教育費国庫負担制度については、国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政確保のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、菅義偉、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、武田良太、文部科学大臣、萩生田光一でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いをいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 発議第3号 教職員定数の改善に係る意見書について

○議長（東 宏二君） 日程第13、発議第3号、教職員定数の改善に係る意見書について議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました発議第3号、教職員定数の改善に係る意見書について、趣旨説明を申し上げます。

陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、文教厚生常任委員会に付託となっておりますが、審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。

それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり、意見書を提出しようとするものがあります。

提出の理由といたしましては、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要であります。更に、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠であります。

このことについては、文部科学大臣も、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性についても言及しております。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、学びの保障や心のケアなど教職員が不断の努力を続けている現状において、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠であります。

よって、国会及び政府における地方教育行政の実情認識と地方自治体の計画的な教育行政確保のため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、菅義偉、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、武田良太、文部科学大臣、萩生田光一でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしく願いをいたします

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第2号及び発議第3号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。



日程第14 発議第4号 志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、発議第4号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第4号、志布志市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備及びデジタル化政策による行政手続き等における押印廃止の推進に伴い、標準市議会会議規則の一部が改正されたため、欠席の届け出及び請願書の記載事項等に関する規定を改めることを目的として、提案するものがあります。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。改正の内容について御説明申し上げます。

まず、右側の旧の方の第2条は、本会議における欠席届の規定であります。これまで「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議に出席できない事由を一括して「事故」と総称しておりましたが、左側の新の方で、一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改めるものがあります。

また、議員として活動するにあたっての制約要因の解消に資するため、既に規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものがあります。

新の方の第2項においては、出産について、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を「出産予定日の6週間前から出産後8週間まで」と明文化するものがあります。

第93条は、委員会における欠席届の規定であります。改正内容は、第2条と同様であります。

第141条は、請願書の記載事項等についての規定であります。請願者に対して提出時に求めている「記名押印」を「署名又は記名押印」に改めるものがあります。

身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反するおそれがあることから、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととしたものがあります。

新の方の第2項においては、請願者が法人の場合の規定を新設するものがあります。2ページ

になりますが、第2項の新設に伴い、旧の方の第2項以降の項の繰り下げを行っております。

最後に附則として、この規則は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第15、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第2回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前11時46分 閉会